

平成23年

かすみがうら市議会第1回定例会会議録 第1号

平成23年3月1日(火曜日)午前10時10分 開 会

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
5番	古橋智樹君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	土木部長	松澤徳三君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	大塚隆君
市長公室長	塚野勇君	消防長	井坂沢守君
総務部長	山中修一君	教育部長	横瀬典生君
市民部長	川島祐司君	水道事務所長	仲川文男君
保健福祉部長	竹村篤君	農業委員会事務局長	中島邦之君
環境経済部長	山口勝徑君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子

議事日程第1号

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
諸般の報告
- 日程第 3 施政方針演説
- 日程第 4 報告第 1号 専決処分の報告について
- 日程第 5 議案第 3号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について

- 議案第 4 号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について
- 議案第 5 号 かすみがうら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 かすみがうら市行政組織改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 7 号 かすみがうら市光をそそぐ交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 議案第 8 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 かすみがうら市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 10 号 かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 11 号 かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 12 号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 13 号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 14 号 平成 22 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 7 号）
- 議案第 15 号 平成 22 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 16 号 平成 22 年度かすみがうら市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 17 号 平成 22 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 18 号 平成 22 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 19 号 平成 22 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 20 号 平成 23 年度かすみがうら市一般会計予算
- 議案第 21 号 平成 23 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 22 号 平成 23 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 23 号 平成 23 年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算
- 議案第 24 号 平成 23 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 25 号 平成 23 年度かすみがうら市介護保険特別会計予算
- 議案第 26 号 平成 23 年度かすみがうら市水道事業会計予算
- 議案第 27 号 土浦石岡地方広域市町村圏協議会の廃止について
- 議案第 28 号 市道路線の変更について
- 議案第 29 号 市道路線の認定について
- 議案第 30 号 市道路線の認定について
- 日程第 6 号 議案第 1 号 かすみがうら市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

諸般の報告

日程第 3 施政方針演説

日程第 4 報告第 1号 専決処分の報告について

日程第 5 議案第 3号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について

議案第 4号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について

議案第 5号 かすみがうら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 6号 かすみがうら市行政組織改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第 7号 かすみがうら市光をそそぐ交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について

議案第 8号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9号 かすみがうら市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 平成22年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）

議案第15号 平成22年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議案第16号 平成22年度かすみがうら市老人保健特別会計補正予算（第2号）

議案第17号 平成22年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第5号）

議案第18号 平成22年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第4号）

議案第19号 平成22年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第2号）

議案第20号 平成23年度かすみがうら市一般会計予算

議案第21号 平成23年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算

議案第22号 平成23年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算

議案第23号 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算

- 議案第24号 平成23年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算
議案第25号 平成23年度かすみがうら市介護保険特別会計予算
議案第26号 平成23年度かすみがうら市水道事業会計予算
議案第27号 土浦石岡地方広域市町村圏協議会の廃止について
議案第28号 市道路線の変更について
議案第29号 市道路線の認定について
議案第30号 市道路線の認定について

日程第 6 発議第 1号 かすみがうら市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

開 会 午前10時10分

○議長（小座野定信君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

ただいまから、平成23年かすみがうら市市議会第1回定例会を開会いたします。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（小座野定信君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、かすみがうら市議会会議規則第81条の規定により、4番 田谷文子君、5番 古橋智樹君、6番 小松崎 誠君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（小座野定信君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から24日までの24日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、諸般の報告を行います。

初めに、閉会中における各委員会の開催状況については、お手元に配付いたしました委員会活動状況一覧表のとおりでございます。ごらんおき願います。

次に、平成22年第4回定例会会議録を配付しておきましたので、ご活用願います。

次に、監査委員からの、地方自治法第235条の2、第3項の規定による平成22年11月から平成

23年1月までの月例出納検査報告書並びに地方自治法第199条第9項の規定による随時監査結果報告の抜粋をお手元に配付しておきました。

なお、全文は議会事務局に保管してありますので、ごらんおき願います。

次に、本日までに受理しました請願は、請願文書表に記載してありますように、請願第1号請願書「八ッ場ダム等水源開発の検証検討について」、請願第2号「保育制度改革に関する意見書提出を求める請願書」、請願第3号「T P P交渉参加反対に関する緊急請願」、請願第4号「建設業協会の経営改善等に関する請願書」、請願第5号「かすみがうら市商工会市補助金に関する請願書」の5件であり、所管であります各常任委員会に付託しましたのでご報告申し上げます。

また、陳情書「補助金減額見直しのお願について」は、議会運営委員会の決定により、請願文書表に記載してありますように、文教厚生委員会に付託しましたのでご報告いたします。

その他、本日までに陳情書2件を受理し、お手元に配付しておきましたので、ごらんいただきたいと存じます。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

陳情書の扱いの件なんですけれども、これまで陳情書は議場配付ということになっていましたけれども、今回、2月21日付の「補助金減額見直しのお願について」は、文教厚生委員会ということで委員会付託になっていると思うんですけれども、この「高齢者・障害者・住民参加のサロンの開設に関する陳情書」、これも市内のほうの方から出されているもので、市議会で審議され一日も早くお知らせいただきたいというふうに書いてあるんですけれども、これは議場配付ということになります。この各所管の委員会で議論するという事は、なぜやらなかったのか。判断したのか。ちょっとお聞きしたいと思います。

いいですか。こちらのほうは、陳情書「補助金」のほうは文教厚生委員会で審議することになると、こちらのほうは配付だけなので、そういう点での選択基準というのがあるのかどうか、それをお聞きしたいと。

○議長（小座野定信君）

はい。議会事務局長 土渡良一君。

○議会事務局長（土渡良一君）

ご質疑の陳情書の取り扱いでございますが、これにつきましては議運の中でのご検討いただいた結果ということで、基本的には議運の中でお話が出ましたのは、特に3月議会につきましては予算関係がございますので、特に関連を強く有するものという意味を踏まえて、補助金のほうにつきましては付託という扱いとなった経緯でございます。以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ということは、このサロンのほうの開設に関する陳情書は、いわゆる予算に関係しないということで委員会としては配付のみということで、議会としては審議は不要だというふうなことと理

解してよろしいのですか。

○議長（小座野定信君）

議会事務局長 土渡良一君。

○議会事務局長（土渡良一君）

議運のほうの考えといたしましては、当該予算に当然かかっている補助金、直接かかっている補助金について今回は付託しようというお話で、ほかにも請願が出ておるものにつきましても、当然予算が伴うものは、将来的には伴うものはございますが、今回については3月の当初予算と密接に関連があるものを付託しようということでございます。そういう意味で将来的な予算との関係を考慮したものではなく、当該3月の分においてということでございます。

ご理解願いたいと思います。

○議長（小座野定信君）

次に、議長、副議長が出席しました会議等については、お手元に配付いたしました各月の行事等報告書のとおりでございます。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 3 施政方針演説

○議長（小座野定信君）

日程第3、市長より平成23年度の施政方針演説がありますので、発言を許可いたします。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

本日、平成23年かすみがうら市議会第1回定例会の開会に当たり、私の市政運営に対する基本的な考え方と主要施策について表明させていただき、議員の皆様方を初め、市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さきの内閣府の月例経済報告では、「景気は、持ち直しに向けた動きがみられ、足踏み状態を脱しつつある。ただし、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にある。」という内容です。

しかし、何といても最大の不安材料は、公的部門が抱えるGDPの2倍を超える負債残高であり、これが経済クラッシュの引き金にならねばという懸念であります。私は、このような状況の中で、引き続き徹底した行政改革に取り組んでいく必要があるとの思いを新たにしているところであります。

こうした観点から、選挙公約として掲げておりました特別職報酬の減額や国民健康保険税の近隣市町村並みへの引き下げ、さらには、育児保育・学童保育の拡充などの子育て支援に取り組むとともに、中学生以下の医療費の無料化につきましては、平成23年度中の条例改正を目指すことといたします。また、石岡地方斎場移転計画の見直しを、関係市との合意形成に向け引き続き協議してまいります。そして、常設型市民投票条例の制定につきましては、現在、総務省において、国全体としての取り組みの方向が示されているところから、その状況をもう少し注視すべきものと考えております。

このような中、平成22年度には補助金等審議会並びに政策推進戦略会議を立ち上げ、補助金の見直しとともに、事業仕分けを実施し、財源の確保に努めてきたところでございます。また一方で、地場産業活性化の一環として、シルバー産業実現に向けての研究、さらには都市交流のある板橋区に職員を派遣し、市の情報発信のための市単独のアンテナショップオープンを目指しているところであります。

平成23年度事業につきましては、かすみがうら市総合計画に基づき行政運営を進めてまいりますが、前期基本計画が最終年度の5年目に当たることから、現下の変動する社会情勢を踏まえ、後期基本計画の策定に向けて見直しをしていく考えであります。

以下、重点施策につきましてご説明を申し上げます。

第1に、「自然と調和した快適なまちづくり」を目指してまいります。

宮崎県新燃岳の噴火活動が続く中、ニュージーランドにおける痛ましい地震災害が連日報道されておりますが、自然災害の発生は予期せぬところであり、市民が安心して暮らせる地域社会を実現するためには、地域を挙げての防災への取り組みが不可欠であると考えております。

まず、防災機能の充実を図る視点から、千代田地区防災無線のデジタル化を推進するとともに、住宅地への緊急車両の進行を阻害する狭隘道路の調査とデータ化を進めてまいります。また、地震に強い住宅の整備を促進するため、耐震診断に係る費用の一部を補助してまいります。

交通安全対策につきましては、死亡事故が多発している現状を踏まえ、関係機関・団体との緊密な連携を図りながら、交通安全キャンペーンなどの交通安全活動を通じて、市民の交通安全意識の高揚に努めるとともに、交通安全施設を必要に応じて整備してまいります。また、防犯灯の管理者を迅速に特定し、修理を即座に実施するため、地図情報を活用した防犯灯管理システムの整備を行い、防犯灯の管理事務の効率化を図るとともに、地域安全パトロールなどの地域防犯活動を展開してまいります。

近年、霞ヶ浦大橋が無料化されたことに伴い、交通量が年々増加し、交通事故も発生している現状があります。また、市内における窃盗などの犯罪や建設系廃棄物の不法投棄もふえており、本市においてもこれらの対策が重要な課題となっております。これらの監視を強化するために国道354号沿線に監視カメラを設置するとともに、土砂等の埋め立てについての関係条例を適切に運用してまいります。

次に、霞ヶ浦の水質保全や本市の恵まれた自然環境を守る上で、下水道の役割は重要であります。整備未了となっている特定環境保全公共下水道の加茂地区につきましては、引き続き計画に沿った整備を実施し、下水道計画区域外では合併浄化槽への助成を行ってまいります。また、施設の維持管理経費の削減を図るため、下水道施設の施設状況を調査し、長寿命化計画を策定してまいります。

上水道につきましては、健全経営を基本とし、安全な水を安定して供給するため、適切な維持管理に努めるとともに、経年劣化等に伴う配水管の改修を進めてまいります。

道路環境につきましては、去る2月7日に土浦市内の都市計画道土浦新治線と国道354号土浦バイパスが開通したことにより、霞ヶ浦地区から常磐自動車道へのアクセスが格段に向上し、周遊観光や流通に大きな経済効果が期待されます。また、平成22年に開通した県道石岡・つくば線と連動した国道6号千代田石岡バイパスの早期完成を目指し、働きかけを続けてまいります。

市内の道路整備については、地域間の幹線道路である市道㊦6号線や霞ヶ浦環境科学センターへの連絡道である市道㊦8459号線の早期完成を目指し整備を進めるとともに、五輪堂橋のかけかえを推進してまいります。その他の市道につきましても、今後とも路線の重要性や緊急性を考慮しながら計画的な整備を図るとともに、適切な維持管理に努めてまいります。

公共交通の確保につきましては、交通手段を持たない市民の生活上の拠点をつなぐ移動手段の確保のために、乗り合いタクシーやシャトルバスの実証運行を行い、市民の足として実情に合った輸送サービスの実現を目指してまいります。

神立駅西口整備につきましては、本年1月25日に土浦市と本市において一部事務組合を設立したところであり、今後は具体的な事務手続を進めてまいります。

消防につきましては、その広域化が体制の基盤強化の有効な手段であるため、具体的に検討・準備に取り組んでまいります。また、地域に最も身近な防災組織である消防団のより充実した活動を支援するため、計画的な統合を目指してまいります。

第2に、「健やか・安心・思いやりのまちづくり」を目指してまいります。

すべての市民が毎日を健やかに暮らしていけるよう、その生活基盤となる社会保障や福祉のニーズを確実に捉え、市民のつながりや地域が一体感を持った相互扶助のまちづくりを進めてまいります。

国民健康保険につきましては、市民の健康を支えているものでございますが、度重なる制度改正や国庫負担の縮減などにより、全体的な見直しが求められております。特に、高齢化や経済情勢の悪化、高度医療の発達などにより、制度開始時の被保険者の構成に対し、現在では社会的に低所得と言われる方の構成割合がふえています。また、医療給付費は今後も伸びが見込まれることから、保険税のさらなる負担増は被保険者の日々の暮らしの中でも相当深刻なものが考えられます。このため、一般会計からの繰り入れ支援を強化するとともに、保険税負担の抜本的見直しを行ってまいります。また一方で、健全な運営を図る必要があります。収納対策強化とともに、医療給付費総額の抑制策として、中長期的な視点に立つての特定健診の強化や健康づくりを具体化する健康増進計画の策定を進めてまいります。

保健予防につきましては、医師会や医療機関との連携を図り、社会的ニーズの高くなっている子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌の各ワクチン接種を実施してまいります。

次に、高齢者福祉につきましては、高齢者がいつまでも地域社会に参加し、生きがいを持って暮らすことができるよう各種支援策を講じるとともに、超高齢社会に対応するための新たな高齢者福祉計画、第5期介護保険事業計画を策定いたします。

障害福祉につきましては、さきに改正された障害者自立支援法の内容を踏まえ、これまでの障害者計画、障害福祉計画を検証し、社会的ニーズへ対応した計画を策定してまいります。

次に、子育て世代への支援につきましては、社会全体が一体となって取り組むことが大切であると認識しております。子育て支援の充実したまちを目指し、各世帯の持つ不安の解消に向けた取り組みを実施してまいります。具体的には、近年大きな社会問題となっている児童虐待等の予防対策として、相談体制の充実を図るために専門相談員を配置します。

また、放課後児童クラブにつきましては、保護者の就労時間の多様化に伴い延長保育時間を拡大するとともに、利用児童の安全確保や施設の充実の観点から、新たに下稻吉東小学校にクラブ

を設置します。

第3に、「豊かな学びと創造のまちづくり」を目指してまいります。

すべての市民が、生涯を通じて学び合い、地域の文化をはぐくむことは、この生まれ育った地域をより魅了するものにするものであり、本市においても脈々と引き継がれた地域文化が、その魅力度を高めながら保存されております。私は、それらの根本は教育であるとの視点に立ち、その基盤となる教育環境づくりに力を注いだまちづくりを進めてまいります。

最初に、学校教育の分野につきましては、平成17年度から継続して整備を進めてきた志筑小学校移転整備事業が、平成23年度のプール建設工事をもって完成となります。長い年月を要することとなりましたが、議員の皆様を初め、市民及び関係者の方々に改めて御礼を申し上げます。ことし9月の開校を目指して準備を進めており、地域の方々に愛される学校づくりに努めてまいります。

さらに、学校施設の安全性の確保としては、下稲吉小学校の保護者や市民の方々の要望のあった同校の施設整備を年次計画により進めることとし、校舎の一部の建設に着手いたします。また、耐震性能の劣る下稲吉東小学校校舎の耐震化を推進するため、設計を行ってまいります。

また、かねてより適正規模と適正配置が課題であった市内小中学校の統廃合につきましては、将来にわたる大きな問題として重く受けとめ、引き続き市民の方々のご意見を伺いながら進めてまいりたいと考えております。

次に、教育内容の充実につきましては、児童・生徒の能力に応じきめ細かな推進をするため、特に必要性が高まっている学校介助員の一層の充実を図ってまいります。また、新小学校学習指導要領により、平成23年度から5、6年生に対し外国語活動が本格実施されることから、英語指導助手を設置することで外国語の音声や表現になれ親しみ、さらにはコミュニケーション能力の素地の養いを支援します。また、国際感覚の豊かな人材育成のために、次代を担う中学生を海外へ派遣する「少年のつばさ」につきましては、継続して実施し、その体験が学校生活において活発に生かされることと期待しております。

生涯学習の充実につきましては、その中核施設となるあじさい館内の図書館運営の拡充を検討してまいります。具体的には、多様化する市民ニーズに沿い、図書館資料のさらなる充実とともに、祝日開館と平日の開館時間の一部延長を試行してまいります。また、本市は他に誇れる歴史や埋蔵文化財等の宝庫という一面を持ち合わせており、この誇れる地域資源を市内外に情報発信することは、これからのまちづくりに大きく寄与するものと考えております。このことから、郷土資料館と歩崎公園ビジターセンターを一体化し、学習の場としての魅力の創出を図ってまいります。

スポーツ・レクリエーション活動の推進につきましては、スポーツ団体のより一層の活動促進と、より多くの市民のスポーツ参加機会を増すため、市民主体の2つの総合型地域スポーツクラブの活発な活動を引き続き支援してまいります。

第4に、「活力ある産業を育てるまちづくり」を目指してまいります。

産業の振興は、地域活性化の源であり、本市の優れた景観を守る農林水産業の振興や耕作放棄地の対策を図るとともに、企業立地を積極的に推進しながら、引き続き地場産業の振興に努めてまいります。

最初に、農用地の有効利用については、農用地利用集積特別対策事業として、関係団体の協力を受けながら利用状況調査を行い、その結果を耕作放棄地の解消や農地利用希望者へのあっせんにつなげてまいります。

農業の振興につきましては、本市農産物の価値向上に努めるために、「湖山の宝」プロジェクトの趣旨に沿った加工品の開発支援や、新たな研究などに取り組む生産者組織への支援をしております。

また、優良農地の確保と有効利用を促進する農業振興地域整備計画の見直しを行ってまいります。

国の農業施策が大きく転換し、食料自給率向上と農村地域再生を目指す「農業者戸別所得補償制度」が平成23年度から本格実施されますが、本市としては、水田利用推進事業の助成内容の見直しを行うことで、飼料用米の推奨と担い手農家の支援により、水田の耕作放棄地の抑制を図りたいと考えております。

増加するイノシシなど有害鳥獣の農作物被害につきましては、今後もより深刻化するのではと懸念しておりますが、囲いわなの増設を行うなど、地元関係者の協力を得ながら、対策を講じてまいります。

次に、森林は水源の涵養、自然環境の保全など多面的機能を有していることから、森林が健全に育成・整備され公益的な機能が発揮されるよう、身近なみどり整備事業を引き続き実施するとともに、身近な緑を愛し、守り、育てる活動を通じて、人や社会を愛する心を育てようとする緑の少年団活動を支援してまいります。

水産業の振興につきましては、水産資源の増大を図るため、ワカサギ孵化放流、ウナギの稚魚放流、外来魚の除去などを、沿岸の関係団体のもと、引き続き実施してまいります。

観光振興につきましては、首都圏第3の空港として開港した茨城空港もはや1年を経過し、現在では国内3都市と海外2都市へ就航しております。本市では、いち早く外国語版のパンフレットを作成するなど、地域ブランド「湖山の宝」を初めとする市の観光情報を発信しておりますが、今後もその充実に努めてまいります。また、平成22年11月から板橋区内大山商店街のアンテナショップに参画し、本市のPRをしておりますが、平成23年度は新たに市単独のアンテナショップを開設し、本市農業や観光施設の紹介を実施してまいります。

雇用の対策につきましては、地域活性化の観点から、小規模工事等契約希望者登録制度や住宅リフォーム補助制度を創設し、市内事業者の活用を促進してまいります。

悪質商法や消費生活に関するさまざまなトラブルを解決するため、広報誌やホームページなどで啓発するとともに、消費生活センターによる消費者相談を実施してまいります。

第5に、「みんなで作る連携と協働のまちづくり」を目指してまいります。

地域主権が声高に叫ばれる現在、まちづくりのあるべき姿は、まさに市民参加型だと考えております。これまでの行財政運営を市民の皆さんと一体になって検証するとともに、市民や市内企業などとの連携によりまちづくりを進めてまいります。

コミュニティづくりにつきましては、少子高齢化の進行や生活の変化を背景に、その重要性が増しております。平成23年度においては、拠点となる地域集会施設3カ所の整備を支援してまいります。

協働のまちづくりの推進につきましては、既に各方面で市民の方々に参加していただき事業を展開しているところで、特に、かすみがうらマラソン兼国際盲人マラソンかすみがうら大会は、地域の元気につながる活動として高く評価され、平成22年度の茨城県イメージアップ大賞の奨励賞を受賞いたしました。今後も市民の皆様との連携を視野に入れ、各事業の展開を図ってまいります。また、ふるさと大使や本市の応援団として登録いただく「ふるさと市民」の方々との活発な交流機会を設け、地域活性化やまちづくりへの参加機会の拡大を進めてまいります。

男女共同参画社会の構築につきましては、実感できる環境を目指し施策を展開しておりますが、市民の皆さんへの周知PRや意識改革を図りながら、新たな推進策を検討してまいります。

広報活動の推進につきましては、従来の行政情報の伝達周知に加え、市のイメージ発信やPRには欠くことのできない要素であると認識しております。特に、インターネットを活用した迅速な情報発信は、大きな効果が期待されます。新年度においては、リニューアルしたホームページを活用し市内外への情報発信に努めてまいります。

行財政運営につきましては、市長就任時から内外に向けて行政改革の推進を掲げ、短期間の中でも事業仕分け等のできる限りを実行に移してまいりました。平成23年度においては、その取り組みを本格化させ、事業のあり方そのものを検証することで、計画的、効率的な運営を目指してまいります。その基盤となる職員の定員管理につきましては、厳しい財政運営のもと、平成23年度の職員の採用を見送り、組織機構につきましては、合理化を進めております。

財政基盤となる自主財源の確保につきましては、新たに納税者の利便性を確保するコンビニ収納を実施するとともに、インターネット公売等を引き続き実施してまいります。

また、入札制度につきましては、条件つき一般競争入札を中心に実施しているところでありますが、公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づき、価格以外の要素を含めて評価する総合評価方式による入札を試行的に実施し、入札契約制度の透明性、工事の品質の確保を目指してまいります。

ただいま申し上げてまいりました、まちづくりを実現するための平成23年度予算の概要をご説明申し上げます。

一般会計は150億5000万円で、平成22年度予算と比較して8000万円、0.5%の減と、ほぼ同水準となっています。

歳入については、税収が低迷する中、地方交付税の増により一般財源が確保されました。

歳出については、学校耐震化の推進など安全・安心な市民生活の確保、道路整備等の市民生活に密着した社会資本整備の着実な推進とあわせ、神立駅周辺の整備事業など新たな課題への対応が求められる中、国民健康保険事業における保険税の見直しなど福祉の向上を優先施策として、合併特例債や基金の活用により、社会保障の充実と社会資本整備のバランスに配慮した予算といたしました。

特別会計については、6会計合わせて94億7920万円で、2億9940万円、3.3%の増となっております。

一般会計、特別会計合わせて、総額245億2920万円となり、2億1940万円、0.9%の増となっております。

企業会計である水道事業会計については、収益的収入及び支出額は10億528万9000円で、平成

22年度予算と比較して、収入は4174万3000円、4%の減、支出は4170万4000円、4%の減となります。資本的収入及び支出の収入額は、1750万1000円で、9649万9000円、84.6%の減、支出額は5億2732万8000円で、353万3000円、0.7%の増となっています。

以上、平成23年度予算案提出に当たり、私の所信の一端を申し上げ、施政方針とさせていただきます。

○議長（小座野定信君）

以上で、市長の施政方針演説を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時46分

再 開 午前10時55分

○議長（小座野定信君）

再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 4 報告第 1 号 専決処分の報告について

○議長（小座野定信君）

日程第4、報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告第1号について、市長より報告を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました報告第1号につきましては、下稲吉中学校校舎耐震補強工事に伴う変更契約について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものでございます。

内容につきましては、地下埋設ケーブル及び仮設給水場を増設したことにより変更したものでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君より質疑通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今、理由をおっしゃったんですけれども、当初設計の段階で、今言った2点については確認はできてなかったのでしょうか。それとも、その後に追加をしなければいけないというふうになったのか、この点についてご説明をお願いします。

○議長（小座野定信君）

教育部長 横瀬典生君。

○教育部長（横瀬典生君）

はい、ご苦労さまでございます。それでは理由を、ただいまのご指摘の件も含めて、多少詳細に申し上げたいと思います。それで答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

今回の変更の理由につきましては、大きく3点ほどございます。その3点が増えの要

因でございまして、ほかにも過不足がございましたけれども、結果としてご案内されているような414万7500円となったわけでございます。

まず、その第1点目でございますが、仮設の水飲み場ですか、これは給配水も含まれますけれども、これの増がございました。

当初の設計では別棟の利用を見込んでいたわけでございますが、実情としては賄い切れないという学校の要望によりまして、設置数の増設を図ったものでございます。

つまり、当初仮設がゼロであったものが、4台外側へつけました。それから、内側へ当初ゼロだったのが、12台ということにつけたものが、その理由でございます。

これが着工費ベースで約145万円でございます。

それから、第2点目でございますが、仮設の空調機器、いわゆる室外機及び配管の設置でございます。

これにつきましても、当初設計においては計上されておりませんで、削孔といいますか、コンクリートに穴をあけたり、あるいはその粉じん等の飛散の防止、そして、騒音対策も兼ねまして衛生環境の確保、これを、強く学校側等の要望がございまして、設置をするに至ったわけでございます。この増額でございます。これが着工費ベースで185万円でございます。

つまり、当初に室外機の設置の架設は予定をしてございまして、6台を設置をしているものでございます。

続いて、3点目でございますが、P.Cのアウトフレームの施工に伴いまして、先ほど市長が触れておりましたが、地下埋設ケーブルの切り回しがございました。これが55万円ほどの増となっているものでございます。当初は目視による確認が不可能であったということが一つございます。これに加えまして、試掘には施工範囲の確保など、学校行事及び安全管理を含む調整に時間を要するため、竣工図に基づく設計を行いました。現状と相違が生じたことからの増額でございます。

つまり、この中で、いわゆる架設といいますか切り回しのため、40メートルのケーブルを90メートルに引き上げているものでございます。

そのような3つの大きな理由から、今回の増額とさせていただいたものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういうふうに細かく内容がわかっているならば、これに報告とする中身としてはきちんと添付すべきだということだと思っておりますよ。

今、1点、2点、3点おっしゃいましたよね。1点と2点は学校側の要望ということですね。3点目は、目視で設計、前のものを見たらそこには埋設するものがなかったと、ただ、やってみたらそういうことがあったので延長したということですから、そういう内容については、きちんとこういう報告だけで済ませるのではなくて、添付書類として事前に配付すればよろしいのではないのでしょうか。その点について。

○議長（小座野定信君）

教育部長 横瀬典生君。

○教育部長（横瀬典生君）

以後、そのような措置をしていきたいと思えます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

やはり、これが実際にこのぐらにかかるとかどうかということも、検証しなければいけないんですよ、私たちのほうとしてはね。増額がこれが適当なのかどうかというチェックも事前に行なわなければいけないというのがありますので、ぜひ、これは後で書類を提出してください。議員全員に。お願ひします。

○議長（小座野定信君）

ほかに質疑はございませんか。

以上で、報告第1号の報告を終了いたします。

日程第 5 議案第3号ないし議案第30号

○議長（小座野定信君）

日程第5、議案第3号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について、ないし議案第30号 市道路線の認定についてまでの28件を、かすみがうら市議会会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

次いで、提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました各議案につきまして、提案理由を順次ご説明申し上げます。

初めに、議案第3号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定並びに議案第4号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定につきましては、昨今の大変厳しい財政状況をかんがみ、平成23年4月1日から、私の任期の限り、副市長並びに教育長の給料月額を10%減ずるための条例を制定するものでございます。

次に、議案第5号 かすみがうら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、平成22年8月に国家公務員の給与等に対し人事院勧告が提出され、国や他自治体においても一般職及び常勤の特別職の給与が改定されたことに伴い、市職員の給与等について、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第6号 かすみがうら市行政組織改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、住民サービスの向上や行財政改革の着実な推進のため、本年4月に予定している行政組織の改編に伴い、条例の一部改正とあわせ、関係条例の整理を行うものでございます。

次に、議案第7号 かすみがうら市光をそそぐ交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定につきましては、住民生活に光をそそぐ交付金の一部を活用し、虐待や自殺予防対策として、専門相談員や図書館司書を配置する財源に充てることなどを目的とした基金条例を設置する

ものでございます。

次に、議案第8号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、市外に住所を有する特別職の職員が会議等に出席した場合の費用弁償と、嘱託員の通勤に係る費用の一部を支給するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第9号 かすみがうら市特別会計条例の一部を改正する条例の制定につきましては、老人保健事業について、後期高齢者医療制度への移行後の清算のみを行っておりましたが、清算期間が経過したため、老人保健特別会計を廃止するものでございます。

次に、議案第10号 かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、土地の埋め立て事業を適正に処理するため、条例の一部を改正するものでございます。

このたびの改正では、事業者、事業施行者、周辺関係者を明確に定義し、事業関係者の責務や、さらには、事業に用いる土砂等の発生元についても茨城県内に限定するなど、新たな規制を盛り込むものであります。

また、この改正条例は広く周知をする必要があることから、来る6月1日から施行するものでございます。

次に、議案第11号 かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、出産育児一時金の支給額を暫定的に引き上げる特例措置が終了することに伴い、必要な改正を行うものでございます。

次に、議案第12号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国民健康保険税の基礎課税額のうち、所得割額並びに資産割額について引き下げを行い、高齢者支援金分、介護保険分については、納付額に見合う税収を確保するため、引き上げを行うものでございます。

さらに、賦課限度額につきましては、基礎課税分1万円、後期高齢者支援金分1万円、介護保険分2万円の合計4万円の引き上げを行うため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第13号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、牛渡地区公民館及び安飾地区公民館の移転に伴い、施設の位置を変更するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第14号 平成22年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に6億5250万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を163億3569万9000円とするもので、主な内容といたしましては、きめ細かな公共施設整備事業の推進を初め、消防車両の整備、基金積み立て等に要する経費を計上したものでございます。

次に、議案第15号 平成22年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に1億3339万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を46億1546万2000円とするものです。

内容といたしましては、保険給付費について不足が見込まれることから、増額を行うものであります。

次に、議案第16号 平成22年度かすみがうら市老人保健特別会計補正予算（第2号）につつま

しては、既定の歳入歳出予算の総額に262万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1151万3000円とするものです。

内容といたしましては、清算業務のため存続させてきた老人保健特別会計ですが、平成22年度をもって廃止となることから、実質収支見込額を一般会計に繰り出すものでございます。

次に、議案第17号 平成22年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第5号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に271万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を12億9050万6000円とするものでございます。

内容といたしましては、消費税納付金を計上するものです。

次に、議案第18号 平成22年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に6151万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億9158万4000円とするものです。

内容といたしましては、認定調査件数の増加による主治医意見書作成手数料と介護給付費準備基金の積立金を計上するものでございます。

次に、議案第19号 平成22年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、資本的収入の既決予定額1億1400万円に一般会計からの出資金90万円を追加し、資本的収入の総額を1億1490万円とするものです。

なお、補てんされる過年度分損益勘定留保資金の額を4億889万5000円に改めるものであります。

次に、議案第20号 平成23年度かすみがうら市一般会計予算につきましては、歳入歳出総額は150億5000万円で、前年度予算と比較しますと8000万円、0.5%の減となっております。

次に、議案第21号 平成23年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出総額は46億8500万円で、前年度予算と比較しますと2億2700万円、5.1%の伸びとなっております。

次に、議案第22号 平成23年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算総額は5億9400万円で、前年度予算と比較しますと3330万円、5.9%の増となっております。

次に、議案第23号 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算につきましては、歳入歳出総額は12億2400万円で、前年度予算と比較いたしますと1210万円、1.0%の減となっております。

次に、議案第24号 平成23年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算総額は3億5740万円で、前年度予算と比較いたしますと130万円、0.4%の減となっております。

次に、議案第25号 平成23年度かすみがうら市介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算総額は26億1880万円で、前年度予算と比較いたしますと5250万円、2.0%の増となっております。

次に、議案第26号 平成23年度かすみがうら市水道事業会計予算につきましては、収益的収入及び支出につきましては、収入支出とも10億528万9000円でございます。

また、資本的収入及び支出につきましては、収入が1750万1000円、支出が5億2732万8000円と

なっております。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5億982万7000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金並びに減債積立金で補てんするものでございます。

次に、議案第27号 土浦石岡地方広域市町村圏協議会の廃止につきましては、市町村合併や社会情勢の変化などに伴い、広域行政圏施策は当初の役割を終えたものと考えられることから、市町村圏協議会の設置根拠である広域行政圏計画策定要綱が廃止されたため、地方自治法第252条の6の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第28号 市道路線の変更につきましては、上志筑地内を起点に粟田地内を終点とした市道㊦54号線の起点の位置を変更するものであります。

次に、議案第29号 市道路線の認定につきましては、上志筑地内から高倉地内に位置する市道㊦2587号線の路線変更に伴い、別路線の市道として認定するものであります。

次に、議案第30号 市道路線の認定につきましては、本路線は、市道㊦378号線及び市道㊦376号線に接続する路線であり、市道として認定するものでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

以上で提案説明が終了いたしました。

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

ちょっとお伺いしますけれども、大したことはないんですが、議案第13号、安飾地区公民館というのはどこにあったものなのか。私の記憶では、安飾地区の多目的集会施設というふうに理解しているんですよ。まあ公民館、そんなことは別にどうってことはないんですが、市の財産管理の中で、多目的集会施設が何で安飾地区公民館になっているのか。この辺をお伺いしながら、私の考えが、言っていることが間違いなかったら、これを直してください。

○議長（小座野定信君）

教育部長 横瀬典生君。

○教育部長（横瀬典生君）

お答えをいたします。ただいまご指摘の点でございますが、これについては詳細に確認をしたいと思っております。現状の中では、例規においては発言したような状況になっておりますので、後ほど確認をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

この施設は、国の補助金で多目的集会施設ということで建てた建物であって、会計検査院が入ったんですよ。そのときには、多目的集会施設というような看板があがっておった。会計検査院でもって、安飾地区公民館を案内してくれと言ったら、またもとに戻って多目的集会施設に戻ってきた。これは何だというような指摘をされている事実があったんですよ。

それよりも財産の管理体制がどうなっているのか。一番そこが問題なんですよ、安易な考えで安飾地区公民館なんてこれ書いてあるけれども、こんなこと微々たるものなんですよ。職員の資質なんですよ。担当がやっているから、部長にはそこまでわからないかと思うんですが、もし

間違っていたら、一応これ訂正してください。

以上です。

○議長（小座野定信君）

以上で提案説明が終了いたしました。

上程議案に対する質疑は、会期第4日目の3月4日にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 6 発議第 1 号 かすみがうら市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（小座野定信君）

日程第6、発議第1号 かすみがうら市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

10番 鈴木良道君。

[10番 鈴木良道君登壇]

○10番（鈴木良道君）

発議第1号 かすみがうら市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由の説明をいたします。

今回の改正の主な内容は3点であり、1点目は、本市議会の議員定数が16人となったことに伴い、動議等による議事に関する成立要件の人数を減ずるよう改正しようとするものであります。

2点目は、質疑の活性化と充実を図るため、会議における質疑、質問の回数等について、3回までであったものを、原則、制限を設けないことに改めるものであります。

3点目は、請願の委員会付託について、これまで委員会付託が義務づけられていたものを、審査に緊急を要する場合や、既に願意が実現されていて、審査の必要を認めないときにおいては、付託を省略し、本会議で審議決定することができるよう改めるものであります。

以上、提案理由説明といたします。

以上です。

○議長（小座野定信君）

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております発議第1号については、かすみがうら市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、発議第1号 かすみがうら市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより、発議第1号の採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、発議第1号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、あす3月2日午前10時から一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

散 会 午前11時25分

平成23年

かすみがうら市議会第1回定例会会議録 第2号

平成23年3月2日(水曜日)午前10時01分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
5番	古橋智樹君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	16番	廣瀬義彰君
8番	佐藤文雄君		

欠席議員

15番 山内庄兵衛君

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	土木部長	松澤徳三君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	大塚隆君
市長公室長	塚野勇君	消防長	井坂沢守君
総務部長	山中修一君	教育部長	横瀬典生君
市民部長	川島祐司君	水道事務所長	仲川文男君
保健福祉部長	竹村篤君	農業委員会事務局長	中島邦之君
環境経済部長	山口勝徑君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子

議事日程第2号

日程第1 一般質問

- (1) 古橋智樹 議員
- (2) 佐藤文雄 議員
- (3) 山本文雄 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 古橋智樹 議員
- (2) 佐藤文雄 議員
- (3) 山本文雄 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通告者	質問主題
		(質問の区分)
(1)	古橋智樹	1. 国保税資産割の改善と均等割の公平なバランスについて
		2. 近隣市町村との外交の利益について
		3. 特別会計や補助金、人件費の秩序なき合理化について
(2)	佐藤文雄	1. 入札制度の改革で「談合入札」を根絶し、適正な価格での公共事業の発注について
		2. 小規模工事契約希望者登録制度及び住宅リフォーム助成制度の導入による地元中小業者の仕事おこしの施策について
		3. 生活排水対策における公共下水道事業の全面見直しについて
		4. 国保加入者の負担能力に応じた国保税への引き下げについて
		5. 介護保険特別会計の黒字分を保険料の引き下げに廻すことについて
		6. 向原土地区画整理組合への税金投入問題について
		7. 基本水量の見直しで水道料金の引き下げを
		8. 石岡地方斎場移転計画の見直しについて
		9. 未来につながる子育て支援の充実について
(3)	山本文雄	1. 行政改革の推進と事業仕分けの導入について
		2. 職員の意識改革と人事システムの確立について
		3. 下稲吉小学校の整備促進について
		4. 保育行政の充実について
		5. 板橋区との交流事業の促進について
		6. まちづくりの推進について

開 議 午前10時01分

○議長（小座野定信君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

なお、15番 山内庄兵衛議員から所用による欠席の届け出がありましたので、ご報告申し上げます。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。会議において傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願い申し上げます。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務についてただす場であります。

したがいまして、法令等を遵守していただくことを求めます。

また、3月1日に会議規則が改正されたことにより、以前は3回までであった質疑回数が撤廃されたため、議員各位においては時間配分に留意されますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、能率的な会議運営の観点からより簡明な答弁をなされることを求めます。

日程第 1 一般質問

○議長（小座野定信君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

5番 古橋智樹君。

[5番 古橋智樹君登壇]

○5番（古橋智樹君）

おはようございます。

一般質問通告の本題に入る前に、一言申し上げる次第です。

さきの市議会議員選挙において、私はかすみがうら市として協調性のあるまちづくりを目指すべきと掲げた次第でございます。なぜならば、1つを例に申し上げますと、50年前の車が余りない戦後間もないころ、当時の町や村で大抵の方は一日の生活圏をその町や村の中で十分賄えるような時代でありました。しかし、この車社会でもある現代社会において、かすみがうら市だけの行政界の中だけで毎日の生活を過ごすのではなく、北は石岡、小美玉、行方市に出向けば、南は土浦、つくば等々に出向く、こういった市民一人一人の生活圏は幾つかの行政、地方自治体のサービスを当たり前を受けているわけですから、住まいのある主に税金を納めているかすみがうら市の行政サービスの一つだけの個人プレーを磨くことより2人、3人と、お互いの適材適所で持ちつ持たれつ、相乗効果を生むような1足す1が2ではなく3となり、4となるような信頼関係、協調性がこれこそがこういったまちづくりがこの景気の低迷において財政が厳しいときだからこそ、貴重な財産であろうと考えるからでございます。

もう一つ例を挙げますと、道路が一つの行政界の中だけで終えるような道路であってはなりません。行政界をまたぐ広域を便利に利用できる道路でなければなりません。行政同士が、地方自治体同士が互いに尊重しなければならない、そうしたことにより有意義な広域幹線道路ができるわけでございます。道路に限らずほかの行政サービスにつきましてもしかりであります。

宮嶋市長には、その掲げられる行財政改革の御旗が近隣市町村からして唯我独尊とならぬよう、私といたしましても、かすみがうら市のためにたださなければならぬと決意をするものでございます。

そして、我々当市の予算についても、経費節減のみによる偏った行財政改革により財政力指数

を維持するような行政運営ではなく、地方交付税の恩恵を有効に活用し、GDP国内総生産のような市内総生産を維持させるといったとらえ方で市の成長を保つことが市民や市内にかかわる事業者のための行政運営であります。安心・安全なまちづくりによって、市民や市内事業者が安心して仕事に専念し、所得や雇用を維持できるようなまちづくりにつなげなければなりません。

それでは、通告に従いまして3項目について一般質問を行います。

第1点目として、国保税資産割の改善と均等割の公平なバランスについて質問いたします。

私は、平成20年第1回定例会より、国保税の資産割及び均等世帯割については、一般質問において是正を求めてまいりました。その後、平成22年度において国保税の所得割や資産割の減率の改正を実施されましたが、私の訴えてまいりました資産割と固定資産税との二重課税による不公平感の解消や国の応能・応益割、1対1の指針にはまだまだ乖離がありました。そして、今定例会における国保税にかかわる条例の上程により、私の訴える不公平感の解消に前進を感じさせるものでございます。

一方、国保の医療診療費として支出増加は、少子・高齢化社会において必然であり、収支のバランスを賄い切れない国保制度自体への憂慮もございます。国民年金のような一律固定額ではなく、課税方式による国保の負担は、アメリカでもなし得ない日本が培ってきた国民皆保険制度であり、社会保障の鏡でございます。この社会保障の鏡である国保の税率設計は、バブル期に設計された税率がそのままこの今の景気の低迷にまで継がれておりますので、固定資産を保つことが依然厳しい社会情勢と国民皆保険の理念に矛盾する二重課税の不公平感を解消いたしたく、私は何とか茨城県内10市町村の資産割廃止の先例を目指して、この訴えを邁進してまいりたいと存じます。

1つに、国保税資産割の改善の可能性について方向性と計画及び試算を伺います。

2点目に、県内でも比較的低い当市の国保税均等割、世帯割の適正について、方向性と近隣市町村並みにした場合の試算を伺います。

続きまして、第2点目といたしまして、近隣市町村との外交の利益について質問いたします。

冒頭に申し上げましたとおり、近隣市町村との関係は市民の代表である市長が模範となるような外交を行うべきところであります。国同士の関係に例えるのなら、全く関連の異なる場合であっても真摯に向き合うことに重要な形があり、誠意を欠いた発言は国同士の関係をも悪化させてしまうことは皆様もご承知のとおりでございます。このようなことがかすみがうら市と近隣市町村との関係で起きてしまっている。しかも当市にとって合意締結を覆し、現状不利益を発生させてしまっている。さらに見直しにより譲歩案をいただきながらも、市長ご自身の選挙公約に固執している。エゴイズムとは、自分の利益を中心に考えて、他人の利益は考えない思考や行動の様式であります。私にとりまして宮嶋市長の選挙公約の固執は、市民の幸福ではなくエゴイズムの割合のほうが大きいのではないのでしょうか。

1つに、石岡地方斎場に係る市長の合理化公約の断行は不利益ばかりをもたらしていないか伺います。

2つに、これまでの市長の近隣市町村との外交にはいささか協調性や信頼性を欠くものが目に余り、次なる合併を目指す市長の考えと矛盾していないか伺います。

続きまして、第3点目といたしまして、特別会計や補助金、人件費の秩序なき合理化について

質問いたします。

宮嶋市長は、ご自身の選挙公約に基づく行財政改革において聖域なき改革とされておりますが、私といたしましては聖域なきではなく、秩序なき合理化と申し上げさせていただきます。物事を行う場合の正しい順序、筋道、これが秩序であります。さらには、社会の諸要素が相互に一定の関係や規則によって結びつき、調和を保っている状態、これも秩序であります。片や、市長という立場は選挙によって選ばれた市民の代表として、市内の最高の執行権を持たれ、そのアイデアを十分発揮されることを求められているという事実もございます。しかし、その市長の権限も、これまで地域が歩んできたよきにつけあしきにつけ、ならわしや歴史に改革として立ち向かうことは、非常にあつれきを生むことは必至であります。その姿勢を賞賛するケースもあるかもしれませんが、宮嶋市長に投票した大方は、果たしてそこまで求めているのでしょうか。私は、この景気の低迷に対し、素直に新たな市長の立場で改めてほしいということであり、決して大方ひずみまで生み出すものではないと察するところであります。

宮嶋市長は、選挙公約の行財政改革として、人件費から捻出して特別会計に当初予算として編成することのお考えはまだ撤回したとは伺ってはおりませんが、法定上はその編成も可能であります。しかしながら、その市長の権限だけで駆使される予算編成権が現在、当市の健全を示している財政状況で行うこと、このことによって今後の市政運営に、さらには公平公正なルールに禍根を残さないという確信がございますのでしょうか。

そこで伺います。公約のための各特別会計や補助金から財源確保に奔走する行政手法は法令秩序の枠を超え、一緒くたな運営となり、それぞれ公金の長期的な計画や趣旨、ルールを取り壊し、将来景気を回復するときに、従来の公平性を維持できるのかお伺いいたします。

以上、私からの1回目の質問といたします。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

古橋議員の質問にお答えいたします。

1点目の国保税資産割の改善と均等割の公平なバランスにつきましては、市民部長からの答弁とさせていただきます。

2点目の近隣市町村との外交の利益につきましてお答えいたします。

近隣市との関係につきましては、対話を基本に各種の協議を行っているところでございます。本市の実情の中で協議途中の事案もあり、合意が整わない案件もあるかと思いますが、何事もあいまいにすることなく主張すべきはきちんと申し上げ、また譲るべきところは譲る心で、かすみがうら市民の不利益を受けない方向で今後も話し合いを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、市町村合併につきましては、前向きにとらえており、双方の合意が必要であることは当然のことと認識をしているところでありますが、今後も周辺市町村の動向を見ながら、合併を目指してまいりたいと考えております。よろしくお願い申し上げます。

3点目の特別会計や補助金、人件費の秩序なき合理化につきましてお答えいたします。

第2次かすみがうら市行政改革大綱において基本方針として事務事業の見直し、受益者負担のあり方の見直し、歳入の確保、公共施設の有効利用、運営合理化、民間委託等の推進、定員管理、給与の適正化、水道・下水道事業の経営健全化に取り組むこととしております。

このように経費全般にわたる徹底した節減合理化を進めながら、事務事業の優先度に重点を置き、長期的な視点に立ち、計画的かつ効率的な財政運営の維持に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

市民部長 川島祐司君。

[市民部長 川島祐司君登壇]

○市民部長（川島祐司君）

古橋議員の一般質問中1点目、国保税資産割の改善と均等割の公平なバランスにつきましてお答え申し上げます。

まず、第1番目の国保税資産割の改善の可能性、方向性と計画及び試算についてお答えいたします。

国保税額の算出に当たっては、応能割の所得割と資産割、応益割の均等割と平等割があり、応能、応益、それぞれの標準基礎課税総額、標準後期高齢者支援金等課税総額及び標準介護納付金課税総額の割合を50対50によるものとする、地方税法第703条の4、第4項、同条第14項及び同条第23項に規定されており、古橋議員ご指摘の1対1というものであります。

今定例会にご提案申し上げました国保税条例の一部改正条例案において、当市の国保税1世帯当たり及び1人当たりの平均課税総額を近隣市町村並みにするという政策を持って、減税措置を行うために地方税法第703条の4第4項等の規定に従い、現行の課税総額割合が基礎課税総額で応能割64.89%、応益割35.11%、後期高齢者支援金課税総額が応能割49.80%、応益割50.20%、介護保険納付金課税総額が応能割42.10%、応益割が57.90%という状況であり、改正案で試算しますと、基礎課税総額で応能割54.99%、後期高齢者支援金課税総額が応能割51.49%、介護保険納付金課税総額が応能割44.94%ということになります。

また、国保税加入世帯の課税所得を職種別に見ますと、給与所得者が39.89%、次に年金所得者が30.0%となっており、農業、営業等による課税所得者は18.01%という実情から、当市の国保加入世帯の職種が都市化傾向にあるということ踏まえ、資産割課税分を減じていくこととし、平成20年度課税状況の3区分課税合計割合で54.80%であったものを昨22年度に49.80%に改正し、このたびのご提案は25.0%と資産割を減ずる税率でご提案をしております。

試算についてであります。平成20年度の資産割課税1世帯当たり平均額を申し上げますと、基礎額分で3万4939円、後期高齢者分で7,941円、介護納付金分で5,355円となっており、このたびの改正案で1世帯当たり平均額を試算しますと、基礎額分で1万6643円、後期高齢者分で3,541円、介護納付金分で5,355円、被保険者の方が3区分に該当する方であれば、合計2万5539円の減額となります。

次に、2番目の均等割、世帯割についてお答えします。

先ほども申し上げましたように、このたびの国保税条例の一部改正条例案は応能割、応益割を地方税法の規定に沿った割合とすべく何通りかの税率、均等、世帯平等割額をもって試算をした結果により、均等割額で6,800円、世帯平等割額で800円を引き上げるものとしたしました。近隣市の課税状況と比較しますと、現行の均等割、世帯平等割額のみでは40代の夫婦、学生の子ども2人、計4人家族で土浦市が14万1400円、本市が14万8000円、石岡市が15万9000円、小美玉市が16万8600円となっており、このたびのかすみがうら市の改正案では、本市が合計で2万4000円引き上げとなるものの、平成20年度の応能割、課税税率、所得割の10.25%を0.75%減、資産割の54.8%を29.8%減する税額の合計額が応能・応益割額の引き上げ額を上回る世帯がほとんどという状況と推測をしております。

以上であります。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

それでは、再質問をさせていただきます。

国保税につきましては、私、文教厚生常任委員会の今回、座長を務めておりますので、計数的なものとなるべく触れなく、なるべく今後の方向性などにとどめたいと思う次第でございます。

ただいま川島市民部長から資産割、均等割、世帯割等についてのご説明あったわけでございますけれども、それとともに応能・応益割の50対50という指針に向けての是正をご説明いただきました。今回の上程の中でお伺いすべきところではありますけれども、私も選挙の目標として一つ掲げておりましたので、その点で伺うことをご容赦いただきたいんですけれども、今回の上程はまだ途中経過、その是正の目標に向けての途中経過である、段階的なものであるのかどうか、まず判断を下された宮嶋市長にお伺いしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

段階的か、今後さらにまた改善を進めていくのかというご質問だろうと思いますが、大分大幅な改定でございます。これで一応様子を見たいと、そういうふうを考えておまして、この後さらにこの比率を変えて応益のほうをさらに引き上げるかという、今現在それを考えているわけではありません。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

ただいまのご答弁ですと、どっちつかずのような形にも解釈できるんですけれども、私は宮嶋市長さんがご自身の市長選挙の中で掲げられておりました国保税の大幅値下げという、非常に耳ざわりのいい、受けのいいフレーズでありまして、私一個人としても下げただけなのであれば、本当に下げたいと思うわけですが、当市の健全な財政指数を保つためには、急激な大幅な値下げはできないということ、改めて宮嶋市長が就任されてある程度の期間がたったわけですが、当初描いていた形が難しいんだ。いやこれは今後もできるのかという、私は先ほどの

答弁ですと、非常に選挙公約に固執されていた割には、非常にぼやけた答弁だったと思うんですけれども、今後、選挙公約に固執される市長がその一つとして国保税を大幅値下げする、これはもっと堂々とおっしゃってもいいのではないかなと思うんですが、そのあたりについて市長のお考えを再度お伺いしたいと存じます。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

選挙公約との関係であります、近隣市町村並みへの大幅値下げということで申し上げておりました。大体今回の改正でほぼ近隣市町村並みになったかと思っております。ただ、市民の方の個別は値下げ率はばらばらでございまして、階層によって条件解消によって大きく違うわけがあります。

あとでご質問もほかの方からも出るとは思いますが、一部正直値上げになってしまったようなところもございまして。それは応能、応益の比率のバランスを改正したことによってやむを得ず生じるものではあります、それにしても近隣市町村、小美玉、石岡、さらに土浦、つくば等に比較して決して見劣りするものではないと。全体として見れば、ほぼ横並びになったかなということをおもっております、ここで一応公約は達成したかなというふうな思いでおります。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私は資産割と固定資産税との二重課税の不公平感を解消したいということにこだわっております。目標であります。県内で既に10市町村、この近年でも資産割を廃止している。それを市長さんはどのように認識されているのか、この点をお伺いしたい。なぜこの資産割がほかの先進事例として10市町村も廃止できたのか、市長のご認識をお伺いしたいと思っております。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

近隣だと小美玉あたりが資産割ゼロになっておりますよね。確かにゼロのところもあるわけですが、従来のかすみがうら市が相当偏った資産割、相当高水準の資産割の率であったものでありますから、今回は、小美玉ともともとのかすみがうらとの中間程度まではいったかなと思うんですが、全体として見て小美玉と比べても、土浦、石岡と比べても、ほぼおおむねバランスすると、そういう感じでございます。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私は、なぜ10市町村が廃止することができたのか、それをお伺いしたかったんですけれども、ここで担当市民部長の川島さんに、なぜ10市町村だけは廃止にできたか、このあたりのご認識をご答弁いただければと思っております。

○議長（小座野定信君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

それでは、ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

現実的に各資産割を廃止している市町村から意見を求めたということはありませんけれども、私なりにただいま古橋議員がおっしゃっていました10市町村という都市名からしますと、ここにある資料ですと、古河、取手、東海は別個としまして、那珂、神栖、あるいは守谷、ひたちなか、筑西、鉾田、笠間、先ほど市長が言いましたように小美玉というような中でいきますと、現実的に先ほども私、第一回目の答弁で申し上げましたように、都市化の傾向、すなわち従前ですと、国保制度そのものが農業、営業等の方が入る制度というふうにとらえられて、古く30年ころからつくられてきたわけですけれども、現在は勤めの方、あるいは給料等で社会保険に加入していない方、そういう方が現実的に入られておりますので、従前の営業等でない場合の資産割を賦課しないと税収が保てないという時代といいますか、地域性がなくなってきたところが、現実的に資産割を賦課しないというような状況であると思いますので、先ほども触れましたように、かすみがうら市もこの神立駅近くの稲吉地区あたりがかなりそういう世帯が多いということで、資産割を約半分以下にというような結果になっておりますので、将来まだまだ稲吉地区等が発展し、都市化がかなりの割合を占めてくることによって、結果的には資産割というのを徐々に減らし、あるいは将来なくなっていくのかなというふうに私の個人の意見ですけれども、考えております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

宮嶋市長は、市民の負担軽減というキャッチフレーズを前面に出されております。私は、そのキャッチフレーズを聞きますと、国保税の資産割、これは目標としてゼロと持つべきじゃないかなというふうに理解したいんですけども、これで公約を達成されたというふうには、私は到底認めたくないと思うんですけども、当市は市街化もあれば、無指定区域もあり、かなり同じ坪数でも差があるわけでございます。さらには市街化におきましては、相当数の団塊世代以上の先輩方がご自宅等も含めて所有なさっている、名義も早々には生前贈与されない、そういうことで市長が新聞でもお言葉として発言されております。だれしもお世話になる国民健康保険税、こういう中で非常に是正する部分、資産割をさらに是正する、この姿勢を選挙公約を果たしたということじゃなくて、さらに持つべきだと思うんですけども、そのあたり市長いかがですか、お伺いたします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

資産割のさらなる低減についてであります。今、市民部長からも答弁がありましたように、当市の現状をいわゆる国保の加入世帯の現状等から見ますと、今の水準がほぼ当面はこれでいいのかなという感じを私は持っております。しかし、傾向としては、確かに今、議員ご指摘のような趨勢にあるわけありますから、今後もそういったところは注視しながら、審議会等のご意見

も伺いながらかじ取りをやっていきたいと、こういうふうに思っております。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

また、均等世帯割につきましては実質税額が上がるということで、私も昨年の12月には会派等におきまして、当市の国保税を納めている年額の格差をグラフにしてお示した経過もございません。この均等割、世帯割の税額を上げることによって、私も件数としては均等割、世帯割が上がることはこれは必至でありますということは、理解しております。

しかしながら、私としてはその均等割、世帯割額を上げる、このことをもっと市長さんには責任を持ってご負担いただくということをこの本会議上で発言いただくべきかなと思います。上程の理由においても、ほかの税率の是正については触れておりますけれども、余り均等割、世帯割を上げることの痛みについて協力を求める弁がない、私はここで再度ご質問させていただいて、市長からその弁をいただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

議員ご指摘のとおり均等割、世帯割の部分がどうしても上がっていくわけでありますから、それはそういった対象の市民の方にはご理解をいただくと、そういうことをお願いをするしかないと思っております。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

今後、景気の低迷がいつまで続くか存じませんし、何としても行政としては、この景気の回復を目指して頑張っているわけでもございまして、改めてお伺いするんですけれども、今後の国保税の税率、先ほどあらかた選挙公約としての目標を達成したとご答弁いただきましたけれども、常に時代の社会情勢は動くわけでもございまして。まだまだ景気の低迷が続くだろうというこの見通しの中で、私はまだ国保の税率についてはもっとさらに改善をすべきところ、詰めるべきところがまだ残っているかと思うんですけれども、市長、本当にこの選挙公約を果たして、これで市長の今、与えられている残りの任期の中ではこの税率改正で終わりなんですか、お伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

大分厳しいご指摘でございますが、一応当座の選挙公約は果たしたと、いわゆる近隣市町村並み、近隣と差のない、実質的に近隣とそれほど差がないレベルにまではこれで落とすと思っておりますので、選挙公約は果たしはしたと。しかし、国保制度そのものは、国保税の水準そのものについては、あるいは制度のいろいろな矛盾点等については、今後とも改善に向けて努力していく、これはもう当然のことでありまして、これであと残す任期中、全然何も手をつけないということではございません。それはご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私も文教厚生委員会の立場でございますので、その先は詰め過ぎることはいささか度が過ぎますので、これにて国保の質問は終えたいと思います。

続きまして、第2点目の近隣市町村との外交利益についてお伺いします。

先ほどの市長の答弁を伺いますと、非常に簡潔な答弁だったかと思う次第なんですけれども、私とともにこの市議会、さらには新聞報道からなるかすみがうら市民の感触といたしましては、何か石岡地方斎場の件に特につきましては、特段市長は、それらに副管理者として出向いてお仕事はなさっていると思いますけれども、協議が長引く、建設等の計画も宙に浮いたままになってしまう。この時間の経過も、私は既に不利益になっていると思います。時に決断が必要かと思えます。

当市におきましても、某企業においていろいろその建設計画に加わりたいという考えの企業もあることも事実であります。そういった企業にとりましても、この石岡地方斎場の移転の話がまとまらない形は非常に企業にとって不利益であります。市民にとっても、日に日に現在の石岡地方斎場が老朽化が進む中では焼却設備等の効率性を考えれば、今どきの火葬炉のほうがはるかに効率がいいわけでございます。そういった点で不利益もあるかと思えます。そして、かすみがうら市民の思いとしても、市長が全面的に選挙公約、石岡地方斎場の見直しに固執する余りに、市民の気持ちとしても非常に消極的になってしまう方も、必ずいらっしゃると思えます。

私は、先ほどの答弁では、特段今の現状は可もなく不可もなくのようなご答弁ではございましたけれども、本当に石岡市、小美玉市さんとの外交において不利益はないというふうにお考えなんでしょうか、ご答弁をお願いいたします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

特に、近隣との関係の中で石岡斎場組合の件についてであります。この点につきましては、何人かの方がこの後にご質問等あるようではありますが、今年の私、市長就任時に規模縮小の申し入れをいたしまして、3度ほど管理者会議等でお話をしましたが、今年の11月5日の管理者会議の話し合いをもって、その後、約3カ月以上もの間、1回も話し合いが正式には持たれなかったわけです。この事態に対しまして、管理者である石岡市長には、再三再四督促をしたわけですが、なかなか会議を持ってもらえないで、2月15日の斎場議会になってしまったわけですが、そういった経過の中で、やはり主張すべきは主張していくことを考えております。

現実的に、じゃそのために話し合いがなかなかつかないために工事がおくれたとか、そういうことがあるかと申しますと、それは現実的には全然そういうことにはなっておりません。工事は当初計画の予定どおりには進んではおりません。しかし、それはやはりもともと今年のことでありますが、地権者の関係で用地買収ができなかった。それによって用地買収が約半年、用地買収がおくれたという事情がまずございます。その後、遺跡調査等を今やっているわけですが、本来であれば、昨年じゅうに造成工事等も予算には入っていたんでありますが、できなかったと。

それが今から発注するということでもあります。

実際に建物の建設工事が今時点で予定されているのは9月に着工すると、そういう段取りでありますから、話し合いが長引いていることによって工事がおくれってしまったということは全然ないわけでありまして、それ以外の原因で工事がおくれましております。しかし、工事がおくれしているからといって、いたずらに話し合いの時間を長引かせるということとはよくありませんので、私は再三再四申し入れをしているのであります。

ようやく、2月15日の斎場組合の議会の前の管理者会議におきまして、それまで石岡市長は話し合う必要がないというふうなことを文書等でもよこしておったんですが、小美玉市長の話もありまして、いずれにしても話し合いをしない話が決着しないことには建設工事には、現実的には着工できないわけでありまして、やはり話し合いを急ぐべきだという点では、2月15日には一致しました。ただ、決着はついていないと、そういうのが現状でございます。

何度も申しますが、そのことによって工事がおくれたという現実的な被害と申しますか、市民への不利益にはなっていないと、こういうふうに申し上げたいと思います。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私は、今の市長の答弁、認識にいささか先ほど申し上げたような偏りがあるのではないかとこのように申し上げたいと思います。

よく空気を読むという部分でもう少し選挙公約に固執する割合に比べて、非常に周りの評判、感触、こういったものにもっと敏感に耳を立てる、そういったことも私は宮嶋市長の選挙公約の一つではあったのではないかなというふうに思うんですけども、私はやはり管理者の話し合いがなかなか進まないということは、事実不利益を生んでいると思うんですけども、管理者からの提言に対して組合議会、この協議にかかるよりも、私はもっと管理者の立場として違った責任があるのではないかなと思うんですけども、私は宮嶋市長が石岡、小美玉の市長さんとの折衝の中、それが私は首長というよりは、単に3分の1の権利を主張されている、これまでの合意形成、場合によっては、組合議会の中で締結したような経過も余り尊重されておらないような答弁の印象を受けるんですけども、過去は過去なんですか。過去はもう過去のもので一切関係なく、今、宮嶋市長が副管理者となった以上は、今から将来のことしか私は尊重していないようにしか思えない。過去のこれまでの時間、もちろん予算もかけて、計画に関しても金をかけながらも費やしてきた、これは全部水に流すというお考えなのですか、この点をお伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

一部事務組合の運営というのは、非常に今難しい時代に入っているかと思っております。これは一つの市の中でも同じであります。急激に社会情勢が変わってまいります。この斎場計画というのは、10年前に考えが始まったわけでありまして、その時代の考えからでは、一部縮小になった面もありますが、まだまだ見直しの余地があるということで、私は選挙のときに皆さんに申し上げてきて、その結果、市長に就任したわけでございますが、そのことも含めて、そういう経過の中

で、確かに今、議員ご指摘のとおり今まで10年近い間、一部事務組合の方々が議員さんも含めていろいろ議論を重ねてきたという経緯もあるわけでございます。

しかし、これは八ッ場ダムの問題とか霞ヶ浦の導水の問題もありますが、相当のお金をかけてしまった事業についても、今時代が違うのではないかということで見直しも入っております。これはまだ決着はついておりませんが、そういった時代が急変する中で、しかもかつては右肩上がりの中で、ある意味で行政は右肩上がりですから、どんどんいろいろなことをやっても、市民はお任せという感じだったわけでありましたが、今はそういうことが情報がどんどんみんな市民の方も関心を持ってきて、情報がどんどん表に出る時代になってまいりました。

そういう中で、市民の方もよくよく考えてみると、何だこれは無駄ではないのかなと、そういうことがやはり選挙は4年ごと、あるいはそれよりもっと短い場合もあるわけでありましたが、そういう年月の中でやはり見直しをする必要があるのではないかということで、私は申し上げております。

その点、見直しが全然だめということではありませんで、以前にも答弁したとおり、多少の見直しは小美玉、石岡と合意はしているわけです。ただ、まだ最終的な合意に至っていないと、最終的に合意しなければ事業は進みませんから、まだまだ話は続ける必要があると、こういうことで考えておまして、今後も事業自体がおくれるようなことのないように話をしていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私は今の市長さんの話を長引かせないように努めたいという答弁に非常に期待したい。その内容につきましても、かすみがうら市民だけではなく石岡、小美玉市の市民の気持ちもあるということをご理解いただきたいというふうに思うわけでございます。

それから、答弁におきましては、単なる今現時点の対話だけではなく、尊重という言葉は用いられませんでした。これまでの経過、年月、歳月も十分念頭に置いてこの無用な話し合いが長引くことを避けたいというふうに、私は理解したいと思います。

続きまして、3点目の秩序なき合理化についてお伺いさせていただきます。

まず、先般の全員協議会におきまして平成21年度財務4表、かすみがうら市の財政状況をバランスシートとして求めた、これは総務省等の指導の形によるものだと思うんですけども、市長さんはこれまた市長選挙において三百数十億もの借金があり、非常に当市の財政は破綻寸前であり、厳しいと選挙の中でお訴えになっていたわけでございます。しかしながら、当選後、決算報告においては健全であるという報告を市長のお名前でお出された。私も含めてそのことに対して、市長の選挙公約との矛盾を指摘させていただきました。もしこのまま財政が資金ショートするというなら、その決算報告とは別に任意で報告を出していただきたい。今後の財政計画を宮嶋市長との視点で示していただきたい、私は訴えてまいりましたけれども、その選挙公約で強く訴えられていた厳しい財政状況を根拠としてお示しいただくことはありませんでした。

この先般の全協でバランスシートいただきましたけれども、これを見る限りではその市長の憂慮される、いわばこのバランスシートでいえば、債務超過のような形は全然あらわれていないわ

けでございます。普通の事業者であれば、このバランスを見る限りでは、まだまだ借入れが十分対応可能であるというふうに理解されると思います。

私は、さまざまな行財政改革に取り組んでおられますけれども、いささかこの選挙公約のあたり方には過度なところがあったのかどうか市長のご認識を、今現在、市長としての立場から見てあるのかどうか、ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私の財政に対する基本的な考え方ではありますが、現実的にかすみがうら市が歳入欠陥が出て、歳出分を賄えないという状態でないことは明らかであります。それは財務4表が示すとおりであります。しかし、私どもが、かすみがうら市がよって立っている地方交付税初め国の資金であります。国の例えば地方交付税についても、合併特例債のいわゆる償還金等も含めて地方交付税に算入されるわけではありますが、その算入された地方交付税、たしか47億だと思んですが、それが実際、じゃ47億現金でいただけたかと、国から47億円振り込んでいただけたかという、現実的には振り込んでいただけていないわけです。47億のうちの約10億円は、当面国に金がないので借りかえといってくれということで10億円ぐらいは、かすみがうら市の名義で国が本来くれるべき10億円をかすみがうら市の名義で10億円借りかえたわけですね、臨時財政対策債ですよ。そういう形ということは、これはその先、その10億円がじゃことし10億円ですが、来年の分も含めて、今後絶対国が払ってくれるかといったら、今、国の状況を見ると、そういうことは期待できないのではないかと。もうそういう事態になっております。

帳じりは合わせておりますが、実態というのはもう既に10億円の歳入欠陥があるわけです。実質的には借金を許されたんで国が許さないと、国のほうは払えないわけですからどうにもならないんですね。そこで表に出たら債務不履行になってしまいますから、現実的にはそれが現実だと、帳簿の上では合っていますよ。しかし、それは借用書にサインしただけですから、それはいずれは国が払わなくてはならない。じゃ、国はそれが払える状況かということそうではない。私はそういう認識で、もう徹底的な厳しい行財政改革に取り組んでいかないと、もう今の国のやっていることをそのままのみにして財政運営やっていいたらとんでもないということを、そういう認識でおります。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

今の市長のご答弁、資金繰りについて、私は国はもっと地方交付税として出したいんだという気持ちは国としてももちろん責任は持っていると思いますし、それだけ金額を送りたいという気持ちをありがたく解釈すべきところもあるんじゃないかなっていうふうに思います。今の資金繰りの市長の苦勞のとらえ方をそのまま今回の上程されている予算において市内の各種団体、補助金、一方的に下げられている。資金繰りが非常に不安な形になっている。全く市長が今、苦勞した考えと同じになってしまうんじゃないんですかね。もうちょっとこちらの提示だけではなく、先方の提示の努力もいただきながら行財政改革に取り組んでいく、これこそ市長がねらうところ

ではないのでしょうか。私はいささか一方的過ぎる、市長が今先ほど、国とのやりとりの中で資金繰り苦労されている、これは矛盾しているような気がするんですけども、いかがですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

矛盾はしていないと思います。かすみがうら市が国からもらえないわけですから、10億はとりあえず市のほうの名義で、本来であれば国が振り込んでくれるお金を市の名義で借りかえておくよということでありますから、市の要するに後で国がくれるという約束なんです、それは空手形ではないかというふうに私は考えざるを得ないと。そういった厳しい状況でありますので、もちろん補助金等の交付につきましては、補助金審議会で審議をいただいているわけです。

補助金審の中で、ことしは時間もありません関係上、たまたま18の事業しか補助金審にはかかっておりません。まだ100以上150もの補助金交付団体があるわけでありますが、そのうちのごく一部につきまして補助金審で検討していただいて、特に補助金交付団体については、その団体に余裕金とか繰越金等があるかないか、そういったことを見る。さらには、その団体がその団体における給与等を適正に支払っているかどうか、少し改善の余地がないかどうか、あるいはいろいろな無駄遣い、今どき無駄遣いということはないでしょうけれども、さらなる減ができないかという観点から補助金審で審議をいただいたわけです。そのご指摘を受けて、今回予算にそういったことを反映させた予算として提案させていただいたと、こういうことでございます。ひとつご理解を賜りたいと思います。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

市長は、先ほど国との資金繰りの相談の中で特別臨時債というご答弁ありましたけれども、これもまさしく国の優しさでいろいろ金利的にもかなり優遇された形、それから手続的にも大分国としてサービスを受けたのではないかなと思うんですけども、いざ我が市の中の補助金を通達した先にしますよと、そういう同じような配慮があるのでしょうか。さらには、事業仕分けたる補助金審議等の中でそういった資金繰り、そこまで十分各団体の資金繰りを年度当初にこれだけまとまった金が必要だ。もし、こちらの都合でどうしても削減しなければならないというのであれば、その代替となるような提案をする、それが私は仕事だと思うんですけども、そういう点で、先ほども矛盾しているのではないですかというふうに申し上げたんです。

ですから、補助金を削減、一方的にただけではないんですか。じゃ、それを補てんする代替策をこちら行政として努力されている、こういうものはあるのでしょうか、ないのでしょうか、お伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

そういう各団体における先ほども申しましたが、資金繰りの状況等も十分、補助金審のほうでは検討されたようであります。もちろんいわゆる毎年度の収支決算書、そういったものはもう十

分検討して、その中に余裕金があるかないか。ですから、もしこれがこの補助金、今年度カットの対象になった団体等がどうしてもやりくりがきかなくて、逆に負債がふえていくということになれば、負債がふえていくということはないでしょうけれども、仮にかすみがうら市が今、置かれているような新たに借用書にサインをするという、臨時財政対策債、それにサインをするというような状況になれば、これは補助金交付している団体というのは、もちろんそれなりにいろいろな市内での市民の皆さんとの協働活動、あるいは企業活動等を支えているわけでありまして、これがつぶれてしまっただけでは何にもならないわけでありまして、それは十分検討してまいりたいと。

ただ、今回の予算書の中で即この補助金削減によってその団体がつぶれてしまうと、そういうようなことをやった覚えは全然ありませんので、万が一そういう窮屈な状態になれば、今年度は多分それでしのげるのではないかと思います。借り入れ等発生した場合は翌年度に対応するとか、補正で対応するとか、そういったことは当然していかなくてはならないと、行政としてそれは当然のことであると、そういうふうに思っております。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私は、今の市長の答弁からすると、非常に削減率が大き過ぎるのではないかというふうに思う次第なんですけれども、私は通告で担当部長にはお伺いしていないわけですし、秩序なき合理化という点でご答弁いただければと思うんですが、事業仕分けをなさった審議会の担当事務局の部長さんに、この削減する補助金の相手先は4月、5月、その削減した形で運営に支障を来すのか来さないのか、そのあたりご答弁をいただきたいんですけれども。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 塚野 勇君。

○市長公室長（塚野 勇君）

ただいまの補助金等審議会での審議経過等を踏まえてのご質問でございます。この審議会での当指針の一部につきましては、先般、議員の皆様方にご報告を申し上げたところでございます。そういう中で、今般は124事業の中で18事業について補助金等審議会でも審議をしていただきました。ただ、審議会での答申内容につきましては、個々について補助金の金額については具体的には触れておりません。あくまでも継続、見直し、改善、あるいは内容によっては減額も可能ではないかと、そういう答申内容でございます。それを踏まえまして市長等の判断の中で、今回数字的な内容が示されたところでございます。

ただいまの今回の補助金の削減によって団体の運営に影響があるのではないかというような、その辺の判断をとというようなご質問でございますが、私の立場でほかの団体の財務状況、運営方針等について、具体的に触れるのをちょっと避けたいと思います。

そういう中で、繰り返しになりますが、補助金審議会についても22年度、ある面では暫定的な対応でございます。23年度さらに抜本的な補助金制度のあり方について見直し、検討をしていこうというふうなことで審議会の中でもいろいろなご意見が出ておりますので、私としましては、補助金のあり方についてさらに時代の変化、市民のニーズに沿った新しい補助金体制ができれば、そういうことで今、考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私は、今の担当部長の答弁からすると、各論として資金繰りについて踏み込んだ精査はないのかなというふうに理解するところなんですけれども、私は今回もう上程されていますから、この定例会の時間の限られた中で、ぜひ市長には無用な時間を極力かけない形で話し合いを持って、対話を持っていい形を生み出す努力をしていただきたい。

また、もう一点、これはお伺いしますが、いささか施政方針寄りの内容になってしまうので、私の通告した内容にフォーカスがややずれるんですけれども、今回、上程されました各種予算、トータル額も含めてです。私は行財政改革の御旗を掲げた割には、ほぼ例年並みの予算である。借金を減らそうという形も特段、施政方針の中ではない。私は、いろいろそういう行財政改革の中で補助金の見直しを事業仕分け等でやったということなんですけれども、そのやった形が市長の選挙のときに掲げられていたものとリンクしていないというふうに思うんですけれども、この点については施政方針の中でご答弁いただくことかと思っておりますので、簡潔にご答弁少しいただければと思うんですが、お願いいたします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

事務事業、さらには補助金等につきましては、議会の各委員会等もあります。この場で余り具体的なことに触れても仕方がないと思いますので、各委員会等におきまして持てる資料は全部、補助金審議会等でももう資料は全部出しておきまして、そういった資料を十分ご検討いただいて、例えば補助金についてはその団体に余裕金があるかないか、きちんと定員管理をしているか、そういったことも含めて見ていただけたらご納得、ご理解がいただけるのではないかと考えておりますので、その節はよろしくお願いたしたいと思っております。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私は市長が唱えられる聖域なき行財政改革ということが、結果として非常にこの定例会で負担を増している。私はもうちょっと段階的に踏み込むステップを大きくまたぎ過ぎているのではないかなというふうに感じる次第でございます。そのためにも、議会はこの定例会の中だけが仕事ではございませんので、予算書を組む前にもいろいろ議決する我々とも事業仕分けの審議会だけではなく、相談することが非常に効率がいいものであろうというふうに思う次第でございます。

ぜひここまで来ておりますから、何とか私としても、市民の皆様には不安を与えないような23年度予算になるように努めたいと思っておりますので、ぜひ宮嶋市長からも私のみならず20人の議員に対して歩み寄りの姿勢を出していただきたいということをお願い申し上げまして、私の一般質問を終えたいと存じます。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時27分

再 開 午前10時36分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

日本共産党の佐藤文雄です。

私は住民代表の一人として、平成23年第1回定例会の一般質問を行います。

さきの市議会議員選挙で3たび選出され、再び一般質問をする機会を与えてくださった市民の皆さんにこの場をかりて厚く御礼を申し上げます。

期待されて誕生した民主党政権は、国民への公約を次々と破り、自民政権以上の悪政を押し進めており、国民の暮らしは一層深刻になっております。だからこそ、市民の命と暮らしを守るという市政の果たす役割は大変大きくなっております。私は、暮らしも雇用も子育ても安心のかすみがうら市にと、高い水道料金や国保・介護保険料の引き下げ、中学卒業までの医療費の無料化など暮らし・子育て応援の市政を目指すことを訴えました。これからも選挙戦で訴えた公約実現へ全力で頑張ります。今回はその立場から一般質問をいたします。

1、入札制度の改革で談合入札を根絶し、適正な価格での公共事業の発注について。

公共事業における入札制度は、より費用のかからない業者に公共事業を任せるという制度であります。談合入札はその目的に反した犯罪行為であり、直接の犠牲者は発注者である自治体であります。究極的には納税者である市民ということになるわけであります。

そこで質問です。新年度に向けた入札制度の改善策について、指名競争入札をやめ、500万未満の建設工事も一般競争入札としたのか、市長の答弁を求めます。

2つ目、私は談合入札をなくす手だての一つに希望価格、この事前公表をやめることを一貫して強調してまいりました。市長は、前回現実的ではないとして、今後も検討課題とさせていただきたいと答弁しましたが、その考えはないか、平成22年度2月末までの入札結果について、その報告と市長の見解を改めてお伺いをいたします。

3つ目、前議会で通常の道路改良や舗装、修繕工事まで最低制限価格を設けないこと、一方、建設労働者の賃金へのしわ寄せを防ぐ担保として、公契約条例を制定することを提案をいたしました。検討結果は出たのでしょうか、お伺いをいたします。

2番目、小規模工事契約希望者登録制度及び住宅リフォーム助成制度の導入による地元中小業者の仕事おこしの施策についてであります。

小規模工事契約希望者登録制度は、自治体が発注する土木、建築、電気、内装仕上げ、板金、塗装、ガラス、造園など多岐にわたる小規模工事に今まで指名競争入札の参加資格登録をしていなかった人も登録できる制度で、中小業者の仕事確保や地域おこしに喜ばれております。当市で

は、来年度導入することとなったのか、お伺いをいたします。

また、私は景気が低迷する中、住宅リフォームを市内の業者に発注すると補助が受けられる住宅リフォーム助成制度の創設を求めてまいりました。前回、市長及び担当部長からの前向きな答弁をいただきましたが、地元商工業者との協議及びその検討結果について伺います。

3つ目、生活排水対策における公共下水道事業の全面的見直しについて。

新年度予算案では、継続事業として加茂地区の特定環境保全公共下水道区域内の施設整備を行うとしております。これが対象戸数すべてが加入することが担保されているのかお伺いをいたします。また、費用対効果に基づく公共下水道の全面的な見直しは行わないのか、お伺いをいたします。事業認可区域であっても、見直しすべきだと考えます。

公共下水道布設済みの地域の加入促進の具体策について、これは何回となく質問をしてまいりました。前回土木部長は臨時職員を雇用し、推進活動の強化を図ると答弁していますが、加入は進んでいるのでしょうか。また、年次目標はできたのかお伺いをいたします。

多額な建設費を投入している特環公共下水道事業における加茂工業団地内の企業の加入についてであります。加入調査の進捗状況はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

4つ目、国民健康保険加入者の負担能力に応じた国保税への引き下げについてであります。

市長が選挙で掲げた公約の一つとして、国保税の引き下げがあります。しかし、来年度の国保税の改正を見ると、世帯の国保加入者数に応じて計算される均等割を医療分で22%、後期高齢者支援分で11%、介護保険分で25%と大幅に引き上げた結果、所得が少なく、固定資産税が賦課されていない世帯、また加入者数が多い世帯にとっては引き上げとなります。引き下げられる世帯数と引き上げになる世帯数の割合はどのようになっているのか。また、その税額の平均はどれくらいなのか、引き上げとなる世帯にとっては公約違反となりますが、市長の答弁を求めます。来年度に向けた減免基準要綱の作成について、その検討結果の報告を求めます。

滞納者本人にも通知しないで、預金口座の差し押さえなど強引な手法による市当局の滞納徴収対策について、市民から痛切な苦情が寄せられております。納税相談に来ないからとして切り捨てるのではなく、加入者の生活事情を聞くという立場で直接出向き、相談に応じるべきではないでしょうか、市長の答弁を求めます。

5つ目、介護保険特別会計の黒字分を保険料の引き下げに回すことについてであります。

市は、昨年、65歳以上の1号被保険者の第4期平成21年から23年度の保険料を引き上げましたが、平成21年度介護保険特別会計の決算では1億720万円の黒字を出しております。当市の介護保険利用見込みと現実の利用状況の乖離についてお伺いをいたします。

平成21年度予算において保険給付費を23億5800万円としましたが、決算では20億7200万円で、差額が2億8600万円、予算対比87.9%であります。当初見込みと実態が違った内容の具体的な説明を求めます。さらに、平成22年度の利用状況、現段階での実態についてお伺いをいたします。

介護保険料の引き下げについてお伺いをいたします。

来年度は、第5期介護保険事業計画の見直しが行われます。厚労省言いなりではなく、市の介護実情、実態を踏まえた上で保険料の引き下げに努力すべきではないでしょうか、市長の答弁を求めます。

介護保険料や利用料で市町村独自の減免措置を実施している自治体はどれだけあるのでしょうか

か。その内容の特徴も含め報告を求めます。当市でも、市独自の減免制度を設けることについて考えていないかお伺いをいたします。

6つ目、向原土地地区画整理組合への税金投入問題についてであります。

前回、市長は今でもバブルの産物として大分税金を投入していると述べ、最終的に市のさらなる税金の投入、負担もやむを得ないと答弁しておりますが、とんでもありません。これこそ税金の無駄遣いであります。再考を求めて以下質問をいたします。

第1、向原土地地区画整理組合事業は公共性が担保されない一民間の宅地開発事業であり、地権者14人の個人資産形成が実態であります。市長は、設立の状況等やこれまでの市のかかわりを考えると、組合員への損失振り分けは無理だと述べておりますが、税金投入の正当性、その根拠について答弁を求めます。

2つ目、来年度予算案にこの組合事業にかかわる債務負担行為損失補償を平成25年度まで延長するとなっております。保留地販売が遅々として進まない要因は一体何でしょうか。その責任の所在はどこにあるのでしょうか、答弁を求めます。

7つ目、基本水量の見直しで水道料金の引き下げについてお伺いをいたします。

他県から引っ越してきた方や基本水量10立方以下の使用の世帯からは、高い水道料金に苦情が殺到しております。先月3日、市長に水道料金引き下げの要望書を333名現在その筆であります。提出いたしました。当市の水道料金は県下では13番目に高くなっております。土浦市並みに基本料を450円にして、1立方ごとで使用した分だけ支払う従量料金制度にすることができないか、答弁を求めます。

県中央広域水道の実施協定の見直しと無駄な水開発事業中止要請についてお伺いをいたします。

茨城県企業局から購入している水で、一番高いのが県中央広域水道の料金であります。現在、実施協定の水量は1日当たり6,700立方であります。現在の契約水量、いわゆる購入水は1,400立方となっており、霞ヶ浦地区では水道水の約8割が地下水であります。前回市長が出島村長時代に実施協定を2,500立方追加していたことがわかりました。見通しが甘かったと、市長は答弁いたしました。茨城県も当時の水マスタープランでの県の人口予測を2000年までに420万人と想定し、水開発事業を推進してきました。しかし、今や県の人口は296万人であります。過大な水開発事業はやめる決断をするときであります。市長も現実を直視し、実施協定の見直しと無駄な水開発事業である霞ヶ浦の水質浄化には全く役に立たない霞ヶ浦導水事業をやめるよう要請すべきではないでしょうか、答弁を求めます。

8、石岡地方斎場移転の計画の見直しについてであります。

私は、平成15年1月に議員となって以来、一部事務組合である石岡地方斎場組合の議員に選任され、8年間斎場組合議員として常に発言し、特に新斎場建設については問題点を指摘、移転建設ではなく、現斎場での改築を求めてまいりました。しかし、石岡市長である組合管理者は再考することなく、石岡市染谷中島山へ移転建設を強行し、組合議会もこれに同意をいたしました。今回の斎場移転建設は、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないという地方自治法第2条14号に違反する行為であり、私は反対の立場であります。

そこで質問であります。市長の公約である石岡地方斎場移転建設の見直しについて、現段階の報告を求めます。市長が主張する見直し項目の根拠について説明を求めます。

建設負担金について、私は合併特例債を用いることに問題があるとして反対をしてきましたが、市長の見解を求めます。組合管理者が副管理者である宮嶋市長の見直し要請に応じず強行策をとった場合、対抗措置を考えているのか、お伺いをいたします。

9番目、未来につながる子育ての支援の充実についてであります。

私は子育て支援は待ったなしとして安心して働き、子育てできる環境づくりを訴えてまいりました。今、格差と貧困が広がる中、学校教育現場も大変です。子どもたちの学ぶ力をどう育て、社会人として成長していける学びの環境づくりも大きな課題だと考えます。

中学校卒業までの医療費無料化拡充策について実現に向けた対策はどうなっているのか、お伺いをいたします。子どもたちに行き届いた教育を保障する具体的な手だてについて、教育長の答弁を求めます。学校関係者から学校給食費無料化の要望が強いと、昨年9月定例議会でただした経過がありますが、その後の検討結果について、市長の見解を求めます。

以上で第1回の質問とさせていただきます。

○議長（小座野定信君）

これより昼食休憩に入ります。

再開は午後1時30分からといたします。

休 憩 午前11時54分

再 開 午後 1時27分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

佐藤議員の質問にお答えいたします。

1点目の入札制度の改革で談合入札を根絶し、適正な価格での公共事業の発注につきましてお答えいたします。

入札制度につきましては、入札制度検討委員会等でよりよい制度に向けた協議を実施し、今回2月1日から新しい入札制度を取り入れたところであります。一般競争入札の拡充につきましては、制度改正後間もないところでありますので、今後の課題として慎重に協議をしてみたいと考えております。

そして、平均落札率のお尋ねでございますが、対前年比較で申しますと、今年度平均落札率はマイナス1.87%の結果が現時点でのデータでございます。詳細につきましては、総務部長より答弁を申し上げます。

2点目の小規模工事契約希望者登録制度及び住宅リフォーム助成制度の導入による地元中小業者の仕事おこしの施策につきましては、総務部長、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

3点目の生活排水対策における公共下水道事業の全面的見直しにつきましては、土木部長から

の答弁とさせていただきます。

4点目の国保加入者の負担能力に応じた国保税への引き下げにつきましては、市民部長からの答弁とさせていただきます。

5点目1番の本市の介護保険利用見込みと現実の利用状況等の乖離につきましてお答えいたします。

介護保険における認定者数については、第4期事業計画において見込んだ人数と現在の人数はそれほどの乖離は見られない状況であります。

なお、平成21年度における介護サービス給付費については、要支援、要介護で認定された方の中で、在宅で介護サービスの利用を受ける方が多いため、推計よりも給付費の伸びが抑えられたと思われま。平成22年度の状況につきましては、21年度と比較して給付費の伸びが大きく、事業計画の推計値に近い数値になってきております。

5点目2番の介護保険料の引き下げにつきましてお答えいたします。

23年度は第5期介護保険事業計画の見直しを行うこととなっておりますので、介護サービスの実績等を勘案し、検討を行いたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

詳細につきましては、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

6点目の向原土地地区画整理組合への税金投入問題につきましては、土木部長からの答弁とさせていただきます。

7点目の基本水量の見直しで水道料金の引き下げにつきましては、水道事務所長からの答弁とさせていただきます。

8点目、石岡地方斎場移転計画の見直しにつきましてお答えいたします。

市民生活や行政を取り巻く環境は年々厳しさを増しているところから、一部事務組合においても歳出削減などの改革が必要と考え、ご承知のように昨年8月、石岡地方斎場移転建設事業の見直しの申し入れをいたしました。その後、若干の歩み寄りがあったものの、まだ合意に達していないため、引き続き正副管理者会議においての合意形成に向けて協議を続けてまいりたいと思っております。

私から斎場組合の提案は3つになります。

1つ目は、斎場部分を削減し、事業の縮小を図るものです。告别式を行ういわゆる葬斎場につきましては、民間に立派な斎場が建設されており、石岡市に6カ所、小美玉市に5カ所、かすみうら市に5カ所あります。現状として不便を来していることはないと考えており、民間の斎場を利用することは民間活力を推進することになり、国のほうでも閣議決定で平成12年行政改革大綱において民間と競合する公的施設の改革、公的施設の建設については、なるべく建てないようということが求められているところです。

2つ目は、火葬炉計画の縮小を提言しております。当初計画の火葬炉8基から設置数6基と予備スペース2カ所の案も出されておりますが、現在の斎場が火葬炉4基で運営していることや全国的に考えると、人口15万人から20万人規模の火葬場における火葬炉は平均で5基であるところから、プラス1基の6基と考えております。

なお、当一部事務組合の人口規模は16万余でございます。

3つ目は、斎場を削減することによる駐車場などの規模縮小です。

計画に盛り込まれた約300台の駐車場について、斎場を縮減することで大幅に縮小することが可能になり、さらに建物についても式場スペースや控室などが削減できることから、余分な経費を抑えることができるものと考えております。もし駐車場をどうしても300台ということであれば、民間斎場用の土地を確保して民間に貸しつけると、そういったことも考えられるのではないかと考えております。

石岡地方斎場の建設につきましては、公益事業として計画されているものの多額の費用を要することから、本市の主要事業の一つとして、将来的な財政の見通しを踏まえながら検討を重ねてきたものです。このため新市建設計画の見直しを行うなどの手続を経て、合併特例債事業として実施するものです。広域による斎場事業につきましては、昭和50年から一部事務組合を設立し、共同事業として進めてきたものです。これまでの経過や地域性、さらには市民生活に及ぼす影響などを見た場合には、今後とも必要な事業であると考えているところです。

なお、管理者側が強行策をとられた場合というお尋ねもございました。その対応でございますが、あくまでも3市協調のもとに進めて初めて実施できる事業でありますので、強行策等はないものと考えております。これらの改善提案がご理解いただけるよう協議をお願いして、今後とも努力をしてみたいと考えております。

6点目の未来につながる子育て支援の充実につきましてお答えいたします。

中学生以下の医療費の無料化への取り組みでございますが、厳しい経済情勢の中で安心して子どもを産み、そしてかすみがうら市の未来を担う子どもたちを安心して育てられる環境を整備することは最も重要なことであると思っております。市単独の子育て支援策として、中学3年生まで対象者を拡大することにつきましては、24年度からの実施を目標に今年度23年度中に関係法を整備する、そして準備を整える考えでおりますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

9点目、2番の行き届いた教育を保障することにつきましては教育長より、3番目の市独自の学校給食費の無料化につきましては、教育部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

教育長 菅澤庄治君。

[教育長 菅澤庄治君登壇]

○教育長（菅澤庄治君）

佐藤議員のご質問、9点目2番、子どもたちに行き届いた教育を保障することにつきましてお答えいたします。

今、学校教育におきましては子どもたちに生きる力をはぐくむことが求められております。既にご承知のことと存じますが、生きる力といいますのは、確かな学力、豊かな人間性、そして健康、体力のいわゆる知・徳・体のバランスのとれた総合力であります。この力をどの子どもにもはぐくみ、自分の目標に向かってしっかりと生活ができるようにしてやりたい、そう願っております。そのためにも、一人一人の子どもたちに行き届いた教育をすることは最も大切なことと思っております。子ども一人一人を大切に、個性や能力を伸ばさせるためには、子どもを取り巻く環境の整備が重要であると思っております。

とりわけ学校教育におきましては、毎日毎日子どもたちと接し、指導に当たっている教職員の指導力を今以上に向上させること、そして教育活動を支えるその他の人的環境、物的環境を充実させることが大切と考えます。それが行き届いた教育につながるものと考えております。教職員の指導力向上につきましては、指導主事による学校訪問や教育委員会主催の各種研修を通しての直接的な助言、指導を進めることによりまして、わかりやすい授業の進め方や生徒指導のあり方、よりよい人間関係をはぐくむ学級経営のあり方など、教員としての資質や指導力の向上を図っております。

その他の人的環境の充実につきましては、市の独自の事業を進めるばかりではなく県の委託事業を積極的に活用して、個に応じたきめ細かな指導ができるようにしております。具体的には市独自の事業として学校介助員、図書館司書、ICT支援員、教育活動支援員、教育相談員などを配置しております。また県の事業では、少人数指導や個別指導を一層推進するために少人数教育充実プラン推進事業というのがございますが、それによる加配教員——これは定員プラス何人かの教員を多く配置するという事業であります、を配置しているほか理科支援員配置事業、スクールカウンセラー配置事業、茨城学力向上サポートプラン事業などを行っております。

物的環境の充実につきましては、平成21年度に電子黒板や教育用コンピューター、デジタルテレビの整備を進め、ICTを活用した教育活動が展開できるようにいたしました。また、校舎耐震化工事を計画的に進めているほか、志筑小学校の移転整備事業、下稲吉小学校の施設整備設計も進めるなど、安全・安心が保障されたよりよい教育施設づくりに努めているところでございます。今後もこれらの施策を進め、よりよい教育環境の中で、子どもたち一人一人に教職員が寄り添い、個々の個性や能力の伸長を図る教育活動を展開し、生きる力をはぐくんでいきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（小座野定信君）

総務部長 山中修一君。

[総務部長 山中修一君登壇]

○総務部長（山中修一君）

佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

ご質問の1点目でございます。入札制度改革の中で①番、新年度に向けた入札制度の改善策についてでございますが、これまでも入札監視委員会から入札率が高どまりであるというふうな提言をいただいております。そういうことを踏まえまして、今回入札制度検討委員会においてこれらを協議いたしまして、希望価格に乗じる率につきまして、これまで98%から95%でございましたが、98%から90%ということに変更をしております。2月1日から適用をしているところでございます。また、500万円未満の一般競争入札の導入につきましては、市長からお答えしたとおりでございます。今後、協議をしていきたいと考えております。

次に、②でございます。

希望価格の事前公表をやめるとのご指摘をいただいております。今回も制度の一部改正をいたしているところでございます。まだ、結果も出ていないということもございまして、当面は現在の方法での入札参加状況、さらには落札状況を確認していきたいと考えております。

なお、平成22年度2月末までの入札結果につきましては、資料を配付をしているところでござ

いますが、平均応札率が92.11%でございます。2月1日に改正後4件の入札がございまして、その平均落札率につきましては90.56%となっております。

次に、③の最低制限価格の設定と公契約条例の制定についてでございますが、これまでも何回か議員からのご指摘等をいただいております。国・県、さらには隣接市町村の状況を注視してまいりたいというふうにお答えをしているところでございます。全国の中では野田市と川崎市が条例の制定をしたという情報を得ております。しかし、県内の周辺市町村についても、まだ動きがないということから、公契約の条例制定につきましては、現在のところ実施する予定はございません。

続きまして、2点目の小規模工事等契約希望者登録制度につきましては、前回の議会でもご質問をいただいていると思います。入札制度検討委員会におきまして、現在協議を行っておりますが、平成23年度中の導入に向けまして市の中の要綱等の検討、整備を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 山口勝経君。

[環境経済部長 山口勝経君登壇]

○環境経済部長（山口勝経君）

2点目、住宅リフォームの助成制度の導入によります地元中小業者の仕事おこしの施策につきましてお答え申し上げます。

平成23年度の新規事業といたしまして、住宅リフォーム資金に対する補助金の交付を予定してございます。

この制度は市内施工業者を支援することを目的といたしておりまして、市内の施工業者による住宅の修繕、改修等を行う方に対し補助金を交付するものでございます。補助制度の概要としましては、リフォームに要する経費に対し補助率10%で、上限を10万といたしてございます。予算規模は500万円としてございますので、この補助制度による波及効果は少なくとも5000万円を超えるものと試算してございます。

ご質問にあります施工業者との協議でございますが、去る1月に商工会に所属いたしております施工組合に対しまして補助制度の案を示し、検討いただいたところでございます。組合側からは、住宅リフォームに対する潜在的な需要を喚起することができ、これによる経済効果に大いに期待したいとのことをご理解をいただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

土木部長 松澤徳三君。

[土木部長 松澤徳三君登壇]

○土木部長（松澤徳三君）

佐藤議員さんの3点目のご質問、1番の新年度に向け費用対効果に基づく公共下水道の全面的な見直しにつきましては、さきの定例会でもご答弁申し上げましたとおり、現在までに取得している事業認可区域における進捗率は90%台であることから、一応の成果があったものと考え、認

可区域内の整備は継続するものの、認可区域外のエリアについては合併浄化槽の整備を進めているところであります。

ご質問にありました加茂地区の対象戸数が加入することが担保されているかにつきましては、現在55戸の皆さんから加入申請書及び受益者申告書をもとに21年度から加入分担金を納入いただいておりますので、加入いただけると考えております。また、供用開始後3年以内に接続をしていただければ、接続支援補助金の交付の対象となりますので、早期の接続を推進してまいりたいと考えております。

次に、2番の公共下水道布設済み地域の加入促進の具体策の年次目標についてお答えをいたします。

さきの定例会で同様に答弁をしましてとおり、21年度末の下水道整備区域内の加入率は農業集落排水も含めまして88%でございます。現在、加入率向上に向け緊急雇用創出事業を活用し、臨時職員を2名雇いまして推進活動を実施するところであり、2月末現在までに牛渡地区、または加茂地区等を初め525戸の戸別訪問を実施をし、現在の汚水処理の状況、未接続の理由、水洗化の見込み等を調査するとともに、加入の促進を図っているところであります。

この中で、加入したいと考えている家庭が20戸ございました。そのうち9戸の方が23年度中に接続をしたいというお話もございました。そういったところから、若干の加入率の向上が見込めると考えております。また、今後は導入予定の住宅リフォーム制度を活用しながら、加入促進を図り、年次的に各地区の加入率向上を図ってまいりますので、ご理解をお願いをいたします。

次に、3番の特環公共下水道における加茂工業団地内企業の加入についてのご質問にお答えをいたします。

さきの定例会でもお答えをしましてとおり、以前にアンケート調査を実施をした結果、42社に対し32社から回答をいただき、そのうち22社が下水道整備を希望し、使用中の施設で対応するという企業が4社、接続意思がないという企業が1社との回答を得ておるところでございます。今後の調査では、下水道事業の制度や具体的内容を各企業にご説明を行い、改めてアンケートを含めた調査等を実施したいと考えております。

なお、内加茂地区の整備が24年度で終了することから今後の整備計画については、国の交付金制度の状況や費用対効果を含めなるべく協議等を実施するなど検討をしてみたいと考えておりますので、ご理解をお願いをいたします。

次に、6点目の向原土地区画整理組合への税金投入問題についてのご質問にお答えをいたします。

最初に、向原土地区画整理組合事業は公共性が担保されていない一民間の宅地開発事業であり、さらなる税金投入の根拠についてでございますが、前回の定例会でもお答えをしましてのように、当事業につきましては組合施行の区画整理事業でございますが、土地区画整理事業の目的が健全な市街地の造成を図り、公共の福祉の増進に資することとありますので、組合施行であっても、公共性や公益性の高いものと考えておるところでございます。さらなる税金投入の根拠につきましては、現時点での組合の資金計画上では不足金は生じないため、債務負担行為における損失補償は考えておりませんが、前回市長がご答弁申し上げましたように、組合解散時には組合員の賦課金等が原則ですが、すべて補うことも組合員の負担も大きいことから、設立の状況や公共性を考

慮しますと、負担軽減のために市からの税金投入の可能性もあると考えております。

次に、2番の債務負担行為の延長についてでございますが、事業認可期間が22年度末までで保留地の残区画数が多いことから、本年1月に開催をされました組合総会において3年間事業実施期間を延長する内容で議決をされております。これを受け茨城県知事へ変更認可申請をし、2月14日付で認可になりましたので、債務負担行為につきましても延長することを考えております。今後も解散時に組合員への負担が少しでも軽減されるよう、組合に対して保留地早期販売に向けた指導、助言を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどをお願いを申し上げます。以上です。

○議長（小座野定信君）

市民部長 川島祐司君。

[市民部長 川島祐司君登壇]

○市民部長（川島祐司君）

佐藤議員の質問中、4点目1番、平成23年度に向けた国保税の値下げについて、その結果を問うにつきましてお答え申し上げます。

税率改正の目的としては、近隣市と同程度の負担とすること、応能割、応益割の負担割合の是正、中間所得者層の負担軽減を目標とし税率の見直しを行ったものであります。現在の状況から推計すると、資産割が含まれなく所得割も低い軽減世帯が1,200世帯程度ありますので、これらの世帯は平成20年度と比較しますと引き下げになるものの、平成22年度本年度と比較しますと引き上げになると考えます。

例えば、増額となる金額は夫婦とも65歳以上の2人世帯で、年金収入が夫150万円、妻70万円、資産割なしの世帯で、平成20年、21年は6割軽減、22年度からは7割軽減が適用されることにより、20年が3万600円、22年は2万2900円、23年見込み額は2万6100円となり、3,200円、22年度より引き上げとなるものの、平成20年度に比べ4,500円の減額であります。限度額を4万円引き上げ、最高77万円とすることをあわせてお願いしている中で、応能割の割合を50%に近づけ、軽減対象世帯に比べて中間所得者層の税負担が重くなっている状況を改善することが公平な医療受給に対して公平な税負担を求めることとなることを考えたためのものであります。

23年度は給付費の増加が見込まれる中で、医療費の支払い等に充てるため4億4954万9000円を一般会計から繰り入れ、税負担を近隣市並みに引き下げることができたと考えております。

次に、2番目、減免要綱の作成について、その結果等につきましてお答えいたします。

減免要綱につきましては、前回もご答弁いたしました。区分に応じた減免割合を乗じて得られる額を賦課額とするなどを検討しております。その他災害により、その財産に著しい被害を受けた場合などを考えております。現在、4月から施行するために既に施行をしている他市を参考に内容を調整しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、3番目の滞納徴収対策の問題点についてでございますが、税の徴収率向上を図るため、インターネット公売や不動産公売など新たな取り組みや、納税の利便性の確保等に取り組んでいるところであります。また一方では、納税の公平性の確保が大変重要なことと考えております。そのような中で、納税は自主納税が原則であることから、滞納者への納税については督促状の発送や電話による催告と、年2回送付しております催告書には滞納額や納付のない場合、財産の差し

押さえがあることを周知しているところであります。

このような取り組みにより、滞納者が納税相談により計画的に納付できるよう取り組んでいるところですが、連絡の一切ない滞納者については、地方税法第18条の規定による地方税の消滅時効、いわゆる税の徴収権は法定納期限の翌日から起算して5年間行使しないことによって、時効により消滅することを防ぐ意味合いからも預金等の差し押さえを行っております。

差し押さえられたことにより納税相談に応じる滞納者もあり、生活の維持や事業の内容等個々の実情により分納等の誓約をとり、徴収に当たっておりますが、差し押さえにつきましては、差し押さえた預金が口座から引き落とせない状況であり、さきに述べましたが、個々の事情を納税相談により把握し、対応をしております。

このように一連の事務により対処しておりますが、財産の差し押さえとなると、強引に感じる滞納者の感覚もあるかもしれませんが、順を追っての事務ですので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

[保健福祉部長 竹村 篤君登壇]

○保健福祉部長（竹村 篤君）

佐藤議員の質問にお答えいたします。

5点目の介護保険特別会計の黒字分を保険料の引き下げに回すことについての質問にお答えいたします。

1番目の介護保険の利用状況につきましては、1月末現在、総人口4万3983名、計画人口においては4万3538名でした。そのうち65歳以上の第1号被保険者が9,841名、高齢化率22.37%、計画においては1万65名、23.1%になっております。このうちの13.8%の1,364名、計画では1,365名、第2号被保険者のうち56名、計画では55名、合わせた1,420名、計画でも同じく1,420名になりますが、合計1,420名が介護認定を受けております。内容としましては、居宅介護サービス受給者数770名、地域密着型サービス受給者数157名、施設介護サービス受給者数308名となっております。地域密着型サービスが増加傾向にある状況でございます。サービス給付費の今年度決算見込み額につきましては21億3000万円であり、事業計画が3億690万円ということから、計画の92.3%になってございます。

次に、2番目の介護保険料の引き下げにつきましては、先ほど市長からも答弁がありましたように、23年度に24年度からの3カ年にわたる第5期介護保険事業計画の中での事業見直しを行う予定でございます。その中で介護サービス利用状況などを勘案しながら、適正な保険料を設定してまいりたいと考えております。

次に、3番目の減免制度につきましては、介護保険条例の中で災害などにより住宅家財などが著しい損害を受けたとき、世帯主の収入が失業等により著しく減少したときなどに保険料の減免を受けることができるよう措置されております。市町村独自の減免制度についての質問でございますが、県内では保険料の減免制度が14市町村ございます。近隣では土浦市は実施しておりませんが、石岡市では本年度4件適用されたとのことでございます。利用料につきましては、16市町

村実施しております。内容については介護対象サービス、さらには対象者、減免率等、市町村それぞれ少しずつ違うような状況のようです。詳細については、まだ整理してございませんので、ご承知願いたいと思います。

本市においても、居宅介護サービス利用者の助成事業としまして、低所得者に対しまして介護サービスの利用費の4分の1の助成を行っており、低所得者に対しての支援も行っているところでございます。ご理解のほどをよろしく申し上げます。

○議長（小座野定信君）

水道事務所長 仲川文男君。

[水道事務所長 仲川文男君登壇]

○水道事務所長（仲川文男君）

佐藤議員の質問にお答えいたします。

7点目の基本水量の見直しで、水道料金の引き下げにつきましてお答えをいたします。

1番の土浦市並みに1立方メートルを基本料金にして、使用した分だけ支払う従量料金制度にすることにつきまして、仮に土浦市並みに料金を引き下げた場合で試算いたしますと、年間約7000万円の減収となります。ちなみに、今定例会に提案させていただきました平成23年度予算の収益的収入は前年度より4000万円を超える減収予算計上となりました。これに伴いまして、厳しい事業運営となる状況に置かれます。

特に、水道事業に関しましては、経営の健全・安定化が図られてこそ安価で安全・安心な水を安定的に供給することが可能となります。

なお、このたびご要望をいただいております料金に関しまして、基本水量を土浦市並みに見直した場合、より大幅な減収となり経営に与える影響を勘案いたしますと、料金改定は大変難しい状況にあることをご理解いただきたいと思います。

次に、7点目、2番、県中央広域水道の実施協定見直しと、無駄な水開発事業中止要請につきまして、お答えをいたします。

最初に、県中央広域水道用水事業の協定見直しにつきましてお答えをいたします。

この協定水量につきましては、現在日量6,700立方メートル、購入契約は日量1,400立方メートル、この内容につきましては、議員ご質問の中で述べているとおりでございまして、現在の購入契約につきまして、この契約が平成24年度までとなっておりますので、契約更改までには県と協議を行いたいというふうに考えております。また、県中央広域水道料金の値下げ要望につきまして昨年10月に実施をいたしました、県からの回答は値下げには至らず、現行どおりの料金であったため、再度構成事業所全体で値下げ要望を県に提出することで意見が一致をしております。

次に、水開発事業中止要請についての質問にお答えをいたします。

今回と同様な質問を平成22年第3回定例会でお受けいたしました、改めましてお答えを申し上げますと、本市の水道にかかわる国の事業といたしましては、霞ヶ浦導水事業及び八ッ場ダム建設の2事業がございまして、この2事業とも、国における検証はまだ終了はしていません。

なお、県においては推進の立場でございまして、また、今定例会にこの件に関する請願書が提出されましたので、委員会での審議、さらには採決結果も踏まえた対応も必要と考えます。特に、将来にわたって水道料金に及ぼす影響は考慮すべきこととありますが、水源の確保も重要と考

えております。十分見きわめる必要があるものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

教育部長 横瀬典生君。

[教育部長 横瀬典生君登壇]

○教育部長（横瀬典生君）

9点目、3番、市独自の給食費の無料化につきましてお答えをいたします。

学校給食の運営にかかわる費用の負担につきましては、学校給食法第11条により設置者と保護者の負担とするものが明記されております。設置者は施設、設備、運営にかかわる費用などを負担し、これ以外を保護者が負担するとされています。本市におきましても、学校給食法に準じ保護者負担として、給食費を納入いただいている状況でございます。無料化につきましては、現在の給食費から試算をしますと、1年間に約1億7000万円が必要となります。恒久的に一般財源から負担をするということになると、非常に厳しい費用でございます。現在、国においては子ども手当から給食費の差し引き等の論議がされております。給食費の未納問題等もございますので、これらの動向を踏まえながら、今後の対応を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

まず、入札制度の問題では、2番目に前回市長が事前公表の問題について現実的でない、今後も検討させていただきたいというふうに言っているわけなんですよ。それで、市長の見解を改めて伺いますと言ったわけですから、これについては市長が答えるべきだというふうに思いますが、市長、いかがですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

入札制度であります、2月1日から多少見直しをしております。先ほど総務部長からも答弁あったとおり、くじ引きは変わらないんでありますが、くじの対象のいわゆる予定価格の率であります、従来98%から95%の範囲でくじを引いておりましたが、98から90%の範囲でくじを引くように改善をいたし……、改善というか予定価格の範囲を広げたわけでございます。その結果、2月に1回入札があったわけですが、多少落札率が落ちたという経緯がございます。さらに、500万円未満の一般競争入札の導入につきましては、今、検討委員会で検討を続けておりまして、これも実施する方向で検討してくれるようには委員会のほうには指示をしております。もうしばらく時間をおかりいたしたいと思っております。

それと希望価格の事前公表であります、これはやはりなかなか難しい問題で、事前に公表をやめると、いわゆるボーリングという行為が業者さんから役所の担当者のほうに来るのではないかと懸念が従来から言われておりまして、そういったことを考えますと、もう少し検討を加えざるを得ないと、そういうふうに考えております。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

現実的でないというのは、今言ったボーリングといっても、皆さんわからないと思うんですよ。予定価格、公表価格、これを業者が担当課に聞きに行く、それは自分が今度の入札で、私が落としますよということのために聞きに行くんですね。それをボーリングというんですよ。こういうことは、犯罪ですよ。これはきっぱりと断ればいいでしょう。そして、そういう企業はもう排除すればいいじゃないですか。今、そんなことは逆に現実的じゃなくて、逆に市長の考え方が現実的じゃないというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

確かに、ボーリング行為は犯罪の一環ということも言えると思います。ですから、そういった点も踏まえまして、きちんとそういったことをした業者をきちんと排除できるかどうかについても検討を加えまして、そういう排除できるという方向ができた場合には実施できるかなと、こういうふうに思っておりますので、もう少し時間をおかりしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

じゃ、時間を差し上げますので、その問題については犯罪だということを、これは理解していただかなければいけないと思うんですよ。これが一番のポイントなんですよ。

それと今、くじによる希望価格から予定価格を決めるときに98から95だったのを98から90にするということについては、建設業協会から請願書が出ていますよね、出ていますね。これはまさに行政による強制的な10%もの歩切りだというふうに書かれています。私も当然だと思いますよ。希望価格というのは一体何なのかということになってしまいますし、これは予定価格とやはり連動していますわけですから、逆に予定価格を公表しないというやり方のほうが、そしてそれを調査に来るという業者を排除するという方向のほうがよしいんじゃないですか。この建設業協会のほうから出されている10%歩切り、最初から10%だという点についてどうお考えなのか。今、2月1日から実施して4件ぐらい実績があつて、九十・五、六%だったと、下がったというふうに言っていますが、これはやはり逆な意味で、90%からちょっとだけ下げるというところに集中する、こういうことが行われる。ここでまた談合が始まるというふうに思いますが、市長の見解、お聞きします。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時20分

再 開 午後 2時30分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

業者の要望書も出ているという10%歩切りというようなお話もございますが、これは予定価格を98から90の中でくじ引きにしているというのは、10%頭から切っているわけではありまして、どこの市町村でもやっているような予定価格の設定方法で、98になる場合もあるし、90になる場合もあるということでございます。

不当に低価格入札を防止する意味で、特に建設工事につきましては最低価格も設定しておりますし、最終的に業者さんのほうでいわゆるどうしても引き合わない工事というような見方をしょっちゅうされるということになったような場合は、要するに不調入札が多くなるという事態になった場合は、これは改善することも考えなくてはならないとは思いますが、今のところ著しく不調の工事が多いということもございません。そういったところから、もう少し推移を見守った上で対応してまいりたいと、こういうふうを考えております。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

きょう、水道が中沢機工というのが平成22年11月11日に一般競争入札で81.9%というやつがあるんですね。これは参加、いわゆる札を入れた業者が全部不調で成り立たなかったということで枠を広げたと。この石岡の業者が落札をしたというような、こういう経過もあるわけですよ。

逆に言うと、90でやっちゃいますと、そこに最低制限価格と大きく変動しているということで、最低制限価格についても、やはりこの前私が質問したように、最低制限価格は必ず設けなければいけないわけじゃなくて、市長の判断で設けることができるというふうになっているだけなんです。ですから、市長も余り小規模な工事については、最低制限価格は設けなくてもいいんじゃないかと思うというふうに前回答えているでしょう。そういう形で、入札監視委員会の日向野教授も希望価格というのを予定価格を公表しないでやるべきだというふうに言っているわけですよ。こういう実態をよく見ていくことが必要んじゃないかと。だから、10%歩切りというカットというのは必要ないというふうに私、思うんですよ。

どうしても、そういうことになっちゃうと、今、不調が繰り返されて、その場合は改善するというふうに言っていますよね、言いましたでしょう。それと同時に、どこでもやっていることだと言っているんですけども、これは県内でどこでもやっていることなんですか。ちょっとそれをお聞きします。不調が前提になっているのかどうか、それとどこでもやっているということは、どこでもやっているんですか。県内の44市町村どこでもやっているんですか、お答えください。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

県内の実情について、今、入札制度については随分改善策というのはいろいろな市町村でとられておりますので、先ほど私、どこでもやっているということを申し上げましたが、全部44が全部やっているというわけではありませんが、変動的な予定価格制度というのは、うちばかりでは

なくて、ほかでもやっているところがあると思います。

あくまでも歩切りという考え方は持っておりませんが、もう頭から歩切り何%というのであれば、最初からそれを予定価格にするわけでありませんが、いわゆる今の経済情勢の中で、一般商品の販売においても、ある程度の値引きというのは日常化しております。そういったところを踏まえて、多少の値引きをお願いしているということでありまして、歩切りとはちょっと意味合いが違うと思います。

そのほかの不足の分については、総務部長より補足させたいと思います。

○議長（小座野定信君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

ただいま市長からもお答えがありました。県内でそれぞれ最低制限価格等について実施しているところ、また実施していないところとか全部ではございませんが、それぞれ入札制度については、いろいろと市によっての考え方等によって取り決めをしているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ですから、どこでもやっているんじゃないで、今、くじで今まで95までだったのが、90になっちゃったと、これで今、建設業協会のほうから苦情みたいな請願が出ているわけでしょう。これは、ですから、そういうところで90から以下を目指すような形で集中してしまうというおそれがあると。今、あと市長がおっしゃったように、多少の値引きはあり得るというふうに言ったときに、私は労働者のほうにその公共事業にかかわる労働者の人たちがワーキングプアというか、賃金カットにつながるということになると困るということなんです。だから、公契約条例を結ぶべきだというふうに私言っているんですよ。

一番問題なのは、そこに携わっている労働者の賃金カットにつながると、これがまた固定化されると、また同じように積算価格が下がってしまうという、そういうデフレ状況、デフレスパイラルになるということなんです。これについてどうですか、労働者の賃金のカットにつながるというふうに思いませんか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

そういった意味からも、最低価格の当面、私どもで対応しているのは、最低価格を引いて、いわゆる非常識なる低入札を防いで、建設関係に従事する方々の待遇悪化を防止すると、そういう考えでやっているところであります。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

なかなかこのやりとりしても前に進みませんので、とりあえずこういう希望価格とか、こうい

う予定価格の問題については、やはり市もきちっとした能力アップを図るべきだというふうに思うんですね。工事の検査、それから工事の施工監理、そして設計の中身もチェックできる、こういう各課から独立した組織というのを立ち上げる、それを市長の直属の機関にしていくというやり方、こういうことを提案したいんですけれども、どうですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

考え方としては、大変いい考え方だろうと思います。従来、そういった対応は今、かすみがうら市ではできていないわけではありますが、そういった部署を設けて設計・検査体制をしっかりと整えるということは、今後の課題として頭に入れておきたいと思います。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

地域の活性化のことについては、小規模のほうについては今、要綱をつくっている最中だと、23年度に実施したいということですよ。住宅リフォーム助成は500万円、経済効果を10倍と見ると、5000万円ぐらいの効果があるんじゃないかということ、それ確認したいと思いますけれども、それでよろしいですか。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 山口勝徑君。

○環境経済部長（山口勝徑君）

そのとおりでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

じゃ、次は、いわゆる生活排水の問題、公共下水道の全面的な見直しなんですけれども、認可しているところはやるよということなのではないでしょうか、これが問題なんです。今後は人口が密集していない地域での整備ということになると。もう既に認可計画に入っているのが、金川地区は認可されていませんか。これは金川地区の見直しはやる予定なんじゃないか。それと金川地区、もしやるとなれば、整備計画での建設費はどのくらい想定されているんですか、お答え願います。

○議長（小座野定信君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

ただいまのご質問で、金川地区というお話がございました。金川地区、現在は認可区域になってございます。しかしながら、今後の整備計画の中では、そこまで進められておりません。ですから、今ご質問にありましたように試算もされておりませんので、金額的なものも出ない状況でございます。それから、認可区域を全部ということかというお話ございましたが、現在、加茂地区を進めております。23年、24年度までで加茂地区が終了をする予定でございます。それに附属して近隣の認可区域もございまして、それらも含めた中で加茂地区終了後には、整備の計画も見

直しを協議、検討をしてみたいというような状況で考えております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ということは、金川地区についてはまだ決まっていないということで確認していいんですか。その予定、想定される費用についても全く考えていないということによろしいですか。それを確認したいと思います。

○議長（小座野定信君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

そうです、そのとおりでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ではそういうことで、いや、ここは前にも去年の3回の定例会で私は発言をしているんですよ。2キロから3キロぐらい離れている、今の公共下水道からね。そうすると、大変な工事費用がかかるんじゃないかということを私言っていますので、これについてはきちっと見直しをしてもらいたいというふうに思います。

それと加茂地区の問題は、私、対象戸数すべてが加入することが担保されているのかというふうに聞いたんですけども、これ全体の戸数から言ったら、どのくらいの割合で担保されているんですか。

○議長（小座野定信君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

ただいまのご質問については、先ほどおっしゃるように55戸の加入分担金の納入をいただいているというお答えを申し上げました。加茂地区につきましては、現在、内加茂という集落の中を整備をしております。集落の戸数については、はっきり数字を覚えてなかったんですが、70から80戸の戸数になります。そのうちの55戸の方から加入分担金をいただいております、整備を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ですから、私がもう既にちゃんと細かく通告しているでしょう。そうしたら、そこにきちっと全体の戸数から言ったら、今言った55だったら、何%になるんですか。だから、100%担保されているのかって聞いているわけでしょう。ここなんですよ、問題は。だって、加茂工業団地の企業についても全く進んでいないでしょう、答えから言ったら、そうじゃないですか。全くやって

いないんじゃないですか。アンケートの結果、今からまたやるという答弁、前回と同じですよ、どうですか。全くやっていないということでしょう。ねえ、土木部長。

○議長（小座野定信君）

土木部長 松澤徳三君。

明確にお答えください。

○土木部長（松澤徳三君）

まず、数字的なパーセントの数字を出していなかったということは大変申しわけありませんでした。それから、先ほどの答弁の中で申し上げました工業団地内の調査でございますが、確かに前回も同様にご答弁を申し上げたところでございます。しかしながら、23、24年度で加茂地区が終了をすることと同様に、その後の計画の見直しを前年度からも検討をしているところでございます。それらに基づきまして、先ほど申し上げましたように聞き取りと、それからさらなるアンケートにおいて調査を実施することで協議をしているというご答弁を申し上げたところでございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ですから、やっていないということでしょうと言うんですよ。やっていないでしょう。だから、やっていませんと言えればいいんですよ。

それで、接続の問題については、やはりこれは湖沼水質浄化下水道接続支援事業というのが県にあるんですね、これご存じですか。もちろんご存じだと思うんですけども、これはどういうふうな中身なんですか。これはどういうふうに使われています、このかすみがうら市では、お答え願います。

○議長（小座野定信君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

先ほどの答弁の中でちょっと触れたかと思えます。これは浄化槽の補助と同様に下水道の早期接続を考えまして、1年から3年以内というような中で接続をしていただくと、それについての上乗せの補助がありますというようなことで、事業として進められているものでございます。

ちなみに、現在、下水道の接続の支援補助として1年以内に接続をされますと、5万円の補助、それから2年以内に接続をしますと、4万円の補助、3年以内に接続をしますと、2万円の補助、そういったものが受けられるという事業でございます。実際に、それらを接続しながら、加入の促進を行っているところでございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

では、国保に移ります。

国保の問題ですけれども、税率の改正前は、やはりすべての世帯について税率の状況を把握して、改正後の比較を行うのが当然だと思うんですね。国保運営協議会では、都合のいい数字だけしか出されてなかったんですね。私がたまたま国保運営協議会の委員になったものですから、そこで指摘したのが、いわゆる平成22年に軽減措置が拡大されました。いわゆる軽減措置というのは、1人頭いわゆる均等割と平等割、世帯割ですね、均等割というのは一人一人加入世帯、これにかかるこれが均等割ですね。平等割というのは世帯ということです。そこについて、一定程度の所得以下の人たちは2割、5割、7割軽減になったんですね。ですから、その軽減がされた結果、前回よりも下がったんですよ。でも、今回は上がっちゃうんですね。上がったかどうかということになるんです。

これはちょっと試算をしましたがけれども、加入者2人で介護2人、加入者4人で介護2人、つまり介護分というのは40歳から64歳の方が介護保険を払いますよ、介護分も払うわけですね。これを見ますと、この軽減世帯でない方でも、2人から4人になっちゃいますと、上がる世帯がふえてくるんですね。つまり中間層をねらって下げたと言いましたね。でも、国保というのは、施政方針の演説にもありましたように、低所得者に対する対策だというふうに言っていないでしたか、市長。低所得者層のためにとということになっているのに、これを見ましたら、こういう国保税の軽減世帯、いわゆる均等割、平等割という頭割と人頭税というんですね、こういうものが受けられている人たちは上がっちゃうんですよ。これが実際だということですが、今、所得の問題で、50万未満の世帯は全世帯のうち何%ぐらいありますか。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時53分

再 開 午後 2時54分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

50万円未満の所得世帯についてですけれども、所得なしと50万円を含めまして、世帯数で2,675世帯があります。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

2,675世帯ということは、この人たちは今回の税率の改正で引き下がるんじゃないで引き上がるんじゃないですか、どうですか。これ市長含めて、この部分について引き上げになる、所得が50万未満の人たちは上がっちゃう、これでいいんですか、確認願います。これでいいんですか、市長もあわせて教えてください。これは国保の大幅な引き下げを公約しているんですからね。これについて、ちゃんと教えてください。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

所得が低くても、資産の多い人はいます。今言った2,675の中からその人たちを引かないと、今、佐藤議員のおっしゃっている上がった世帯というのは出てこないと思います。

[佐藤議員「それで」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

それで、その数字についてちょっと担当から答えさせます、わかる。

[佐藤議員「その数字がわかっていて、その数字が……」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

1,200戸が所得が50万円未満で上がっちゃうという世帯ですね。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ですから、1,200世帯ということは何%になるんですか。私は、今データのところについて資産割がないという報告を受けているんですけども、この報告の中では、資産割がない方も含めると、全体の世帯の何%ですか、何%になりますか。何割の方が資産なくて軽減を受けている世帯なんですか、1,200なんですか。ということは、何割ですか。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩といたします。

休 憩 午後 2時58分

再 開 午後 3時00分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

ただいまの質問内容の答弁なんですけれども、ちょっと今手元にその資料がございませんので、後で資料をもってご答弁したいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

私は市長にきちっと答えてもらいたいのは、低所得者層が国保加入者が多いよと、だから、この国保についての引き下げということを行ったわけですよ。施政方針でも書いてあるわけですよ。ところが、今言ったように、約4割の方が50万未満の所得の方なんですよ、50万ない人も含めて。それから、軽減措置を受けている方、2割、5割、7割の方、これが40%いるんですよ。合わせるとどうなのかと、とにかく引き下がらない、引き上げになってしまうという、これこういうシミュレーションも含めて市長に川島部長、ちゃんと報告しましたか。そして、市長はその

こともきちっと認識して、上がる世帯は低所得者が上がるんだ、このことをきちっと認識していたのですか。これをはっきりと答えていただけますか。それともう一つ、時間がないですから、各石岡、土浦、シミュレーションしたんですか。そのときに、低所得者層はどうだったんですか、土浦と、石岡と比べてどうだったんですか。それから均等割はどうだったんですか。石岡と土浦と比べて均等割はどうなんですか、均等なんですか、近隣市に合わさったんですか。そこですよ、ポイントは。どうですか、教えてください。

低所得者が上がっても、これは構わないということで認識していたのかどうかです。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

先ほどの古橋議員との議論とも関係いたしますが、いわゆる資産割等の率を下げる、応能割の部分を下げる過程の中で、確かに従来のかすみがうら市は資産の多い人には不利な制度であった。最高所得の人は別であります、中間の人たちにしわ寄せが行っていたわけです。そういう部分を直したために、今度は逆のひずみも確かに佐藤議員ご指摘の部分に出ていることは、私も多少は認識をしておりましたが、それが近隣市に比べて著しい不公平、いわゆる格差であるかと申しますと、そういうことにはなっておらないという、もちろん近隣市との比較を十分した上で両率を決定させていただいたと自負をしております。

しかし、なお詳細に今、議員ご指摘のような現象が大分あるということで明確になった場合は、これはやはり是正をしていかななくてはならないとは思いますが、そういう点につきましては、委員会等で十分練っていただけたらありがたいかと思います。

[佐藤議員「答弁になっていないですよ」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

それでは、近隣市との比較ということなんですけれども、先ほども年金、ご夫婦受けている65歳以上の方の件が話に出ましたけれども、先ほど私も答弁の中でも申し上げましたように、年金受給、夫が522万、奥さんが70万……

[佐藤議員「それはいいです」と呼ぶ]

○市民部長（川島祐司君）

それを近隣市と比較……

[佐藤議員「均等割の額は幾らなんですか」と呼ぶ]

○市民部長（川島祐司君）

均等割でなくて、あくまで合計額で申し上げさせていただきます。

かすみがうら市が今回の改正によって2万6100円という合計税額になります。近隣市の場合、土浦市が2万1900円、石岡市が2万4000円、小美玉市が2万5000円、つくば市が2万6100円というような状況になっております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

応益と応能の問題が今、古橋議員からも言われたと思うんですけども、50、50というふうに国が指導を強めているということが一つあるんですよ。ただ、これは逆にこれまでのほかのところを比べると、やはり応能割というものが高いんですね、これが実態なんですよ。つまり所得の低い人のほうに手厚くしているということなんですよ。土浦と石岡は応能割と応益割の割合は幾らですか、近隣市と比べるようになっていきますよね。

○議長（小座野定信君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

手元の資料が平成21年度の実績の数値なんですけれども、ただいまご指摘いただきました土浦市の医療給付費分でいきますと、応能が65.6、応益が34.4、石岡ですと、応能が58.6、応益で41.4、あと小美玉市ですと、応能が51.8、応益が48.2、ちなみにかすみがうら市は応能が66、応益が34という状況になっております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ということで、今度の改正でほかのところと比べると応益のほうが上がってしまったということで、低所得者のほうが負担が強まったということではないですか。その点を確認して次に移りますけれども、いかがですか。

○議長（小座野定信君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

それでは、私のほうで担当課長などと交えて、今回の税率改正の基本なんですけれども、宮嶋市長から指示を受けたもの、すなわち宮嶋市長が昨年4月ごろだったと思うんですけども、そのときに公表したものが現実的に平成22年度課税分というものについてはとらえていない中で、近隣市町村並みというような話を承っておりますので、私どもは市長に確認の上、平成20年度の課税実態から平成23年度に近隣市町村並みに引き下げるといような措置で、今回の税率設定を行っております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

滞納のいわゆる処分の問題ですけども、これは人権侵害にならないようお願いしたいというふうに思うんですよ。連絡がつくところに預金口座を押える、そうすると給料が振り込まれても引き落とせないんですね。そうなっちゃうと、生活費に困っちゃいますから、あとはもう一人の方は、実際に自分が勉強して再就職をするというために預金をしていた方がいた。そしたら、

それが押さえられたと。それで本当に困ったと、こういう方もいらっしゃるんですよ。ですから、公務員ですから、やはりちゃんと外に出て行って……

○議長（小座野定信君）

傍聴者に申し上げます。退場してください、その女性。

○8番（佐藤文雄君）

手続、踏んでいる、踏んでいるというやり方ではなくて、手続を踏んでいるんじゃないで、きちっと……

○議長（小座野定信君）

退場してください。

○8番（佐藤文雄君）

きちっと出向いていくということが必要なんじゃないですかということなんです、市長、どうですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

確かに、佐藤議員おっしゃるようなケースもあるやに聞いております。私、国保税ではなかったんですが、直接私のところにそういう苦情の話が寄せられたこともございまして、担当の者に事情を聞いて、謝りに行ったというケースもございまして。その言った言わないの話になってしまいますので、これはなかなか難しい問題であります。そういった点については、特に納税促進については、注意して事に当たるようにということは担当課にも伝えてありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

介護の問題で表をつくったんですけれども、介護保険の特別会計で21年度が1億720万黒字だったと。介護給付費、22年度の予算も含めると、こういうふうなカーブというか上がり方なんです。これが今度は22年度の決算では、この差は縮まるということをおっしゃるわけですか。23億9700万ですよ。大体予想するのはどのくらいなんですか。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

先ほども申し上げましたけれども、22年度事業計画が23億690万に対しまして、本年度の見込みは21億3000万ということで92.3%という数字で見込んでおります。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そうすると、22年度もまた乖離が出てくるんじゃないですか。今、92.何%と言っていました

よね。それでまた上げているでしょう、22年度、どうなんですか。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

今の乖離という言葉が使われましたけれども、これは先ほど市長も答弁申しましたように、3カ年の事業計画の中で事業費を見込み、その中で予算を立てております。その中で1号保険者の負担分、全体の事業費の20%に当たります。その部分を保険料という形で基準額は4,000円というのを設定されております。

そういうことですので、乖離というふうには考えておりませんし、100%を超えたら、これは当然赤字予算になってしまいますので、その辺をご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

3年計画だと言ったでしょう。3年目の第1年目に1億円も乖離ですよ。乖離というのは、状況と全く違う、こういうことをまず初年度に、その次だって92%でしょう。今度また上げているじゃないですか。ますます3年度計画と違ってくるんじゃないですか、どうですか。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

第4期計画の初年度21年度が下がった、その辺が乖離ではないかという質問でございますけれども、その点については、当初市長が答弁していましたように見込んだよりも少なかったと、この辺につきましては、利用者、介護者認定者数、さらにはその利用者の利用状況、さらには周辺の利用施設等、その辺の全体、先ほども申し上げました、繰り返しになりますけれども、3年間の事業費の中で見込んでいきますので、なかなか当初、初年度の予算とは違ったと、そのとおりにいかなかったという内容でございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

介護の問題では、市独自の減免制度を設ける考えはないですかと言ったときに答えていないですね。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

保険料については、現在の制度の中でという回答の中で、新たな独自の制度については現在のところは考えてございません。さらに、サービスについては、在宅の方の4分の1軽減という制度がございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

だから、保険料と利用料の軽減、これについては軽減措置は考えていないということではないんですか。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

今も申し上げましたように、保険料については現在のところ考えておりません。また、利用については、現在これも繰り返しになりますけれども、4分の1制度の軽減措置がございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それは、市の独自の軽減制度ですかって聞いているんですよ、それは違うでしょう。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

これは一般財源から、今回の補正でも若干数字、補正をお願いしておりますけれども、一般財源からの繰り入れで、市の独自の制度でございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それでは、向原のほうにちょっと移っていきたいんですけれども、向原土地区画整理事業について、これは市長が設立の状況等、これまでの市のかかわりを考えると、損失振り分けは無理だというふうにおっしゃって、税金投入やむなしというような発言をしているので、この税金投入の正当性を私、質問したんですよね。そしたら、健全で公共性があるというように言いましたけれども、これ都市計画道路はここにはありますか。そして、都市計画決定はされていますか。

○議長（小座野定信君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

向原区画整理事業の中で、都市計画道路としての所在はございません。

以上です。

○土木部長（松澤徳三君）

都市計画道路としてはございません。

[佐藤議員「ないんでしょう」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

都市計画道路もないでしょう。それから、都市計画決定もされてはいましたか。

○議長（小座野定信君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

ただいまの都市計画決定のご質問でございますが……

[「していない」と呼ぶ者あり]

○土木部長（松澤徳三君）

大変申しわけありません。そこまで確認をしてきておりませんでしたので、手元に資料がございませんので、確認をした上でお答えを申し上げたいと思います。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

確認して答えてください。

私、もう一つ質問しているんですよ。保留地販売が遅々として進まない要因は何ですか。その責任の所在はどこにあるんですか、これに答えていないですよ。これは市長が答えるんですか、だれが答えるんですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

その責任の所在ということではありますが、これはどなたが考えても同じだと思うんですが、いわゆるこの事業がなされたときの状況と今の状況が全然違っているわけでありまして。当時、コストが相当かかった事業でありますから、なかなか保留地の処分についても値下げが思ったようにできないというところから、値下げをすれば、その分、組合のほうの損失が大きくなるという、そういったジレンマでなかなか販売が進まない、これは向原の事業だけでなく全国どこでもこういう状況があるわけでありまして。

先ほどの都市計画決定がされていないはずであります、そういう中で、しかしながら、当時この事業が始まった段階では、当時千代田町時代でありましたけれども、千代田町の役所の中に組合の事務所があると、要するに役所の人間が深くかかわっていたことは事実でありまして、それはもちろん当時の千代田町の市街地育成であるとか、町の振興策として実施されたものでありますから、そういった事情をやはり考えると、そういった市当局のかかわりを考えれば、区画整理組合だけの損失に責任をとらせるというわけにはいかないのではないかという、私の考えでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

責任をとらせるわけにいないから、税金投入というのは全市民がその責任を問われるということなんですか、そうでしょう。1億円近く税金投入するんでしょう、今度。そういうようなことを発言しましたよね、これは市民の税金ですよ。これについてどう思うんですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

ですから、今申し上げましたように、当時のそういった状況をかながみますと、まるっきり区画整理組合というわけにはいかないということでございます。かといって、どの程度の損失が出るかというのは、今時点でははっきりしていないわけではありますが、少なくとも1億7000であるとか、あるいは2億を超すのではないかということも出ております。しかし、この事業にかかわった金融機関であるとか、もちろん区画整理組合の構成員である地主さんであるとか、そういった方にももちろん多くの負担をお願いをしていくというか、当然その方たちの責任が一番真っ先に上げられるのではないかと思います。しかし、それを市は全然知らんふりというわけにはいかないよということでもあります。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ですから、市民がその負担をして当然だと考えているんですかと言っているんですよ、わかりますか。つまり公共性担保されていないでしょう、都市計画道路もないでしょう。都市計画決定されていませんね。そうすると、公共性が担保されていないですよ。そういう問題があるんですよ、これについて。そして、その税金を投入する、これまで6億以上の税金投入されているんですよ。また、税金投入する。これみんなの市民のお金ですよ。これについてきちっと教えてください。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

確かに、理屈の上ではそういうことが成り立つと思いますが、現実には茨城県の住宅開発公社ももう既に500億以上も県として損失を税金で投入していると、そういう全国どこにでもある話でありまして、これはバブルの後遺症としか言いようがないわけでありまして、やはり行政もその一端を担っていくと。確かに都市計画決定はされておりましたが、向原にあれだけの住宅団地が形成されて、そこに特に若い人たちが入ってきたということは、市の活性化には役立っていることは事実でありますから、そういったことを踏まえて、市民の皆さんの理解を仰いでいくと、そういう考えでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

バブルがはじけた平成4年、途中でこの問題については地権者のほうからいろいろな異論が出ていたんですよ。だから、ストップしたんですよ。こういう事実経過をきちっと認識してくださ

い。バブル、バブルって言ったら何でも解決するんじゃ、本当に頭までバブルになっちゃいますよ。これが一番問題なんですよ、特に本来であれば、保留地販売が先行しなければいけないんですよ。ところが、組合による仮換地の販売が先行したんですよ。保留地販売の面積と仮換地販売の面積、その対比は幾らになるのか、前もって質問していますから、答えられますね。

それから、今、私、何回もこの議会で早く下げて完売をなさいと言ったんだよ。ね、とても15万なんかで売れないよと。今、11万から12万だというふうに言ったにもかかわらず、ずっとこぼんでいるんですよ。それをやらなかったんですよ。今では、たたき売りの状況じゃないですか。今、坪当たりの販売価格は幾らですか、当時と比べてどのくらい違いますか、この点の責任はどうとるんですか、幾らですか、教えてください。

○議長（小座野定信君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

今の区画ごとの単価までは手持ちの資料にございませんけれども、これまで今、議員さんのお話にあったように、価格の引き下げ等を数回にわたって実施をしてきた経過がございます。

以上です。

[佐藤議員「ちゃんと答えてよ、保留地販売面積と仮換地販売面積、ちゃんと調べるように言ってあるでしょう」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

佐藤君、静粛に。

[佐藤議員「ちゃんと質問に答えなさい、事前に調べるように言ってあるじゃない」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

ただいまの仮換地の面積の状況でございますが、現在、販売がされております面積6,485平方メートル、それから保留地の区画面積でございますが、7,685.08平方メートル、仮換地の販売の面積の状況は保留地の全体の約45%程度になるかと思えます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今、保留地を言ったわけでしょう。売れた保留地と、あと販売実績というか、今たたき売りの状態だと言いましたけれども、それはどのくらいですか。

○議長（小座野定信君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

現在、保留地55区画中32区画が販売をされており、残りの23区画が現在の状況でございます。以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

だから、面積は幾らですかと言っているんですよ。売れた面積はどのくらいなんですかと言ったんですよ。それと仮換地で売っちゃう面積はどうなんですかということ言っているんですよ。今、市長が若い人が入っていて万々歳みたい言っているから、仮換地というものは物すごく安く売っているんですよ。だから、保留地が売れないんですよ。いわゆる組合員のモラルハザードなんですよ。こういう責任もあるんだということを私、認識してもらいたいというふうに思って質問しているんです。具体的にきちっと計算して出してください。

○議長（小座野定信君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

先ほど申し上げましたように、仮換地販売……

[佐藤議員「数字を言って数字を」と呼ぶ]

○土木部長（松澤徳三君）

面積が6,485平方メートルです。

[佐藤議員「仮換地がね、保留地で売れた分の面積は」と呼ぶ]

○土木部長（松澤徳三君）

それから、保留地で販売された32区画については、7,685.08平方メートルでございます。以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

時間がないんでね。ちゃんと広告を出しているでしょう、坪単価、今幾らなのかって、広告出しているじゃないですか、ちゃんとここに。今6万円から9万円ですよ。これじゃ、ほかの不動産会社が困っているの。これわかっていますか、広告出しているでしょう、広報に、どうですか。

○議長（小座野定信君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

確かに広報、それからチラシ、ホームページ等でPRをしているところでございます。以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

質問に答えなくて、PRしているなんてよく言えるね。坪単価幾らだって質問して答えられなくてさ、そういうことないでしょう、こんなに広告出している。だから、問題だって言っているんですよ。

それから、水道のほうにいきますね。

ちょっと水道のほうは時間がないので、基本的なところだけ聞きたいと思います。県の中央広域水道実施協定、これを見直しをすべきじゃないかと言ったでしょう。当時は宮嶋さんが村長だから、市長が答えるべきじゃないですか。この点について、どういうふうに見解をお持ちですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

もともとの協定水量は6,700立米ということですが、実際に買っているのは1,400という大きい乖離があるわけでありまして、この点につきましては、当時、昔神立駅の東口開発というのが今のURと土浦市と千代田も当時入っていましたね。そういう開発計画がありましたんで、2,400立米、増量を中央広域にお願いした経過が当時出島村でございます。あそこには、ちょっと太いパイプが入っておりまして、その受け入れ態勢はできているんですが、その後、状況が変わって、いまだに1,400立米で間に合っていると。こういうことは、茨城県全体で生じているわけでありまして、中央広域が新たに各市町村と見直しをしてくれなければ、6,700立米の引き取りが義務化するわけですが、この点については、先般も県の幹部の方とお話をしたときにも見直しをしてもらわなくては困ると。やはり県でも、特にこの中央広域の水に関しては、企業局の中でも、県のほうでも頭が痛い部分としてとらえているようであります。

いずれにしても、このまま県のほうが6,700、約束なんだから必ず引き取れと、そういうことは現実的にはあり得ないだろうと私は考えております。今後とも、企業局とこの点について交渉をしていく。しかもかすみがうら市単独ではなくて、やはり関係する市町村と一緒に交際をしていく必要があるのではなからうかと、こういうふうを考えております。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

あと何分ですか、12分。じゃ、あと1分。

で、実は今、土浦並みにすると7000万円の減収というふうに言いましたけれども、私は基本水量を5立方にして、今の基本水量の価格、これを1,000円にした場合どうなるかということ、もう何回も言っているんですよ。これについてちょっとお答え願いたいのと、あと市長が、私はもうバブルのときにやったところだというふうに言いましたよね。すると、これ実際に見てみると、最初の計画は日量5,162だったんですよ。そして、出島村も含めて追加したのが1万1538立方なんですよ。合計で24万立方なんですよ、わかりますか。

つまり追加したことによって、24万だったんですよ。24万というのは、これどういうことかという、霞ヶ浦導水事業の根拠になっているんですよ。推進をするためになっているんですよ、これ、24万に。そうすると、これを今推進しているんですから、そんなことは言ってこないだろうなんていうのは、これ中止をさせなければだめなんですよ、霞ヶ浦導水事業を。中止させなければ、これ進んじやうんですよ、押しつけられますよ。これについてどう考えるか、まず所長と市長。

○議長（小座野定信君）

水道事務所長 仲川文男君。

○水道事務所長（仲川文男君）

ただいまのご質問の中で、基本水量を現行10立方でございますが、これを5立方にと、さらに基本料金を1,000円にという中での試算、どういうふうなのかというご質問でございますが、お答えを申し上げます。

基本水量を5立方メートルに、さらに基本料金を1,000円として超過料金を210円で10立方まで使用したときの料金、これを試算いたしますと、間細かくご説明申し上げますと、5立方メートルまでは税込みで1,050円で、現行料金より1,029円安くなります。9立方メートルでは、同じく189円安くなります。10立方以上は現行どおりといたしまして、10立方メートルまでで、年間約3800万円の減収となります。この基本水量、基本料金を見直すことに関しましても、本年度の決算状況、さらには来年度の決算見込み、そして一般会計からの補助金等々を含めまして、経営計画の中で慎重にも検討すべきものではないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

霞ヶ浦導水事業であります。これはかすみがうら市としても確かにこのまま進められてしまえば、既成事実として積み上がってくるわけでありますから、当然、再考というか、対応につきまして関係市町村と協議しながら、県とも話し合いを続けていく必要があろうかと思えます。

また、先ほど水道所長からも答弁がありました。現在10立米以下の料金につきましては、土浦との差が大きいという事実から、水道審議会でかすみがうら市としても、何らかの対応をとる必要があるのではないかということで検討をしてもらうように、所長には指示をしているところでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今、所長が3800万と言ったかな、4000万今回削られたと言ったでしょう。そうすると、4000万削らなければ、これ下がるんですよ、10立方までの人たちは。実現できるじゃないですか、4000万削っちゃったんですよ。これはどういう根拠で、これまで最初は合併するとき千代田は3000万、旧霞ヶ浦は9000万、1億2000万だったんですね。これか9000万になって、今回5000万になっているでしょう。これどういう根拠で、そういう根拠になるんですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

これは補助金審議会でも話題になったわけでありまして、実際、水道会計の中には、今現在で減債基金等も含めると、9億以上の多分現預金があるわけでありまして。そういったことにかんがみて、9000万補助金を出さなくても、数年の間は値下げも含めて対応できる状態であるとの判断から、今回補助金は4000万削減したわけでございます。削減したから、じゃ水道料金の値下げ

はできないかということではなく、削減してもなおかつ水道料金の値下げもできると、私は踏んでおりますので、今申しあげましたように、水道審議会での検討を指示しているところであります。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

石岡斎場のほうに、これ時間がないんで、あと10分ということなんで、簡単に言うと、私は建設差しとめ訴訟を起こしている住民の一人、石岡と小美玉と、それからかすみがうら、23人で原告団として住民訴訟を行っている最中なんです。その中で、この問題は火葬炉の基数だって課題だし、また広大な5万8000平米という土地も課題なんですよ。これが実際に一日当たりの石岡地方斎場の火葬件数なんです。5.3ですね、平成21年、でこっちは鹿行なんです。鹿行も平成21年5.3なんですよ、同じなんです。鹿行は何基ですか。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 山口勝経君。

○環境経済部長（山口勝経君）

鹿行のほうは6基ございまして、うち1基は予備でございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

5基あって、1基が予備だと。市長がおっしゃった根拠というのはそこにあるんじゃないですか、そういう意味では。全く一緒ですよ。それと火葬炉の基数について、これ私、石岡斎場の組合議員だったんで、答弁のことで数字をつくりました。答弁に基づいてつくった数字ですからね。一番多くなるのが平成56年だそうです。そのときに構成市の人口は12万8223人、そして死亡者数は2,166人というふうに言うておりましたよ。これをやりますと、1日当たりの火葬件数を2.5にしたんですよ。ここがまた問題なんです。単純に割り算をしますと、15.82件になるそうなんです。2.5で割ると、1日火葬件数、6.32で7基だというふうに言うてきたんですよ。

ところが実際には、今、日最大件数は、今4基あって12件だそうです、最大。そうすると、単純に15.82に12で割ると1.3倍なんです。そうすると、これ1.3倍でやると、5基から6基で十分だという数字が証明しているんですよ。これについてどう思いますか。日最大を本当に集中したときに1基を3回転する、そうすれば、問題ないんじゃないですか、どうですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私も全くそのように考えておまして、5基ないし最大でも6基あれば、もう十分だという考えで、斎場組合に申し入れをしているところであります。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それから、実を言うと、葬斎場の利用状況について表にしました。これは千代田地区、それから小美玉地区、石岡、八郷地区、これを見ますと、千代田地区は最高でも16件なんです。斎場のこのときの平成21年は163件なんです。そうすると、これ率にして実に9.8%なんです。千代田の利用率は、平均でずっと計算すると、7.3%なんです。これかすみがうら全体でしょう、千代田地区だけじゃなくて。鹿行には鹿行の組合の霞ヶ浦聖苑には式場がありますか。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 山口勝徑君。

○環境経済部長（山口勝徑君）

お答え申し上げます。鹿行広域には式場はございません。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

式場がないということになると、旧霞ヶ浦の人たちは利用していないということですね、民間を利用している。今の計算でいきますと、霞ヶ浦全体の利用率を単純に計算しました。そっちにはないと思いますけれども、お手元にあると思うんです。千代田との火葬件数とかすみがうら地区の火葬件数、ずっと出して見て、じゃ葬斎場の利用率を見ますと、これまでの平均で3.4%なんです。

そういう点で、葬斎場ということ式場は本当に必要なかどうか、これは疑わしいと。つまり本当に限定された方になると。まさに入札みたいにくじ引きになっちゃうと。当たるも八卦、当たらずも八卦、これも問題だ。それから葬式のあり方も変わっていますよね、今。前回の議会では、斎場議会で大、中、小の3つつくれという方もいらっしゃいました。とんでもない、民業を圧迫するから、移設だから、1室でいいんだ、こういうふうに言っていましたよ。これについてどう思いますか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

この点においては、私も佐藤議員と全く同じ考えを持っておりまして、特に霞ヶ浦地区は民営斎場でやっております、全然問題がないわけでありまして。千代田地区においても、この利用率から見てもわかるとおり、斎場がなくても民営斎場で十分対応できるものと考えております。

先ほどもちょっと申しましたが、300台の駐車場、6町歩の土地をもう既に取得してしまったという事情から考えますと、300台の駐車場をもしどうしてもつくるということであれば、多少ならず相当余地はあるものと考えておりますので、その余剰地の中に民営斎場に貸しつける用地を確保しておけば、火葬施設のわきで十分民営斎場を運営していただいて、多少利便性も上がるんじゃないかと、そういうふうに考えます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

石岡市民と小美玉市民のことも考えてほしいというような発言もありました。実を言うと、私、アンケートとったんですね、去年1月から2月にかけて、この斎場の問題で。そうしたら、そのアンケートでは、「現在の建てかえ」が43%、「計画どおり推進」が11.6%、「わからない」が29.6%なんですよ。今度、石岡のほうの共産党の審議会というのがあるんですけども、そこでアンケートとりました。最近のデータです。233通があったそうです。「現在に拡張して建てかえ」、これが42%、似ていますね。それから「計画地への移転」12%、これも似ていますね。そして「計画を縮小して移転」というのが24%なんですよ。これは知れば知るほど問題があるということになっているんですよ。ただ、みんな事実を知らないからなんです。これについて、どう思いますか、アンケートの結果について。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

そういうアンケートの件数があるということについては、私も承知しておりませんが、今、佐藤議員おっしゃるような形が出ているのではないかと思います。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それで、この斎場のそちらのほうに資料持っていると思いますけれども、構図なんですよ。3万8000平米の中にこういうふうにあール構造の建物を建てようとしているんですね。ですから、こういうアールだと特種設計になっちゃうんですよ。こんなことアールのかなんて思っちゃいますよ。つまり1個1個部品を違くしなければいけないんです、高くなっちゃうでしょう。そして、土地も高いですよ。その土地の高い原因がこの不動産売買契約の問題で、タマゴ博事件というのが当時平成2年にあったんですね。これで今の現斎場の管理者のお父さんが自殺なさっているんですよ、タマゴ博の事件で。このときに、もう既に地権者が石岡市内に配布したビラがありまして、タマゴ博の事件で石岡市民の皆様へというチラシを配っているんですよ。ここには、既にもう一回契約金額がこの土地の契約ですね、2億3370万、76株で、契約している。そのうち1株当たり220万で内金をもらったと。それが1億6720万もらったよ。だから、石岡市民の人は知っている人は知っているんですよ。もう一回、お金もらっているんです。今度、もう一回もらおうという、もらっちゃったという事実がある、これについてどう思いますか。

○議長（小座野定信君）

佐藤議員に申し上げます。時間はまだ1分ほどあるんですが、ただいまの質問なんですが、これかすみがうら市の行政問題でなくちょっと間接的なものになってくると思いますので、この質問は取り下げていただきたいと思います。よろしくお願いします。答えられる人がおりません。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それじゃ、建物の構図のほうについてだけ、見解述べていただけませんか。これ中島山ですから斜面が、これ等高線です、これ見るとね。等高線が多いんですよ、つまり山ですから。その上をこう切って、そこに建物を建てる、その建物がアール構造だと、高くなっちゃう、23億。本当

に無駄な建設じゃないかということなんですよ、どうですか、この面積も含めて。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

中島山そのものは5万8000平米あるわけでありますが、周りぐるっと図面でもわかりますが、がけみいたいなすごい傾斜地ののり面になっております。ですから、実際に使えるところは表面を馬の背になったところを押してやるわけですが、そうすると、どうしても地形がアール型になってしまうところから、もしかしたら建物もアール構造になってしまったのかもしれない。

ただ、設計の経緯につきましては私もちよっとわかりませんので、この図面を見る限りはそういう感じがいたします。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時56分

再 開 午後 4時10分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

3番 山本文雄君の発言を許します。

[3番 山本文雄君登壇]

○3番（山本文雄君）

私は、先般行われました選挙において当選させていただき、かすみがうら市議員として活動の場とここに質問の機会をお与えくださいましたことは、市民各位のご支援のたまものであり、まず心から感謝を申し上げます。これからは初心を忘れずに、市民本位の開かれた新しい市政実現のため最大限の努力をしてみたいと思いますので、市長を初め議員各位のご指導、ご鞭撻を賜りますようによろしくお願いを申し上げて、早速私の一般質問に入らせていただきます。

今回は、選挙におきまして市民の皆さんに3つの約束、つまり公約を掲げて審判をいただきましたので、こうした公約の諸問題を中心に時間の範囲で質問させていただきます。

最初に、行政改革の推進と事業仕分けの導入の件であります。

市長の公約の一つである議員報酬の削減については、目標まであと5%の削減が残されております。また、現在かすみがうら市の議員定数としては、法定上限数で26人ですが、合併時に20人となり、さらに今回は議員提案によって16人に削減されております。これを県内32の市と比較すれば、本市の議員報酬額は下から4番目、費用弁償はなしで最下位であり、議員定数も16人で、これも最下位であります。

行政改革は議会のあり方としても必要であり、むしろ積極的に進めなければなりません。議員定数は果たして市長が目標としている15人でいいのか、さらに少ないほうがいいのか、また議員報酬も削減するだけ削減すればいいのかというように、単に少なくすればいいというような考え方もいかがなものかと思えます。仮に、議員定数が極端に少なくなれば、ある面では議員1人

に課せられた政治的負担も多くなり、また市民の声や地域の要望を市政に届けようとする日々の政治活動などの守備範囲も広がっていくことが予想されると思います。

このような経過と現状を踏まえて、現行の地方自治制度の中で民主的な政治体制を確保するために、その基本でもある議員定数と報酬のあり方については、今後の課題を含め、市長はどのような見解をお持ちなのか、お伺いいたしたいと思います。

また、行政改革の一つとして、職員の定数と給与の削減も重要な問題があります。しかし、適正な職員の配置と生活給でもある給与の格付は、職員の意識の向上や行政の成果にも直接影響を及ぼす重要な問題であります。市民の要望もますます多様化し、かつ行政の課題も複雑化の傾向にある中で、これも単なる単一的な考え方はいかなものかと思えます。今後、行政改革の推進と、行政体制の充実という、いわば相反する課題に対して市長はどのような認識を持って断行されていくおつもりか、お聞かせ願いたいと思います。

次に、かすみがうら市の行政活動に対する緒団体への事業仕分けの導入に関連して、補助金の見直しと適正化についてお伺いいたします。

これら諸団体の補助金の支出につきましては、国の事業仕分けと同じように市民中心のもとで関係諸団体との行政所管部の間において透明性のある議論が必要であるとの、市民の強い声もお聞きしているところであります。

そこで、現在行われている事業仕分けの手法、諸団体に支出している主な補助金の実態とその見直し、適正化を図るための対応について、市長の考え方を伺いいたします。

次に、職員の意識改革と人事システムの確立についてお伺いいたします。

改革派と言われる宮嶋市長の誕生によって、市民はその新しい行政運営に大きな期待を寄せている一方で、職員もまたさまざまな感情を抱いていたのではないかと思います。中には、市長が登場したときに、直ちに人事異動の発令があることを覚悟していた職員もいたようであり、実際には異動がなかったためにほっとしたというような話も聞き及んでいます。そうした話はさておいて、言うまでもなく人事は適材適所、能力主義が原則であります。職員は市長の補助機関でもありますから、市長の政策を実現していく上からも、公正で適正な人事体制は重要な要点であります。私は職員の人事評価を重視し、能力や人間性なども十分に考慮しながら、慎重に真心のこもった温かみのある、そういう人事異動が必要ではないかと考えております。

また、よもや一部の職員が喜ぶようなものではなく、職員全体が納得できるような公正で公平な人事異動が何よりも求められるところであります。市長の人事異動と適正な人事体制の構築に関する見解をお伺いいたします。

また、市民から常識的なあいさつや言葉使いができない、やる気のなさそうな職員がいるというような話を聞くことがあります。こうしたことはもともと職員の採用時点からの資質の問題なのか、教育の問題なのかは大いに疑問とするところであります。言うまでもなく、行政活動は市民サービスでもありますから、その第一線に立つ職員としても、市民に対する接遇は大事な心構えであり、最低限の教育であり、また一人の社会人としての基本でもあります。さらに新しい時代の行政運営が求められている今日では、職員一人一人の自己研さんと能力開発も不可欠な課題であります。そこで職員に対する接遇や意識改革、職員研修はどのように行われているのか、お伺いいたします。

次に、下稲吉小学校の整備促進についてお伺いいたします。

申し上げるまでもなく、下稲吉小学校の改築につきましては長年の課題であり、市民や父兄の悲願でもあります。この地域は児童数も最も多く、校舎の増築や継ぎ足し工事のために実態に追いつかない状況にあって、教室間は迷路のようにつながれております。さらに老朽化が進んで、雨漏りがするというような話まであって、最悪な教育施設であると思われまます。このため以前からPTAなどが中心となって、早期改築工事の署名、請願運動が起こり、要望書が提出されていると聞いております。

そこで、教育長にお伺いいたしますが、当時、この署名要望人は何人の署名人によっていつごろ提出されたものか、またその要望書に対して、そのときに教育委員会がとった対応についてお伺いいたします。また、市長にお伺いいたします。教育施設を整備することは、かすみがうら市の未来を担う子どもたちのいわば宝を磨くことでもあります。従来から要望のあった下稲吉小学校の校舎整備の問題につきましては、平成22年度からの継続事業として2億6992万2000円が計上され、校舎の整備計画が進められているようではありますが、その全体計画についてお伺いいたします。

次に、子育て環境の整備と保育行政の充実についてお伺いいたします。

保育所にはゼロ歳児からの入所が可能ですが、一方では、2歳ごろまで自分で育てようと保育所を利用しないで頑張っている若いお母さんたちもたくさんいるわけでもあります。しかし、核家族化の社会環境の中では、子育てに対して大きな不安を抱えていることも事実であります。こうした若いお母さんたちの子育てに関する悩みや要望を聞き取り、また交流の場とするための対策も必要ではないかと考えております。

そこで、単刀直入にお聞きいたしますが、このような子育て環境を整備する一方策として保育所を開放し、相談窓口を設置するなどの考えをお持ちなのか、お伺いいたします。

次に、保育行政についてお伺いいたします。

現在、旧かすみがうら地区では、3保育所のうち2保育所が民間に委託をしておりますが、まず民間委託のメリット、デメリットをお聞かせ願います。保育所の民間委託については、現場にいる先生方にとっては切実な問題であることは申すまでもなく、これから保育所はどうか、あるいは身分に不安定な疑念を持ちながら子どもたちの保育に当たることだけは避けなければなりません。また今後、旧千代田地区でも、市長は現在の保育所を民間に委託していくという考えをお持ちなのか、お持ちの場合には職員の処遇をどのように考えているのか、あわせてお聞きしたいと思います。

次に、板橋区との交流事業の促進についてお伺いいたします。

申すまでもなく、農漁業などは後継者不足など潜在的に大きな問題を抱えており、ここに来てTPPなどの問題が浮上して、最大のピンチを迎えようとしております。そうした中で、市長の板橋区との交流事業を促進していくということは、かすかな光ではなく大きな希望であります。今後はこうした都市市民との交流事業を積極的に進め、そうした事業の中で、農産物など地場産業の消費拡大を図るような輪ができれば、生産者にとっても、また市民にとっても期待の大きな施策であると考えます。また一方では、文化交流なども大事な課題であると思っておりますので、現在における板橋区との取り組みの実情と今後の交流事業の計画についてお伺いいたします。

最後に、市民参加によるまちづくりの推進についてお伺いいたします。

まず、年に1度、かすみがうら祭りやあゆみ祭りが各種団体の参加によって盛大に行われております。また、敬老会などについても、婦人会などの協力をいただいていると思います。そこで、現在市民は各種団体の参加協力をいただいて実施している事業や催し物がどのくらいあるのか、その実態をお聞かせいただきたいと思います。また、市民の行政に対する要望も多様化、かつ複雑化しており、従来ややもすれば行われてきた行政側が一方的に主導する進め方などが、厳しく問われる時代でもございます。今や行政の手法も計画的で透明性の高い、公正で公平な運営を基本としなければならないことは、市長も十分理解していることと思います。また、市民の行政に対する関心と参加意識も高い今日、市政運営に当たってはできる限り市民の目線に立った市民参加型の行政手法が大事なことであり、それは地域の活性化と元気なまちづくりには欠かせない要点でもあると考えております。

そこで、市長の行政運営の哲学として、今後の行政運営と市民の関係はどうあるべきなのか、また行政施策の推進と市民参加のまちづくりについて、どのような見解をお持ちなのかお伺いし、私の1回目の質問を終わります。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

山本議員のご質問にお答えをいたします。

1点目、行政改革の推進と事業仕分けの導入につきましてお答えいたします。

議員定数については、今回の議員改選により20人から16人に変更になりました。この変更については、議員さんみずからがご提案されたもので、非常に厳しい選択であったとは存じております。また、議員報酬についてこれまでの経過をお話ししますと、合併後に特別職報酬等審議会などが中心になり、新たな見直しを行いました。この際、近隣同規模の市の報酬を参考に一たん引き上げたわけではありますが、その後、住民運動や署名活動などが行われ、結果的には議員さんみずからの判断により、もとに戻した経過がございます。

定数や報酬の適正化については、単純に機械的にはじき出されるものではありません。そのときどきの状況が大きく左右するところかと思われまます。議員定数や給与の削減については、市長就任時より行財政改革の一環として推進しているものです。

まず、職員定数ですが、無駄なものをできるだけなくすことにより、簡素でスリムな事務執行を行おうとするものであります。また、給与削減についても、行政価格はまず身近な人件費からの考えから、みずからの給料を50%カット、また今定例会におきまして副市長、教育長給与についても、10%削減を提案申し上げているところであります。

また、議会経費の削減、議員定数の削減によりまして20%削減は達成されたわけでございますが、今お尋ねの5%についてはということではありますが、先般の全協で議員の皆さんとの話し合いを踏まえて、会議録を電子化するなどの方向で職員の削減を行い、議会経費の25%削減を達成したいと、こういうふうを考えております。

職員給料についても、今後、削減の方向で職員組合との話し合いを続けながら進めてまいりたいと思っております。この際、モチベーションが下がるようなことがあってはいけませんので、適切に人事評価や昇任試験を行い、適材適所で評価すべきところは、評価するように努めなければならないと思っております。

補助金については、第2次かすみがうら市行政改革大綱において、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方等について、補助金等審議会において検証し、市民の皆様に対する説明責任を果たしながら、整理、合理化に努めることとしております。

次に、行政仕分けの手法につきましては、行政サービスとしての必要性、実施主体のあり方及び実施手法の妥当性等について市の政策方針や財政上の制約等は前提とせず、事業の必要性、実施主体のあり方、効果的な実施手法等について判断するものとして実施をいたしました。また、補助金は市民の税金を財源として交付されているところから、市民に対する説明責任を果たすため、透明性、公平性の確保が求められております。補助金の交付に当たっては、公益上の必要性が客観的に認められ、かつ自助努力をもってしてもなお不足する部分を補助するという必要最低限の原則に立ち返る必要があり、行政と市民の役割分担を明確にするとともに、透明性、公平性に加え、特に公益性の観点から補助金のあり方や補助金交付のさらなる適正化に向け、一定の基準に基づく不断のチェックと評価が必要不可欠であると思っております。

町内組織である補助金等検討委員会において、補助金実態調査を行い、補助額や執行の適正化に努めてまいりました。本年度は補助金等審議会に補助金のさらなる適正化について諮問し、答申をいただいております。同審議会ではヒアリングを踏まえ、個別評価をいただいた18事業につきまして、予算査定の中で方針を決定し、新年度予算へ反映させております。今後とも引き続き補助金審議会において審議をいただきながら、個別評価を踏まえ見直しをしてまいりたいと考えております。

2点目の職員の意識改革と人事システムの確立につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

3点目、下稲吉小学校の整備促進につきましては、教育部長からの答弁とさせていただきます。

4点目、保育行政の充実につきましては、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

5点目の板橋区との交流事業につきましては、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

6点目、市民参加によるまちづくりについてお答えいたします。

初めの市民のご参加をいただいて開催している事業等の実態については、担当部長からお答えいたします。

次に、行政運営と市民の関係、さらには行政施策の推進と市民参加の関係ですが、基本的な考え方については、施政方針の第5、みんなでつくる連携と協働のまちづくりの中で一部考え方を申し上げておりますが、ご意見のように、行政を取り巻く環境が多種多様化する中で、行政のみでは市民のニーズ、意向に沿ったまちづくりはできません。基本姿勢として行政が責任を持って対応するもの、行政と市民が協働して取り組むもの、市民の皆様の自主的な活動により対応するものなど、役割分担を踏まえながら、市民福祉の向上と地域活性化を目指したいと考えております。

また、私の政治の原点は市民運動からスタートしたところであり、さまざまな機会を通じて市

民の皆様の声を拝聴するとともに、行政施策の推進に当たっては、多くの市民の皆様の協力を得て地域づくりや事業運営、さらには市のPRや活性化推進に努めてまいりたいと考えております。また、行政改革の視点では補助金の見直しや事業仕分けについて市民の声を、皆様の声を最大限取り入れて市民目線で行政をチェックすることも市民参加の一つの手法であろうと考えております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

総務部長 山中修一君。

[総務部長 山中修一君登壇]

○総務部長（山中修一君）

山本議員のご質問にお答えをいたします。

2点目の職員の意識改革と人事システムの確立についてでございますが、職員の接遇につきましては、事務執行以前に身につけていることが基本であると思っております。改めて言うまでもございませんが、現在、公務員に対して厳しい目が向けられる中では、それぞれの職員が十分な注意が必要であるというふうに考えております。

今年度は、特に若手職員を中心に接遇に関する改善策について、これまで2回に分けて職員研修を実施しております。この中で各職場で取り組める内容を整理し、その結果を職員全体に周知する予定でございます。このような研修を通して、よりよい職場づくりができるよう努めてまいります。

多様化する住民ニーズに対応するためには、時代に合った組織づくりが必要になってまいります。人事異動の基本的考え方につきましては、山本議員のお考えのように適材適所、能力主義によることがベターであると思っております。得意分野に配置することによりまして、その職員の持てる力を最大限に引き出すことが人事異動の基本であります。余りにマンネリ化しますと、新たな発想を生み出すことができなくなると思っております。適材適所ということもありますが、新たな発想で仕事に取り組める人事管理を目指してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

教育部長 横瀬典生君。

[教育部長 横瀬典生君登壇]

○教育部長（横瀬典生君）

それでは、3点目の下稲吉の小学校の整備促進につきましてお答えをいたします。

下稲吉小学校の校舎等の老朽化などにかかります整備につきましては、同校のPTAから全面建てかえ等の要望や市民の署名活動がなされ、平成20年3月に1万余名の方からの署名とともに、下稲吉小学校全面建てかえに関する陳情書が提出され、平成20年第1回市議会定例会においてこの陳情書が採択されました。

このようなことから、平成20年同年10月から翌21年8月にかけて、同校の施設の耐震性や耐力度を把握するための調査を行いまして、その結果を踏まえながら、市議会文教厚生委員会

の検討、審議、さらに市議会全員協議会に説明、報告をいたしまして、平成22年5月に施設の整備基本計画を作成をいたしたところでございます。その後、10月に入りまして同校において市議会議員、そして教育委員、学校長の皆様に対しまして計画を説明するとともに、施設の現地調査を行いました。

現在は、施設の整備に向けまして学校側の要望、意見を聴取し、作業を進めるとともに、実施設計を進めているところでございます。耐力度調査によりまして危険建物と判定された普通教室棟や耐震診断調査で耐震性能が指数が低い、耐震性が極めて低いという建物、さらに耐震性に劣り、過少な面積のため授業や工事に支障のある体育館について、児童の安全を第一に整備を図ってまいります。

平成23年度、翌年度になりますが、2カ年度継続事業で危険建物と判定されました最も古い普通教室棟の建てかえ分と管理所室の設備をあわせて既存校舎南側に鉄筋コンクリートづくり3階建ての校舎を建設することで予算措置をしたところでございます。また、管理棟の耐震補強及び大規模改造工事、屋内運動場の改築工事は平成24年度からの計画としてございます。

最後になりますけれども、中央校舎及び東校舎の整備のあり方につきましては、屋内運動場改築工事の発注の後に合併特例債の活用期限と事業費等の検討を加えた上で、判断することとなっております。

以上でございます。よろしくお願いいいたします。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

[保健福祉部長 竹村 篤君登壇]

○保健福祉部長（竹村 篤君）

4点目の保育行政の充実についてお答えいたします。

まず、1番の子育て環境を充実するための相談窓口の設置についてお答えいたします。

子育て環境の充実につきましては、子どもも保護者も安心して暮らせることのできるよう、保育所事業、児童館事業、さらには子育て支援センター事業において、児童の健全育成を図るために環境整備の充実に努めてまいりました。

保育所事業のうち民間保育所につきましては、子育て支援センターを設け、育児の相談等実施しております。民間の保育所以外につきましては、各児童館、やまゆり館に設置してございます子育て支援センターにおいて、子育てサロンなどを設置しております。その中で、地域の子育ての保護者や児童に対する相談、指導を行うとともに、各種子育てにかかわる情報の提供、子育てサークルの活動支援を実施しているところであり、今後もさらに周知、PRを進めていきたいと考えております。

次に、保育所の民間委託の現況と今後の対応についてお答えいたします。

本市におきます保育所事業につきましては、社会環境の変化などに伴う多様化するニーズに対応し、各種保育サービスの充実に努めているところでございますが、政府の三位一体改革によりまして、平成16年度から公立保育所に対する運営費、施設整備に対する国・県の義務負担が廃止されまして一般財源化されました。このような状況から市では、施設の老朽化への対応と、効率的な運営への転換を図るとともに、保育サービスのさらなる充実に努めるため、保育所の統合を实

施し、民営化を進めてきたところでございます。

公立保育所では、運営費の助成は廃止になりまして一般財源化されており、保育料の引き上げを強いられた自治体もあるようでございます。民間保育所の運営費は国が保育単価を示すことで総額が決まり、その2分の1が国、4分の1を都道府県、そして残りを市町村が負担する形で確保されております。さらに、国庫負担事業では次世代育成支援対策交付金で一時預かり事業、県負担事業で特別保育事業として休日保育事業、延長保育事業、低年齢児保育体制緊急整備事業など、すべてが民間を支援する事業となっており、公立保育所を助成するものに対しては交付税として一般財源化されております。

公立保育所を有する市町村においては、一般財源化の影響により人件費など保育所運営費のコスト削減、圧縮、さらには公立保育所の民間移管、公立保育所の統廃合、さらには先ほども申し上げました保育料の値上げなどに対応している状況のようです。当市においても、公立保育所の統廃合をし、民間に移管し、さらに不足する保育士を臨時雇用するなどして対応している状況にございます。

今後につきましては、施設の老朽化への対応と効率的な運営への転換を踏まえ、保育所の民営化を検討してまいりたいと考えております。その場合の保育所の処遇という質問でございますが、仮に民営化を進める場合にしても、一度に民営化を進めるのではなく、現在正規職員は不足している状況にあり、保育士としての職務に専念してもらおうよう配慮すべきものと考えております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 山口勝経君。

[環境経済部長 山口勝経君登壇]

○環境経済部長（山口勝経君）

5点目の板橋区との交流事業につきましてお答え申し上げます。

現状といたしましては、板橋区に職員を派遣し、約半年が経過したところでございます。この間、板橋区との交流事業を積極的に推進したことによりまして、一定の成果を上げております。まず、板橋区ハッピーロード大山商店街にあるアンテナショップとれたて村への出品を11月から開始いたしました。また、4月からは小・中学校の給食用食材の提供や6月には産地ツアーなども予定されているところでございます。

次に、板橋区蓮根地区との交流についてですが、この名称は「レンコン」と書きまして「はすね」と呼ばれているところから、かすみがうら市特産のレンコンにちなみ、当地区の商店街や自治会が組織する蓮根エコキャンパス協議会との交流、連携が進められております。昨年末の歳末イベントを皮切りに交流がスタートし、今年12日には蓮根れんこん祭り」と題したイベントが予定されております。本市からは、複数の団体が参加を予定してございます。

最後に、直売所の進捗状況についてご報告いたします。

昨年から、候補地を選定しておりましたが、現在1カ所内定をしており、6月ごろの開設を目指しているところでございます。この直売所にはアンテナショップの機能を委託することを予定しており、市のPRや情報発信の拠点としての位置づけを行ってまいります。

なお、委託事業の財源の一部といたしまして、緊急雇用創出事業補助金を活用してまいりたい

と考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 塚野 勇君。

[市長公室長 塚野 勇君登壇]

○市長公室長（塚野 勇君）

山本議員のご質問の中で、6点目、行政協力団体の現況と市民参加によるまちづくりの推進の中で、1点目の市民の皆様や各種団体にご協力をいただいております事業や催しがどのくらいあるのかと今、ご質問でございます。

市が主体となっている各種の事業、催し物につきましては、ご質問の中でもございましたように、かすみがうら祭りやあゆみ祭りを初め観光事業、さらには教育委員会等での主催事業等、各部署にわたっておりまして、ほとんどの事業が市民の皆様のご参加、ご協力によって成り立っているものと考えております。

これらの事業につきまして整理をいたしますと、大変多くの事業がございますので、大変恐縮ではございますけれども、資料というふうな形で配付をいたしますので、ご参照の上、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

ここでお諮りいたします。

本日の会議時間は、あらかじめ午後6時まで1時間延長したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、会議時間を午後6時まで1時間延長することに決定いたしました。

3番 山本文雄君。

○3番（山本文雄君）

組織再編というようなことで、28課が26課になって85係が82係になったというふうなことで、行財政改革スリム化になったというようなことで、ここにうたわれておりますけれども、再編に伴って4月の人事異動はあるのかどうか、まず最初にお願いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

4月の異動は予定をしております。特に課長級につきましては、相当の異動があると思っております。

○議長（小座野定信君）

3番 山本文雄君。

○3番（山本文雄君）

人事異動があるというようなことなんですが、規模はどのくらいの規模を予定しているんですか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

お答えをいたします。ただいま市長からもありましたように、例えば部長、課長級、管理職が多い場合には部下になります係長、主任クラスが少なくなると思います。ただいまありましたように、課長級の部分が今回多くなるということでございますが、全体にはまだ人数については確定はしてございません。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

3番 山本文雄君。

○3番（山本文雄君）

接遇や意識改革というようなことでお伺いしたんですが、いまだかつてあいさつができないとか、そういう職員がいるというようなことで、議員間の中でもそういう話が出ている、これが現実でございます。今までと同じような接遇、研修をやっていたんでは、いつまでたっても、そういう後からの問題が出てくるんじゃないかなと思います。そこで少し研修内容を変えたり、さらには不適格者が出てきた場合には、市長としてはどういう措置をとるのかお伺いいたします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

不適格者が出てきたときというお話でございますが、従来の職員研修等に加えて特に接遇関係につきましては、外部講師を入れるとか、そういったことも考えながら対応していく必要があるのかなというふうに考えております。

いずれにいたしましても、問題が余り出ないように部課長の指導をしっかりとさせていただくようにお願いをしております。

○議長（小座野定信君）

3番 山本文雄君。

○3番（山本文雄君）

それから、下小の件でございますけれども、基本計画の中では平成23年度、生徒数が約700人というふうなことで、平成27年度が817人というような数字が出ているんですが、教室のほうは間に合うようにつくってあるんですか、どうか。

○議長（小座野定信君）

教育部長 横瀬典生君。

○教育部長（横瀬典生君）

それでは、クラスの計画についてお話を申し上げますと、現在は3クラスの学年が2学年あります。そういったことで、将来を見越した場合に1学年を4クラスという考え方で、四六、二十四で24学級、あわせて4つの特別支援学級がございます。そして、1つプラスで国際学級と、合計で29クラスに対応できるようにということで、計画を今回の中では考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

3番 山本文雄君。

○3番（山本文雄君）

また、下小の関係になるんですが、今現在計画しているのはプラン1で計画していると思うんですが、プラン4まであるんですね。すると15億からプラン4になると25億、総事業費がかかっているんですが、今、陳情書関係ではあくまでも全面改築というふうな、市民の皆さんの陳情書が出ておりますので、その辺はどのように考えているのか、わかっただらお願いします。

○議長（小座野定信君）

教育部長 横瀬典生君。

○教育部長（横瀬典生君）

先日お渡しをいたしました基本計画は、既にでき上がっているわけですが、その中には全面改築とはなっておりません。特に東校舎、そして六角校舎というのがございますが、答弁の中でもご指摘がありますが、その部分については大規模改造と耐震が不足すれば耐震もやっけていくという、両面でございます。考え方といたしましては、特に六角校舎の問題については、耐震診断の結果、多面体でございまして、指数で1.18という安全な数字が出ておりまして、それを活用していきたい。また、そこに補助も今の段階ではちょっと厳しいだろうということで、大規模改造の補助を入れていこうという考え方で進んでいるわけでございます。

ただ、一たん5月に決定をしているものをお渡ししているわけですが、現在に至っては、答弁でもちょっと触れましたけれども、今後、住民の皆さんの要望もあるということでございますが、市長の姿勢としての考え方もございまして、その辺を少し考え直してはというお話がございます。そこで何回か議論をしておりますけれども、最終的に結論が出ておりますのは、平成24年の段階でいわゆる改築で対応するかどうかを決めていくということになろうと思います。そうしますと、今、山本議員がおっしゃるような一般的な全面改築の方向に、ほぼ近づいてくるということでございます。

基本計画についても、すべて直すわけですから、ほぼ全面改修に近いわけでございます。一つの考え方として、要求は確かに全面改築でございますが、それは我々は要求課題というふうにとらえております。我々の政策課題というものがございまして、それを融合させた上で最終的なベストな案を出していくというのがやはり行政としての課せられた役目だろうというふうに思っておりますので、現在のところではそういう状況でございます。

したがって、ご指摘のような内容もなるべく対応ができるようなことでいくようなことになろうというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

3番 山本文雄君。

○3番（山本文雄君）

保育所の件でございますけれども、民間保育所になった場合に、民間保育所のメリットとデメリットがもしあれば、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

先ほど具体的にこれがメリット、これがデメリットという形で申し上げませんでしたけれども、現実的に改修にしても、運営にしても、民間支援の形で公立ではなかなか財源が担保されない、そういうところから民営化の方向に向いているというのが現実的なもので、具体的には先ほどいろいろ事業名等を申し上げました。新たに建設についても、改築についても、公立については補助が対象にならないというようなこともございます。その辺が直接的なメリット、デメリットという形で民営化に進んでいるという背景がございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

3番 山本文雄君。

○3番（山本文雄君）

保育所の今のやつ、メリットのほうは、結局はお金だというのはわかるんですが、保育の内容についてのメリットとデメリットがもしあればお願いしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

直接運営といいますか、子どもたちへの保育での影響という質問かと思えます。その点については、基本的には同じことと私ども考えておりますし、そのようにしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

3番 山本文雄君。

○3番（山本文雄君）

民間のほうが公立保育所よりいろいろな行事をやっていると。朝のやつも早く保育所措置してくれるし、また土・日あたりも民間はやっているというような話聞いているんですが、その辺のやつを民間と公立の違いを同じようなレベルに持っていけるかどうかを再度お伺いいたします。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

先ほども事業名の中で、県負担事業の中で休日保育事業とか、延長保育事業と、そういう面が財政的に民営化のほうへ措置がされている。そういうところが逆に民間事業者の場合、その辺を受けて積極的にサービスを拡大している方向はあろうかと思えます。その辺は逆にご存じのように公立の場合は、年間事業費の中で運営しているという背景もありまして、いわゆるサービス合戦と言うのも変ですけども、そういう民間との競争にはなかなか太刀打ちできない面もあるのかなという考えもあります。

以上です。

○議長（小座野定信君）

3番 山本文雄君。

○3番（山本文雄君）

それでは、板橋区との交流事業の件でお伺いいたします。

今、部長のほうからありましたように職員を派遣しているというようなことでございますけれども、現在1名の職員が派遣されていると思うんですが、今後、職員の数をふやす方法でいるのかどうか。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 山口勝徑君。

○環境経済部長（山口勝徑君）

23年度でございますが、23年度におきましては、この直売所が設置できた場合を想定しまして、直売所に例えば東京板橋事務所というような形で職員を置いて、今度はこちらからの農産物を提供するというようなことばかりではなくて、板橋区のほうから誘客、そういう事業を実施してまいりたいと考えております。現在1名でございますが、ケース・バイ・ケースでございますが、1名のほかにもう一名を私どものほうではほしいというような考えを持ってございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

3番 山本文雄君。

○3番（山本文雄君）

板橋区との交流事業については、相当の農家の人が期待をしておりますので、期待外れのないようにひとつ課では頑張っていて、実際直売所なんか東京に置いてあるとすれば、かすみがうらから持っていったものをすべて売ってもらえるような、そういう最終的には大がかりな直売所にできるような方向、さらには板橋区から観光としてバスを土・日あたり連なるような、40年前あたりはかすみがうら、千代田地区なんです、6号国道のほとんどの売店が満杯で車がなくて、ほとんどのバスが入っていたようなにぎわいを見せていたわけなんです、そういう私は期待を持っておりますので、ひとつ部長頑張って、この辺は必ず根をおろしてやっていただきたいなというように思います。

以上をもって私の質問を終わります。

○議長（小座野定信君）

3番 山本文雄君の一般質問を終わります。

○議長（小座野定信君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、あす3月3日午前10時から引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

散 会 午後5時03分

平成23年

かすみがうら市議会第1回定例会会議録 第3号

平成23年3月3日(木曜日)午前10時01分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
5番	古橋智樹君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君

欠席議員

なし

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	土木部長	松澤徳三君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	大塚隆君
市長公室長	塚野勇君	消防長	井坂沢守君
総務部長	山中修一君	教育部長	横瀬典生君
市民部長	川島祐司君	水道事務所長	仲川文男君
保健福祉部長	竹村篤君	農業委員会事務局長	中島邦之君
環境経済部長	山口勝徑君	選挙管理委員会委員長	山口正男君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子

議事日程第3号

日程第1 一般質問

- (4) 栗山千勝 議員
- (5) 中根光男 議員
- (6) 山内庄兵衛 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

(4) 栗山千勝 議員

(5) 中根光男 議員

(6) 山内庄兵衛 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通告者	質問主題
		(質問の区分)
(4)	栗山千勝	1. 無理無駄のない市政運営について
		2. 有害イノシシ対策について
		3. 政治団体届と政治活動について
		4. 昨年秋の懲戒処分について
		5. 市長の政治姿勢について
		6. 職員の教育について
		7. 各種補助金について
(5)	中根光男	1. 子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの実施計画について
		2. 続発する「いじめ」について
		3. 小・中学校の障害者に対して、デジタル教科書の導入について
		4. 小・中学校の冷房化について
		5. 農業再生ビジョンについて
		6. 民俗資料の収集と保存について
(6)	山内庄兵衛	1. 石岡斎場組合について
		2. 土木行政について
		3. 市道チ52号線道路改良工事について
		4. 市道チ6号線の工事について
		5. 福祉行政について

開 議 午前10時01分

○議長（小座野定信君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付いたしましたとおりでございます。

傍聴人の方々に申し上げます。

会議において、傍聴人は議事についての可否を表明し、又は騒ぎ立てることは禁止されてお

ます。静粛に傍聴されますようお願い申し上げます。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務について質す場であります。

したがいまして、法令等を遵守していただくことを求めます。

また、3月1日の議会規則が改正されたことにより、従来は3回までであった質問回数が撤廃されたため、議員各位においては時間配分に留意されますようお願いいたします。

また、執行部におかれましては、能率的な会議運営観点から、より簡明な答弁をなされることを求めます。

日程第 1 一般質問

○議長（小座野定信君）

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。

14番 栗山千勝君。

[14番 栗山千勝君登壇]

○14番（栗山千勝君）

おはようございます。

ちょっと私、歯の治療をしているのでちょっと空気がもれてしまうので、聞きづらい点もあろうかと思いますが、そこはよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長のほうから、ただいま執行部に対して簡明な答弁というようなことを申し入れしておるわけですが、きのうの答弁など聞いておりますと、ちょっと簡明ではないんじゃないのかなというように私は思っております。職員によっては、質問に対して挑発的とも思われるような言葉も見受けられたわけですが、やはり答弁に当たっては理論構成をきちんと整えて、だれもが理解できるような答弁にしていきたい。それは、議長のほうからその点について執行部に対して強く申し入れてしてもらいたいということを私、要望いたします。

さて、私の質問ですが、無理無駄のない市政運営というようなことで、これは市長の選挙公約でも挙げられているわけですが、無理無駄のない行政運営こそ財源確保の一步かと思うが、市長の考えと。これからの財源確保の政策はいかんということですが、

次に、有害イノシシ対策について。

雪入周辺集落の農作物の被害は想像以上のものであると。市はその対策についての考えについて。

この問題については、山内庄兵衛議員の専属の質問であったわけですが、山内庄兵衛議員1人では足りないということで、私にもやれというような市民からの要望がありましたので、この点についても厳しく追求していきたいというように考えております。

次に、政治団体届けと政治活動について。

政治活動をするには、政治団体の届等を県の選管に申請しなければならないということは、これはだれも承知だと思います。

さらに、選挙がつい最近あったわけですが、無届けの政治団体があったか、ないかと。

さらに妨害活動があったか、ないかということについてお伺いしたいと思います。

あと、政治団体の活動はどこ辺の範囲で許されるものか、詳しくご答弁願いたいと思います。
次に、昨年秋の懲戒処分について。

懲戒処分後の職員在職中の政治活動はいかがと私は思うわけでございますが、この事実関係についてお伺いしたいと思います。

次に、市長の政治姿勢について。

各所で市長の発言に市民から批判の声が出ているというようなことを何度となく私は聞いているわけでございますが、いかがかというように私は思うわけでございまして、市長の所信はどうかとお伺いしたいと思います。

次に、中学生までの医療費の無料化は、財源がないと断念したというが、市長の見解。

この件については、12月定例会においても議案として上程されました。しかしながら、市長は財源がないというような答弁をされたわけでございますが、財源のない予算というのはあり得るわけがないんです。根拠があって予算化するわけですから。この点について詳しく答弁願いたいと思います。

職員の教育について。

何回質問をしても、答弁は進展はない、これはだれもが承知していると思います。仕事をしない、できない、やらない。一番困るのは市民なんです。今、市民団体に目向けられているのは、議員がどうのこうのと言われているかもしれない、議員にも責任はあるかもしれない。しかしながら、市の職員は本当に仕事ができない、職員が多い。やらない職員もいる。やらないほうについては職員というのは物すごくたけている。これはある職員に言ったら、そのとおりですと。それで一番困るのは市民なんです。これ、私らには指導できないですよ。これは市長が指導していくのが当たり前の話で。市長の見解をお伺いしたいと思います。

次に、各種補助金について。

補助金、交付するのはよろしいんですが、成果がなければ意味がない。その成果について市民が理解できるかというようなことです。

次に、大幅にカットされた団体もあると聞いているが、その理由は。

以上、お伺いします。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

栗山議員の質問にお答えいたします。

1点目、無理無駄のない市政運営につつましてということでありまして、1000兆円を超える国の総借金、また地方も大変に疲弊をしているわけでありまして、国、地方を問わず行財政改革は待ったなしの状況にあります。聖域なき事務事業の見直し、補助金の見直し、人件費の削減、そういったことを徹底して、借金体質を改善し、大切な税金は市民生活のため、将来のためということで基本に市政運営をしまいたいと思います。

2点目の有害イノシシ対策につきましては、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

3点目、政治団体届と政治活動につきましては、選挙管理委員会委員長からの答弁とさせていただきます。

4点目、昨年秋の懲戒処分につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

5点目、市長の政治姿勢ということではありますが、1点目の質問と関連すると思いますが、いずれにいたしましても、市民中心にすべての行政はあるわけでありますから、それを中心に考えていきたいということが私の政治信条でございます。

6点目、職員の教育につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

7点目の各種補助金につきましてお答えいたします。

補助金につきましては、第2次かすみがうら市行政改革大綱において、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方等について、補助金等審議会において検証し、市民等に対する説明責任を果たしながら、整理、合理化に努めることとしております。

補助金による事業推進は、市の政策を効果的かつ効率的に達成するために有効な手段として重要な役割を果たしてまいりましたが、近年はその交付が定常化し、既得権化する傾向が指摘され、市の歳入環境が厳しい状況の中にあっては、財政の硬直化への影響が懸念されております。

また、補助金は市民の税金を財源として交付されていることから、市民に対する説明責任を果たすため、透明性、公平性の確保が求められているところであります。

補助金の交付に当たっては、公益上の必要性が客観的に認められ、かつ自助努力をもってしてもなお不足する部分を補助するという、必要最低限の原則に立ち返る必要があります。行政と市民の役割分担を明確にするとともに、透明性、公平性に加え、特に公益性の観点から補助金のあり方や補助金交付のさらなる適正化に向け、一定の基準に基づく不断のチェックと強化が必要不可欠であり、見直しの過程を含めて積極的に公表することで広く市民の理解を得ていきたいと考えております。

平成23年度予算における補助金については、本年度、補助金等審議会から補助金のさらなる適正化についての答申をいただいた中で、同審議会のヒアリングを踏まえた個別評価が出された18事業につきまして、予算査定の中で方針を決定し、新年度予算へ反映させたものであります。

補助金のカットについては、同審議会の見直し基準における減額上限設定を適用したものの、同基準は事業の執行状況や事業主体の運営状況を勘案し、補助率の設定や見直し減額、または上限の設定を行うよう区分されました。

個別意見として、繰越金や内部留保が多額と評価判断されているケースが多く、予算の査定の中でもそのように理解して減額を決定しましたので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

選挙管理委員会委員長 山口正男君。

[選挙管理委員会委員長 山口正男君登壇]

○選挙管理委員会委員長（山口正男君）

答弁する前に、議員の皆様方にはこのたびご当選おめでとうございます。

それでは、栗山議員さんの3点目にお答えいたします。

政治団体の設立届けは、政治資金規制法上、政党その他の政治団体が結成されたときは、7日以内に都道府県の選挙管理委員会または総務大臣に届け出ることとされております。

ご質問のありました無届け政治団体と妨害についてですが、届け出をしていない団体であっても、その実質において政治活動を行う目的を有する団体であるならば、公職選挙法上は政党、その他の政治団体として規制を受けるべきものであると考えられます。

また、政党その他の政治団体等の政治活動とは、公職選挙法においては政治上の主義、もしくは施策を推進し、もしくはこれに反対し、または候補者を推薦・支持し、もしくはこれに反対することを目的として行う直接、間接の一切の行為を総称するものであります。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 山口勝経君。

[環境経済部長 山口勝経君登壇]

○環境経済部長（山口勝経君）

2点目の有害イノシシ対策につきましてお答え申し上げます。

千代田地区における農作物に対するイノシシの被害については大変深刻なものであると思っております。これまでも市といたしましてもそれぞれの対策を講じてきたところでございます。

雪入地区を初め、山本・上佐谷・下佐谷地区あるいは上志筑地区にイノシシの被害が報告されており、昨年度は水稻、カキ、ナシなどの圃場で、被害面積が約14ヘクタール、被害額については、被害量などから算出いたしますと約300万円となっております。

対策といたしましては、被害者による防護さくの設置や追い払いの実施を行い、それでも対処できない場合は、被害状況を把握した上で、市が捕獲の許可を受け、地元の猟友会に委託し、捕獲を実施いたしております。

捕獲の実施方法といたしましては、銃器やわなによる捕獲がありますが、当該猟友会としては、主にわなによる捕獲を行っており、現在、固定式の囲いわな6基、移動式の箱わな5基などを使用し捕獲を実施しております。市でお願いしております猟友会の捕獲隊については、現在14名で実施しておりますが、高齢化が進み、年々減少している状況下にあります。その対処方法としまして、少人数でも捕獲ができる固定式の囲いわなの設置を23年度予算に計上するなど、今後対策を講じてまいりたいと考えております。

また、昨年度から土浦市とかすみがうら市が合同で、農作物被害防止対策協議会を設置し、農作物の被害に対する協議会を設置しており、イノシシの防護さく設置等や捕獲器の購入など、被害の防止対策を行っております。

今後においても、鳥獣による農作物の被害をできるだけなくすべく、広域的に対策を講じていく所存でありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

総務部長 山中修一君。

[総務部長 山中修一君登壇]

○総務部長（山中修一君）

栗山議員のご質問にお答えします。

最初に、3点目の関係でございますが、ただいま山口委員長から答弁をしたところでございますが、その中で、無届け政治団体と選挙妨害についてお答えをいたします。

無届け政治団体や選挙妨害につきましては、政治団体の届け出先であります茨城県選挙管理委員会と密接に連携を図りながら、法規にのっとった選挙運動や選挙活動が行われるよう適切に対応してまいっております。

さらに、現在2つの団体が確認申請書を提出されている現状がございます。

続きまして、4点目の昨年秋の懲戒処分についてお答えをいたします。

この案件につきましては、職員がパソコンの私的利用というようなことがございまして、職務専念義務違反というようなことで処分をしている内容でございます。

また、在職中の政治活動の件でございますが、職員の服務規律の確保につきましては、日ごろから徹底しているところでございますが、一部職員に徹底されない者がいるということになれば、さらに通知、周知等により徹底を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、6点目の職員の教育についてお答え申し上げます。

これにつきましては、これまでも毎回の議会の中でご質問とかご指摘をいただいているところでございます。仕事に対する意欲につきましては、職員個人、個人にゆだねられるところが多分にあるわけでございますが、それを指導によりましてどのように引き出すかが大事でございます。自分がやらなくてはだれもがやるかどうか、これらのいろいろな事案が仕事上でございます。それらを先送りしても構わないなど安易な気持ちで仕事に取り組む職員がいるとすれば、その意識を変える必要があるわけでございます。

これまでのご指摘の中で、それぞれ綱紀粛正ということで、職員全体に対して周知をしてきたところでございますが、今後も意識改革から進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

5点目の市長の政治姿勢についてということで答弁漏れがあったかもしれませんので、ちょっともう一度申し上げます。

中学生までの医療費の無料化に財源がないと断念したという話で栗山議員、とらえておられるようではありますが、私の見解といたしましては、中学生以下の医療費の無料化につきましては、昨年9月の議会以来、条例案を提案させていただいております。議会のほうから、財源がどうなっているのかということで条例案が否決になったわけではありますが、そのときご答弁申し上げたのは、医療費の無料化については、県の国保連合会であるとか、あるいは医師会等への伝達に準備期間を要することから、実際に財源を確保する前に条例案を通していただかなくてはならないわけでありまして、そういった観点から前もって条例案を出させていただきました。

今年度、昨日の答弁でも申し上げましたが、23年度につきましては国保に重点を注いで、国保

の引き下げを最重要課題といたしましたので、中学生以下の医療費の無料化については、昨年度人事院勧告の給与削減案等も通らなかったことも踏まえまして、24年度からの実施を目指したいと。そういうことで、23年度の9月には条例案をお願いしたいと、こういうふうに考えております。

財源であります。これはもちろん特定の財源から出すということではありませんで、補助金削減、事業費の見直し、また人件費の削減、そういったところすべてを動員しまして、財源を捻出すると、そういった考えでおります。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

総務部長、在職中の政治活動の事実関係どうなんだと聞いている、こっちがちょっと欠けているんじゃないのかなと思うんだけど。これからの話はしていないよ。

○議長（小座野定信君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

申しわけございませんでした。

先ほど申し上げました懲戒処分の件だと思います。これにつきましては、在職中にそういう事案が発生したということで、懲罰委員会等で決定をし処分をしたものでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

1つひとつきちんとやっていきたいと思うんですが、総務部長、私、懲戒処分後の職員在職中の政治活動と言っているんですよ。ちょっと違うんじゃないのかなと思うんだけど。

○議長（小座野定信君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

これにつきましては、先ほどちょっと触れましたが、政治活動につきましては、地方公務員、国家公務員につきましても禁止をされている部分がございます。

今回の在職中にそれがあつたかどうかという部分については、私のほうでは確認をとれておりません。よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

無理無駄のない市政運営というようなこととお伺ひしますが、本当にこれ当市で無駄を省いたら、相当な予算が生まれるんじゃないのかなというように私は思つてございます。そういう中で、

まず、一番先に目立つのが、市長の運転手2人、公用車2台。さきの全協の中でも適材適所というようなことを市長が話されたかやにも聞いておりますが、まずそれが第一歩だと思うんです。無駄か無駄でないかは、これは市民が判断するんであって、もうどうにもならない、私が見ていても。2人は必要ない、車も2台も要らない。その点について。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

この件については、先般の全協でも申し上げましたが、今、車が当初の黒のクラウンと、私が就任してからプリウスという車と2台使っております。これは経過的なものでありまして、ほとんど今プリウスを使っております。今後の計画であります。議長公用車にトヨタのセンチュリーという車がありますが、3月までのリース期間なんです。これを廃止いたします。それと、副市長の黒い公用車がありますが、クラウンですが、これも廃止します。都合2台の黒い車を廃止しまして、市長の使っておりました——今私使っておりますが——クラウンを今度、議長・市長兼用車にします。さらに、今、議長とも調整中ですが、運転手につきましては、今秘書課に一応運転手という、もともとは運転手だったんですが、今運転業務ではなくほとんどほかの仕事をやっております。1人ももとの運転手がおります。これは4月人事異動でなくすつもりであります。

残った1人ですが、今プリウスを運転している運転手は、検査管財と秘書課の兼務になっております。庁舎管理と運転業務を両方やっております。庁舎管理は主に千代田庁舎内の外構管理なんかをやっております。運転手と兼務であります。4月以降はこの運転手1人と、もちろん検査管財課いわゆる庁舎管理部門と運転業務とを兼務させるつもりでおりますが、もう一人、議会事務局にも運転手が1人いるわけですが、運転業務だけではないですが、議会の事務と両方やっているわけですが、議会の事務局にいる運転手と秘書課の運転手を兼務させようと思っております。都合2人で議会の運転業務・事務業務、それから秘書課の運転業務、さらに庁舎内の管理なんかをやる検査管財課を兼務させると。そういった2人の人間を、今3人でやっておりますが、それを2人に縮小するつもりであります。

車は、プリウスは新しく買ったわけではありませんで、もともとある車を便宜上使っているだけでありまして、車をふやしたということはありません。今後、都合黒い車が2台減ると、そういう予定を今持っております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午前10時33分

再 開 午前10時41分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

今の市長の答弁を聞いていますと、車はまず、2台用意したわけではないというようなことでございますが、もともとあった車がこれ、私もよくわかっております。

しかし、市長が2台抱えて、運転手2人抱えておくというのは非常にこれ無駄が多い。まず、市長の足元からきちんと固めていって、それで4月からは議長の運転手と兼務のような話をしたけれども、議長がそれを理解しているか私はどうか分からない。

ただ、市長の発言一つ一つ、私に言わせてもらえれば、この議場の中、整理権というのは議長が持っているんですよ。1日に私、この部屋へ入ってきた。ここにモニターテレビがありました。モニターテレビをつけることは私いささかも反対はしません。議長に確認とったの。議長、このモニターテレビは議長承知しているのかと。私が知らない間に設置されたと。私ら議員は執行権の侵害はできません。執行部は議会のほうへ入ってきてどうのこうのできないわけで、一番基本なんですよ。そういうこととして、余りに私物化しているんじゃないのかと、私は。

1人の運転手を、事務職と運転手全く違うんですね。議長にも相談なしで兼務させるんだ。議長に聞いたら、そんなこと知らないと言うんですね。相談も受けてない。そういうことはきちんと議長なり、事務局長と相談しながらきちんと答弁してくれるならいいんだけど、ただ一方的な答弁されても、非常に我々困るんですよ。議長も困る。1人の運転手は高速道路も乗れないような運転手。それが、高速道路使ってほかの会議に出るときには、じゃどうしなくてはならないか。大きな問題をクリアしなくてはならないんですよ。そんな安直な考えで行政運営されても困るんですよ。やはり、議長、市長の運転手はきちんとした運転手をつけて、安心して、安全で、それが必要かと私は思うんですが、市長の考え、もう一度。

○議長（小座野定信君）

市長、宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

議長の公用車の運転業務をやる人間と、市長の同様な業務につきましては、兼務で私はいいいんではないかという私の考えを申し上げたわけでございます。これはまだ4月の異動でありますから、確定しているわけではありませんが、議長にそれなりには、正式な申し入れではありませんが、それなりにはお話をした経過がございます。そういうことで無駄を省いていってはどうかという考えでおります。

また、今現在、現実的にほとんどもう90%、1人の運転手がプリウスのほうを主に運転しておりますが、市長運転業務のほうですが、これ、当初はちょっと運転に不安があったものでありますから、現在ずっともとの秘書課にいた運転業務をやっていた者と両方でやっていたわけです。だんだん移行して、今はもうほとんど高速ももちろん、先だっても東京へ行ってきましたが、東京もその運転手で行き来していますし、ほぼ問題ないということを今見きわめておりますので。

ただ、検査管財課のほうと兼務しておりますので、庁舎内のいろいろな管理もございまして、先般もお話ししましたが、千代田庁舎内、大分こきれいになったのはわかると思うんですが、同じ今までの人間を活用することによって、別にふやしたわけでもありませんし、同じ人間を活用することによって庁舎もきれいになる、また運転も差し支えない、そういうことで、しかも黒のクラウンはほとんど使わないような状態になっています。1週間全然使わないようなときもあ

ります。

ですから、これはもう議長と共用でいいと、そういう半年のここ試行期間ではありましたがけれども、そういうことが大体見きわめがつかしましたので、4月の人事異動ではそういったことを反映させて確定をしていきたいと。そういうことで黒の公用車2台を廃止したいと、都合そういうことになろうかと思えます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

市長がきちんと指導しながら運転させるのがいいんだろうけれども、年齢も45歳からまりと聞いているんで、決して安くはない給料をもらっているわけでありまして、それなりの仕事をさせなければ市にとってもマイナスになるわけで、今後、十分にそのようなことを配慮していただけたらいいなと思っています。

この関係のあと財源確保の施策についてでございますが、昨年でしたか、一昨年だったか、都市計画道路、あそこが1級国道並みの道路つくったんですよね。あれかすみがうら庁舎前の354の国道、メーターあの倍の金がかかっているんです。あの都市計画道路が神立停車場線とって、あれが向こうまでつながるか、つながらないか、私はわかりませんが、あそこまで住宅が建っている中で向こうまでつなぐというのは、これは補償費が莫大な金がかかるわけですよ。さらには、無駄な土地を買っている。一筆買っている。道路整備課で用地買収しているのは一筆買いはしないわけです。余分な土地が出てこない。ああいうものもきちんと指導しながら、必要な道路をつくっていくことによって相当の財源が生まれてくるわけです。市長の見解。

○議長（小座野定信君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

ただいまの栗山議員さんのご質問、稲吉地内のショッピングモールのところでございます神立停車場線と、それから霞ヶ浦庁舎前の市道2644号線の件かと思えます。

確かに交通量の違いによりまして、道路の構造あるいは舗装等が変わることがございます。そういった内容で神立停車場線につきましては構造の強い、また舗装が強い状況で整備をしてきた経過がございます。そういった通行量等の違いによりまして、道路の形態整備が変わるといったことがありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

確かに構造的には強いですよ。理解してくれと言ってもなかなかこれ理解できない。あの都市計画が制定されたの昭和38年なんです。なぜできる可能性がないものを見直ししないで、あんな1級国道並みの道路をつくるのか。さらには一筆買い。余分な土地が発生してくる。余分な土地ができたから、昨年度それを売りにかかったんですよ。これ売れないんです。補助金もらって道路つくっているから。分筆もできない。それを分筆しちゃってるんですよ。何でそんな無駄なことするんだと言っているの。あれだけの道路つくるのであれば、ほかに要望がいっぱいある

んだから、もう少し考えた中で行政運営していくのが執行部の仕事だと私は思っております。

そういう中で、何で見直ししてやらなかったのか。ただそのまま仕事をさせてしまったのか。見直し案がなかったのか、その辺をお伺いします。

○議長（小座野定信君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

ただいまの見直しというご質問でございますが、神立停車場線、これから進められる神立駅西口の区画整理あるいは県道、さらには土浦市からの道路と接続がされることになるわけでございますが、現時点では、これまでの経過も踏まえて見直しをしないで、そのまま神立停車場線の整備を残していくということで考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

その考えはわかりますけれども、結局、あそこから先があれだけの住宅が建っている中で、補償費がどのくらいかかるのか。いつまでにできるのか。昭和38年に計画してやっとなかなかったところですよ。市長、どうでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

神立停車場線については、都市計画決定はされているわけでありまして、まだ事業認可がされてないということでございます。今後の方向でありまして、神立駅の西口の一部が今度一部事務組合で土浦と一緒にやるわけでありまして、土浦側では、木田余から来る停車場線とぶつかるような構想になっております。これも計画はあるわけでありまして、認可は受けていないと。西口開発に向かう停車場線も同じような状況であります。

今度の西口開発の西口の再整備がいずれも来年着工するわけでありまして、これに伴いまして、土浦側も今度都市計画の認可を受けようという方向が今話に乗っているようでありまして、それに伴いまして認可がおりれば、今後はきちんとした計画道路として建築確認等についても、その道路上のものについてはおりなくなると。そういうことになろうかと思うので、この停車場線が計画を外すとか、変更するとか、そういうことは今のところ考えておりません。

それと、さっき何か答弁漏れあったような気がしたんですが、ちょっと忘れてしまったので、後でまたお答えをいたします。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

あそこのところ、事業認可受けていないというけれども、事業認可受けたから補助金もらっているんですよ。

さらに、見直すということを全く考えてないと言うけれども、まだまだ空き地あるんですよ。何で空き地に建ててはだめだと網かけることはできないのかと。網かけることはできるでしょう。

網かけないで野放しにすれば、どんどん建物が建って補償費が膨らんでいくんですよ。できるものもできないんですよ。

本来なら昭和38年に都市計画設定したときに網かけていれば、あそこは全然家は建たなかったわけですよ。行政の怠慢だからああいうふうに野放しにしてしまったわけですよ。

市長、今、空き地は大分あるわけですから、そこ網をかける気があるのか、ないのかお伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今、議員ご指摘のとおり網がかかっているのが現状であります。網がかかっているということは、認可を受けていないから網がかからないわけでごさいます、その網かけを今度認可を受けてやるという方向が今土浦市側にも出てきましたので、かすみがうら市もそれに合わせて協議しながら進めてまいりたいと、こういうふうに考えております。

○議長（小座野定信君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

ただいまのご質問でございますが、網かけというお話がございました。ちょっと手元に資料がないんですが、都市計画法上だったと思うんですが、建築ができるという条文がございます。ただし、都市計画での道路が整備される場合には撤去するという条文がございます。それに合わせられた建築という状況で建てられております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

市長は認可受けてないって言うけれども、認可受けているからね。補助金もらっているわけですから。認可受けてないもの、何で補助金なんて出るの。おかしいじゃないですか。ちゃんとどこからどこまで認可受けているんだか、ここできちんと説明してくださいよ。

[「休憩」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午前11時00分

再 開 午前11時10分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

先ほどのご質問で確認をさせていただきました。

まず、1つは、認可の関係でございますが、神立停車場線の工事を行った際は、もちろん補助を受けて実施をしたわけでございます。その際の補助金については、まちづくり交付金を利用して実施をしております。

なお、この際、県との協議が行われておるわけでございますが、まちづくり交付金をいただく限りでは、認可の必要がないというような協議がなされ、認可はない状況でございます。

それから、網かけのお話がございました。都市計画法53条に条文がございまして、建築をする際には、一定の構造物だけが建築ができるという内容でございます。

なお、この条文の中で、先にそれ以後の道路整備がされる場合には協力をいたしますというような内容の条文が含まれております。そういうところで建設をされてきた経過がございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

38年に都市計画が計画されたわけでございますが、これは行政の怠慢で、その当時にいろいろやっておけば何ら問題なかったと思います。

今の部長の答弁の中で、建物は確かに建ちます。だけれども、補償しませんという保証はない。これは求めないんですよ。そしたら何ぼ金あっても足りないという現象が起きる。

それよりも、市長、私が言ったのは、1級国道並みのあの道路が必要か、必要でないかということ。あれが354並みの道路だったら、あの倍できるんですよ。それが無駄だと言っているんです。今後におけるの考え。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

神立停車場線については、旧千代田時代からの懸案であったわけでありまして、これは今、かすみがうら市としては必要な重要道路に位置づけているわけであります。

そういう中で、今、議員ご指摘のように網がかかっていなかったというのはまさに事実でありまして、今後これをまだまだ相当の年数がかかるとは思いますが、この際、土浦市がそういうことで乗ってきたということでもありますから、早く都市計画の認可をとって進めるようにすべきだと私は考えております。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

市長、私は、あれは1級国道並みの立派な道路だと、ああいう必要はないだろうと。ただ、道路は必要だけれども、354を例にとればあの倍の距離ができると。そういうことについての考え、ただそれ1点のみ。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

ちょっとよくお話の趣旨がわからないのでありますが、道路が、停車場線が必要ないということですか。

[栗山議員「道路は必要だけれども、金が倍かかっているということ。
354に例えればあの1平方メートル当たり倍かかっている、金が。道路
の構造がまるで違うんですよ」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

なるほど。建設費の平米単価につきましては、ちょっと私も詳細はわかりませんので。
ただ、幅員等については、あの幅員は全然問題……

[栗山議員「幅員等をどうのこうの言っているんじゃないですよ。構造的
に金かかっているからああいう道路は必要ない」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

その構造的なものについては、354号線と停車場線の構造的な違いにつきましては担当部長よりの答弁とさせていただきます。

○議長（小座野定信君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

先ほども若干お話しいたしましたように、神立停車場線、ショッピングモールのわきの道路でございますが、確かに先ほど申し上げましたように、交通量、あれは交通される車両の種類によりましていろいろな制限があるわけでございますが、あの道路を整備する際、4種2級というような基準がございまして、そういったために構造が、先ほど栗山議員さんがおっしゃったように、354号、現在の2644号線でございますが、それとはまた違った構造になっている状況でございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

何回聞いてもわからないかもしれないけれども、ろくに車が通らないのにあんな高規格な道路が必要かと聞いているの。無駄だと言っているの、私は。1平方メートル当たりの単価見なさい、倍ですよ。構造がまるきり違うんですよ、あれ。道路幅云々なんか私は一つも言っていません。車通っていますか、大型トラック通っていますか、トレーラー通っていますか、ダンプ通っていますか、そういうところにそんな立派な道路が必要かと言っているの。

○議長（小座野定信君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

今申し上げましたように、車両通行量あるいはその状況によりましての構造で整備をしたものでございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝議員に申し上げます。

通告内容にも入っておりません。関連質問ということで、この後は委員会のほうで細部につきましてのご質問、そして答弁ということをお願いしたいと思います。

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

議長がそう言うのであれば、それはそれでやめますけれども、要は簡単なんだからね。あれだけの必要はないだろうと。補助金もらうのに、車の台数を全部調べて、その中で補助されるわけですから。一番わかっているのは執行部なんでしょう。そんなあいまいな答弁されても、こっちは困るんですよ。

次に、有害イノシシの関係、山口部長のほうからる説明がありましたが、これは山内庄兵衛議員も何度となく聞かされております。現地まで私足運びました。それはそれは深刻な問題です。このイノシシ退治を私がやってやりましょうと約束したんですよ。あとは執行部がやるか、やらないかの話で。

わなもいいでしょう。猟友会もいいでしょう。そのほかにどういう方法があるか。

例えばの話です。群馬県の下仁田、コンニャクの産地です。あそこではコンニャク畑へ来ないように延々と3キロ、さくを結ったと言うんです。シカも来ると言うんです。低いさくでは飛び越えられるので、2メートル50以上のさくをつくったと。そういうところもあるんですよ。さらにいろいろな知恵づけされました。あるところには、逆に、大きな300坪くらいのさくをつくって、その中へ追い込む方法もあるんだよと。そういう発想が何で生まれてこないのか。深刻なんですよ。我々があの地区へ行って果実1つ盗んでもこれは大変なことなんですよ。イノシシは何もないですよ、あれ。法に抵触することないんですよ。だけれども、やたらにとれば法に抵触するんですよ。それほど難しいんですよ。

だから、今後どのような方法で、あの辺の集落の人を助けてあげられるんだか。深刻ですよ、行ってみれば。一晩のうちに、1反部がまるきり掘り起こされてしまうんです。あのミカンの木が下枝全部落とされてしまうんですよ。これからどういう対応するかお伺いします。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 山口勝経君。

○環境経済部長（山口勝経君）

現在のところは、先ほどご答弁申し上げましたように、春と秋ですか、わなによる捕獲、あるいは捕獲されたイノシシを銃器による殺傷というようなことで処理しているのが実態でございます。

さらに、栗山議員さんのほうからも以前より、あるいは山内議員さんからもそういったイノシシの被害の防除対策しっかりしろというようなご指摘をいただいているところでございます。先ほど申し上げましたように、23年度は固定式のわなをつくらせていただきまして、その1基増設したわなによりまして、イノシシの個体数の削減というようなことを実施していきたいというようなことでございます。

イノシシの対策につきましては、古来より出島村の西成井というようなところでシシ土手というような、イノシシの侵入を防止するというような原始的な方法があり、その中で対応してきたというようなこともあります。

群馬県の下仁田、初めてお聞かせいただいたわけですが2.5メートルのさくを結って、侵入を防ぐというようなことも一つの方法だと思います。今後、その侵入あるいはイノシシ対策につきましては、視察研修をしながら検討して、できるだけ農作物の被害の減少に努力してまいりたいと考えておりますので、そういったいろいろな情報があればご指摘をいただきまして、今後対策を講じていきたいと思っておりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

部長、協力することは幾らでも協力します。あの集落へ行って一番の問題点は、親子連れで10頭くらい来るらしいんですよ。猟友会にお願いして鉄砲で射殺するんでしょうけれども、親はやるけれども子どもはやらないんだって。それじゃ一向に減らない。あれは年に2回子ども生まれますからね。親だけで子どもやらなければ一向に減らないですよ。そういうことを知っていますか、お伺いします。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 山口勝経君。

○環境経済部長（山口勝経君）

議員さんのおっしゃるとおりだと思います。メスを集中的に捕獲していけば、当然個体はふえないわけでございます。またさらに、12月のころですか、盛りがつくと、メスは。メスは盛りがついて、それで4カ月の妊娠期間がありまして、その後4.5頭から5頭子どもを産むというようなことも承知しておりますが、個体がわなにかかったものにつきましては親子ともども殺傷するというようなことで、猟友会のほうにはお願いしてまいりたいと思っておりますので、そういうことでご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

この問題はまた委員会のほうで聞きたいと思えます。

次に、政治団体の関係でございますが、皆さん、これ団体届を県の選管へ申し出て届け出をしていると思えます。そういう中で、市長の支援団体のかすみがうらを元気にする会、さらには宮嶋光昭後援会の関係でございます。

1つに、宮嶋光昭後援会の規約によれば、本会は、宮嶋光昭氏の政治活動を支援することを目的とするというようなことと、本会の会計は寄附金をもって収入に充てると。寄附金は、研究会、後援会開催の際などに集めると。会計報告は年1回ということで、毎年1月1日から12月31日までとするというようなこれ規約になっております。これは12月31日だから、今月の末までには収支報告書を県に出さなくてはならないということになっております。

さらには、かすみがうら市を元気にする会。これは会計報告は年1回ということで、これは県のほうの受付の間違いもあるんじゃないかなと思っておるんですが、会計年度が入っていない。

そういう中で、後援会のほうの決算収支報告書は私は持っていないんですが、過日、私どもの

ところにかすみがうら市を元気にする会の22年度の収支報告書が郵送されてきました。これだけだかわからない、匿名です。この収支報告書は23年2月20日というようなことでございます。

そういう中で、寄附金等の収入の総額が22万2820円ということで、支出が21万9560円と。支出は、案内印刷折り込み、第10回と11回、市民の集いで13万3560円、駐車場料金が4万5000円と、のぼり旗が4万1000円というような収支報告書になっているわけでございますが、この収支報告書を見る限り、ちょっと問題点があるんじゃないのかなと。

さらには、宮嶋光昭後援会となっているわけでございますが、後援会の方が何人いるか、私はわかりませんが、私の知るところでは後援会名簿はないんじゃないのかなというように思っております。

さらには、この元気にする会、これ会員が23名と理解していいんじゃないのかなと。年会費が1人当たり5,000円というようになっております。

そういうことの中から、あの選挙戦で、これはどちらも元気にする会のメール便で送ったものです。これがどれだけ経費かかっているか私はわかりませんが、メール便の1回の予算は約40万円と聞いています。2回やれば80万円。印刷製本費で幾らかかっているか、これわかりません。これを配達、地域ごとに郵便番号を入れる手間もかかっているわけでございます。

そうなるこの収支報告書と合わないわけです、全く。だれが寄附したかも出てこない。正確にやれば1人150万円ぐらいのこれ寄附できるんですよ。一切出てこない、収支報告してしまっている。

さらには、後援会のリーフレット、パンフレット、大分つくってあります。これはまだ収支報告書出ていないでしょうから、ことしの11月にならなければ開示請求を求めることができないので。

それから、この会費も同様な集め方をしているわけでございますが、こういう数字的にちょっと問題があるんですが、そういう問題について、管理委員会でわかればお伺いしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

お答えをいたします。

先ほどの1回目の答弁で、2つの政治団体の申請書が提出されておるといふふうなご答弁を申し上げております。ただいまのご質問の個別の団体の内容については把握しておりません。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

内容はわからないと言っているんですが、私はこれははっきりしたものも、これみんなに見せているんです。収支報告書もあるんです。わかった時点で選挙管理委員はどうしなければならないかと、お伺いします。

○議長（小座野定信君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

お答えをいたします。

政治資金規正法によります内容については、先ほど栗山議員の言われるとおり、3月までの決算について県に報告し、11月末、12月ごろじゃないと内容について正式に把握することができないということがございます。それらの確認をとってからということで、それらについては、県の選管等との連携をとりながらということで、調査をしていかなければならないというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

これ、1つは、確認団体で、法定ビラ1号で、市で認めたやつですよ。これどのくらいかかっているかわからないけれども、印刷費が。きょう、元気にする会も後援会の役員の方もおいでになっているようですが、もし間違っているのであれば、是正したほうがよろしいのではないのかなと私は思います。

また、選挙管理委員会では、こういう事実があるんだから、何らかの指導もすべきと考えるのがいかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

お答えをいたします。

ただいま栗山議員からのご質問の内容については、ビラ等とか、今お持ちの内容については、市の選管において届け出によりまして承認をしている内容でございます。それらの金銭的な面についてはまだ把握をしてございませんが、そういう選挙に関係した書類等については確認をしてございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

これ確認されないんで、私が一方的に聞いていけばいいわけで、その後、関係団体がどう補正していくか、これ一番問題ですね。

次に、無届けの政治団体の関係です。

無届けの政治団体でもって政治活動するということは、法律でこれ禁止されています。団体ができたら7日以内に届けしろよと。届けしないで政治活動した場合には5年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金というふうに私は理解しているんですが、いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

お答えをいたします。

先ほど申し上げました政治団体については、2団体については確認をしておりますが、無届けの政治団体というのは私どもではまだ確認をしてございません。

また、違反等の場合については、公職選挙法に抵触する場合ということにつきましては、そういう処分ということになるかと思います。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

公職選挙法の8条と23条の関係か。5年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金というのは、これ間違いないですよね。ちょっと確認したいんですが。

○議長（小座野定信君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

お答えをいたします。

その条文、ちょっと持ち合わせておりませんので、少し時間をいただきまして、確認をさせていただきます。申しわけございません。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

次に、政治団体の活動、これは告示にならなくても政治団体の活動というのはできるわけですね。街宣車も回せるわけですね。当然これは土浦警察署に届け出なくてはならない。これは総務部長も承知していると思うんですが、その車をとめる行為なんてものはいかがでしょうかね。

○議長（小座野定信君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

お答えをいたします。

ただいまご質問にありましたように、政治団体等の関係につきましては、政治や選挙時に規制されない政治活動であればできるということですが、ただいまのご質問のような、妨害をするというようなことについては、これらについてもそれぞれ個別の案件については確認をしておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

これ参考までに選挙管理委員会に申し添えますが、当然市で発行したものです、これ。この中に経歴詐称の関係があるんですが、そういうものはどういうふうにかえるんですか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

今回の市議会の議員さんの選挙公報につきましては、それぞれの議員さんとか、後援会から提出されたものをそのまま掲載をさせていただいております。詐称があったかどうかについては、私のほうではまだ個別には確認をしてございません。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

詐称があったときはどうするんですかと聞いているの。

○議長（小座野定信君）

総務部長 山中修一君、明確にお願いします。

○総務部長（山中修一君）

こちら辺については、先ほど申し上げましたが、確認をしておりません。そういう事態があった場合については、選挙管理委員会の中でも再確認をさせていただきながらということと考えております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

この問題、この辺にしたいと思いますが、これ老婆心ながら市長に一言申し上げますけれども、選挙の収支報告書、あれは補正しておいたほうがいいと思います。これ私確認とっているの。それは別に答弁は結構ですから。結構です。おれは補正したほうがいいと言っているんですから、これ見ることはできるんですからね。

次に移ります。

懲戒処分後の職員の在職中の政治活動、この件については、12月定例会にある議員から指摘されていると思うんですよね。職員課長のほうから担当職員に対して注意したことも、これ事実です。注意した事実関係について、総務部長、いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

お答えをいたします。

ただいまのご質問の関係につきましては、在職中についてもそういうことがあったというようなことで、選挙活動ではございませんが、是正措置をさせていただいております。

その後の政治活動については、私どもでは確認をできない部分もございまして。そういうお話をお聞きしましたので、そういうことがないようにということでご本人に注意をした経過はございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

その方が政治活動の中で、どうも印刷物が輪転機による印刷物だというのが専門家に聞いたら印刷だということがわかったんですよね。単なるコピーじゃないと、輪転機だと。輪転機というのはそう簡単にあるものじゃないし。間違っただけで役所にある輪転機使ったかどうか、それはわからないけれども、もし役所の輪転機使ったとしたらこれ大変な問題で、部長もある程度確認に行ったと思うんですが、どうですか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

お答えをいたします。

ただいまのご質問の内容についてでございますが、これについては職員の在職中ではないというふうなことだと思います。また、そういう輪転機については、役所の中に何台かございます。それを使ったかどうか、そういう場所は私どもでも確認はしてございますが、それを使ったかどうかについては確認をとれませんので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

30分間で終わらせるわけなんだけれども、なかなか終わらないので、次に移ります。

市長の発言について批判の声が多いというようなことで、私も直接その方から聞いているわけですが、裸の殿様とか、あるいはおまえは3月で首だとかという話を生の声で聞いているわけですが、そのほかにもいろいろ軽はずみな発言をしているのを生の声で聞いているわけです。あるいは間接的にも聞いているわけですよ。いやしくも一国一城のあるじで、市長なんですから、私も支持した一人として、もう少し慎重な発言してもらいたいと思うんですが、市長、いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

先ほどの関連であります。まず、かすみがうら市を元気にする会は、私が支援を受けている団体でありまして、栗山議員も配った資料を今見せていただいたわけでありまして、議員ご指摘のとおり、相当多額の経費がかかっていると思います。20万円とか30万円とかのレベルではないのは間違いありませんで、それは多分何か暫定的な報告を栗山議員に届けた人がいるのかなと、そういうことだろうと思います。

私は、収支報告書にはもちろん直接関係はしておりませんし、今メンバーからは抜けておりますので、詳細についてはちょっとわかりませんが、いずれにしても、11月に県の選管のほうから開示されれば内容についてはしっかりとわかるかと思えます。きちんとした団体でありますから、きちんとした収支報告がなされるものと私は考えております。

また、あと私の安易な発言ということではありますが、何をもってそういうことを言うのかわか

りませんが、私は就任以来ずっと言っておりますが、情報発信型の政治を目指すということで、なるべく包み隠しのない政治を極力努めております。そういった方向に極力努めておりまして、余り生の情報が、生の情報というか、別に個人情報を流しているわけではありませんで、今まで行政だけにしかわからなかった情報、中東でも、今までみんな自由だ、自由だと行政は言っていたわけですね。リビアでもみんな自由だということになっていたわけですが、いざああいう形で爆発する。日本でも、ある意味では公務員は特権階級になっておりますが、そういうことがだんだんわかってきてしまった。そういうことから今、消費税値上げにしても簡単にはいかない。そこから直すのが当たり前でありまして、そういった今まで表に出なかった情報もろに表に出てまいります。今後そういった流れがどんどん進むものと思います。

そういった意味で、今、民主党が大変批判の矢面に立っているわけでありましたが、今までのそういう閉ざされた情報というのが一遍に壊れたと。だれもがそういうことを知ることができるようになったというのは一つ大きな改善ではなかったか。

そのために今混乱も生じているわけでありますが、私は、そういったことは決して世の流れ、発展の中で、やはり一つの過程でやむを得ないのではないかと。今後も私はどんどん知り得た情報は皆さんにもお知らせしていく、そういうつもりでおります。それが軽いと言われる、あるいはしゃべり過ぎと言われるのであれば、それは甘んじてご批判は受けようと考えております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

市長の情報発信型というのは、おれはみんなだめだと言ってないんですよ。いいことはどんどん発信して、これいいと思うの。ただ、さっき例にとったのは、裸の殿様とか、3月でおまえは首だとか、私は4年間だけしかやらないとか、この4年間だけしかやらないというのは、支持者にしてみれば何だよ。私も支持した一人です。恥ずかしい。もうかすみがうら市を何としても変えていかなくてはならない、死ぬまで市長をやるんだというような覚悟を持ってやってもらなければ、支持した人はどうなるんだと。

はっきり言って、まず、市長を支持しない人半分いるんですよ。味方半分、敵半分なんです、これ。結果がそうなっているんです。4年間でもしまってもらいたいなという人はだれもいないんです。支持した一人として本当に恥ずかしいですよ。その4年間しかやらない事実関係について市長にお伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私は、行政がどういう方向に行っても4年間しかやらないなんていうことは言った覚えは一切ありません。1期4年で、きちんとした行政を確立すると。特に土浦市との合併を進める方向で今考えておりますので、これはもちろん議員の皆さんとも今後土浦の議会の改選が終わりましたら、一緒になって進めていくべきところを考えておりますが、そういったことも含めて、次、また5年目があるんで、3年半先の選挙に残りたいがために、そのときに勝つために変な妥協をす

るつもりは一切ありませんし、この自分の任期残り3年半を目いっぱいやって、ここで燃焼し切るという覚悟でやっておりますので、そういう意味では1期で完成するんだという心構えを持っております。

これは、またその先、やる、やらないというのは、1期やったらできようが、できまいが終わると、そういうことでは全然ありません。1期できちんとした行政を確立すると、そういう強い決意を持ってやっておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

市長のお考え、わかりました。

しかし、市長の発言が1期しかやらないんだというようなのが飛び交っているんですね。意思表示は、今のようにはっきりしなければみんなの誤解を招く。誤解が誤解でまたどんどん変わっていく。そういう発言が情けないですよ、私。私が直接聞いたわけじゃないですけども。聞いた方に直接私聞いております。この議員の中にもそういう話を聞いたという人が何人もいますよ。そういう発言をできるだけ、誤解されないような発言で、それが市民に選ばれた市長ではないのかなと私は思うんですが、今後についてお伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私の言い回しがそういう誤解を招くような発言であったとすれば、それは大変残念であり、申しわけなく思っております。ただ、今、私の真意というのは、1期4年の中できちんとした行政を推進する、変な妥協をして政権を長らえるようなつもりはさらさらありませんよと、そういう意味でございます。ご理解を賜りたいと思います。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

何回も言っているので困るんですが、市長、もう少し歯切れよく、ピシッと決めてもらいたいんですね。今の話聞くと、最後に、どうも言いわけみたいな話がついてきますから。やはり誤解を招くような発言をしてもらいたくないと私言ってるの、支持者の一人として。はっきり。それだけです。どうでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

いつまでお話ししてもしょうがないので、確かにそういう誤解を受けたとすれば、申しわけなく思っておりますので、栗山議員のおっしゃるように、今後はそういった点についてはきちんとしたお話をしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

これより昼食休憩に入ります。

再開は午後1時30分といたします。

休 憩 午前11時57分

再 開 午後 1時30分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

次に移ります。

職員の関係でございますが、これはもう何度となく聞いているんですが、一向に職員の質がよくなる。本当に残念でしょうがないんですが、中にはきちんとやっている職員もいるけれども、部分的に非常に仕事のできない職員もいるし、住民に対しての対応もできないという職員がいる。

まず、市長、職員の教育の第一歩は、おはようございます、こんにちは、ご苦労さま、ごめんなさいから、それが基本だと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

全くそのとおりでございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

ところが、そういう言葉が全く出てこない。職員に聞いてもらえば分かりますが、私、電話しているときに私名前乗れません。それはなぜか。職員の対応を確認しているんです、いつも。電話一つの対応ができない。本当にこれ残念です。

このごめんなさいの関係。職員が不祥事を起こして懲戒処分を受けている。当然第三者がいるわけですね。その人に対してごめんなさいの一言も言えない。公務に携わっている中で迷惑かけている。市長に言ったら、個人的なことだから関係ないというような言い方しました。私は全くそれは筋違いの話だと思います。職員というのは、ほとんど何があってもごめんなさいの言葉は出てこないですよ、なかなか。言いわけして、自分を保身することだけに専念していて。

何でそういうことが起きたときに謝罪させることができないのか。その点についてお願いします。

○議長（小座野定信君）

傍聴人に申し上げます。

脱帽してください。帽子をおとりください。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今の話ですが、個人的なことだから関係ないということを使った覚えはありませんが、多分こ

の一件につきましては、栗山議員が以前からこの議会でたびたび取り上げておられる事案だと思うんですが、この件に関しましては、前任者の坪井市長の時代から懸案になっていた件でありまして、再三再四の栗山議員からの督促がありまして、懲戒委員会等の対応はなかったように聞いておりますが、私が就任しまして栗山議員からこのお話をお聞きしまして、懲戒委員会を開いてもらったわけでありまして。

そして、懲戒委員会で結論が出まして、本人に懲戒処分をしたということではありますが、先ほども出ておりましたが、やめてしまった職員も中にはいるわけでありまして、本件に関してかかわった方が退職した職員も何人かいるわけでありまして。退職した職員についてはしようがないということで、今現職で残っている職員について懲戒委員会に諮ったわけでありまして、一応そこで結論は出て、それを本人に申し伝えたと、こういうことでもあります。

そして、その後、その件に関して、当事者である栗山議員に謝っていないということでもありますので、そのことを私は本人には伝えました。本人には伝えましたが、懲戒処分が済んでおりますので、頭を下げて謝りに行けとか、行かないとかということは、これは本人のいわゆる常識とか、そういう分野に属するものでありまして、職務命令として謝ってこいとか、頭下げてこいとか言うべき筋のものではないと、こういうことをお答えしたわけでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

公務上の問題ですよ。人に迷惑かけているんですよ。そのために懲戒処分を受けているんですよ。何でそれができないの。市長は命令できるでしょう。私の関係で2回もやられているんですよ。議員に対してもそういう態度だから、市民に対してどういう態度とっているか、私疑問視しますよ。これ、総務部長からも本人へは言っているんですよ、ほおかぶり。そういうふうだから、昨日の佐藤議員の質問に対しても、答弁の中で挑発的な言葉に出るんですよ。

答弁一つにしたって、理論構成きちんと整えて説明すれば、議員はだれもわかると思うの。理論構成きちんと整えていないから、議員は追求するんです。何で挑発的な答弁にならなくてはならないのか。きのう聞いていて、この人は何を答弁しているのかと、挑発的な答弁なんか考えるもんじゃないですよ。間違ったら謝罪が第一でしょう。これについて答弁は結構ですが、この職員の関係の中で、平成22年の当初予算でもって、宍倉出張所の予算が計上されておりました。

ところが、宍倉出張所は昨年3月いっぱい契約は切れております。契約が切れているのであれば、3月いっぱいきれいに返すのが当然だと思います。

ところが、物理的にどんなことをしても3月いっぱいには終わりようもない。それならば、契約期間を延ばして、その間に対処すればいいんだけど、それがいまだに解決していない。減額補正したのかと思って予算書見れば減額もされていない、繰越明許もされていない、いまだに全然進展していないですよ。そういうできない職員をどう教育していくのか。議会は気持ちよく予算議決しているんですよ。一番やりやすい状況つくってやっているんですよ。なのにやらない。やらないのか、できないのか。市長どうでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

この件については、担当部長から答弁をさせます。

[栗山議員「私は市長に聞いているんです」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

私の報告を受けている中では、宍倉出張所の持ち主ですか、地主さんとの話し合いが、地主さんというか地主さんの代理人ということで途中から話が変わったようではありますが、代理人と話をしている、詳細については私もここ今資料がありませんので、わかりませんが、その代理人がまた2月ですか、またかわって、話の内容が、相手方の希望が変わってきたということをお聞きしております。相手方の希望に合わせて、逆に役所側が振り回されるような感じなのかなと、こういうふうな印象で私はとらえておりました。

詳細については、経緯等詳しくお知りになりたいければ、どういう経過でこういうことになっているかというのは資料で提出させてもよろしいかと思っております。

○議長（小座野定信君）

栗山議員に申し上げます。

ただいまのご質問ですが、通告の欄に記載されておりませんので……。

[栗山議員「職員の教育について」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

教育についてですか。

[栗山議員「教育についてだ。その状況そのまま聞いているんだから、別におれは内容についてどうのこうの言わないですよ」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

今の段階まで来て、減額もしない、繰越明許もしない、どうしなくてはならないかということ担当部では当然関係部署には報告して、対応しなければならぬ時期に来てしまっているんですよ。担当部署の職員は何をやっていたと。どういう市長が教育しているのかというの、そういう職員に対して。詳細にわからないとか、わかる問題じゃないでしょう、ここまで来たんでは。お伺いします。

○議長（小座野定信君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

それでは、ただいまの栗山議員の質問にお答えを申し上げます。

旧宍倉出張所につきましては、ただいま栗山議員がおっしゃいましたように、平成22年度の当初予算におきまして、宍倉出張所事務事業ということで1100万円余の金額を計上し、議会において議決をいただき、解体工事費も1100万円ほど計上してございます。

そういう中で、地権者であります方と予算を要求する際からご相談、ご協議をさせていただいた上で、予算計上、議決という結果に至ったんですけれども、その後、4月に入りまして、現実

的に事業の進め方等のために地権者の方とご相談を申し上げ、開始したわけですけれども、当初、解体というような話で進めてまいったのですけれども、その後、8月に随意契約で解体というような工事の発注を行いましたけれども、随意契約の辞退がなされ、その後、10月に至りまして、今度は地権者の方から市の所有する元出張所の建物を払い下げたいというような要望書が出てまいりまして、その払い下げに係る法関係、建築基準法、都市計画法等の許認可等についての協議を行ってまいりました。

その後、ただいま市長からありましたように、2月に入りまして地権者の代理人の方がわかりまして、再度、当初計画どおり、元出張所を解体してほしいというような形に変わってまいりました。そこで、今度は解体についての再度の内容変更という形で、今、当事者と地権者の方と協議を進めているわけですけれども、ただいま栗山議員ご指摘のように、予算措置についてこの3月に至っても繰り越しあるいは予算の補正削減というような措置がとられていないということですが、その点につきましては、一応当事者との話し合いも毎日とはいきませんが、週一とか、10日に一遍とか行われておりまして、その中で3月31日までに合意契約がなされたときには、その時点で契約が行われ、繰り越しという専決をさせていただくか、あるいは合意契約がなされないときには、まことに申しわけないんですけれども、今年度予算を残すという形で合意契約に至った内容に基づいて、再度23年度で補正予算を計上し、地権者との合意内容の執行をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

大変きれいな言葉で言っていますが、要するに地権者に対する市の職員の対応なんです。これは市長が一番知っていると思うんですが、市長、村長になったときに、あの宍倉出張所が別なところにつくるということで、村長になったならば貸さないよということで、あの人に無理してお願いしてあの宍倉出張所というものはできたわけですね。当時は西部出張所と言っていましたけれども。

ただ、1年かかって話がまとまらない。大変きれいごとで答弁されましたが、また地権者の話を聞けば全く違う話をしているわけです。何で担当はあんな無責任なんだと。これ地権者の声です。そういう経過について、予算措置してあるんだから、当然3月いっぱいではこれは執行しなくてはならないというのは大前提ですから、単年度執行というのは。市長にでもそう話して、市長が全然知らない方じゃないでしょうから、なぜそれがきちんとした指導ができないのかというの、職員に。

あの職員はいろいろ問題起こしているんですよ。あの近くの直売所も同じ。彼が全部関与しておった。ところが地代より税金のほうが高い話になってきて、何だという話になった。それもその職員が当時関与しているんですよ。

そういうできない職員をどんなふうに指導していくのか。これ一つの例にとりましたけれども、これはほかにもいっぱいいるわけですよ。管理職の中にもいるんです。その点について、今後どういう教育していくのか、市長の所見をお伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

この件につきましては、私が認識している限りでは、職員のほうはまともな正当な対応をしているという認識でございます。

西部出張所につきましては、確かに私が昔、出島村長時代に地権者の方とその当時契約をして、利用させていただいていたわけでありましたが、今部長からお話がありましたように、8月に地主さんの親族の方が経営する会社と随意契約を結ばせていただいたわけでありましたが、その親族の方の会社から随意契約を解消したい、解体工事の契約を解消したいと……、契約まではいかなかったそうです。随意契約の話になったんですが、その話はなかったことにしてくれということになったわけでありまして。

その後、その方が、いわゆる親族の方が当時代理人だったわけでありまして、すなわち代理人の方と契約をするような形で進めていたわけでありまして。というのは、その代理人の方が経営する会社とその真ん前に管理権を持っているわけですから、ほかの会社がやろうとしても実際工事ができないと、出入りできない状態になってしまいますので、その事情を私は聞きまして、その会社と随意契約を結ぶという方向でいたわけですが、その後、代理人の変更等がありまして、今年度、今現在工事が発注できない状態であると。なお話し合いは継続中ではありますが、私の聞いている限りでは、その対応に問題があるとは感じておりません。

○議長（小座野定信君）

市長に申し上げます。

先ほどの栗山議員の質問は、職員の今後の教育のことでございます。そのことについて、もう一度お答えいただきたいと思っております。

○市長（宮嶋光昭君）

今申し上げましたとおり、その職員の対応については問題ないという判断でありますから、職員のいわゆる是正教育というか、教育を云々する事案ではないと、こういうふうに考えております。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

問題ないと言っているかもしれないけれども、今ここで執行できないか、できるかの話ですよ、予算の。もう予算は上程しているんですよ。問題なくはないでしょうが。問題あるから私指摘している、職員に。あの職員はいろいろ問題起こしているんですよ。何でこれ問題がこじれる。

アスベスト云々、私は私の目で確認したわけじゃないけれども、いろいろな調査した話も聞いています。そういう関係で話がこじれていっていることも事実です。

何回も言うかもしれないけれども、執行できるか、できないかの話だから私は問題だと言っているんだからね。それは、当然のことながら、担当部では市長に伝えなくてはならない義務がある。義務を怠った職員をどうするんだと言っているの。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

担当部から今契約ができない状態であるということは聞いておりました、これは執行に当たって、相手があることでありますから、一般競争入札で強引に発注すれば何の問題もない、できるわけではありますが、発注行為そのものはできるわけですが、地主さんの関係する親族の方が経営するところが前にあるわけですから、それを無視して発注して済む問題ではありませんし、話し合いを継続中ということについては落ち度はないわけでありまして、その職員をどうこうという問題は発生しないかと思えます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

その職員を、じゃあまともな職員だということで見ているんですね。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

全くそのとおりでありまして、普通に職務を遂行していると、こういうふうと考えております。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

市長がそう言うのであればそうなのでしょうけれども、だけれども、この話は余計こじれますよ、まだまだ。私もこういう話を持ち込まれて、担当職員といろいろ話しました。もう少しきちんと、あんな無責任な、何回も問題起こしているんですから。さっきも言ったけれども、直売所の問題もそうよ。あれは当然宅地並みに課税すればよかったの。あれは彼が担当しておったんですよ。それで、地代より税金のほうが高いという現象出てきた。うわさだから知らないけれども、二百数十万円が課税されたというような話も聞いているんですが、これはじかに聞いたわけじゃないけれども。行くところ、行くところ無責任なんですよ、彼は。そういう職員がまともだと市長がそう言うならそれでしょうがないけれども、これ以上聞いても。

次に、補助金の交付と成果は市民が理解できるかと。

補助金はいろいろな補助金出しております。前にワカサギ問題で非常に問題になったことがございます。当然、補助金の交付申請から決定通知書、事業実績報告書まで出ていますが、形だけはきちんと書類上はできていますね。だけれども、市のほうで告発したというような点もあったわけですが、補助金交付するからには、その成果が一番大事なんですよ。だから、成果まで見届けて、ああなるほどな、こういう事業はいいからと、今後も伸ばしていこうやというのが本来の姿と私は思いますが、その成果、市民が理解できるような補助金の出し方をしているか、していないかをお伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

補助金等については、その適正化を図るために補助金等審議会ということで、ことし18事業を実施したわけでございます。

中には適正でない補助金もあるのかもしれませんが、従来の交付されていた補助金をほとんどの事業では踏襲する形になっております。その中で、18補助金審にかかって、見直したものが十四、五カ所あるかと思いますが、その点については補助金を削減してもよからうかという結論が出たわけで、今後さらに全補助金について、時間をかけて審議会等で審議をしていただく予定でおります。

また、先ほどのお話の中で、直売所の土地評価のことかと思いますが、この件につきましては、何かそれまでにいろいろなかすみがうら市内、いわゆる市役所と地主さんのいろいろな交渉経過の中で、この直売所だけにかかわらず、いろいろな土地評価についての不明朗な関係があったようでありまして、そういったことはこの直売所の件を皮切りに全部総点検しろということで、総点検をしまして、こういう案件がほかにも幾らか出ておりますので、それは今是正中でござい

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

この補助金に対してちょっと限定させてもらいますが、農業補助金の関係で、特に畜産関係、市長も畜産関係の仕事に携わっているわけでございますが、この畜産関係の補助金というのは非常に大きい。今はどうか知りませんが、何年か前までは法人の団体に限って補助するというような話も聞いておったわけでございますが、そのほかに任意の団体があるんですね。法人ならばまだ別として、任意の団体のこの補助についてはいろいろな問題がある。昔は、補助金もらってトラクター買って、それを売ってしまったとか、コンバインを買って売ってしまったとかという話も聞いているわけでございますが、この任意の団体に補助するというのは非常にこれ問題だと思うんですね。

任意の団体、架空の団体と言ってもいいかもしれないが、要するに名前だけ借りて、実際は使っているのは1人だけだと、というような方々が見受けられるのではないのかなというように私思うわけで、そういう場合の補助金を出してからこの成果、実際に計画どおりに、申請どおりに使っているのか、使っていないのか。その点についてまずお伺いします。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 山口勝徑君。

○環境経済部長（山口勝徑君）

ただいまの栗山議員さんのご質問にお答え申し上げます。

確かに法人登記をされていない任意の団体、農業生産団体、数はちょっと把握はしてはおりませんが、あるかなと思います。その任意の団体に補助金の交付要綱によりまして交付されている事実はあるかなと思います。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

成果の関係。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 山口勝徑君。

○環境経済部長（山口勝徑君）

ただいま答弁漏れがありまして、大変失礼申し上げます。

成果でございますが、確かに例えば農機具を購入すれば、その農機具を使っていただいて、多分にその成果を出しているものと思って確信してございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

市の条例の補助金等交付の規則の中で、交付の取り消しなんていう問題があるんですが、虚偽その他不正の手段により補助金等の交付を受けたときというような文言も入っているわけですね。

どうも名前だけ借りて、その人だけが占有しているというような方が見受けられるんですが、その実態があるのか、ないのか、部長、お伺いします。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 山口勝徑君。

○環境経済部長（山口勝徑君）

ご答弁申し上げます。

その実態につきましては、確認してございません。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

そうしたときに、その補助団体の成果についての届けなんかはなされるんですか。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 山口勝徑君。

○環境経済部長（山口勝徑君）

補助団体の成果でございますが、それは実績報告というような形で出てくるのかなと思っております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

その実績報告書は、私が見せてくれといったときは、名前は別として、見せてもらえるのか、あるいは情報公開の開示請求してもらおうことができるのか。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 山口勝経君。

○環境経済部長（山口勝経君）

実績報告、受理したものにつきましては公文書というような形になるかなと思います。その公文書につきましては、情報開示請求の条例に照らし合わせて検討したいと思いますが、できれば情報開示の請求をしていただいた後に確認をお願いできればと思います。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

この実績報告書、団体名、私は申し上げられませんが、ある関係者が言ったのは、交付から実績報告書まで全部役場がつくってくれたんだという話、聞いているんですよ。そういう実態はどうなんですか。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 山口勝経君。

○環境経済部長（山口勝経君）

そういった実態につきましては確認してございません。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

大幅にカットされた団体もあると聞いているが、その理由はということで、この問題については陳情なり、請願書が出ているわけですが、若干質問したいと思います。

名称を言えば、かすみがうらの商工会、これ500万円カット。シルバー人材センターが200万円。これ200万円のほかに国の補助金が200万円プラスされて結局は400万円カットされるわけですね。私が思うのには、カットすることはいいとしても、やはりどこの団体も計画があって事業を進めているわけで、やはり関係団体とひざ交えて話し合っ、ある程度合意に達して補助金カットするのが一番いいのかなと。今回の場合には非常にこの2団体は大きい。この団体の内容については私はわかりませんが、団体の人に聞けば、栗山さんよ、1回じゃなくて何回に分けてカットしてくれるんなら私らも努力しますよと、非常に前向きな話をしているんですよ。決して500万円がだめだというんでなくて、何回かに分けて補助金カットしてくれるならいいと。今段階で対応し切れないと。あしたから職員首にするわけにいかない。そういう問題を市長は加味して、今回大幅なカットをしたのか、その考え方についてお伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

商工会とシルバー人材センターについて具体的なお尋ねでございます。詳細については産業建設委員会で十分ご説明を申し上げたいと思いますが、今までの経過を申しますと、昨年の9月議会等でも、その前の議会でもたびたび問題になっていたことがあります。それは天下りの

問題であるとか、職員の配置、給与水準等も含めてたびたび議会等でも話題になったと思います。私が就任して、9月議会でも当時の圓城寺議員であるとか、多分栗山議員もそのお話があったかと思いますが、そういった経緯がございます。

そして、今回、補助金審議会で審議をいただきました。両団体については詳しい資料が補助金審議会に提示されまして、人員配置の問題であるとか、給与水準の問題についても補助金審議会で審議されたと聞いております。

私もそういう報告を受けまして、今回最終的な金額を査定したわけではありますが、特に給与水準等については、私は大いに改善の余地があると考えておりますので、具体的な数字について、もし必要であれば委員会等で公表させていただいてもいいとは思いますが、そういうことを見ていただければ十分ご納得をいただけるのではないかと考えております。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君、残り1分です。

○14番（栗山千勝君）

この天下り等については、圓城寺議員が質問したのを私よく承知しております。しかし、天下りについては、私は一回もこの場所で質問しておりません。それは訂正願いたい。

詳しくは当委員会でもって言うけれども、私は当委員会に入っていますけれども、何でもきちんと説明できないのか。きちんと説明していただきたい。

以上です。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

栗山議員が質問しなかったとすれば、お話に出てなかったとすれば、じゃ私が個人的に聞いたのと勘違いしておるのかと思います。これは申しわけありませんでした。訂正させていただきます。

圓城寺議員からははっきり出ておりまして、給与水準の高さなんかも問題になっておったかと思えます。

細かい具体の数字につきましては、委員会等でやっていただいたらと思います。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君の一般質問を終わります。

5分、暫時休憩します。

休 憩 午後 2時13分

再 開 午後 2時22分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

続いて、発言を許します。

9番 中根光男君。

[9番 中根光男君登壇]

○9番（中根光男君）

平成23年第1回定例会に当たり、市民の代表として、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

急激な食料価格の上昇は、北アフリカでの反政府運動の一因となり、チュニジア政変やエジプトの反政府デモにまで発展しております。政情が不安定の中東や中南米諸国でも価格抑制に躍起になっております。アフリカを中心に世界規模で飢餓人口の増大が懸念されている状況下になっております。国際価格の高騰の背景にあるのは、1つにはロシアの干ばつやオーストラリアの洪水、南米の降雨不足など、異常気象による農作物の不足は深刻であります。だが、何より大きいのは中国やインドなどの新興国でインフレが加速し、需要が急増していることでもあります。

だが、日本では反応が非常に鈍い状況ですが、日を追うごとに身近な食品の値段が上昇してきております。このまま物価上昇が続けば、消費低迷や企業経営の圧迫に拍車がかかり、重大局面になると不安を募らせている一人でもあります。

今の政府に危機意識がないのはどうしたことか。物価への目配り、気配りにもっと真剣で、真摯であってほしいと願っております。今こそ緊急経済対策が必要なのではないのでしょうか。

最初に、子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの実施計画についてをお伺いいたします。

女性や子どもたちの命と健康を守るワクチンの接種費用を公費で助成する自治体が全国に広がっております。この3種類のワクチンは、いずれも予防接種法の定期接種の対象ではなく、接種費用は原則として全額自己負担となっております。

このため、予防接種を受けたくても、経済的な理由で断念する人も多々ございました。今年度補正予算では、公費助成を行う自治体に対して、国が助成費用の半額を補助する事業が創設されました。しかし、問題点がございます。国の補助事業の期限が今年度末までとなっていることとございます。

厚生労働省は厚生科学審議会の予防接種部会におきまして、3ワクチンの定期接種化に向けた議論を進めているものの、国の補助事業が期限切れとなる2012年度以降について具体的な見通しは未定となっております。これでは国の補助がなければ公費助成を打ち切らざるを得ない自治体が出る可能性が出てまいります。

そのような観点から、1、実施時期と対象者の状況について、2、補助内容について、3、実施時期と財政計画についてをお伺いいたします。

次に、続発するいじめについてをお伺いいたします。

全国的に子どものいじめ事件が後を絶たない状況の中で、群馬県で昨年の10月、孤立して給食を食べていた小学校6年の女兒が自殺した事件は、余りにも痛ましく、今でも鮮明に覚えております。原因といたしまして、担任教諭の指導力不足、学級崩壊などが指摘されているが、問題は、結果としてそうした状況が放置されたこととあります。

子どもをいじめから守るためには、その芽を摘み取る早期の対応が重要であります。学校はもちろんのこと、社会を挙げたいじめ対策が急務であります。いじめは絶対に人道上的犯罪であり、断じて許さないという強い意思を確立することがいじめ根絶の大前提であると思っております。

1、下稲吉東小学校のいじめの現状について、2、現在の対応と今後の具体的な対応策について

て、3、教育委員会と各学校との情報は共有しているのかをお伺いいたします。

次に、小中学校の障害者に対してデジタル教科書の導入についてをお伺いいたします。

同教科書は、通常の教科書と同じ内容がデジタル化されて、CD-ROMにおさめられ、だれでも、その他学習障害（LD）で読み聞かせが困難な児童生徒のための学習教材として活用が全国的に広がっております。

学びたいページの文章やイラストなどが瞬時にパソコンの画面に映し出され、文章が音声で読み上げられたり、呼んでいる部分が反転して強調されるので、学習する生徒の正確な音読を助け、また再生速度や文字の大きさも自由に変えることができ、繰り返し使用することで理解がますます深まり、効果が期待されております。

データによりますと、デジジー教科書のおかげで勉強が好きになったとの声が全国的に広がりを見せています。一日も早い実現が求められている状況であります。

1、デジタル教科書の認識について、2、小中学校における対象者数について、3、今後の実施計画、国の補助の状況についてをお伺いいたします。

次に、小学校の冷房化についてをお伺いいたします。

昨年の夏の記録的な猛暑により、私のところに、何とかして冷房化してほしいとの声が多々寄せられました。教育環境は平等にしてほしいとか、なぜ今まで年次計画で推進ができなかったのか、余りにも無責任であるとか、その他多数の苦情がございました。

このような観点から、1、現在の状況について、2、今後の実施計画についてをお伺いいたします。

次に、農業再生ビジョンについてをお伺いいたします。

農林水産省が行う実態調査農業センサスのデータによりますと、耕作放棄地は10年前の1.6倍に拡大、また約285万戸ある農家のうち、圧倒的多数が農業所得に余り関心のない兼業農家もしくは高齢者が営む農家だとされております。

自立する農業、攻めの農業を確立するため、やる気と経営感覚を持った個人や法人に、農業生産性を任せたり、農地の経営の面積を広げ、農業生産性の向上を図ることが何よりも重要であります。

その他、企業の農業参入相談デスクの設置も検討しなければなりません。

1、農業に対する中長期的な展望と支援策について、2、板橋の出店状況、今後の計画、財政効果について、3、遊休農地に対する具体的な計画案について、4、ブランド化に対する今後の取り組みについて、5、担い手育成、担い手増に対する考えをお伺いいたします。

次に、民俗資料の収集と保存についてをお伺いいたします。

時代の変化とともに減少していく貴重な民俗資料や埋もれたままの民俗資料の調査の実施が、今重要な課題になっております。所有者の協力を得ながら、収集、保存が要請をされております。

1、民俗資料の収集状況について、2、今後の具体的な取り組みについてお伺いをいたします。

以上で第1回の質問を終わります。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

中根議員の質問にお答えいたします。

1点目1番の実施時期と対象者の状況についてお答えいたします。

子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種に対し、子宮頸がん等緊急促進臨時特例交付金の決定を受け、本市においても国費を活用して、平成23年4月1日より接種できるよう準備を進めているところです。

接種費用の負担について、国は現行の予防接種制度上、予防接種法の実費負担を徴収できる規定の考え方を踏まえ、90%のカバー率を設定していますので、国・市町村の折半で負担することとし、被接種者に対しては接種費用の10%の自己負担をお願いすることになりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

実施時期と対象者の状況、補助内容、実施期間と、今後の財政計画については保健福祉部長の答弁とさせていただきます。

2点目の続発するいじめにつきましては教育長からの答弁とさせていただきます。

3点目、小中学校の障害者に対してデジタル教科書の導入につきましては、教育長からの答弁とさせていただきます。

4点目の小中学校の冷房化につきましては教育部長からの答弁とさせていただきます。

5点目、農業再生ビジョンにつきましては環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

6点目、民俗資料の収集と保存につきましては教育部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

教育長 菅澤庄治君。

[教育長 菅澤庄治君登壇]

○教育長（菅澤庄治君）

中根議員さんの2点目の続発するいじめにつきましてお答えいたします。

まず、12月の議会におきまして、やはりいじめの問題で、中根議員さんご自身がじめた生徒を自宅まで呼んで、こんこんと論してくれて、そして更生したというお話を伺いました。私も大変感動いたしました。いじめは絶対に許さないという中根議員さんのお気持ちと私も全く同じでございます。どの学校でも、どの学級でもいじめた生徒、いじめられる生徒がなく、子ども一人一人が明るく楽しい学校生活を送れるようにしたいと思っております。

まず初めに、下稲吉東小学校におきましては、本年度、児童間の暴力、これは同級生や下級生に対して殴ったり、蹴ったりということですが、そういうことが断続的に発生して、関係の皆様方に大変ご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、私も本当に申しわけなく思っております。

学校におきましては、暴力行為についてはいかなる理由があっても許されるものではないという学校全体での認識のもとに、道徳の時間を初め、すべての学校教育活動を通して、暴力行為の発生防止に向けて取り組んでいるところでございます。

そういう中でも暴力行為が発生してしまったという場合には、まず、暴力を受けた児童に対し

て、家庭と連携を図りながらカウンセリングを実施するなど、心のケアに努めております。暴力行為を起こした児童につきましては、その行為に至る背景を探りながら、再発防止に向けて粘り強く指導をしているところでございます。

今後も思いやりや規範意識など、心の教育の充実に向けて、学校を挙げて、組織的、計画的に取り組むとともに、児童相談所や医療機関など関係機関とも連携をしながら、家庭と協力をして解決を図ってまいります。

教育委員会では日ごろから、学校訪問や定期的な調査を実施したり、学校との連絡体制を整えたりして情報の共有に努めております。また、保護者からいじめの訴えがあった場合には、学校関係機関と連携して、児童生徒の支援と当該保護者への対応に努めておりますので、ご理解願いたいと存じます。

続きまして、3点目の小中学校の障害者に対してデジタル教科書の導入につきましてお答えいたします。

初めに、デジタル教科書の認識についてでございますが、障害を持つ児童生徒に対するデジタル教科書は、パソコンなどの端末を利用して、教科書の拡大表示や教科書内の文章の読み上げ、それから読み上げ中の文字の色を変えるなどの機能によって、学習の支援を行うものと認識しております。先ほど中根議員さんからお話のあったとおりでございます。

これらのデジタル教科書はデイジー教科書と呼ばれている。デイジーとはヒナギクのことですが、デジタルに接続できる情報のシステムというのを、英語の頭文字をとってDAISY、それをデイジーと読むわけですが、デイジー教科書と呼ばれております。障害者を支援するボランティア団体が作成しております。特にLDと呼ばれる学習障害やディスレクシアと言われる、いわゆる読字障害、文字を読む障害ですね、そういう児童生徒に対してデイジー教科書を活用した支援が一部で行われているようでありまして、一定の成果が上がっているようでございます。

次に、小中学校における対象者についてでございますが、現在、市内の小学校13校中11校、中学校は4校中4校に特別支援学級が設置されておりまして、小学生は62名、中学生15名が在籍しております。

特別支援学級は、自閉傾向あるいはADHD、これは注意欠陥多動性症候群と言われるちよろちよろ動き回る多動の子どもということですね。それから情緒障害、吃音、構音障害など、在籍する児童生徒の障害の内容によって、知的、情緒、言語という学級に分かれて在籍しております。

このほか、LDや難聴などを持つ児童生徒が複数名おりますが、これは普通学級に在籍する児童生徒もおります。

現在、これらの児童生徒が使用している教科書は、国語では一般図書を使用する知的障害学級を除いては通常の教科書を使用しております。

次に、今後の実施計画、国の補助状況についてですが、デイジー教科書については、国では認定教科書としては認めていない状況ですので、一般教科書と違い無償給与はされません。実質導入は、障害者支援を目的としてソフトを作成するボランティア団体から購入することとなります。導入する費用は、ソフトを入れると、CDなどメディア代と送付にかかる費用くらいで大した額ではないようでありまして。また、それらを再生、操作するパソコンの端末の整備はこれは必要に

なります。

なお、教科書そのものの情報量が多いということや、地域によって採択する教科書が違うということなどから、すべての学年、すべての教科、すべての出版会社の教科書が電子化されていないことがあるようでございます。

また、LDなどの障害を持つ児童生徒は、普通学級に在籍していることも多くありまして、デジタル教科書を使用するときに発生する音声などが、他の児童生徒にどのように影響するかなど心配される要素もあるところでございます。

障害の程度も児童それぞれに相違することや、それらを使用しての学習活動の影響など、いろいろな視点から必要性も含めて検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

[保健福祉部長 竹村 篤君登壇]

○保健福祉部長（竹村 篤君）

中根議員の質問にお答えいたします。

1点目の子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種の実施計画につきましてお答えいたします。

実施時期と対象者の状況、補助内容、実施期間と今後の財政計画に具体的に順次ご説明いたします。

初めに、共通事項といたしまして、実施時期及び補助の内容についてからでございますけれども、実施時期は、先ほど市長からもありましたように23年4月1日から、現時点では1年限りの、24年3月31日までという内容になってございます。

補助の内容ですけれども、実費負担を徴収できる考え方を踏まえまして、カバー率90%と設定してございます。その関係上、接種費用の90%は公費で助成いたしますが、残り10%については自己負担していただくことになります。

対象者については、ワクチンの種類によりまして異なりますので、種類ごとにご説明いたしたいと思います。

子宮頸がんワクチンにつきましては、中学校1年生から高校1年生まで、現時点では845名の方がおります。

ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンについてはゼロ歳から4歳まで1,190名、合計で対象者は1,910名の人数の乳幼児の公費対象としております。いずれも国の補助基準と同じ内容になってございます。

次に、24年度以降の財政負担を含めた接種計画の内容でございますけれども、国庫補助の見通しが不透明なことや、予防接種の専門部会により当該ワクチンの接種については、予防接種法上、現行の任意接種を法定接種への編入するための法整備も必要であるという趣旨の提言がされていることもございまして、近い将来、法改正も予想されます。その中で新たな財政負担は生じるものと考えられますが、法律上の位置づけや財源調整を勘案した上で、対象者の範囲、また公費助成の額などを決定すべきものと考えております。

したがいまして、現時点では24年度以降の計画につきましては具体的に申し上げられませんが、被接種者に対し、予防接種に対する認識を高め、接種率を高めることにより、将来の医療費抑制にも影響するため、何らかの助成措置を講じる必要があると考えております。ご理解のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

教育部長 横瀬典生君。

[教育部長 横瀬典生君登壇]

○教育部長（横瀬典生君）

それでは、4点目の小中学校の冷房化につきまして、まずお答えを申し上げます。

空調機器の設置状況につきましては、旧霞ヶ浦地区の小中学校においては、全校整備済みとなっております。旧千代田地区につきましては、平成18年度に千代田中学校と下稲吉中学校を整備いたしまして、19年度に至っては、下稲吉東小学校を整備いたしております。また、下稲吉小学校につきましては、過般ご案内を申し上げているとおりでございますが、一部の整備はされておりますけれども、23年度から施設整備を行いますから、この中で対応をする見込みとなっております。

未整備校につきましては、今後進めていく小中学校の統廃合を考慮しながら、整備を検討してまいります。

なお、完了あるいは見込み、予定が立っているものを除きますと、未整備校は3校となっております。

続きまして、6点目の民俗資料の収集と保存につきましてお答えをいたします。

民俗資料の収集につきましては、昭和62年の4月に、郷土資料館がオープンをいたしました。それ以前から収集をしているところでございます。現在は、この民俗資料の収集が、その資料の中でも最も多くなっているところでございます。収集に当たりましては、収集依頼あるいは確認した資料のすべてを受け入れているのではなくて、さまざまな観点から価値が見出せるもの、今後の取り扱いを想定した収集事業を展開しているところでございますが、収集の数は増加の一途をたどっております。

現在の収集の状況でございますけれども、大きく分けまして、農機具類231点、漁具類195点、食器類375点、職人さん用の道具類、主にかんなとかのみでございしますが、433点で、この4つの分野トータルで1,234点となっております。

住居用道具類、あるいは養蚕業、衣類等の分野についても今後整理調査をし、研究をしていきたいと考えております。

これらの資料につきましては、収集するということばかりでは単なる物のコレクションになってしまうわけでございますが、それに資料的な価値、これを加えると、そして見出していかないと展示品としての価値のある資料にはならないと考えております。

そのため、資料一点一点ごとを資料化する、価値のあるものにするには整理研究が必要であるというような認識に立って、例年、専門的な知識、技術を持ったあるいはそういったことに勉強中の民俗学の専攻の大学生、これらを中心に整理研究をお願いしているところでございます。膨

大な資料でございまして、進捗状況が低いのが現状となっているところであります。

次に、今後の具体的な取り組みについてということについてお答えをいたします。

資料の収集に当たりましては、郷土資料館では委嘱をしております民俗資料調査員10名の方を初めまして、21年度から立ち上げております市民学芸員24名おられますが、その方々に加えまして郷土資料館の職員が、調査や収集事業に取り組んでいるところでございます。

具体的には、家屋の取り壊しや各種コミュニケーションの中で資料の存在を確認し、そして確認した際に、今後の資料の取り扱いについてお話をさせていただき、諸手続を踏むこととしております。

今後に対しても、資料の価値が見出せるものが廃棄されることがないように、アンテナを高くしまして、情報を収集したり、あるいは実際の民俗資料を積極的に収集してまいりたい、そのように思っております。

そして、さらに公開や活用ができるような資料化、これを進めまして、有効活用していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 山口勝徑君。

[環境経済部長 山口勝徑君登壇]

○環境経済部長（山口勝徑君）

5点目、1番、農業に対する中長期的な計画案につきましてお答えいたします。

茨城県では、新たな農業の目指す方向を食の安全・安心、高品質を目指すエコ農業茨城として、新茨城農業改革大綱を23年2月4日に示されました。本市でも、農薬や化学肥料については基準に適した減農薬や減化学肥料、そして有機栽培を心がけて実施してきたところであり、今後は加工向け農作物の生産、農地の集約、ブランド化の推進、加工販売、耕作放棄地の解消等を中心に国の補助や交付金を有効に活用し、推進していきたいと考えております。

板橋区の状況につきましては、大山商店街のアンテナショップとれたて村にて、農産物を中心に販売を行っております。

今後は、小中学校の給食用食材の提供や産地ツアー等も計画しているところであります。

次に、直売所につきましては、市のPRや情報発信の拠点とし活用するために、1カ所の候補地を内定し、6月ごろの開設を目指して開店に向けた準備を現在進めているところでございます。

また、遊休農地に対する具体的な計画案につきましてお答えいたします。

耕作放棄地の解消については、幾分ですが解消はできているものの、それ以上に、放棄地として管理されなくなっている土地は平成20年度と21年度の農業委員会調査で317ヘクタールから337ヘクタールと、残念ですが20ヘクタール増加しております。耕作放棄地対策としては、茨城大学農学部と地元農家、市が協力して、試験的に実証圃場として耕作放棄地を活用したスイートソルガム——サトウキビに似た食物でございます——をバイオエタノールとして精製する取り組みを行っております。

今後は、耕作放棄地対策協議会等と協力し、作付面積をふやすなど推進してまいります。

また、専任職員の組織化による耕作放棄地の解消と農地の集約化、そして作物の作付をする農

業者や団体への貸し付けを行い、耕作放棄地が解消できるよう努力してまいりたいと考えております。

ブランド化の必要性については、現在の農作物の販売状況では、農業経営の成り立つ作物は限られており、収益を上げるためにはどうしても付加価値をつける必要があります。

ブランド化には、まず消費者が求めるニーズに合った商品を開発することが重要であり、スーパーマーケットやコンビニエンスストアなどの売れ行きなども参考にしながら、市民提案を公募して厳選した上で、認証品として推奨し、ブランド化を図っていきたいと考えております。

最後に、担い手育成、担い手増に対する考え方につきましてお答えいたします。

農業者の高齢化と減少は全国的な問題で、5年から10年後には農業生産力が脆弱化することは免れないことと思います。

若者や農外からの新規参入、Uターン者にとって魅力ある産業として、農業経営が成り立つ農作物の推奨により担い手を育成することが必要でございます。

また、担い手増としましては、地域農業の受託者などが地域の中心となって、遊休農地などを集約して、農業経営の規模拡大を図りながら、地域の活性化に貢献できる農業者だと考えております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

最初に、子宮頸がんワクチン、それからヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの実施計画については、おおむね理解はできました。

そういう中で、私も一番懸念している部分、心配している部分につきましては、今回、個人負担が市としては10%、あとは2分の1国と市という形での公費助成という形にはなりますけれども、やはりこの子宮頸がん、ヒブとか小児用肺炎球菌というのはきちっとした恒久的な法整備もするということが、これは国の責任分野でありますけれども、やはり全国をいろいろ調べてみますと、既に2年前から見切り発車といいますか、国の補助をあてにしない、そういう子宮頸がんワクチンの接種を実際実施している自治体が多数ございます。そういう中でやはり、私はこの1年だけの措置、そしてまた国のほうではそういう協議検討を今している段階でありますけれども、今の段階では全く方向性が見えない。未定という状況でございます。

そういう中で、かすみがうら市といたしましても、やはり1年間で接種できた方は本当に幸運になるわけでございますけれども、あと残されたあとの方はどうなるのかという部分を考えると、やはり不公平が生じてしまう。やはり安心・安全を確保していくというのは、これは行政の基本中の基本でありますけれども、問題は財源の確保がやはり裏づけ、担保されなくてはならないということになると思うんです。

そういう中で、もしも国の補助が今の民主党さんの中では非常に財源がないことがたくさん、マニフェストの中で実現しないことがたくさんありまして、そういうのをごり押ししてまでもやろうというような流れの中で、非常に厳しい状況下になっているわけです。そういう中で、やは

り今何をなすべきかということが全く議論されていない。身内だけの話で、全く国民不在のそういう政治に対して、私は憤りを感じている一人であります。

やはりそういう観点から、我がかすみがうら市においては、やはり市民を主体とした行政運営、市民のための行政、その確立が今最も望まれている私は重要課題ではないかなと、このように認識をしているところであります。

そういう中で、これは市長に、これは市長の腹づもりも含めて、決意も含めてなんです、もし1年限りでこのワクチンの接種の国の補助が、2分の1がもしも実現できないという結論に至った場合に、市長としては市として、2分の1、市でもって新たに負担して実行するのか。また、今現在の2分の1の市の補助でそのままワクチンの接種を続行するのか、その辺、まだ先のことでありますけれども、やはりそういうきちとした方向性というものをどう考えているのか、市長の決意を答弁をいただきたいと思います。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

24年度以降につきましては、国の方向もまだ決まってないわけでありましたが、今、24年度国が出さないということになった場合の対応ということでありましたが、23年度の実績などを踏まえながら、今後市単独で例えば半額出していかどうか等については、助成措置を講じる必要があるかどうかというのは、今後検証していかなくてはならないと思います。国が出さないからこっちもやらないよという単純な話ではないかと思えます。

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

ありがとうございました。やはり市長の決意を伺えて、本当にありがとうございました。

それで、この1年間のまず措置として、周知徹底、それから広報活動については、具体的にどのように徹底していくのか、その辺を再度、これは部長にお願いいたします。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

その前に、先ほど対象人員の中で、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの対象者数ですけれども、1,190名と言ったような気がしますんですけども、1,910名ですので、大変失礼いたしました。1,910名ですので、訂正させていただきます。

それから、今の質問でございますけれども、今後の周知をどのようにということでございますけれども、今現在でも一部近隣で、さきの臨時議会等で実際に実施しているところもございます。この事業そのものは国の補正予算ということもありまして、今年度から実施しているところもございます。そういう関係で若干問い合わせがありますけれども、その中でも実際来年度4月からやる方向でございますよという説明はしてございます。

あと、今後、今回議会が正式に通りましたら、その時点で広報、いろいろな方法を通じて、予防カレンダーにこれはちょっと間に合わないかもしれませんが、関係対象年齢にはあらず

る方策を通じて、周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

この対象者については、全員の方が接種、一人も残りなく接種できるように、また配慮していただければと思います。

続きまして、続発するいじめについて。

私は、昨年の11月からことしの1月までに3件の下稲吉東小学校の父兄の方から相談が寄せられました。どういうわけか、私本当にこのいじめの問題については、もう議員になった当時から必死になって解決のために奔走してきましたわけでありすけれども、そういう何もありません、非常に全く初対面の父兄の方から相談を受けることがここ非常に多い状況であります。

そういう中で、やはりこのいじめに対しては、私はあくまでも現場主義に徹して、自分がやはり現場に足を運び、現場の声を聞き、実際に解決してきたという体験も私は2回ほど、議員の皆様、執行部の皆様の前でお話はしてまいりましたが、やはり実態がなかなか把握できないという部分があります。そういう中でいろいろ共通点があるのは、やはり家庭内が非常に複雑な環境にあるという共通点がございます。

そういう中で、やはり今、陰険ないじめも非常に多くなっております。学校裏サイトなんかではなかなか確認できない部分もありまして、そういう中で、まだネットいじめなどはなかったのかどうか、全くゼロだったのか、その辺ちょっと把握していればお願いします。

○議長（小座野定信君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

ネットいじめにつきましては、中学校で2件ほど確認をしております。これはなかなかコンピュータの操作が上手でないとできないことなんです、2件確認しております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

本年度より、これまでは公表はしておりませんでしたけれども、いじめの解決率を都道府県別に公表することにことしからになりましたですね。公にね。そういう中で、やはり現在の解決件数、もし解決率がつかめていけば、もしも把握してあれば答弁していただきたいと思います。

もしも把握していなければ、これは後で結構ですが、もしも把握してあればお願いします。

○議長（小座野定信君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

気になるいじめについては、その都度これは解決したとか、しないとかという報告を聞いておりますが、具体的な件数については後ほどご報告をしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

はい、わかりました。

それから、いろいろな事件が起きるたびに、学校側は、いろいろマスコミで報道されている学校では、当初学校はいじめがなかったというのが大半、マスコミ、またいろいろな形で報道されている中では、先ほどの6年生の女の子が自殺した事件でも、最初はいじめはなかったというふうにかなり突っぱねていたわけですね、マスコミに対しても説明が。ところが、それ最終的にはいじめがあったということを認めざるを得なかった。そういうことがあったわけですね。だから、いじめがなかったと対応するケースが非常に全国的に多い中で、かすみがうら市としては、そういう隠ぺいしたという、そういうふうなことがなかったのかどうか、その辺ちょっと、答えづらいかもわかりませんが、お願いします。

○議長（小座野定信君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

隠ぺいしたということはないと思っております。

学校の中で処理して、委員会まで上げなくてもこれは大丈夫だということについては、学校で処理したということはあると思いますが、教育委員会に来たものについては隠すというようなことはございません。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

それで安心はしましたけれども、やはりいじめというのは水面下でのいじめも非常に最近多くなっておりまして、やはりなかなか学校でも気がつかない部分、また家庭内でも把握できない部分が多々あるかと思っておりますけれども、やはりそういういじめが大きく拡大する前に何とか手だてをしていくというのが大事なことでありまして、その点も踏まえて、やはり私も1議員として相談を受けた場合には、また教育委員会なりと相談をしながら解決に協力させていただきたいと、そう思っておりますので、これからもなお一層の努力をしていただきたいと思います。

それから、3点目に、小中学校の障害者に対してデジタル教科書の導入についてでありますけれども、やはり障害者においてもいろいろな障害がございます、一律にこうという結論づけた対応はできない状況かと思っておりますけれども、先ほど私が話しましたデジタル化につきましては、デイジー教科書と通称呼ばれているものでありますけれども、やはりこれはぜひとも、ただほかでもって何校も実施している、この近隣でもあります。そういう学校にいろいろそういう実際に使用したメリット・デメリットあるかと思うんですが、やはり使用してよかったというのが非常に多いんです、私が調べた範囲では。だから、そういうものに対して、やはりこのかすみがうら市の小中学校でもどこまで取り入れられていくのか、いいのか、そういうことも分析し、そして、

全国でもかなり今普及しているところもございます。

だから、そういう実際にこれを導入してよかったという、そういう例を参考にしながら導入を検討していただければいいと思うんです。ただ頭からもうだめだというような否定する考えだけではなくして、やはりその障害者のためになるものであれば導入する、導入していく、こういう方向性が私は大事かなと思うんです。

新しい試みに挑戦する場合に非常に不安もあると思うんですが、その子のためになることであれば努力を惜しまない、先生方も含めて、教育委員会もそうですけれども、やはり努力を惜しまないというそういう姿勢、私はそれが基本、いじめをなくすのも同じです。それと同じように、そういう挑戦する姿勢が私は大事かと思いますので、この辺もよく協議検討なさっていただきたいと思います。

それから、4点目に、小学校の冷房化についてですけれども、これ各学校に教職員室にはエアコンは全部入っているのでしょうか。その辺ちょっと確認したいと思います。

○議長（小座野定信君）

教育部長 横瀬典生君。

○教育部長（横瀬典生君）

入っております。

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

教職員室にはエアコンが入っていて、子どもたちは暑いところで勉強する。非常に矛盾したことじゃないでしょうか。やはりまずは、また教職員も本当にエアコンをつけないで、もしも生徒と同じ環境でもしもなった場合に、どれほどつらい思いでいるか。自分たちもそうだから、子どもたちはどうなんだろうとそう私思わないのかと、常に感じていたわけです。

だから、私はあくまでも出島地区は全校これは補助もあったと思うんですが、やはり全校冷房化になっているわけです。千代田地区では3校がまだ冷房化になっていないということで、私も議員になった当時から思っていたことなんです、やはり年次計画なりの中で、私は一気に全部やるというのは、これは予算の都合上大変な状況になりますからできないと思うんですが、やはり年次計画の中で1校ずつだって私はこれは推進すれば、実現できたことなんじゃないかなと思うんです。

だから、冷房化についても、やはり子どもさんらの立場になって、特に去年は猛暑でかなりきつい状況でしたよね。そういう中で勉強した子どもさんたちの声も私は聞いたときに、本当に勉強に集中できないと言うんですね。それでなかなか暑さでもって汗は流れてくるは、下着までびしょびしょになってしまう。そういう中で、教職員の方は涼しいところで、汗が流れないところで対応しているということに対しては、子どもたちのこと本当にどれだけ真剣に考えているのかなど。私は本当にそう思っておりました。

だから、この3校についても、やはり実施計画を具体的にして、対応して、同じ環境で平等の立場で私は対応できるように努力をしていただきたいと思います。

○議長（小座野定信君）

中根議員、要望でよろしいですか。

○9番（中根光男君）

これは要望で結構です。

次に、農業再生ビジョンについてお伺いをいたします。

農業再生ビジョンといっても一言に表現しても非常に難しいことがございますけれども、今、市長が進めている板橋区への出店計画も含めて、やはり規模的に非常に小さい規模、そして、職員も1人今派遣し、また新たに1人派遣するというような、そういう状況下の中で、やはり私は本当の意味での財政効果という観点から見た場合に、年間を通して直売所を続行していくという、その出店の中で毎日お客さんが来られる店を常に計画を立てていく。ただ、年間数えるくらいの出店では私は何ら意味がないと思っております。

だから、どうせやるのであればもっと規模を大きく、そして農産物、果物、その他加工品も含めて、大量にやはり売れる、そういう体制。やはりこの予算よりも、実際700万円ちょっとの予算今回組み入れているようでありましてけれども、ほかにも若干予算が散らばっているようにも見受けられますが、その辺はこれから検証してまいりたいと思うんですが、そういう中で職員を派遣して、そしてそれだけの投資をして、果たしてどれだけメリットがあるのかという部分。これはボランティアでやるわけじゃありませんので、やはり市としても財政効果が上がる、そして農家にとっても大きく収入を得られるという、そういう効果のある私は板橋の出店でなければならぬと思うんですが、市長はそういうことについて、財政効果も含めてどのようにお考えなのか伺います。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

板橋の派遣職員についてであります。今、試行的に昨年来1名派遣しているわけでございます。11月から大山商店街にアンテナショップということで、本当に売り上げは微々たるものではありますが、今スタートしております。

今度はいよいよかすみがうら市単独で1店舗を持つということで、大体候補も絞り込んでまいりまして、5月連休明けあたりには何とかスタートできるかなと考えておりますが、この店舗につきましては、やはり単に農産物を売る、こっちから持って行ってそこで月何百万円か売ればいいというものじゃなくて、やはりかすみがうら市の板橋区における情報発信基地として大きく宣伝をして、板橋区の方々にこっちのかすみがうら市のほうに、ツアーなり、あるいは農業体験であるとか、果物狩りであるとか、霞ヶ浦への水体験であるとか、そういったことを推進する呼び込み口にすると。そういう拠点にしたいと考えております。

そういった意味で、この直売所がオープンした暁には、ここの拠点に職員を場合によったらもう一名増員して2名体制で本格的に、向こうからの呼び込みをやると、そういったことも視野に入れて今進めているところでありますので、これはいわゆる行政だけでやるということじゃなくて、民間も巻き込んでやるということでもありますから、今農協とも話をしておりますし、また議員さんにおかれましても積極的に板橋のほうへ行って実情を見ていただいて、すばらしい何かアイデアがありましたら出していただいて、取り組んでいただきたいと思います。

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

発信基地という今答弁いただきましたけれども、やはり板橋との交流も含めた中で、やはりかすみがうら、特に千代田地域においては果樹のふるさとということで、以前、もう20年ぐらい前はかなり観光でにぎわった、そういう地域でもありますけれども、そういう中で再びこういう板橋との交流、こちらから出店するのも大事でありますけれども、やはり板橋区の方々にかすみがうら市にたくさんの方がおいでいただいて、観光も含め、果樹観光、その他、今市長が話した体験も含めて、やはりたくさんの方がかすみがうら市に交流に来られるような、そういう基地、そういう発信基地として私は力を入れていただきたいということも願っております。

そういう中で、板橋の件については、ある方から先日電話をいただいた中で、やはりその方は非常に板橋に対して興味を持っていらっしゃる方でありまして、ぜひ1回見学に行きたいという、そういう話もいただきました。だから、やはりそれだけ市民の方が期待をしているということでもありますので、やはり期待を裏切らないような板橋区の出店、それをお願いしたいと思うんです。

次に、遊休農地に対してなんですが、やはり先日、国の方針として、休耕をやはり今度の民主党の素案の中で、休耕はやらないという素案の中に入っているんですね。というのは、皆さんがご存じのように、今TPPの問題、関税の撤廃ということをも前提とした、これも農産物だけ除けばいいという極論の人もいますけれども、これは農産物も含めなくてはだめな内容なんですね。そういう協定なんですね。

だから、これ農産物だけ外せば、日本だけ外せばいいという、そういう内容じゃないんで、やはり農産物も含めてのTPPでありますので、これがもしも話し合いですというような内容になっていますけれども、要するに減反政策をやめるという方向性に今方向転換がなされようとしている。というのは、裏を返せば、TPPが実現した場合には、米はもう今の4分の1以下に私はなると思います。そうなった場合に、今だって1万2000円弱の米を生産して、いまだに赤字になっている米がつからないほうがいいと。担い手どころか、荒廃地が5倍、10倍、もっとふえるかもわかりません。つくっても赤字になるんですから、つくる人いないですよ。荒廃地対策をやって、戸別補償だどうのこうの、また畑作まで今度は戸別補償をやるというような内容でありますけれども、あの内容を見たにしても、何ら担い手の人は魅力ないんですね。ただ一時的な目先の、小手先だけの政策、長期的な展望に立った政策は全くかけらも見られない。

そういうふうな今の農政というものに対して、私は憤りを感じておりますし、中にはまだ国会議員の先生の中でも、このような極端な、名前は出すと申しわけないから名前は申し上げられませんが、極論としてこのような話もしているんですよ。農業も足腰を強くすればTPPやっただって何ら問題ないと。足腰を強くする前に日本の農業は壊滅してしまうと私言っているんですね、その方にも。やはりそのような簡単に考えて、それは机上だけで論じているから。実際にこの農家の厳しさというのがわからないで、ただ机上論だけで話しているから、きれいごとだけで話しているからそういうふうな言葉が私は出てくるんじゃないかなと、このように思うわけです。

だから、やはり日本の農業、これからやはり今私が冒頭に話したように、干ばつとか水害とか、異常気象によって大変な状況が起きている。私は、近い将来、日本は輸入に依存している、輸入

穀物も含めて、どんなにお金を積んでも食料不足で穀物も、トウモロコシも、大豆も、小麦も買えなくなる私は時代が到来すると思っております。そういう危機感を持っている今国会議員はだれもいないですね、目先だけで。

だから、そのように近い将来、そういうことが絶対来ますよ、これ。幾ら日本は金がある、実際は厳しいわけですがけれども、金を幾ら積んでも穀物が買えない時代。皆さんもご存じのように、もう10年以上前でしたか、米が1俵6万円以上になったときがありましたね。1俵が6万円以上になった、異常にはね上がった、米が不足して一時的に。こういうことが、これ現実に今から起きてくるわけですよ。これは過去のことじゃなくて、これから起きてきます。まだお金を出して買えるうちはいいんです。それが買えなくなる時代が私は来るということを懸念して、この遊休農地対策をしていかななくてはいけないということを私は常に声を大にして一論として話しているわけです。

それが、今回国のほうの政策では、減反政策はやめて、ここで素案として盛り込んでいるというのを裏を返せば、それはもう減反政策はやらない、TPPによって米の値段がいくら下がってもいいと容認している。こういう私は裏を返せば、そのように見ております。

だから、私はこの荒廃地対策についても、市としてもやはり真剣になって取り組んでいかななくてはいけないという観点から常に述べているわけでありまして、板橋区との交流の中でも体験農業、または農業を体験してもらうために20町歩でも30町歩でもいいですよ、あれだけの人口がいるわけですから、そういう家庭菜園というような、そういうようなある程度区切った中で、体験をしてもらうような、そういう貸農園という形をどんどん私はこれ推進してもらいたいと思う、逆に。あれだけの人口がいらっしゃるわけですから、どんどん来てもらって、かすみがうらの荒廃地をどんどん開拓してもらって、いろいろ野菜でも何でもつくってもらう。そのことによって解消にもつながっていく。そういう大きな意味での私は交流を求めているわけです、板橋区との部分的じゃなくてして。話はそれかもしれませんが、私はそういうことが大事かと思っています。

それから、このブランド化に対する取り組みについてもまだまだ中途半端な状況でありますし、PRもまだまだ不足しておりますし、ブランド化として本当にかすみがうら市としての本当に本格的なブランド化、全国的なブランド品というのはまだまだないわけですね。そういうのが全国規模でのブランド化の定着というのを大きく目標に持つておくことが大事かなと。ブランドの推進協議会のほうも今立ち上げて、いろいろ協議しているようでありますけれども、その中でもいろいろな形で協議していただいて、いろいろな発想を持って対応していただきたいと思います。

それから、最後になりますけれども、民俗資料の収集と保存については、これは私がいろいろな人から、かすみがうら市は民俗資料が非常に豊富な市だと、地域だということを、たくさんの人からそういうアドバイスを受けております。

そういう中で、かすみがうら市ではなくてはならない民俗資料がたくさんまだ眠っております。そういうものを発掘するとともに、やはり保存をしていく中で、かすみがうら市の本当にすばらしさというものをもっともっとPRしていく、そういう原動力になればいいと、そういう思いで話もさせていただきました。

ともかく今後かすみがうら市が、本当にもっと活性して、そして本当に板橋区からもどんどん交流していただけるように、これ市長にお願いしたいと思うんですが、市長の今後の農業に対す

る取り組みの決意を最後をお願いして、私の一般質問を終わりにしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

ＴＰＰのお話から中根議員のいろいろな思いを伺ったわけでありますが、私も同様な考えを持っておりませんが、ＴＰＰに関しては、これは我がかすみがうら市だけでどうこうというわけにはいかないわけであります。

そうした中で、現実に遊休農地、荒廃地も含めて、相当市内には遊休農地があるわけでありまして、板橋区もさることながら、あるいはこちらいろいろな都市部の人を呼び込むことも大事であります。この市内における農地を活用して、企業等も、先般トマト関係の企業で来たいというところを視察していただいたわけでありますが、そういったところも含めて、あるいは市内でも例えば建設業者の皆さんが立ち上げた農事組合法人等もある、さらにはいわゆる農業者がみずから、数十町歩単位で耕作をする農業者もふえております。そういった足腰の強い農業をさらに強めていくためにも、この遊休農地を活用していく。それを図っていかねばならないという考えから、実はもう３月１日付で４月の人事発令に先んじて、２人ほど、まだ直接の指示はしておりませんが、遊休農地を借り上げて、どんどん借り上げて、それを使ってもらえる人につなぐ役、それを行政職員が間に入っていくと、そういう発令を２人、補佐級の人間を２人発令いたしました。

４月の異動では、さらにその下に２人ほどつけて４人体制で、本格的に市内の遊休農地発掘を有効利用するために、本格的な力を入れてやっていきたいと、こういうふうに思っております。そういう中で、都市住民との交流も深めていくと。

余談になりますが、上佐谷の農家の方で、東京の銀座農園という、これは下妻の出身の方がやっている会社であります。銀座農園という名前の会社が都内でマンション、新しいマンションなんです。高級マンション何かにその１階部分を銀座農園で借り上げてまして、そこに農産物の直売所を、移動型の直売所なんです。そこに参加している方がいます。これは、上佐谷の人だけじゃなくて、あちこちの直売所グループがその銀座農園と提携して、そういうことをやっているみたいでありまして、この銀座農園が今度、さらに農産物の直売だけじゃなくて、都市部の人たちをいわゆる農村体験してもらうためのパイプ役になるということ、野村グループ、いわゆる野村証券ですが、野村グループと提携して始めるということで、近々我が市にもここの社長が来ることになっております。

こういった話は、たまたまトマトの会社もこの野村と提携しておりまして、野村が今非常に農業に対して積極的であります。今、ＴＰＰでみんな騒いでいて、大変農業がＴＰＰにやられてしまおうと言っていますが、巨大企業である野村なんかは、むしろ農業は非常に可能性を秘めたものを持っているということで、力を入れ始めております。そういったビジネスチャンスを見逃すことなく、我が市にも取り入れたいと。銀座農園はたまたま下妻の出身の人が社長なものですから、そこに上佐谷の人が現在何店舗かお世話になっているということもありますので、ご縁がありますから、ぜひ話を聞いてみたいと思っております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君の一般質問を終わります。

暫時休憩といたします。10分間です。

休 憩 午後 3時35分

再 開 午後 3時48分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

15番 山内庄兵衛君。

[15番 山内庄兵衛君登壇]

○15番（山内庄兵衛君）

今回の選挙で第10回の当選を果たすことができました。私を支持してくれた市民の皆さんに感謝を申し上げ、市民の代表として一般質問をするもので、先ほど市長から斎場の問題については、きのういっぱいやったからもういいよと言われたんですけども、私は今回の選挙は斎場の選挙であったなということを感じる。後援会づくりに奔走して歩いていたときに、1,000人以上の人から斎場の問題が出ておりました。わずか反対は3人でありました。何とか早くしてほしいということであります。

これらの染谷地区の問題は、この土地は6ヘクタールありますけれども、佐藤さんが大分このことについても心配でいろいろ仕事をしていただきましたけれども、今回凶らずも私選挙で当選ということでも出ておりますけれども、たまご博覧会の問題では2人の犠牲者を出した土地の因縁つきのところでありますけれども、6ヘクタール、駐車場300、そして火葬炉8基。1基は予備ということでもございますけれども、現在6基になりまして、宮嶋さんの要望が通ったのではないかなと思うんですけども、さらには、斎場が1カ所ということでもございます。

今、一般に考えている今の石岡地方斎場でありますけれども、これはもう昭和の初期あたりにつくったんだと思います。あそこは東大橋の山の中でありまして、浄土真宗の人と、それから法定伝染病の人を火葬したところでもあります。そこに火葬場をつくりました。

昭和35年に今の6号線がすぐそばを通りまして、物すごく発展をいたしたところでもあります。したがって、昔は土葬が95%くらい占めていたときでありますから、あれで狭隘なところでも済んだんでありますけれども、今、上佐谷あたりでも一番火葬率が遅かったんですけども、今は100%であります。

そういうことから見ると、今度は新しくつくるところも8基というのは、相当の計算の上に立って8基ということだったらしんですけども、宮嶋さんは現在4基だから5基でもいいということで、今6基まで迫ったそうですけれども、そういうことでも、計算の上では、平成30年以降35年をピークとして8基が必要ではないかということでもございます。現在は4基ですけども、それでもまだ密葬というのをやっています。密葬というのはお坊さんの金もうけになってしまうんですね。これは1回葬式、今の葬式は家から火葬場までが葬式なんです。こういうことですから、密葬でやると、最初に焼くと、これは1回のお葬式で、本葬というのは、本葬は本

葬なんですけれども、本当は葬式でなくなってしまうんですね。したがって、法的には火葬場までが葬式でありますから、お坊さんは1回行くと、これはちゃんと拝み賃というのをとるほかない。これでも最低でも、宗派によっていろいろありますから、キリスト教とか、その他の宗教もありますけれども、真言宗の豊山はといえば大体5万円をとります。

そういうことで、今ストックがあるとそういうふうに密葬的に前の日に焼いたり、朝早く焼いたりしますと、葬式を1回余計やるといような形になっているんです。したがって、窯が十分に余裕を持たないと、住民に非常な負担がかかるということもあります。

今回の斎場の問題では、それらを緩和しようということで、窯の炉が多くなったということを知っていますけれども、宮嶋さんはどうしても5基ということですが、6基までに迫ってきたわけです。

しかし、斎場の問題は民間に任せろと言っているんですけれども、やっぱり苦しい人はやっぱり石岡斎場を使っているんですよ。しかも前市長がこの間、お母様のお葬式も斎場でやった。そして、あそこの隣の大きな商店の駐車場を使った。隣にある民間の斎場でも、少し大きなのはあそこの商店の駐車場を借りて葬式をやっているのが現状であります。

したがって、今300台というんですけれども、窯が仮に5つ使っているとすれば、そこに、バスまで入ると7台くらいの車が行きます。そうすると、35台や40台の何がありますと、約250台くらいしか空いていないわけですね、駐車場は。したがって、そのくらいの葬儀の何は今ごろにあるわけでありまして、やっぱり駐車場も300台というのが必要だなと私は思っている。

土地については、佐藤さんもいろいろ指摘をしていただいていたけれども、値段は少し高いな、これはだれも感じるどころでありますけれども、今まで多くの正副管理者がやってきて、そして一つの広域でやらなければだめだということやってきたんです。それらについて、火葬場については非常に反対があったり、何かするんだけど、染谷地区においてはそれがなかったということでラッキーだったなど、こう考えているんですけれども、それらがみんな待っているわけでありまして、ひとつとところでできるところに待っているわけですから、そして、私が聞く先人の人は、みんな早く山内してほしい、早く斎場をそこにつくってほしいというのが願いです。

この前の何でも一般質問では2人の一般質問者があったんですけれども、それらについては宮嶋さんに対する考え方が2人もありましたけれども、やはりどうしても斎場も一緒にしてほしいというのが本音だと思います。ここまで来たんですから、やはりこれらは通してほしいなど。

9月の一般質問で私が迫ったとき、宮嶋市長は、あと2年あるからその間に何とかする。関利夫議員が市政に対する追求の中で、私のあとを突いてくれたらば、それならば1体につき5万円ずつ補助すれば、そのほうが斎場つくるより安い。それは死者に対する冒涇の発言であります。冒涇という字を、学習院を出た市長さんだからわかるでしょうけれども、冒涇という言葉です私は。したがって、そういう死者に対するとんでもない無礼な言葉は私は許せないんですね。やっぱり今終局的に天国へ行く人の火葬場はきちんとしなくては。さらに、この問題は入札や何かで今から非を突いていかななくてはならない。入札の問題、何かがあると思います。こせこせしている人たちもあるようでございますから、そういう問題もありますけれども、この問題についてはいち早く、今1億6000万円、そしてそれを予備費の中にとってありますけれども、これらはちゃ

んとした衛生費の中に入れて、やっぱり産業建設委員会なり、検討してもらうのが私は重大ではないかなと思っております。

そして、霞ヶ浦地区は玉造の火葬場に入っておって、そしてそこには斎場がないから、民間のがつくっておりますけれども、これらについて、もう既にサカモトツネゾウさんの土地でありまして、これらについて、もう窯だって耐久年齢が来ているのではないかなと思うんです。使えなくなるかもしれません。そのときにはかすみがうら市で出すんですから、こちらのほうにも使えるような施策を、将来性のあることをきちんと見きわめるのが市長の立場ではないかなと、私は思うのであります。市長、どう考えておりますか。

それから民間に、民間に、広域的にここまで来て、しかも特例債で、中根光男議員からも、担当課からもよく聞いてみますと、三十数億円だったものが切り詰めに切り詰めて23億円まで持っていた。特例債が、特例債というのは国の交付金と、それから県の予算で78%が特例債交付金という形でまいます。したがって、本市から出す金は5億3000万円、そのうちの3億6000万円は特例債で参りますから、実質的にこの市の支出は1億8000万円であります。市長はさらに、聞くところによると、あそこを抜けたときには上佐谷の焼却炉のそばに火葬場をつくれば8000万円くらいでできるということを言っておりますけれども、市民の反対もあるでしょうし、市民の声も聞かなくてはならない。そして、いろいろなことをやれば、今度は新しい事業でありますから、新しい事業については特例債は使うことはできません。したがって、それらについては全額税金で負担をしなくてはならないのが本音であります。市長、どう考えますか。ここらのことにもきちんと答えを。

私は、旧千代田の大半あります。そして、後援会ずっと続ける中で、市民から切実なる、たった3人でありますよ、これは反対だと言ったのは。そういう声で市長は、あるところでは、市民の声にはこたえなくてはならないということを言ったそうでありますけれども、市民の大半は、今斎場が完成することを望んでおります。

そして、市長、先ほど言ったように、入札の仕方や何かはできるだけきちんとしてもらえれば、副管理者として私はすばらしいのではないかなと思うので、長の立場、将来に向かったかすみがうら市の火葬のあり方、5万円出すからどこかで勝手に上げなんて言葉を使わないように、死者を冒瀆する発言はよしていただいて、建設的な考えをいただきたいと私は思うのであります。

次に、県道の工事の問題でありますけれども、19年に私は産業建設委員長をしておりまして、19カ所要望いたしまして、いまだに3カ所くらいしかないんですけれども、担当課は県の土木課に行つて、土浦土木事務所に行つてそれらをやったんですけれども、まず3カ所くらいしかまだやっていない。

そのほかに同意書があればこの道路は直すということがあって、上佐谷の52号線の入り口の交差点をつくると、同時にあそこの3軒の同意書ももらってくれと言うから私もらいました。あそこはもう歩くこともできないほど狭い。これらは五反田まで整理をしたらできる。地元の県会議員に頼んで、県の土木部はどうなっているんだということで、何遍も何遍もお願いをしまして、行きました。ありません。そんな書類は出た覚えはありません。

今度は一般質問を出したところが、担当課では写しがありました。担当課長、部長、これらはどのような書類があつても19年からですよ。ことしで何年になりますか。これ1回でも交渉した

んですか。同意書もらえって、私同意書もらったんだ。これは出してあるんですよ。県ではない。県も県だよな。でかいことは言ったけれども、県の部長さんなんて大威張りしていますけれども。担当課は出しっぱなしできちんとやっていないからこういうように、ないと言う。または、私は頼んでおいた県議には言いませんけれども、ここらは私はずさんな管理だと思う。これは市長からも答弁をいただきたいと思うんです。

さらに、もう一つ、52号線、上佐谷から雪入までの道路は、もう25年以上やっているんですけども、やっとあそこの信号のところから待避所のところまでできた。そして、ヤマウチキイチさんのところから裏は今から26年前にでき上がってきた。300メートルだけができない。反対していたうちは村長やって、総務課長までやっていた。私には話がないの一点張り。話がない。そのときに担当していた課長はコムロアキラさん、はっきり名前を言います。そして、会議のために判をもらっていた出席者から。その書類がない。前にもやったときにその書類がない。工事中にでき上がらなければ、その書類は生きているわけですよ。今書類の保管は5年ですけども、でき上がったり何かしないものについては、まだ中途のときにはその書類は生きているんですよ。そういう書類の扱い方はどのようにしているのか、総務課長からも答弁をいただきたい。

これは宮嶋さんのときじゃないからしようがないんだけど、市長もここらの管理については厳しく言っていただきたいと思う。担当課はどのような扱いしてきたか。何遍も私が言っただけ、ありません、ありません。まだ生きているんですよ、工事中なんだから。これどうなっているんですか。このことをお伺いいたします。

それから、⑥6号線の新治橋の問題ですけども、もう入札や何かは終わっているわけですけども、この千代田大橋をつくるときに、橋げたを1本掘ったら黒いへドロが出てきた。これの調査費、整備費は2800万円かかったんですよ。ここはユウラク海という海が昔2万5000年前にできたときにあった、一番深いところなんです。一番深いのはそのハチバン下の最後のところが下なんですけれども、したがって、土はかぶっているけれども、谷底に橋をつくったと同じなんです。したがって、ローゼをしなければこの橋はもたないということになったわけですね。だから膨大な費用がかかったんですけども。そのとき2800万円かかったら、またその先さわったときにまた2800万円かかったんだ。同じところで同じ設計者がやったら、それが参考になって、同じ川沿いでないかと私も言ったんです。

そしたらば、今度は新治橋も、今、朝陽建設さんが請け負ったんですけども、設計者が同じだ。ローゼをやったときの橋げたをやったときの人と同じだ。同じユウラク海の海の底でしょう。天の川、昔は新治（アラハリ）川と言ったんだよ、これ。荒れてすぐに水が出てしまったりするから新治川と言った。アラハリは新治（ニイバリ）とも書くから新治。それで新治という地名がついているんですけども、そこの地盤でしょう。だから、いよいよ建築屋さんが建築しようとしたら、どこまで掘っていったって軟盤、地盤だ。だから膨大な金がかかって、またやり直さなくては。そして今、2000万円もかけてコンクリートを入れているんじゃないですか。

こういう業者を選ぶとき、過去にはなってしまったんですけども、こういう業者を選ぶときには、これは担当課ではそれらをチェックして、私は何人かの人に、「筑波山」という本があるんですよ。これは朝日新聞社の記者が書いた本なんだ。再版、再版で17版くらい出ていますけれども、図書館にありますよ。私は何人かの課長には買ってあげたこともあるんですけども、今

再版がないものですからやりません。この「筑波山」というのを熟読すると、ここの地形、ここのどこがどうなったか、歴史がどうなったかっていうことざっと書いてあるんですよ。私の子どもも不勉強でしょうがないから、ドイツに1年間行ったとき、歴史を勉強しろと歴史の本を買ったら、おやじは歴史の本ばかり送ってきたと。何も言わなかったけれども、何か読んだかと言ったら、20冊送ったけれども「筑波山」だけ読んだと。そんだったらいい。その「筑波山」という本、簡単にわかりやすく書いてあるんですけども、そういうものをやれば地形というのはありありとわかるんですよ。これは、長いこと朝日新聞記者が調査した本なんです。これらは熟読すると私はよいかと思うんです。担当課ではこういうものを私は見てないんだろうと思うんです。総務課長さんにお伺いしますが、総務課長さん、これらのことをよく読んで、そしてどんな発注の仕方をしたのか。ちゃんとローゼのことがあったら、これはこういう失敗があったから今度はこうだということで、きちんとお答えをいただきたい。終わったことですから、経過だけでも結構ですから、お願いしたい。

次に、福祉行政についてお伺いします。

人件費の削減、そして給料の削減等はいろいろ宮嶋さんが人事のことで騒いでいますけれども、今、保母さんが不足しております。保母さんが不足して、万が一事故がありますと、市営の保育所は市の責任であります。保母さんについては担当課が躍起になって人を集めているんですけども、集まらない。万が一事故が起きたら市長さんどうしますか。

これは、例えば2歳児ならば保母1人に2人とかあるわけですよ。ちゃんとした規定があるんですから、それらを規定にぴたっと当てはまらなかったら市の責任なんですよ。だから、市長さんがどこで何やるって、これは裁判になれば、事故が起きて補償の問題になる。これは市の欠損なんですよ。こういうことも考えて人選というのはちゃんとして、集めるところにはちゃんと集め、そしてやっていかなければならないんじゃないかなと思うんです。

きのう、おとといも、市長は斎場の問題から五輪堂橋4000万円は要らないという、久保田さんが言ったら、私は言ってない、県のほうから言ったからだ。だれかが言ったからそうになっているわけですから、4000万円も損しているんですよ。石岡市が出してくれる。議会なんて市の職員をいじめなくたって、こういうところで損しているんじゃないですか、市長さん。

今、広域だって、この斎場の問題が崩れたら、クリーンセンターはどうなっていくのかということにもなります。

議長から、違うんじゃないかなと言われるとしようがないから、この辺でとめておきますけれども、これだって6億円かかるやつが、石岡と土浦から手引かれたら、この市はやっていけない。クリーンセンターはあと5年ですよ。5年。あの窯の年齢は5年。多くたって10年だ。改築するとき75億円もかかるんですよ。こういう問題だって、将来はこの市だけで将来性もわからないんですから、将来を見据えて政策を私はとっていただきたい。しかも東京の板橋店を出すこと先見性のある市長さんです。そして、優しい声だけれども、なかなかすごさもある市長さんです。あなたの英知を全力投球して、このかすみがうらの住民が安心して暮らせるように、私は市政をとっていただきたいと思います。第1回の質問を終わります。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

山内議員の質問にお答えいたします。

1点目の石岡斎場組合につきましてお答えいたします。

厳しい財政状況を踏まえ、少しでも無駄を省くことで、市民福祉の向上を念頭に、石岡地方斎場組合に対し幾つかのご提案を申し上げているところでございます。残念ながらまだ、正副管理者会議での合意には至っていないものの、現状からは、斎場の移転建設については、基本的に必要と考えております。また、3市での話し合いによる歩み寄りの中からは、火葬炉の6基についてもやむを得ないと考えているものでございます。

2点目の土木行政につきましては、市長からというお話もございしますが、第1回目はまず、詳しいところで土木部長からの答弁とさせていただきます。

3点目の市道④52号線の道路改良工事につきましても、土木部長からの答弁とさせていただきます。

4点目、市道④6号線の工事につきましては、土木部長また総務部長、両名からの答弁とさせていただきます。

5点目の福祉行政につきましてお答えいたします。

かすみがうら市の保育事業につきましては、社会情勢や保護者の雇用環境の変化に応じ、保育サービスの充実に努めてまいりましたが、ここ数年、入所される児童が低年齢化している状況と、正職員の高年齢化に伴い、早期退職される保育士が多く、保育士が不足する事態が起きております。このため、待機児童をつくらないということで、臨時保育所等で対応しているわけですが、その保育士の確保のための雇用条件の改善、拡大をするよう、担当部署に指示をいたしたところでございます。

今後も状況に応じて対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

土木部長 松澤徳三君。

[土木部長 松澤徳三君登壇]

○土木部長（松澤徳三君）

山内議員さんのご質問にお答えを申し上げます。

2点目の土木行政について、県道土浦笠間線の上佐谷地内一部改良に対する請願についてでございますが、県道土浦笠間線の歩道整備等の要望につきましては、平成19年5月18日及び20年2月25日付でそれぞれ市議会産業建設委員長名並びに地元PTA会長名等で要望、請願があり、同意書を添えて20年3月3日付で、土浦土木事務所へ送付をしております。

当路線については、土浦市と笠間市を結んでいる重要路線で、主要地方道にもなっております。また、地元の方々にとっても通勤・通学等の重要な生活道路となっております。

しかしながら、上佐谷小学校入り口交差点から前島石材店までの約150メートル区間、歩道が未整備となっております。学童や歩行者においては事故と隣り合わせの危険な状況

であり、安全確保が重要な課題であると認識をしております。その現状については、土浦土木事務所でも把握していることと思いますが、ご承知のとおり、県においても厳しい財政状況、それから用地等の補償の問題等もあり、進んでいないのが現状であると考えますので、よろしく願いを申し上げます。

次に、3点目の市道㊦52号線道路改良工事についてでございますが、2級市道㊦52号線につきましては、全体計画延長1,049メートル、車道幅員5.5メートル、通学路でもあることから片側歩道設置により整備計画をし、関係地権者説明会を開催、平成15年度より工事に着手したものでございます。

しかし、議員さんご指摘のように、一部の地権者の最終的な理解が得られなかったため、事業を中断している状況であります。

用地交渉経過から最終交渉については、平成17年10月14日となっておりますが、地権者の合意が得られず、用地確保は困難と判断されたものであります。

しかしながら、未買収区間については、路面の損傷が著しく、現道幅員5メートルの中で舗装、片側に側溝の敷設を実施しております。

また、当時の地権者説明会の記録等について確認したところ、地権者個人との交渉記録は存在をしておりましたが、説明会等の記録は現時点では確認ができませんでした。

今後とも高齢者や子どもたちが安全に通行できる道路づくりなど視野に入れつつ、限りある予算を有効に活用し、市民の皆様の要望をかなえていくことが重要であると考えておりますので、ご理解のほどお願いを申し上げます。

次に、4点目の市道㊦6号線の工事についてでございますが、千代田大橋、新治橋の調査設計業務委託につきましては、旧千代田町の時代に、指名競争入札によって行われております。結果としましては、双方とも同一の業者となりましたが、工事の内容や目的など相違するものであり、一概に同一のものとの判断はできないものであると考えております。

ちなみに、新治橋は巨大背面部について、経済性、施工性、品質管理にすぐれるカードボードドレーン工法を採用しましたが、後にセメント系固形剤を注入する工法に変更をした経緯があります。千代田大橋については、施工ヤード、つまり作業をする重機等の設置をする場所でございますが、その地盤改良工事でございますので、ご理解のほどお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

総務部長 山中修一君。

[総務部長 山中修一君登壇]

○総務部長（山中修一君）

山内議員のご質問にお答えをいたします。

最初に、3点目のご質問の中で、52号線の道路工事の改良を行った際の当時の同意書の文書保存の取り扱いということのご質問をいただいております。文書保存、永久保存とはならない書類でありましても、重要な未処理の書類等の保存につきましては、議員からもご指摘がございましたが、後々問題が起こらないようにというようなことで、担当課で十分な引き継ぎを行うべきであるというふうに思っております。

続きまして、4点目の市道⑥6号線の入札方法についてでございますが、ご質問の新治橋の橋梁の設計業務の入札に関しましては、土木部長からも答弁がありました。合併前の平成16年に指名競争入札を実施しております。

入札の参加業者の選定に当たりましては、請負業者選考規定に基づきまして、それぞれ橋梁等のそれぞれの会社の同一工事の設計の実績、さらには会社の概況等を十分に判断をし、5社の指名において入札を行った経過でございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

市長にもう一度。今、予算が予備費で計上されておりますけれども、これらについてはきちんと練り込んでいくか、そして即急にこの斎場ができるようにするのか、お伺いをもう一度したいと思います。

それから、52号線の関係なんですけれども、これは……

○議長（小座野定信君）

山内議員、今回から質問方法変わりましたから、1点ずつの質問で結構です。

○15番（山内庄兵衛君）

はい、わかりました。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

昨日の一般質問の中で、佐藤議員のご質問にお答えする中でも詳しくお話を申し上げましたが、斎場につきましては、今関係3市で話し合いは継続中ということで、2月15日の斎場議会の前の管理者会議で再度確認をしたところでございます。

実はその前、3カ月間、ほとんど実質的な話し合いがされない期間がございまして、これに対して再三再四、久保田管理者に話し合いをするよう申し入れたわけでありまして、もう決着がついているというような一方的な話で、話は進まなかったわけでありまして。

しかし、今度2月15日に、今後話し合いを進めなければ、やはり3市でやる事業でありますから、現実的には合意がなされないと工事が進まないということがございます。しかし、今現在は9月までは造成工事が行われる予定になっておりまして、本格的ないわゆる建物工事に入るのはそれ以降になります。ですから、少なくともそれまでには合意がなされないと実際におくれが生じるわけでありまして、その前に合意がなされれば現実的には、いわゆる話し合いが進まないから工事ができないと、そういう状態にはなっておりませんので。

しかし、それにしても早急に結論を出す必要があるもので、現実的には4月になってからの話し合いになるかと思っておりますが、3市の合意を目指して引き続き努力をしまいたいと。

また、予算の計上でありまして、そういった事情を踏まえまして、一応斎場の火葬場の建設費見合いの分を現在は予備費計上をさせていただいております。

○議長（小座野定信君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

市長、斎場のことは、公約のときにはよくわからなくて、これは改善するということを言ってしまったから突っ張っていると私思うんだよね。もう将来を考えたら、石岡斎場にかすみがりもみんな入らなければ、今度は大変ですよ。あっちの火葬場だって……

○議長（小座野定信君）

佐藤君、静かに。

○15番（山内庄兵衛君）

そういうことで、とにかく市長の考え方がきちんとすれば、ここらはすんなり行くんじゃないかなと思うんですけども、どうですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

きのうと引き続きの話になってしまいますが、私は事情がわからないで5基論を言っているわけではありませんが、今は6基ということで話し合いは一步前進したわけでありましたが、先方も当初7基のプラスアルファということで言っておったのが、今のところ実際に機械を入れるのは、西のほうも6基と言っていますし、私も6基ということになっております。

しかし、きのうも申し上げましたが、実際に3市の人口規模16万であります。この受益者から推せば、とにかく全国的なデータでも平均火葬炉数というのは5基であります。現に霞ヶ浦地区が入っている行方の霞ヶ浦聖苑につきましても5基で運営しておりまして、予備炉が1基ありますが、いまだに予備炉はあくまでも予備炉として機械は入っておりません。もう10年以上も経過して予備炉はまだ使っていないわけです。5基で十分間に合っている状況であります。

ご案内のように、行方地区もそれほど人口規模においては差がないということで、きのう、佐藤議員の細かいデータにもございましたが、どう計算しても5基あれば十分だというのは私どもの計算からは出てくるわけでありまして、それも話し合いでありますから、6基まで譲歩した経過がございます。

また、斎場については、現実的に千代田地区の方が今の斎場、いわゆる組合の葬祭場の部分を実際にどのくらい使っているかといいますと、本当に千代田地区の葬儀のほんの数%しか使っていないと。市全体から見れば、葬祭の件数に対しまして4%にも満たない利用しか実際には使っていないわけです。ほとんど民間斎場で対応しているのが現状であります。

そういったところから、確かに斎場の近くに火葬施設が染谷地区にできるということであれば、その近くに民間斎場があれば、特に千代田地区の方は地理的に近いということもありますから、斎場の使用度は上がるかもしれません。そういったことを踏まえて、駐車場を300台分つくるということであれば、その300台分の駐車場を活用する意味からも、用地には、私の考えでは民間斎場を誘致するだけの余剰地はあるというふうに考えております。ですから、民間斎場をそこへ誘致できる、貸し付けができるスペースを2,000平方メートルとか3,000平方メートル確保すれば、駐車場も民間と兼用して使えるのではないかと、こういうふうな考えも持っております。

いろいろ今から話し合いの中で、そういった具体的なことを詰めていけば、お金もかけない、

そして利用度も上がるような斎場火葬場ができるのではないかと、こういうふうに考えておりますので、相手方2市ともさらに話を詰めてまいりたいと、こういうふうに思っております。

○議長（小座野定信君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

斎場の問題ですけれども、あそこに広域斎場ができれば、千代田の人はたくさん使いますよ。今ないから、今の斎場では狭いから使わないんだよ。あそこは今使用料5,000円ですよ。休憩所1,500円ですよ。今ある民間の斎場で165万円かかります、最低で。農協でやって130万円かかるんですよ。斎場でやったらもっともっと安くできるんです。そういう人たちがたくさん待っているんですよ、今。しかも、ほぼ移動しなくてできる。私はこれが住民に対するサービスではないかなと思っているんですよ。それがだめだったって、1億、実質は8000万円ですよ、出すところ。

それで、民間でやればそんなに高くかかってしまうの。しかも、今は民間だってひどいですよ。湯灌なんて40万円も50万円もとるんですよ。そんなこともみんな一生に一度だから、じゃ棺さ入れるまでには洗わせっぺなんて言って、物すごくとられてしまう。膨大な金が民間にとられているんですよ。広域でやってごらんなさいよ、もっともっと私は安くできると思うんです。それが住民の要望が大半なんですよ、宮嶋さん。

宮嶋さんのほうでは、霞ヶ浦地区では民間がある、寺院があるからそれでいいかもしれないけれども、こっちでも2カ所ありますよ。だけれども、そうじゃなくて、みんな望んでいるんですよ、あそこでやりたいって。ほとんどが斎場の隣のセレモニーホールというのがあるんですけども、そこなんですよみんな使っているのは。駐車場があそこはある程度とまれる。そして、こっちの民間の駐車場が使えるから使っているんですよ。

実際、宮嶋さん、歩いてごらんなさい、本当。すごいですから、要望は。今でも役場で下へおると、山内、斎場どうなったんだって。第一声はそれですよ、斎場の問題。民間でやれなんてことは、民間の業者の金もうけになってしまうんだよ。それはどうしても民間でもやりたい人もありますけれども、近くていろいろの事情もありますけれども、そうじゃないと思うんですよ。どうなんですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

いわゆる葬祭場部分についてであります。きのうも申し上げたんですが、平成12年に内閣閣議決定ということで、行政改革大綱が出ておりますが、その中で、民間でできることは民間でやんなさいということがきっちりと閣議決定されております。そういうことで、この石岡斎場については、実はいわゆる斎場部分を2部屋とか3部屋つくってはどうかという話もあったらしいんですが、2部屋3部屋つくことは、まず自前でつくるんだっただけでありますが、政府の金を使っただけではできないわけです。今、石岡斎場にあの規模の、現行の石岡斎場が1つあるために、その1つを移設するということが辛うじて、平成12年の行政改革大綱があっても、その移設ということで辛うじて1室分が認められていると。それで起債をするわけでありまして、辛うじて認められ

ているというのが現状であります。

そして、その斎場について、そのセレモニー部分を省くとどのぐらい節約になるかと申しますと、約3億円そこで浮くわけです。1室の式場をつくるために3億円かけるわけでありましたが、当然民間だったら3億円なんかかけません。何カ所も民間斎場ありますが、大体1億円とか1億円以下でやっております。

そういった状況から、確かに税金で建てれば少しは後の利用料が安くなるかもしれませんが。その料金については、今、環境部長のほうから答弁させますが、民間と現在の料金体系については答弁させますが、決して公営でやるから安く利用できるということはありませんで、それはそれなりの税金を使っているから、税金とっておいて民間と同じだけとったら、これは強盗よりひどいんでありまして、最初使われている税金は入れなくてはならないということをやっぱり考えなくてはならないと思います。それが行革、財政改革であろうかと私は思っております。

詳細について、その料金体系については部長のほうから答弁させます。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 山口勝経君。

○環境経済部長（山口勝経君）

民間と公営の斎場の料金でございますが、ただいま手持ちに資料はございませんが、私の調べた記憶を申し上げますと、民間の斎場は通夜から告別式まで含めまして5万円プラス消費税というようなことが記憶に残っております。また、石岡斎場につきましては、4万円弱というようなことで、差といたしましては1万円ほどだというような記憶でございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長に申し上げます。

手元に書類がないということですので、至急書類を用意して、各議員、出席の市長初め部長、局長にお配りください。

暫時休憩します。

休 憩 午後 4時41分

再 開 午後 4時54分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お諮りいたします。

本日の会議時間は、あらかじめ午後6時まで1時間延長したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、会議時間を午後6時まで1時間延長することに決定いたしました。

環境経済部長 山口勝経君。

○環境経済部長（山口勝経君）

ただいま休憩をいただきまして、ありがとうございます。

先ほどの斎場の使用料でございますが、ただいま電話で聞き取りをいたしまして、民間トモエホールでございますが、通夜と告別式合わせまして3万1500円。私が以前に聞きに言ったときも3万円というようなことございまして、プラス消費税、それに光熱費ということでございます。民間でやる場合には3万1500円程度でできるのかなというような記憶がありまして、述べさせていただきました。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

今、各広域の斎場の関係を出していただきました。一番高いところで阿見の斎場でありますけれども、2万5000円とあります。染谷に斎場ができて、今は5,000円ですけれども、これが10倍になったとしても使う人があるかと思うんですよ。宮嶋さんがそこから抜けると言っていて、まだ正式な値段は出てないで、佐藤さんからもいろいろまだ出てないよと言っているんですけれども、それでもあそこの便利性では使うと思う。

しかも、この間も一般質問でもありましたように、今は家族葬というのがはやっているから小さいのつくれなんて言ったらば、法的にできないとか言っていましたけれども、これは法律上は何の何もないと思うんですけれども、そういうところも。

それから、民間が3万5000円だと言うけれども、民間というのは使うとそこで制限があります。花はここでなければだめだ、それから盛りかごはどうだとか、祭壇はどうだとかという制限があります。したがって、民間にやると相当高くなるんですよ。ですから、これだって農協や何かも利用するわけですから、それでもずっと違うんですね。

それから、よく宮嶋さんは、安ければ山内、自宅でやれ。自宅でやったら、駐車場できないで、それから家族葬ならできるかもしれないけれども、団地の中ではできないんですよ、あれは。ですから、斎場というのが今相当はやっているわけなんです。

ですから、広域でやるのが一番私はベストだと思うんですよ。3億円かかっても特例債が使えます。特例債使えないなんていうのはうそなんです。特例債はちゃんと約束しているんですから、国と県が。これは大丈夫なんです。そういうことでできます。どうですか、宮嶋さん、お答えください。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今配られた資料を見ておったんですが、これは公営の斎場ですが、火葬部分の使用料ですよ、これ。ですから、斎場部分についてはちょっと多分これとちょっとデータが違うと思うんですが、いずれにしても、そのデータにつきましては、また民間ももっと聞き取りあちこちしまして、正確なデータを事務局から出させるようにいたします。後の委員会でも出させるようにいたします。

また、繰り返しになりますが、染谷で公営斎場でやればもっともって使う人いるよというお話であります、繰り返しになりますが、私は平成12年に出た内閣の閣議決定、行革を進める行政

改革大綱、この考え方と私は全く同じでありまして、民間で進めるべきことは民間でやると、それがやはり基本であると私は思っております。現に、霞ヶ浦地区ではそれで何の問題もなく運営されているということを踏まえて、今回の交渉に臨んでいるわけであります。

○議長（小座野定信君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

市長はそう言いますけれども、これ最初にできるときにJA、それから民間の団体から斎場2つつくるわけだったんだよ。それを1つにつくってくださいという陳情があって、1つにしたんだよ、これ。その国からの通達じゃなくて、1つにしてくださいという請願があったんだよ、これ。石岡の組合、恐らくそうだと思う。それで1つになったと私は認識していますよ。それでこうなつたんですよ。だから、やっぱり1つは認めて、やっぱりやるべきだと私は思うんですよ。

いろいろな道具を入れても、ほかの業者から入れても、斎場でやれば安くできます。私も帳場を20年近くやっていますけれども、できます、本当です。答弁ください。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今、農協からの陳情の話であります。この前、斎場議会でも久保田管理者が明確に答弁をしておりましたが、この行政改革大綱、平成12年の行政改革大綱があるために斎場は1つしかできないわけでありまして。これは2つできるのはできるんですが、2つ目については、もちろん特例債はだめですし、起債も認められないと。そういう中でやるならやれということでありまして、だれもそういうことを言う議員さんはいませんので、1つになった経緯というのは、この行政改革大綱があったために1つになったということを久保田管理者も明確に、この前2月15日に答弁をしております。これは、私どもも了解しているところでございます。

○議長（小座野定信君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

今、市長大変いいこと、1つならば行政大綱で特例債で認めてくれるということですね。それを私聞きまして、ありがとうございます。そのように進めてください。

それから、52号線の関係ですけれども、これお兄さん亡くなりましたけれども、総務課長やっていたんですよ。そのときに、会議をやって、自分でやった書類がちゃんとあるわけなんですよ。総務課長だからみんなどこかにしまってしまったのかな。捨ててしまったのかな。それでその妹さんがやっているんだ、今。それが聞いてない、聞いてないと、お兄さんがやり、その妹さんも出たこともあります。判をちゃんともらっているんですよ。コムロアキラさんが課長やっていたときの話。そういう書類は生きていますよ、まだ。できてないの。一体どうなっているんですか。これをお伺いします。

○議長（小座野定信君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長 松澤徳三君

ただいまのご質問でございますが、先ほど申し上げましたように、これまでの用地交渉の経過、記録簿については確認をすることができました。しかしながら、会議の書類等については現在のところ確認できていないというのが状況でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（小座野定信君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

これ重大なことなんだよね。路線ができてないで、ちゃんと添付書類が、いつもいつも附属書類というのに判こ押して、出席って、これは何かあったら大変だとそのとき押した。それをなくしてしまったというのはどういうわけ。ずっとあるわけなんだよ、これは。だから、故意的にやったのか、今の市長ではないんだけど、そのときは総務課長やっていたんだよ、お兄さんは。お父さんは村長だよ。村長やったり、総務課長やっている人、今度は自分らやめてしまったら家族は公的な機関には協力せんなんて私聞いたことがありますよ。ひな壇にいる方々、どうですか。やめたらば、広域的な事業には賛成しないんですかとおれ聞いたことあるの。1人ずつ答弁くださいと言ったことあるの。どうなんですか。書類、なくしてしまったでは済まないですよ。それがあればつんぼさじきなんてしたわけないですよ。ナカネ商店がやればみんな判こ押しますと言ったらば、あとの2軒はばたばたとやったんだ。1人だけ私につんぼさじきだ。そんなことないと思うんですよ。これ、山中さんが一番やったから一番苦勞したと思うんだけど、その前の書類が出てこない。

松澤徳三さん、部長さん、よく調べてくださいよ。どうですか。

○議長（小座野定信君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長 松澤徳三君

大変書類の確認を先ほどお話ししましたように、現在も探していただいている状況でございます。大変年数がたっているという状況、あるいは合併、あるいは庁舎の移動等ございましたので、そういったことから不在の状況になっているのではないかという感じもいたします。さらに確認をするよう進めたいと思います。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（小座野定信君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

ということは、書類は捨ててしまったということによろしいんですか。

○議長（小座野定信君）

山内庄兵衛君、次の質問をお願いします。

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

捨ててしまったということでは困ってしまうんだよな。方言で言うと捨てちゃった。今先輩が言うように、処分したということが、だけれども処分はするわけないんだよな。処分するんじゃないよ、捨てたんだよ、これは。

県道62号線について、これはその当時、県の職員は同意書があればすぐつくる、あそこの交差点と一緒につくる、それで同意書を私はもらった。カワハラヤスシ区長名、そして後援会長名であそこに出した。狩野県議が何遍探したってないと。ない、ないと言うから、そのときも聞いたらありませんと言うんだよ、土木課で。今度は土木課で聞いてくれた。あったよ、写しがあったよ。写し持ってきてくれた。県では、そしたら県で狭隘だとか、家屋があつたらとか、これは腐れ文句って言うんだよ。書類をなくしてしまったんだよ。それを土木課がたるんでいるからひきぎわははっきりしないんだよ。

それから、19の項目だって、委員長のとときに、これはみんなそのときの委員さん、栗山千勝さんを初め陳情に行ったんだよ。そのときの書類がどうなっているの、これだって。1回だってやってないでしょう、あなた方。まだ2つか3つですよ、やったの。

[発言する者あり]

○15番（山内庄兵衛君）

栗山さんは行かなかったそうですから。だけれども、委員だったことは間違いない。加固豊治君ほか行きました。

そういうことでみんなで行ったんだよ、土木事務所へ。それだってわからん。

だから、土木課ではいろいろ、委員会や何かでやったらば、きちんとそれらはどうなっているんだと県に当たるのが本当だと思うんだよね。

県なんかでは、決まらないのが1つあったんだ、あそこの道路。そのときに所長がぐずぐずとかしているから、私も知り合いに言って判こもらってやったらびったりもらえた。頼むときは頼むんだけれども、やることやらないのは県だ。ね。どうなっているんですか、62号線の同意書もらったんだよ、同意書。4年間もぶん投げといてどうなっているんですかと聞いているの。

○議長（小座野定信君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長 松澤徳三君

ただいまのご質問の県道64号線ですか、土浦笠間線の改良工事請願ということで、確かに現在の道路管理課の要望の一覧の中には、請願書として保管をしております。さらに、一昨年でしたか、議員さんにもお話しただいて、その後土木事務所へもお話をした経過がございました。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、厳しい財政状況というようなこともお話をいただいております。そういうことで、まだ請願を出したままでおりますので、さらに要望をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（小座野定信君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

その問題については、即急に、課を挙げて交渉をしていただきたいと思います。要望いたします。

次に、保育所の保母さんの件なんですけれども、宮嶋市長には、保母さんが足りなくて、もしも事故が起きたときには市がもたなければならないんだよ。ここの責任感について、今の課長は本気になって、本当に顔色変わって募集して歩いているんだよ。そういうところを見てやらな

ければ、宮嶋市長さん。どうなんですか。宮嶋さんはしゃべったり何かすること、物すごく優しいんだけど、やっていること物すごくきつだから、宮嶋さん。言葉のように優しくならなければ、男はほれられないよ。住民にほれられるような市長になってよ、本当のことだよ。どうですか。責任とれますか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私が優しいか厳しいかは別にしまして、この保育所の保母さんの問題は、山内議員ご心配のとおり、大変今全国的にも不足している状況であります。特に都市部ではパニック的な状況になっておることは報道等でも明らかであります。

特に、我が市においては、今後の保育所の民営化も踏まえて、今、新規のいわゆる保育士というのは一切入れてないわけでありまして、いわゆる正職員としての保育士は入れてないわけでありまして。現在いる正職員の保育士では、今の公立保育所を運営するにも、最近の園児の低年齢化によってなかなか対応も難しくなっているという現状があります。

そういう中で臨時の保育士を探しているわけでありまして、急速に逼迫をしております、先般、いわゆる雇用単価を引き上げて、保育士に関しては雇用単価を従来より引き上げて対応するようにという支持をしたところでございます。

保育所等において、万が一事故でもあったら本当に大変なことになりますので、今後も十分な保育士の確保に、担当部署を挙げて当たるように、さらに指示をしていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（小座野定信君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

ただいま市長が答弁のように、全力を挙げてやっていただければ結構です。

終わります。

○議長（小座野定信君）

15番 山内庄兵衛君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、あす3月4日午前10時から本会議を行います。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 午後5時14分

平成23年

かすみがうら市議会第1回定例会会議録 第4号

平成23年3月4日(金曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
5番	古橋智樹君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	土木部長	松澤徳三君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	大塚隆君
市長公室長	塚野勇君	消防長	井坂沢守君
総務部長	山中修一君	教育部長	横瀬典生君
市民部長	川島祐司君	水道事務所長	仲川文男君
保健福祉部長	竹村篤君	農業委員会事務局長	中島邦之君
環境経済部長	山口勝徑君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子

議事日程第4号

日程第1 施政方針に対する質問

4番	田谷文子議員
8番	佐藤文雄議員
5番	古橋智樹議員
14番	栗山千勝議員

日程第2 発議第2号 石岡地方斎場建設に関する適切な措置を求める決議(案)

日程第 3 議案質疑

- 議案第 3 号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について
- 議案第 4 号 教育委員会委員長の給料月額の特例に関する条例の制定について
- 議案第 5 号 かすみがうら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 かすみがうら市行政組織改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 7 号 かすみがうら市光をそそぐ交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 議案第 8 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 かすみがうら市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 10 号 かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 11 号 かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 12 号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 13 号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 14 号 平成 22 年度かすみがうら市一般会計補正予算 (第 7 号)
- 議案第 15 号 平成 22 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 議案第 16 号 平成 22 年度かすみがうら市老人保健特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 17 号 平成 22 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算 (第 5 号)
- 議案第 18 号 平成 22 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 議案第 19 号 平成 22 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 20 号 平成 23 年度かすみがうら市一般会計予算
- 議案第 21 号 平成 23 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 22 号 平成 23 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 23 号 平成 23 年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算
- 議案第 24 号 平成 23 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 25 号 平成 23 年度かすみがうら市介護保険特別会計予算
- 議案第 26 号 平成 23 年度かすみがうら市水道事業会計予算
- 議案第 27 号 土浦石岡地方広域市町村圏協議会の廃止について
- 議案第 28 号 市道路線の変更について
- 議案第 29 号 市道路線の認定について

- 議案第 30 号 市道路線の認定について
日程第 4 選挙第 7 号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙
日程第 5 休会について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 施政方針に対する質問
- 4 番 田 谷 文 子 議員
 - 8 番 佐 藤 文 雄 議員
 - 5 番 古 橋 智 樹 議員
 - 14 番 栗 山 千 勝 議員
- 日程第 2 発議第 2 号 石岡地方斎場建設に関する適切な措置を求める決議（案）
- 日程第 3 議案質疑
- 議案第 3 号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について
 - 議案第 4 号 教育委員会委員長の給料月額の特例に関する条例の制定について
 - 議案第 5 号 かすみがうら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第 6 号 かすみがうら市行政組織改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
 - 議案第 7 号 かすみがうら市光をそそぐ交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
 - 議案第 8 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第 9 号 かすみがうら市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第 10 号 かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第 11 号 かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第 12 号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第 13 号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第 14 号 平成 22 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 7 号）
 - 議案第 15 号 平成 22 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
 - 議案第 16 号 平成 22 年度かすみがうら市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）
 - 議案第 17 号 平成 22 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
 - 議案第 18 号 平成 22 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

- 議案第19号 平成22年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第2号）
議案第20号 平成23年度かすみがうら市一般会計予算
議案第21号 平成23年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
議案第22号 平成23年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算
議案第23号 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算
議案第24号 平成23年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算
議案第25号 平成23年度かすみがうら市介護保険特別会計予算
議案第26号 平成23年度かすみがうら市水道事業会計予算
議案第27号 土浦石岡地方広域市町村圏協議会の廃止について
議案第28号 市道路線の変更について
議案第29号 市道路線の認定について
議案第30号 市道路線の認定について

- 日程第 4 選挙第 7号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙
日程第 5 休会について

開 議 午前10時00分

○議長（小座野定信君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

これより、直ちに本日の会議を開きます

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりでございます。

日程第 1 施政方針に対する質問

○議長（小座野定信君）

日程第1、市長の施政方針に対する質問を行います。

質問の通告が4名の諸君より提出されております。

順次発言を許します。

4番 田谷文子君。

[4番 田谷文子君登壇]

○4番（田谷文子君）

おはようございます。

さきの市議会議員選挙におきまして、市民の皆様から多くのご支援をいただくとともに、身に余るご期待を寄せていただき、今この壇上に立つ栄誉を賜りましたことを身の引き締まる思いでございます。また、こういう機会を与えてくださいました同僚の議員の皆様方にも厚く御礼申し上げます。

私は、かすみがうら市初めての、しかもたった一人の女性議員という立場を踏まえ、これからの議員としての任期を全うするつもりであります。私が市民の皆様にお約束したことは、女性の

声を市政に反映してまいるといことが第一であります。次に、仕事を持ちながらも生活を十分にエンジョイできるかすみがうらにしていけるために頑張ってもらいたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。この点は、多くの皆様のご賛同をいただき、ご支援を得たものと自負しております。

こういう視点から、本日は市長に何点かお伺いしたいことがございますので、ご質問を申し上げます。私のへ答弁は、私に対してではなく、私を支えてくださっております、私と意を同じくする市民の皆様にお答えいただくよう、誠意をもって丁寧にお答え願います。

それでは、本題に入らせていただきます。

まず第1は、少子・高齢化の進行や生活の変化の背景についてお伺いいたします。

先日政府が公表いたしました国勢調査の速報値によりますと、本県の人口は296万8865人で、前回の2005年と比較しますと6,302人、0.2%減少いたしました。しかしながら、守谷市においては8,734人、16.3%、つくば市においては1万4232人、7.0%、TX沿線においては人口増となっております。しかし、新聞報道では我がかすみがうら市の状況については触れられておりませんでしたので、本市の状況につきましてお伺いいたします。

これを踏まえて、本市の次年度予算案については、概略ご説明を拝聴いたしました。その大前提となる中・長期的展望についてどのようなご所見をお持ちなのかお伺いいたしたく存じます。具体的には、そのシンボルとしての人口の推移に対し、市長の政策を含めてどのようなお考えをお持ちなのかお伺いいたしたく存じます。すなわち、人口減少社会と言われる中で、今後ますます激化することが想定されております地域間競争において、繁栄の道を歩むのか、それとも衰退の道をたどるのかは、この人口が大きなバロメーターになると思われるからであります。

そこで、第1点は、定住人口についてであります。

我がかすみがうら市は、首都東京への通勤圏であります。中でも神立駅周辺は、きょうまで人口増が著しかったことはご承知のとおりであります。そうした反面、私の住む上稲吉などは、既存集落は65歳以上の方々の比率が高くなり、将来ご先祖の墓も守れないような、いわゆる限界集落化するのではないかと心配しております。ここで、市長みずからの言葉で、本市における限界集落化に対する危惧の念についてのご認識を、そのようにならない、また、そうしないといったしっかりとした対策を講じていくとの意思を明らかにしたご所見をお伺いいたしたく存じます。

次に、地域の活力を示す交流人口についてであります。

言うまでもなく、本市は日本で第2の面積を有する湖である霞ヶ浦に突き出しており、市の南西部は土浦及び筑波研究学園都市に、北東部には1年前に開港しました茨城空港、そのちょうど中間に位置しており、常磐線神立駅はもとより、南北に常磐自動車道が走り、国道6号線、354号線が貫通しており、125号バイパスも至近距離にあります。非常に恵まれた、南北及び東西の交通の要衝であり、限りない発展ポテンシャルがあります。ただ、今までのところ、残念ながら、通過人口はふえるものの、本市に一定の目的意識を持って訪れる社会的・経済的に有意義な交流人口に結びついていないのが現状かと思われま。この点につきまして、通過人口を交流人口に変えていくための市長らしいダイナミックな構想をお聞かせ願いたく、お伺いするものであります。どうか、明確な意気込みを込めてご答弁をお願いする次第でございます。

第3の問題として、神立駅付近は人口の集積が高いとはいえ、いわばベッドタウン化している

のではないかと。それは、本市の昼夜間人口の差にあらわれていると思います。すなわち、私の知るところによると、かすみがうら市民全体の約3分の1は、昼間市外に通勤や通学などでいなくなってしまう。そして、その半分の人口が市外から本市にきているという現状かと思われる。このことから想定できる問題は、夜間のみならず、昼間の防災、防犯、救急医療など、いわゆる危機管理をどうするかという大きな課題を初め、昼間、学生も働き手も非常に少ない中での参加型のコミュニティづくりをどうするのかという困難な課題があります。市長は、こういう課題をどのように克服して参加型のまちづくりを進めようとするのか、お考えをお伺いいたします。

また、ベッドタウン化すると、生活関連の財政支出が多くなる割には歳入はふえないといった問題が生じるのが一般的であります。したがって、市全体としてバランスをとるためには、産業を振興し、税収が上がるよう配慮をしなければなりません。一つには、農林水産業の本市の地域資源を十二分に活用できる施策が望まれることは言うまでもないことですが、一方で、本市の発展ポテンシャルを生かした企業などの誘致に努める必要もあります。こうしたことを通じて、市民の働く場所の確保や市外からの勤労者を呼び込むことによって、昼夜間人口のバランスが回復し、市の産業も活性化されることになるわけで、こうした両面からのアプローチが必要であります。幸いにして、本市はそのようなことができる条件を備えておると考えておりますが、いかがでございましょうか。生易しい問題ではありませんが、市長の意欲に満ちたご所見をお伺いいたします。

以上の3点を踏まえた問題として、本市が単独では完結できない課題については、周辺市との広域的な取り組みを考慮しなければなりません。例えば、既にやっておられると思いますが、土浦市に職場を持つ若い女性が家庭を持ち、子育てをする場合、住まいのある本市よりも土浦市内の保育施設を活用したほうが、心身ともに余裕が持てる場合もあります。また、これからは、神立駅周辺の整備が進められた後には、かすみがうら市はもとより、土浦、石岡と共同で市民窓口をつくるなど、合併しなくともできる広域的な行政連携を模索し、実施に移すことが重要です。あくまでも住民の立場に立ち、地域エゴを廃して、効率的、かつ合理的な行政運営を進める点で、他の関係市町村と信頼関係を築いていくことが、将来的には合併という方向を目指す上でも重要な視点と考えますが、市長はもとよりどのようにお考えか、ご所見をお伺いいたします。

次に、男女共同参画社会の構築についてお尋ねいたします。

私は、冒頭申し上げましたとおり、仕事をしながらも生活をエンジョイしていくという、いわゆるワークライフバランスをスローガンに、市民の皆様のご理解を得るべく訴えてまいりました。その基本には、男女共同参画社会といった方向に地域から取り組んでいかなければならないという思いがあったからであります。男女共同参画社会基本法が制定されて、既に12年を経過しております。今かすみがうら市議会において、私も、この議会内部においてただ一人の、その先駆けとして参画させていただけたこと、まことに光栄に存じるところでございます。若干かすみがうら市はそういう点でおくれているのではないかという実感でもあります。

市長は、さきに施政方針の中で、男女共同参画社会において新たな推進策の検討を行うと言われておりましたが、その前に、現在まで市はどのように推進し、どのような成果が得られてきたのか、また、新たな推進策定を検討する必要があるとお考えになられた背景について、市長のご所見をお伺いしたい。さらにまた、これから新たな推進策を検討する際にも、女性が加わる共同

参画は法律制定のときから不可欠のこととされておりますが、こういう点を念頭に置いて、どのような方策を今後検討を進めていくのか、お考えをお伺いいたします。

次に、市役所内部における女性の管理職等の登用についてであります。

先ほど申し上げたとおり、法制定後既に12年を超えて積み重ねがあるわけですから、まず隋より始めることということで、市長のおひざ元である市の職員の中で女性の管理職への登用がどのようになっているのかお伺いいたします。また、今後の方針についても、あわせてお伺いいたしたく存じます。

第2に、審議会等の附属機関における女性の登用の現状と今後の方針についてもお伺いいたします。

第3に、市民参加型まちづくりにおける女性の参画推進についてお尋ねいたします。

市長は、市民参加型のまちづくりを理想と考えておられるようですが、市民の半分を占める女性の参画をどのように進めていこうとしているのかお伺いいたします。多くの場合、世帯を代表するのが男性であり、各地域における活動の中に女性の意見が反映されにくくなっております。こういう問題にどう知恵を絞っていくのか、市長のお考えをお伺いいたします。

これらを通じて、さまざまな場面において共同参画を進めていく上で、男性にはない女性特有の問題として、プライバシーの保護という面があります。更衣室の備え、あるいは赤ちゃんや子ども連れの参加も促すことのできる集会施設、公共施設が少ないという点は、指摘させていただきます。この点、デパートやアスレチックなどの民間に学ぶことが大変多いと思われまます。このような配慮は、この市役所を初めとした公共施設の設計で担保されているのでしょうか。市長の現状に対する認識はいかがでございますか。また、今後どのようにしていくか、ご所見をお伺いいたします。

次の質問に移りますが、まず、今回かすみがうらマラソン兼国際盲人マラソンかすみがうら大会が県のイメージアップ大賞の奨励賞を受賞したとの市長からのご報告を伺いまして、大変うれしく、また喜ばしいことと受けとめております。

このような賞を設けなければならないほど、今日地域イメージが非常に重要であるという点で、私も認識を同じくするところでもあります。しかしながら、中身の無いほど見かけを重視するというふうに使われまますと、衆目の評価は逆転してしまう心配があるわけです。イメージ云々より前に、その中身の議論が展開されなければなりません。市民が一致して誇れる、自信の持てるものを築いていくことが重要です。私は、難しい問題ではないと思えます。例えば、あの国民体育大会、いわゆる国体が開催される時、どこの開催県でも花いっぱい美化運動が県民総ぐるみで展開されるのですが、これが大きなヒントになると思っております。すなわち、お客様をお迎えするときにきれいにしておもてなししたい、これが原点だと思うからです。こういうことをすべての行政の分野で一緒になって取り組むこと、それが永続的に展開することだと思っております。そこで、今回は限りがありますので、幾つかの基本的な課題に焦点を当て、市長にお伺いいたします。

第1点は、市長の施政方針の中にございましたように、廃棄物の不当投棄の問題であります。

明後日6日には霞ヶ浦清掃大作戦が展開されますが、このような活動に参加いたしますと、世の中には本当にどうしようもない不心得者がいることが痛感させられますが、これを許さないように、市民全体が一致団結して対処していかなければなりません。本市においてもかなり大量の

不法投棄がなされている様子ですが、実態をどのように把握しておられるのか、できれば代表的な具体例を挙げてご説明をお願いしたく存じます。

また、同時に、このようなものを放置しておくとともに環境は悪化いたします。一般的に、きれいなところにごみは捨てにくいものであります。逆に、既に捨てられている汚い場所にごみを捨てることは、それほど良心がとがめないからであります。したがって、たとえ不法投棄であっても、何らかの形でこれを除去しなければなりません。市においては、今どのようにこうした問題に対して対応しているのかお伺いいたします。

第2点目も、きれいにしておもてなしをとする基本的なことをお伺いいたします。

歩崎などの観光施設や観光農園などは、多くの皆様から最も関心を持たれているところであります。また、そうしなくてはならない場所でもあります。とりわけ、私など女性の立場で申させていただくなら、その場所のイメージ、あるいは印象として強く記憶に残るのは、清潔でない、したがって使いたくないトイレであります。ひどいときには、それだけで同じ場所には二度と行く気になれません。逆に、女性に対する配慮の行き届いたデパート、レストラン等には気軽に足が向きます。こうしたことから、集客施設など人の大勢集る場所のトイレには、お金をかける必要があります。観光農業などにおいても、振興策として、一定程度の補助金なども考慮に入れながら、トイレを整備するよう支援する必要があるかと思えます。こうした市内の集客施設のトイレの現状についてどのような認識をしておられるのでしょうか、市長にお伺いいたします。

第3点は、同じくトイレの問題であります。本市は霞ヶ浦に生活排水の大部分が流出していくわけでありますから、その最も根っこの問題として、子どもころから水のありがたさ、快適さを経験させ、水をきれいにする事の大切さを身をもって会得する教育をすることが大切です。したがって、教育上の効果からも、特に学校と教育施設のトイレは、全国一と言って誇れるぐらいのものにする必要があります。

予算は、無駄なものは省く必要があることは当然であります。霞ヶ浦とともにある本市は、きれいな霞ヶ浦の水と運命をともにするわけでありますから、かすみがうら市のトイレはさすがによくできていると自他ともに認め合えるような状況をつくっていくことが肝要です。トイレのきれいな町かすみがうらを基本にすることによって、おもてなしのシンボルとしての市民の誇りとするということから本市のイメージアップの基礎をつくること、子どもころから培われた誇り高い精神が、やがて霞ヶ浦浄化の礎となっていくものと期待するものでございます。こうした私の一つの提案に対する市長の考え方、感想も含めて、何も市民が共通に誇れるものにしていくのが本市のイメージアップの基礎づくりについて、市長の大所高所に立ったご所見をお伺いいたします。

市長からの誠意ある答弁を期待して、私の質問を終わります。皆様、ご清聴ありがとうございました。

(拍手する者あり)

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

おはようございます。

田谷議員のご質問にお答えいたします。

1点目、第5「みんなでつくる連携と協働のまちづくり」の少子・高齢化の振興や生活の変化の背景につきましてお答えいたします。

1番の国勢調査の速報値についての質問にお答えいたします。

平成23年2月25日現在の本市における平成22年度実施の国勢調査の速報値は、人口4万3541人、世帯数1万4740世帯でございます。平成17年の国勢調査と比較しまして、人口は1,062人減で割合は約2.4%の減、世帯数で438世帯の増になっております。割合では約3.1%の増であります。なお、最終確定値は平成23年10月に公表を予定しており、現在の速報値と数値が多少異なる場合がございます。

2番目の定住人口対策についてお答えいたします。

定住対策については、安定した雇用環境と一体になるものと考えられます。現在、市内の工業団地の中にも空き地や企業の撤退により有効利用されていない土地や建物がありますので、できれば製造業などの企業に新たに立地していただけるよう、市の企業立地にかかわる優遇策等をPRしてまいりたいと考えております。

3番目の交流人口対策についてお答えいたします。

本市は、交通機関にも恵まれ、首都圏にも近いところから、日帰りによる行き来がしやすい地域であると言えます。しかしながら、本市の持つこの有利性がまだまだ生かされていない面もあります。このため、まずは、さまざまな手法を使っての情報の発信に力を入れてまいりたいと考えております。具体的には、既に何度も答弁申し上げておりますが、板橋区における活動拠点になるアンテナショップの開設やふるさと大使の方々や、さらには、地域の事業者との連携による各種イベントなどを活用して情報の発信に努め、交流人口の拡大に努めてまいります。

4番目の昼夜間人口の現況と課題についてお答えいたします。

平成17年国勢調査における本市の昼夜間人口比率は83.6であり、昼間人口が夜間人口を下回っている状況です。この数値は自治体の近隣地からの吸引力をはかる場合などに引用されるもので、一概には言えませんが、100を下回っていることは、経済や産業などの町の活力の面が弱いと言われることもあります。しかしながら、本市でも、近年道路環境の整備に伴いアクセスが改善され、多方面にわたる産業の活性化が考えられますので、改めて関係機関にPRをしてまいりたいと考えております。

5番目の人口対策と広域行政の推進についてお答えいたします。

本市を初め、霞ヶ浦近隣自治体は首都圏からの日帰りコースに適していることから、以前から各自自治体の観光拠点をつなぐコースを設定するなど、広域的な取り組みを実施しております。また、茨城空港の開港に伴い新たな取り組みも行われておりますが、今後も利用者の増加が見込まれますので、一層の連携強化に努めてまいります。

2点目の、第5「みんなでつくる連携と協働のまちづくり」の男女共同参画社会の構築につきましてお答えいたします。

1番の新たな推進策につきましては、20年3月に策定いたしました市の男女共同参画計画が24

年度で5年の計画期間を経過するため、23年から24年にかけて、実態の調査と新たな方策の検討を予定しております。また、本年度、県との共済により、市の食生活改善推進員さんのご協力をいただき実施をいたしました「パパと一緒にクッキング」が大変好評をいただいております。こういった事業の活用、団体との連携などによる効果的な推進策を検討、実施してまいりたいと考えております。

2番の女性の登用につきましてお答えいたします。

仕事をする上で最も大切なことは、その職員の能力を最大限に活用することにあります。このため、男女を問わず、その職員の持てる力量をきちんと評価し、採用、あるいは登用していくことが重要で、男女間の格差のない職場づくりに努めたいと考えております。当然、力量のある女性職員については積極的に管理職への昇格なども考えつつ、女性職員にもより意欲の持てる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

3番の附属機関委員への女性の登用についてお答えいたします。

男女共同参画推進本部で決定しているとおり、審議会等は住民の意見を的確に反映できるような委員構成である必要があると思われまます。そのためには、人口の半分を占める女性が委員として参加する割合をさらに向上させ、男女の人数をなるべく均衡させることが望ましいとされており、このような基本的な考え方に従い、審議会等の委員については、今後とも女性の登用を進めてまいりたいと考えております。

2点目、4番のまちづくりへの市民参加における女性の参画推進につきましては、全国的に男女共同参画が推進される中で、当市におきましても、ご意見やご提言、地域や団体の活動など、さまざまな面で参加がふえていえると思います。個人から地域社会まで、全体的な男女共同参画を推進することで、市政、まちづくりへの参画推進も図られるものと考えております。

3点目、第5「みんなでつくる連携と協働のまちづくり」の市のイメージにつきましてお答えいたします。

1番の不法投棄についてですが、不法投棄の実態は、平成19年度73件、平成20年度51件、21年度73件、22年度12月末で57件であり、マナーを守れない方が依然として後を絶たないのが現状であります。当市の不法投棄に対する取り組みでございますが、廃棄物不法投棄監視員による巡回パトロールの実施と環境美化委員による監視活動、6月と11月には、不法投棄防止強調月間として特に強化を図っております。さらには、市職員による通勤等における情報の収集によりまして、不法投棄の早期発見、早期対応に心がけているところでございます。また、年3回、各自治会、企業の協力を得て、住民による一斉清掃を行っております。この取り組みは地域の美化意識を向上させ、不法投棄の抑制効果も大きいのではないかと考えているところでございます。今後とも、関係機関や地域住民と連携しながら、捨てにくい環境づくりを積極的に推進するとともに、不法投棄防止の意識啓発に努めてまいりたいと考えております。

2番の集客施設におけるトイレ整備についてお答えいたします。

歩崎周辺における公衆トイレについては、2カ所ございます。うち水族館入り口にあるトイレには身障者用も備えております。そのほか、森林公園駐車場に1カ所、郷土資料館前にも1カ所整備済みです。観光農園については、現在市で管理しているものはございません。すべて、各事業者において整備されております。

3番の学校等公共施設におけるトイレ整備についてお答えいたします。

学校、公民館や体育施設の公共施設のトイレは、いろいろな方がお使いになりますので、気持ちよく使っていただけるよう、日常の清掃や管理に努めているところでございます。特に、学校のトイレにつきましては、今の学校は和式のトイレしかありませんが、家庭のトイレが洋式化が進んでいることもあり、学校のトイレを使用しづらい児童・生徒が多くなっている状況で、これまで議会からの指摘もあり、年次的に各学校への洋式トイレの導入をしてきたところであります。今後は、校舎の耐震補強や大規模改造工事の際に、施設設備の充実に努めていきたいと考えております。また、公共施設におけるトイレの整備状況でございますが、社会教育施設関連では、社会体育施設、公民館、郷土資料館等がございますが、いずれも施設の収容人数、利用形態に応じトイレを設置しています。また、老朽化した設備については、随時修繕を行っております。

清掃については、施設により管理形態が異なりますが、清掃委託業者や施設管理人等により定期的を実施し、また、臨時職員等により点検や整備を行っており、利用者に清潔な状態で利用していただけるよう心がけております。市外の方々がお使いになったとき、市内の皆さんももちろんのことですが、あそこのトイレはきれいで気持ちよかったですと言われるよう、日常の管理に徹底を図ってまいります。また、老朽化や利便性の劣る施設についても、改善等について検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

市長さんの規律のあるご答弁をいただきまして、私のほうからは再質問等はございませんけれども、今後この私が質問したことに关しまして、どのように直るといのはおかしいですけども、どのようにまちづくりがよく、すばらくなっているかということも、私も、議員の一人として参画していく中で、よりよいかすみがうら市になってまいるようにしていきたいと思っておりますので、私からの質問は以上で終わりとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（小座野定信君）

4番 田谷文子君の質問を終わります。

続いて、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

平成23年かすみがうら市議会第1回定例会の施政方針についての質問を行います。

宮嶋市長初の本格的な予算編成である平成23年度予算は、さきの市長選で掲げられた公約を実現する第一歩となるわけであります。当市の厳しい財政をかんがみながら、みずからの給与を半減する、また、特別職報酬も減額するという決意を持って行財政の改革を行いながら市民の福祉向上を目指すという考え方に、私は同感をいたします。市民に情報を公開して、市民とともに市政を運営するという立場から、補助金等審議会並びに政策推進戦略会議を立ち上げ、補助金の見

直しとともに、事業仕分けを実施し、財源の確保に努めてきた点についても評価できますが、一方では、人件費カットを念頭に置く市長の考え方が余りに強く押し出され、当市の職員だけではなく、各種団体から異論が出ていることは問題であります。急激で粗削りな改革の断行ではなく、関係諸団体との粘り強い話し合いと合意形成が大事ではないでしょうか。

一般質問でもただしましたが、今回の予算案の目玉である国民健康保険税の近隣市町村並みへの引き下げについては、国保加入者について、現在では社会的に低所得と言われる方の構成割合がふえていると言いながら、所得が少なく資産のない世帯にとっては、国保税が引き上がる結果となることは問題であります。ぜひ、今議会でも再考を求めて、施政方針に対しての質問をいたします。

第1に、冒頭発言にかかわって質問をいたします。

まず1つ、常設型市民投票条例の制定は市長の選挙公約の一つであります。その常設型市民投票条例の制定については、総務省で国全体としての取り組みの方向が示されているところだといえます。その内容について具体的にお伺いをいたします。

2つ目に、地場産業活性化の一環として、シルバー産業実現に向けての研究とは何でしょうか、お伺いをいたします。

大きな2番目に、「自然と調和した快適なまちづくり」についてお伺いをいたします。

1つに、狭隘な道路の調査とデータ化を進めてまいりますと市長は述べました。調査とデータ化だけで、その解消に向けた施行計画などは同時並行的に進めないのかお伺いをいたします。

2つ目に、地震に強い住宅の耐震診断に係る費用の一部補助について、具体的にお伺いをいたします。

3つ目に、施設の維持管理経費の削減を図るために、下水道施設の施設状況を調査し、長寿命化計画を策定するとしております。下水道施設の長寿命化計画策定の、その緊急度についてお伺いをいたします。

4つ目に、上水道の経年劣化等に伴う配水管の改修計画とその費用概要について、その緊急性も含めて説明を求めます。

5つ目に、公共交通の確保につきましては、交通手段を持たない市民の生活上の拠点をつなぐ移動手段の確保についても言及いたしました。湖岸通りに住む方を初め、公共交通の確保を求める声は大変切実であります。公共交通の実情に合った輸送サービスの実現の計画とは何なのか、お伺いをいたします。

6つ目に、消防の広域化についても述べました。消防の広域化と消防団の計画的な統合について、その具体的な内容についてお伺いをいたします。

大きな3つ目として、「活力ある産業を育てるまちづくり」についてお伺いをいたします。

雇用対策について、地域活性化の観点から、小規模工事等契約希望者登録制度や住宅リフォーム補助制度を創設し、市内事業者の活用を促進していくという点は、大きく評価したいと思います。その他について、2点お伺いをいたします。

まず1点、農林水産費の予算が年々削減傾向にあります。特に、農林水産業の振興や耕作放棄地の対策への予算措置はどうなっているのでしょうか。特に、耕作放棄地の経年度での実績は把握しているのかお伺いをいたします。

2つ目に、昨日栗山議員からも、増加するイノシシなど有害鳥獣の農作物被害に対する対策について一般質問がありました。イノシシだけではなく、いわゆる有害鳥獣の農作物被害の実態調査は行っているのかお伺いをいたします。特に、イノシシ被害対策は、かすみがうら市1市では解決しないのではないのでしょうか。県機関を中心にして、近隣市と共同して対応することが必要ではないかと考えます。

大きな4つ目として、「みんなでつくる連携と協働のまちづくり」についてお伺いをいたします。

1つ、コミュニティづくりの拠点となる地域集会施設3カ所の整備について、具体的な内容の報告を求めます。

2番目に、国際的にも国内的にもインターネットが普及しており、その活用度が年々ふえております。市のホームページのリニューアル化の具体的な内容についてお伺いをいたします。

また、第3点目として、今年度の職員採用の見送りについてはさまざまな意見があるかと思えます。来年度、23年度も職員採用を見送るようではありますが、人数を絞っての職員採用、優秀な人材を確保する考えはないかお伺いをいたします。

以上、市長及び関係部長からの答弁を求めます。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

佐藤議員のご質問にお答えいたします。

1点目、1番の常設型市民投票条例につきましては、首長と議会の対立が先鋭化した地方行政の事例を踏まえ、地方議会の招集権の議長への付与や、結果的に拘束力のある住民投票制度の導入、また、市長の専決処分の範囲を限定する、さらに、通年議会制をとれるようにする、また、リコールなんかの際に要件の緩和をすると、そういったことなどを盛り込んだ地方自治法改正案を今通常国会に提出、成立を目指しているところであります。

1点目、2番の、地場産業活性化の一環としてシルバー産業実現に向けての研究とは何かにつきましてお答えいたします。

高齢化社会を迎えることを契機として、東京首都圏としての地理的な特性や、比較的温暖で自然災害も少ないという本市の恵まれた自然環境を生かし、農業を初めとする産業等との融合に基づき、シルバー産業を本市の新たな産業としてとらえ、シルバー産業を中核とした地域活性化を目指した調査検討を行い、実践するための研究資料として地域活性化プランを策定するものです。具体的には、地元負担の増加につながらないことを前提に、新たな産業としてシルバー産業導入に取り組むための手法の検討、市にとって負担増となるシルバー産業の規制の検討などを進める研究会を設置し、研究に当たらせているものです。

2点目の「自然と調和した快適なまちづくり」につきましてお答えいたします。

1番の狭隘道路の調査につきましては、市内全域の4メートル未満の道路につきまして調査を行うものでありますが、調査と並行して解消するということは、現在考えておりません。当事業

の中でハード事業まで実施しない理由としては、平成25年度までにセットバック用地の整備について同意を得る必要があるため、当市において狭隘道路の整備を実施する場合は、地元からの要望及び必要性を検討し、セットバック用地については、要望に基づき寄附を得ながら整備を進めているのが現状であります。今後におきましても、地元からの要望に基づき調査を実施し、他の補助事業を検討し整備してまいりますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

2番の地震に強い住宅の診断に係る一部補助につきましては、昨年度と同様に、耐震診断士を派遣し、診断に係る一部費用を助成するというものであります。

3番の下水道施設の長寿命化につきましては、特環志戸崎・田伏地区の施設について調査を行うものであります。この地区は、平成元年に供用開始して以来20年以上が経過し、管路に油脂の付着等が見受けられるなど排水流出に影響が予想されるため、これらの管路点検、調査、清掃、損傷状況等の調査を行い、長寿命化計画を策定し、管渠の補修工事などを計画的に行うものであります。なお、この長寿命化計画策定事業を行うことにより、24年度以降の下水道管渠補修工事などに対し補助金の交付が受けられるため、財源の確保にも有効なものであります。

4番の上水道の配水管改修計画につきましては、年次的に実施をしておりますが、平成23年度事業につきましては、総延長1,200メートル、箇所数4カ所、事業費は5857万9500円を予算化しております。

5番の公共交通の実情に合った輸送サービスの実現についての計画につきましては、現在実施しております公共交通システムについては、地域公共交通活性化再生総合事業計画の認定を受け、国の補助を受けながら実証試験として運行しているところであります。今回の交通システムは、市内全域の公共施設を初めとするさまざまな施設への利便性の向上をねらいに、乗り合いタクシーの運行範囲の拡大や本数の増加、運用時間の延長等を図ったものであり、シャトルバスとの連携で、交通手段を持たない市民の皆さんの公共交通としての足の確保と、生活圏の拡大をねらいとしたものであります。今後は、この試験運行の中で、皆様方からのさまざまなご意見に加え、事業費、運行サービス、料金体系等を勘案しながら、既存の公共機関と連携した、より利便性が高く、将来に向けた持続可能な公共交通体系を確立していきたいと考えております。

6番目の消防の広域化と消防団の計画的な統合についてお答えいたします。

消防の広域化につきましては、以前に説明しておりますとおり、茨城県消防広域化推進計画に基づき、県内を5ブロックに区割りして協議を進めていくこととなっております。当市は県南ブロック15市町村、管内人口104万人に組み入れられており、現在の8消防本部の統合となりますので、消防同士の業務の洗い出しは既に済んでおります。現在は、電波法改正に伴う消防救急無線のデジタル化や消防指令業務の共同化を先行する運びとなっております。3月末に県内44市町村長による（仮称）茨城県消防救急無線指令センター整備推進協議会が発足する計画となっております。119番受信指令業務を県一本化することを重点に進んでいる状況であります。また、広域化についても同時に協議していただけるよう、県等に要望しております。

消防団の計画的な統合につきましてお答えいたします。

当市の消防団は、平成17年3月の合併により統合された10分団56部643名で消防活動を行っているところですが、車両及び詰所が永年の老朽化により修繕等も頻繁に実施していることから、更新準備が必要な状況にあります。このような消防施設の更新整備を計画していく上で、さらな

る消防力の強化を図るため、現在の56部を20部に統合し、適正な消防団配置を計画的に実施していくために、消防団の再編を行うものであります。なお、消防団員数は、国・県の指導のとおり、現状維持にて対応を考えております。

3点目の「活力ある産業を育てるまちづくり」につきましてお答えいたします。

1番の予算措置等についての23年度農林水産業関係予算は、前年度予算対比8737万9000円の減額となっております。主な理由としては、事業完了に伴うもの、導入資金活用の減少、負担金の減少、農業者戸別所得補償制度に伴う市助成金の見直し等によるものです。また、耕作放棄地対策に係る23年度事業費につきましては、かすみがうら市耕作放棄地対策協議会へ国・県、本市分190万円を合わせて760万円を補助し、耕作放棄地の再生事業として6ヘクタールの耕作放棄地の解消に向けた事業を実施するものであります。耕作放棄地面積は、農業委員会での調査では、平成20年度317ヘクタール、21年度337ヘクタールとなっております。

2番の有害鳥獣による被害調査につきましては、毎年JA職員等からの聞き取りによる調査を行っており、県に報告をしておりますが、被害のある農作物としては、レンコン、ナシ、カキ、水稻などで、鳥獣としては、カルガモ、カラス、ムクドリ、イノシシなどです。被害面積としては、21年度の報告として29ヘクタール、被害額といたしまして9,600万円と推計しております。

4点目の「みんなでつくる連携と協働のまちづくり」につきましてお答えいたします。

1番の地域集会施設につきましては、市の地域集会施設整備費補助金交付規定に基づき、集会施設の新設や改修、設備・備品の整備に対し、2分の1以内、1,275万円を限度に助成を行っております。平成23年度は、区から要望がありました3件、有河集落センター新築、補助額437万3000円、東宝ランド集落センター屋根、トイレ等改修、補助額177万9000円、鹿の山公民館屋根、外壁等改修、補助額62万4000円が、その内容となります。

2番目の市のホームページにつきましては、平成22年度に国の緊急雇用対策を活用しリニューアルを行っているところで、改善点といたしましては、トップページからの検索のしやすさ、各課での記事の書き込み、バナー広告の新設になろうかと思っております。このような中で、特に記事の書き込みにつきましては、各課で書き込むことによる迅速化が見込まれますので、活用に努めてまいりたいと考えております。

4点目、3番の職員採用のご質問にお答えいたします。

23年度の職員採用につきましては、ご承知のとおり、募集は行いましたが、私の就任時に取りやめた経過がございます。このため、これから改めて23年度の職員採用を行うことは考えておりません。また、24年度以降につきましても、基本的には、行財政改革の一環として採用は控えたいと考えておりますが、十分精査しながら対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

おおむね5分。

休 憩 午前10時58分

再 開 午前11時08分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

常設型市民投票は、かなり市民からの期待もあるわけですがけれども、いわゆる議会、それから市長、それから市民、このトライアングルというか、これがうまくいかない。特に、地方自治の場合は、住民の自治が基本なわけですね。ところが、鹿児島島の阿久根等で代表されるように、議会、それから市長、そのねじれ現象によって、特に阿久根では専決処分を連発したという結果、こういう問題が総務省で取り上げられたというふうに、その経過があったと思うんです。今回の自治法の改正の特徴を今述べられました、今国会での成立を目指すというふうになっているのでしょうか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私は新聞報道等でしか知り得ないわけではありますが、10日ぐらい前の新聞報道では、今国会での成立を目指すという、そういうことが載っておりました。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そこに住民投票条例の件も書いてあるわけですか。いろいろな提案で、前回は住民の10分の1ということとか8分の1だとか、今現在は50分の1で直接請求ができるようになっております。ただ、50分の1で成立したとしても、議会が否決すればできないと。だから拘束性のあるものということで、進んでいるところは10分の1、それ以下の我孫子なんかは8分の1というふうになっているかと思うんですけれども、こういう具体的な中身についても、その自治法の提案には入っているんですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

住民投票条例なんです、本当の詳しいところまでは新聞に載っていなかったんで、いわゆる住民の発議権が何分の1というのはちょっと確認してないんですが、参考になる資料がありますので読んでみます。

自治体による条例制定を前提に投票結果に拘束力を持たせるのが特徴だと。相次ぐ大規模な箱物建設で2007年に財政破綻した夕張市を教訓に、サッカースタジアムやコンベンションセンターなど、その該当市の予算の一定規模を超える箱物建設に限って、議会で承認後に住民投票にかけ、過半数の賛成がない場合は施設の設置はできないとする。ですから、総務省で想定しているのは、住民発議ではなくて、もう自動的に予算の一定規模を超えるものは議会の決議後に自動的にかけられると。住民の過半数が建設に反対した場合は、それは議会が承認しても建設ができないものとなるような意味で、拘束力を持つ住民投票制度という。ただ、これは、その自治体が、いわゆ

る今度総務省が言っている自治憲章でしたかね、今度の改正案を踏まえて各自治体が条例制定をすることが前提になっていると、そういうふうに今言われております。ですから、かすみがうら市で、以前9月と12月の定例会で私が提案しました住民投票条例とは多少内容が違いますが、箱物建設等に関しては相当の影響があるのではないかと思います。

もう一つ、リコールに関するものもありますが、リコールについては、通常だと3分の1とか3分の2とかということがあるわけですが、大都市、名古屋とか大阪とか、あるいは人口4万とか、我々の町みたいなどころでは、要件を大都市に関しては緩和すると、そういう内容になっておりまして、緩和する内容は、細かく区分がされているようでございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いわゆる箱物について一定程度の基準、これについて自動的に住民投票にかけられるということを今ご紹介しましたが、これは、あくまでも、各自治体が議会でその条例なるものを議決しないとできないという仕組みなんではないでしょうか。そうすると、そういう自治法の改正があっても、議会でそれが否決されれば実行ができないということになってしまうのではないのでしょうか。それについてはどうですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

そういうふうに読めます。ただ、今定例会には以前に出した住民投票条例案を提案しておりませんが、今回の総務省の推進している改正案ができますと、制度の先がよく見えていないので、それがはっきりしてから、これは独自のものを出したほうがいいのか、それとも今度の総務省案が可決された後に、それを踏まえて条例案を考えたほうがいいのかをよく考えて、再検討しながら出したいという意味で、今定例会には提案を控えたと、こういうことでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

わかりました。そういう意味で動向を見ると。国のほうもかなり具体的にこの住民投票のやり方、また自治法の改正はもっと住民にやりやすいようにしようじゃないかという意図があるのではないかとことなのかなというふうに判断いたします。

それと、2番目の地場産業のシルバー産業の問題なんですけれども、今シルバー人材センターがありますよね。シルバー人材センターとこのシルバー産業実現に向けた研究、これとの関係はどういうふうに考えていらっしゃいますか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

シルバー産業研究会のほうは、もちろんシルバー人材センターも、NPO法人的な性格として

とらえればその研究会の検討対象になりますけれども、主にシルバー産業として私どもが考えているのは、いわゆる社会福祉法人であるとか株式会社によって運営される福祉事業ですか、そういった産業のことを想定して、そういった産業をかすみがうら市内に活性化させてはどうかと、そういうとらえ方で考えております。

また、そういった企業、あるいは法人が、法人の自己目的のために、今度逆にかすみがうら市の負担になったり、結果的に税金を投入することになって市民負担になるようなことがないように。ですから、そういう両面を、プラス面、マイナス面なんかを十分研究して、今後市の活性化の道具として取り入れられないかなということを検討する研究会と、そういうものでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

これは、では実際には、市長のほうで特に取り上げたのではなくて、国とか県とか、そういう大きな指針みたいな、そういう指導があって今回の研究会ということになったんでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

国・県等からは全然そういうことは来ておりません。これはかすみがうら市独自でつくっているものでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そうすると、やはり、今のシルバー人材センターがあるわけですから、逆に、ここにそういうことも含めて、シルバー人材センターで、そのシルバー産業をいかに活性化し拡大するかというところに力を入れる、このほうが合理的なのではないかというふうに思うんですけれども、いかがですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

シルバー人材センターの目的は、シルバーの方々を組織化し、生きがいを持ってもらったり、その人たちにお小遣いになるような作業をしてもらったりということで、その人たちにプラスになることを考えているわけです。いわゆる企業とか、福祉法人なんかがどんどん事業化をして、お年寄りを受け入れて、そこで雇用を生んだり、あるいは建物をつくるということから建設業に波及効果が出たりと、そういうこととはまた違うんで、シルバー産業研究会は、そういうこと、今お話した後者のほうをメインに考えております。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ですから、私が言いたいのは、法人化をしてシルバー産業をどうするかという、そういうことではなくて、今現在シルバー人材センターというのがあるわけでしょう。これをいかに、今言ったように小遣い稼ぎというのは語弊があると思いますよ。やはり、今どんどん働かなければ暮らしていけないという現状もあります。それと逆に、働きたいという方もいらっしゃるわけですから、企業だと、いわゆる誘致するみたいな感じではなくて、今あるシルバー人材センターなりをもっともっと拡大していく、こういうふうに、企業化していくということではありませんが、そういうふうな企業的な規模まで持っていく、こういうことを研究することのほうが、何か一番方向性としてはいいのではないのでしょうかね。わざわざこれを立ち上げて、具体的にどうするのか見えないんですよ。これは、またそこに人材を張りつけて研究をするんですか、どこが研究するんですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まず、現状ですが、各関係するような部署の職員を、10名程度だったと思うんですが、1人チームを置きまして、最終的には、いわゆる福祉特区的なものできないかということも含めて検討するように指示をしております。3月中ぐらいに一応の検討成果は上がるようになっております。この後どうするかについては、その検討成果を見て、また方向を考えてみたいとは思いますが。

先ほどおっしゃったシルバー人材センターを活性化していくという、もっともっと企業的にしていくということについては、これは、もちろん研究することはいいとは思いますが、それはシルバー人材センターの振興策ですから、それはそれで担当部署で推進しているわけでありまして、研究会の目的にはそれは入ってなかったんでありますが、もっと積極的にやったほうが、シルバー人材センターそのものの活性化については、担当課だけではなくてみんなで検討したほうがいいということであれば、それはそれで取り上げたいとは思いますが、多分、そういう研究結果は、今回は出てこないと思います。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

できれば、やはり、今のシルバー人材センターをいかに活用するかということに考えていくことがベターなんではないかなと思うんです。逆に、変に競合させるというようなやり方よりも、ですから、今の担当部署から10名も出して、そこにチームを置いて研究させるというようなことを今おっしゃいましたが、それよりも、今の人材センターも含めて、やはり、そういうことでどういうふうに活性化させるかということ考えたほうがよろしいのではないかとこのように思います。

次ですけれども、狭隘な道路については、ハードの部分は考えていないけれども、寄附をしたいと、セットバックをして寄附をするからこれを何とかしてくれといった場合は、これは事業化を進めるというような答えだったように思うんですけれども、ですから、狭隘な道路がどういふふうな実態なのかというのは、年次ごとに公表するということでしょうか。公表した結果、住民がセットバックをみずから提供するというようになった場合は事業化を進めるということによろ

しいんでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

この狹隘道路の調査については、もともとその道路を広げるという目的でやるわけではなくて、あくまでも調査だと。その調査は、県のほうの依頼があつてやっていることであります。今後、建築確認の申請であるとか、そういった建築行政なんかの上でデータ化しておく、それが目的でありまして、狹隘道路を全部調べて、それを広げる工事をどこからやっていくかということを検討するものではないわけです。それで、狹隘道路の要望、道路改良工事の施工については、従来の方式で、市の必要性であるとか、あるいは区からの要望等によってやっていくと、この方針には変わらないわけでありまして。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

これは、だから、全県的な調査依頼が来た。その結果、これを調査してデータ化をするという全県的な取り組みだというふうに理解していいわけですね。そして、各地区のほうで狭いと、ここをこういうふうにしてもらいたいという要望は従来どおりやるよと、これは、あくまでも県から依頼されて、データ化をなささいというふうに指示があつたということで、これをデータ化するという理解でよろしいですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

全くそのとおりでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

最初にそういうふうに答えてもらおうと楽だったですね。

下水道の件については何回か私も質問しているんですけども、あれは50年ぐらいの耐用だというふうに、前に松澤土木部長がおっしゃいましたよね。すると、20年でそういう長寿命化をするための整備点検をしなければいけないということになると、志戸崎・田伏だけではないわけですね。そうすると、年次ごとに調査をしなければいけないと思うんですけども、20年以上たったのでこの志戸崎・田伏をやると。そうすると、また次の20年たったらやると、そういう基準か何かがあるんでしょうか、この調査の基準というのは。土木部長でよろしいですよ。

○議長（小座野定信君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

佐藤議員さんのただいまのご質問でございますが、今回社会資本整備総合交付金を活用しまして長寿命化の計画を策定をする。そういうことで、今回特環の志戸崎・田伏地区を選んで調査を

するという事になったわけでございます。管渠の耐用年数等もお話が出ておりましたけれども、20年ごとにやっていくということではございません。今回の調査した内容で、今後の補修の計画等を進めていくということになるわけでございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

ちょっと補足ですが、志戸崎・田伏の管渠というのは、もともと特環の出始めのころの設計になっておりまして、管渠がパイプが細いんです、本管が。そういうことで、いろいろ今までに問題があったと聞いております。油脂の付着なんかがあって通りが悪くなったとか、もともと地盤が悪いところなんです、管が通らなくなってしまうなんていうことで、掘り返して直すなんていうことも、以前出島村時代にもありまして、そういうもともとトラブルの多かったところなので、今回、まだ20年しかたっていないわけですが、長寿命化の補助金が出るということで、それにのっかってこの際調査をして、もし補修が必要であれば部分的にやり直そうと、そういう考えで今回調査をするものでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういうふうに最初に答えれば、再質問をしなくても済むんですよ。田伏・志戸崎は20年だけれども、今みたいに、出始めで管が細くてどうもいかん、そういうふうに言ってもらいと非常にわかりやすいわけですよ。平成24年以降に補助金の対象となると。これをきっかけにこれをつくるということだということですね。確認をしながらやっておるんで、すみませんね。

あと、上水道の問題なんですけれども、4カ所で5,900万円というふうにおっしゃったんですけれども、この改修計画の内容について、水道所長のほうでわかる範囲で教えていただけませんか。

○議長（小座野定信君）

水道事務所長 仲川文男君。

○水道事務所長（仲川文男君）

ただいまのご質問でございますが、改修計画につきましては、布設後の経過年数の古い順を基本としております。ちなみに、今回4カ所ということで計画を立てましたが、古いものでは昭和44年に布設をしたもの、さらに、昭和59年までの4件を今回計画をいたしました。ちなみに、昭和年代のものがまだ何カ所か残っておりますので、順次改修を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

順次ということは、この金額については、私が心配しているのは、この5,900万円という金額、

前回の予算と今回の予算で、ふえていましたか、減っていますでしょうか、そういうところもちょっと聞きたいんですよ。

○議長（小座野定信君）

水道事務所長 仲川文男君。

○水道事務所長（仲川文男君）

お答えをいたします。

ただいま22年度の予算をあけておりますので、ちょっと時間をいただきたいと思います。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

自席でお待ちください。

休 憩 午前11時38分

再 開 午前11時40分

○議長（小座野定信君）

休憩前に続き会議を開きます。

水道事務所長 仲川文男君。

○水道事務所長（仲川文男君）

失礼しました。

対前年比でも、ほぼ前年どおりでございます。特段に大きな変更はございません。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ということは、大体こういう金額、6,000万円程度で順次改修していけば、安定供給ができるということでしょうか。

○議長（小座野定信君）

水道事務所長 仲川文男君。

○水道事務所長（仲川文男君）

お答えをいたします。

基本的には、予防的な措置としての経年劣化、それに耐用年数等を勘案しましての改修を進めていくわけでございます。そういう意味からすれば、ただいま申し上げました金額、年次によりまして布設した規模が違います。その規模に合わせた改修を行うということになれば、若干金額、規模等が異なる年次がございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

では、公共交通の問題なんですけれども、やはり、一番悩んでいるのは、特に旧霞ヶ浦地区です。こちらのほうが、土浦との行き来が、今までの公共バスがあったのがなくなったというふう

に言っているわけです。だから、現存の交通機関との連携を図るといふふうに答弁でおっしゃったんですけども、今、現存の交通機関はなくなっちゃったでしょう。そうすると、この現存の交通機関とのアクセスといふのはどういうことを言っているのでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

神立駅まで来ると電車とかバスが出ていますので、それを指しているわけでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

試行的にやっているということなんで、今後の経過を見たいとは思いますが、やはり、今までの皆さんの要望からは、かなり、公共交通、これを何とかしてほしいという切実な声が強いですから、この点については期待をしておりますので、よろしくお願いします。

消防の広域化なんですけれども、これは、いわゆるこれまでの56という分団というか、それを22分団化するということだと思いたいですけれども、これは可能な数字だといふふうに考えてよろしいのでしょうか。これは、年次的に、大体いつごろまでを目標にして組織の再編をする考えでいらっしゃるのか。

○議長（小座野定信君）

消防長 井坂沢守君。

○消防長（井坂沢守君）

ただいまの消防の広域化の中の消防団の統合計画だと思いたいですけれども、消防団の56部につきましては、20部ということで、極端な話、3分の1近くになるんですけれども、一応、22年、23年でこの区割り検討を消防団各分団並びに各区長様をまじえて検討していただく流れとなっています。現在、この統合につきましては、1カ所は3つの部が1つになっているところがありますので、あとは残りの部で協議をしていただく形になっています。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ということは、23年度までにはこの20分団になるということでしょうか。

○議長（小座野定信君）

消防長 井坂沢守君。

○消防長（井坂沢守君）

23年、24年で計画を出していただきまして、その後、なるというのは、各地区の実情もありますので、なるべく早い時期にさせていただきたいという要望を出してございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

わかりました。

それでは、農林水産のほうなんですけれども、23年度8,700万円のマイナスなのは、負担金とか、いろいろな助成制度が是正されたということで少なくなったというのはわかりました。

ここで、耕作放棄地の経年度ということでお尋ねしたんです。これは、もう既に、きのうでしたか、一般質問で20ヘクタール減ってきたというふうには聞いています。ただ、私が経年度と言うのは、少なくとも、合併当初からここまでどのくらいふえているのかということが一番大事なんで、その点で、経年度というのはどのくらいの数字なのか、前に部長のほうにも調べておくように言っておりますので、経年度、わかる範囲で、実態は合併後からどのくらいになっているのか、それを教えていただけますか。

○議長（小座野定信君）

農業委員会事務局長 中島邦之君。

○農業委員会事務局長（中島邦之君）

お答えします。

農業委員会では、平成20年度から農業委員さん初め、事務局とで調査してございます。平成22年度も同じように調査しましたが、まだその集計が終わっていませんので22年度は出ていませんが、20年度から、先ほど市長の答弁がありましたように317ヘクタール、21年が337ヘクタールという数字で、1年たって20ヘクタールふえたというような内容でございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

だから、経年度ではなくて、平成20年度から耕作放棄地の調査が始まったということですね。経年度はないと、2つのデータしかない。これまではどうだったのかはわからないということですね。その20ヘクタールのうちに6ヘクタール対策を練るということなんですけれども、具体的には、その見通しというのはあるわけでしょうか。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 山口勝徑君。

○環境経済部長（山口勝徑君）

6ヘクタールの面積の規定でございますが、6ヘクタールの規模を、希望者を募りまして、23年度は6ヘクタールの耕作放棄地の解消を図りたいというようなことで、計画を立てております。ちなみに、22年度でございますが、4.5ヘクタールの遊休農地の解消の実績がございまして、報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

22年度に4.5ヘクタールの解消がされたということで、これは何人で、どういう仕事をなさっ

ているんですか。耕作放棄地として、どういうふうな形で農業が実践されているのか、その点について。23年もその見通しがあるということですよ。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 山口勝経君。

○環境経済部長（山口勝経君）

耕作放棄地の解消をしたいということで、そういう農業者から申請がありまして、職員が出向きまして、その状況に応じまして、例えば、大型トラクターを入れれば、あるいは草を刈れば耕作ができるというようなところ、あるいは樹木が繁茂しまして、そういった状況であれば、ある程度業者に頼むというようなことの判断をしまして、それに応じまして助成をしまっているということでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

後でまた教えていただきたいと思います。

イノシシ対策の問題というか、きのう栗山議員がかなり詳しくおっしゃったんですけども、私は、かすみがうら市1市だけでは解決しないだろうというふうに思うんです。やはり、雪入山はそんなに高いわけじゃないし、すぐ隣は旧八郷の石岡ですよ。それと新治、いわゆる今の土浦ですけども、そういう、山を中心に連携プレイをとらなければいけないんじゃないかなと思うんです。県のほうも、そういうふうな鳥獣被害の対策とかこういうものは、実際に、対策室みたいなものはないんでしょうか。そういう県との協議をしながら、大きく囲い込むというふうなやり方をできないのか。実際に、実践するのは各自治体になるとは思いますが、そういう協議機関みたいな、県にはそういうものはないんですか。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 山口勝経君。

○環境経済部長（山口勝経君）

お答え申し上げます。

現時点では、県で全体的に取り仕切っているというような部署はございません。ただ、22年度から土浦市とかすみがうら市と協議会をつくりまして、その中で対応してございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

土浦と協議をして対策を練っていると。では、石岡のほうはどうなんですか。すぐそばは石岡ですよ。石岡との協議は考えていないんですか。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 山口勝経君。

○環境経済部長（山口勝経君）

佐藤議員さんの言われるとおり、一番かすみがうら市で近隣ということであれば石岡市でございますので、またさらに広域で対処することが非常に効果的なこともありますので、今後石岡市と土浦市と協議を重ねながら対応してまいりたいと、そういうふうを考えております。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

実は、和歌山県の日高川町というところがあるんですけども、ここでは、人口1万1000人で、鳥獣被害は、水稻、ミカン、ハッサク、梅など主要作物に及んでいると。雪入なんかも、ハッサクか何かがありましたよね。ハッサクをつくっている方から被害を聞いて、私は現地を見たんですけども、やはり、こういう柑橘類なんかも非常に好んでいるようであります。根元をイノシシが掘り返し、地面は穴だらけと。地中のミミズとかコガネムシの幼虫をねらって、根を横に伸ばす柑橘類にとっては非常に大打撃だというふうに言っているんです。そこでは、やはり、町のほうもかなり努力はしているんですけども、年間約2,000万円の対策費を予算化しているそうです。それで、実際に捕獲したイノシシの肉を有害鳥獣食肉処理加工施設、ジビエ工房紀州というものを町内2カ所に設置して、捕獲した野生の鳥獣を料理してやるというようなことも実践をしているということがあります。それとあわせて、県議会で対策の予算を増額をさせたということもあるんです。

ですから、県のほうがやらないのではなくて、こちらのほうで県にも検討していただくように言ったほうがいいのではないかなと思うんです。それで予算化を求めるといふようなことが必要だと思えます。実際に、今、実を言うと、民主党政権で、事業仕分けでこの鳥獣被害対策の予算が前年度よりも22年度で減ったらしいんです。これまで22億7800万円あったのが、前年度から比べると5億2200万円というふうに減額されているわけです。ですから、こういう対策も、やはり、逆に県のほうにも要望して、県のほうからも国のほうに要望していくというふうなことも必要なのではないかというふうに思います。ぜひ、市だけの対応ではなくて、県との協議も含めて、大きく囲い込んでやっていくということが必要だと思えます。それを提案して、私の質問を終わらせていただきたいと思います。回答をどうぞ。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まず、先ほど第1回目の質問に対する回答の中で、間違っただけを言ってしまったので、それを訂正させていただきます。この件による被害面積なんですけど、29ヘクタールと申し上げたんですけど、290ヘクタールの間違いでございます。申しわけありませんでした。

さらに、今佐藤議員がおっしゃったように、周辺、土浦、石岡、さらには県等とも協議を今後重ねていくように、担当部署に指示をしたいと思えます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

1つだけ、すみません、ホームページのことを忘れてしまって。ホームページ、中身が問題な

んですよね。アクセスしてやったときに、中身が貧弱だと見る気がしないんですよ。やはり、アニメーションなり、そういう映像が見れるようにするというのが大事なんではないか。それから、国保税の問題で調べようと思ったら、例はあるんですけども、1つだけなんです。普通、ほかのところは、ある程度入力するとすっと出てくるんだよね。こういうところもあるんです。自分の所得と資産とやると出てくる。こういうふうに簡単に自分の税率はどうなのかというのがわかるような、こういう中身も改善するというふうにしていただきたい。そのことを求めて終わりたいと思います。

○議長（小座野定信君）

要望でよろしいですね。

[佐藤議員「はい」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

これより、昼食休憩に入ります。

再開は午後1時30分といたします。

休 憩 午前11時58分

再 開 午後 1時30分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

環境経済部長 山口勝経君。

○環境経済部長（山口勝経君）

先ほどの佐藤議員さんからの有害鳥獣のご質問に対しまして、私の答弁の中で、県は有害鳥獣につきまして関係部署がないというような言い回しで申し上げましたが、生活環境部環境政策課というところで市町村の指導を行っております。訂正して、おわび申し上げたいと思います。大変すみませんでした。

○議長（小座野定信君）

続いて、発言を許します。

5番 古橋智樹君。

[5番 古橋智樹君登壇]

○5番（古橋智樹君）

平成23年かすみがうら市議会第1回定例会の施政方針に当たりまして、私からの質問を行いたいと存じます。

まず第1点目に、行財政改革についてお伺いいたします。

宮嶋市長さんは、従来申し上げておきまして、かすみがうら市は借金体質を改めたいという唱えをもとに、現在市長さんとしてお務めされているわけでございますけれども、この施政方針におきまして、冒頭のくだりにおきまして、引き続き徹底した行政改革に取り組んでいく必要があるとの思いを新たにということで、非常に強い決意を述べられておりますけれども、私にとりまして、今回上程されました各議案、さらには当初予算案において、おおむね例年並みの予算案

である中で、どのようなスクラップ・アンド・ビルドがなされているのかお伺いしたい限りでございます。

4月からは、新たな行政組織の改革、さらには、先般からの補助金等審議会による事業見直し、さらには、今回の当初予算におきまして補助金を下げたことにより、各種団体からは請願・陳情が提出されているわけでございます。私といたしましては、特に補助金に関しまして、減らした分はどのような形でカバーするのか。今まで存在した金、費用対効果の分が完全に無駄だったのか。私はそうは思いません。その費用対効果を減らした分をどのような市の取り組みで補うのか、そのあたりをこの施政方針から少々読み取りにくい部分がありましたので、質問をさせていただく次第でございます。

さらには、宮嶋市長は、さまざまな新たなアイデアをもとに事業を起こされておりますけれども、それらの新しい事業も含めて、指定管理者や民間への委託等々、これらによりまして従来の費用対効果を市民のサービスとしてマイナスにならぬようどのように措置したかお伺いしたい所存でございます。

そして、2点目といたしまして、今回上程されました当初予算における改革色が際立った予算が、私からは見受けることがなかなか難しいわけございまして、借金体質を改めるのであれば、さらに繰上償還を進める、さらには公債費の予算を、借金を返済する予算をさらに改革色を強める、そういった施政方針の訴えが、やはり、宮嶋市長が掲げる行財政改革という上ではもっとも必要なのではないかということでお伺いする次第でございます。

続きまして、第2点目に、道路環境についてお伺いたします。

施政方針の第1の「自然と調和した快適なまちづくり」の項におけます道路環境につきまして、千代田石岡バイパス等の新たな動きとして要望を果たしてまいりたいというフレーズに加えまして、市道⑥6号線、さらには市道⑦8459号線の整備を今回掲げております。かつてのバブル期におきます道路整備事業の予算に比べますと、施政方針に案内するまでもない予算なのかもしれませんけれども、今の喫緊の財政状況の中では、これでも十分な市の看板事業であるということでご案内されていると思いますけれども、これらの市道の整備が、かすみがうら市に常磐自動車道があり、JR常磐線があり、さらには国道6号線や国道354号線、これらの既存のインフラにどのように相乗効果としてその整備が費用対効果として生まれるのか伺いたい所存でございます。

今現在、国会のほうが行われており、民主党政権におけますさまざまなマニフェストの中で、高速道路の無料化等につきまして、社会実験として上程されているわけでございます。茨城県の第5選挙区におけます大畠章宏国土交通大臣が、先般の発表の中で1,200億円を投じて高速道路の社会実験を行いたい。これまでも、自民政権におきましても1,000円で乗り放題などの事業は行いましたけれども、高速道路株式会社におきましては、走った分はお支払いいただくということに基づいてやっている関係上、その社会実験もごく一部の限りで今回も上程されているようでございます。

私にとりましては、国道6号線が片側1車線という中で、かすみがうら市におきましても非常に慢性的な渋滞があり、我々住んでいる市民にとりましてはごく当たり前のことになっているかもしれませんが、改めて客観的にこの国道6号線の渋滞をとらえますと、非常に損失の大きい渋滞ではないかということ。宮嶋市長さんとして、これらを施政方針としては特段うたわれ

ておりませんが、新たな市道を整備する上では、必ずこういった渋滞の解消に寄与するものにならないと考える次第でございます。バイパスを通すという目標はありますけれども、非常に大きな予算でございます。そういったことから、高速道路の無料化などで交通渋滞、さらには物流の効率化などを政府としては考えるところではございますけれども、本市としても、そういった高速道路の社会実験等に手を挙げて、要望して、陳情して、このかすみがうら市の道路環境の改善を図るべきだというふうにも考えるところもでございます。改めまして、前日の幹線道路と既存インフラとの相乗効果を担う整備計画要望についてお伺いいたします。

3点目、交通安全対策についてお伺いいたします。

先ほどの道路環境と重複する部分ではございますけれども、今回の施政方針におきましては、「自然と調和した快適なまちづくり」の項におきまして、交通安全施設を必要に応じて整備してまいります。さらには、交通安全キャンペーンなど意識の高揚を努めるということでもうたわれております。私としては、先ほどの道路整備と同様、国道6号などにおけます非常に渋滞がある中では、交通の危険度ということでは、本市にとりましても課題であるかと考える次第でございます。夜間におきましても、大変大型車、特大の大型も含めまして、ひっきりなしに、休みなしに走行しているわけでもございまして、交通安全、さらには住居環境におきましても大変な騒音となっている形でございます。

とにもかくにも、交通事故のないかすみがうら市を目指す上でも、施政方針におきます交通安全の意識高揚、さらには、必要に応じて整備という、これを今回の23年度の中でどのように具体的な予算として盛り込んで従来からの課題に向かわれるのか、お伺いしたいと思います。私からとして、この施政方針にかけまして、夜間交通量として、国道を中心に大型車通行が著しいが、これらについて認識と改善施策、予算についてお伺いいたします。

以上、私からの第1回の質問とさせていただきます。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

古橋議員のご質問にお答えいたします。

1点目の行財政改革につきましてお答えいたします。

これまでの質問でも説明してまいりましたが、私は、市の膨大な起債残高を少しでも削減し、将来安心して暮らせる、市民が主役のかすみがうら市の実現に向けて、不退転の決意で行財政改革に取り組んでいるところでございます。市の行財政改革大綱に基づき、補助金等審議会による各種団体への補助金の見直しや政策推進戦略会議による事業仕分けを実施して、その成果を平成23年度の当初予算に反映したところであり、補助金の減額になる団体には、市の財政状況等を十分ご理解いただき、協力をお願いするところでもあります。また、4月には、市民の皆様へのサービス向上と事務体系のスリム化を図るため行政組織の見直しを予定しており、そうした対応の中で、今回国保税改定や予防接種の拡充など、多少ビルドも織り込みつつ、住みよいかすみがうら市の構築に向けて邁進してまいりますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

2番目の当初予算における改革色の予算についてお答えいたします。

23年度予算については、税収の大きな伸びが期待できない中で、地方交付税の増などにより一般財源が確保されましたが、社会保障関連経費や公債費が伸びる一方、対応しなければならない課題が山積していることから、社会保障の充実と社会資本整備のバランスに配慮した予算案といたしました。

歳出については、福祉の向上を優先施策の一つとして、国民健康保険税の改正を提案しております。また、社会資本の整備についても、安全・安心な市民生活の確保に向けた学校耐震化の推進や市民生活に密着した道路整備等の推進、さらには、神立駅周辺整備事業への取り組みも開始することとしています。これらの課題に対応するために、国・県からの補助金の確保とあわせ、合併特例債や基金の活用が必要となりますが、まずは、定員管理、給与の適正化、事務事業及び補助金の見直しなど徹底した行財政改革に取り組まなければならないと考えております。このような考え方を踏まえ編成を行った予算案ですので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

2点目の道路環境につきましてお答えいたします。

市道㊦6号線整備事業は、土浦市、石岡市に至る広域幹線道路であり、23年度完成を目指して、現在新治橋の改修工事及び道路改良工事を実施しております。また、市道㊦8459号線整備事業は、県道戸崎・上稲吉線の加茂地内から霞ヶ浦環境科学センターを結ぶ延長2キロの片側歩道の道路新設改良工事であり、環境科学センターへのアクセスはもとより、大前集落への大型車の進入路及び通学路の安全確保が図られます。事業期間は平成22年度から平成25年度までの予定となっております。五輪堂橋のかけかえ事業につきましては、茨城県土木部が行う河川改修工事に伴うもので、全体計画延長244.1メートル、橋長125.6メートルで、平成26年度完成予定で整備するものです。国道6号千代田バイパスについては、引き続き国交省への働きかけを強めてまいりたいと思います。

3点目の交通安全対策につきましてお答えいたします。

国道354号については、霞ヶ浦大橋が無料化されたことに伴い交通量が増加しておりますが、深谷バイパスや大和田バイパスが全線開通したことから、渋滞、事故、騒音などの問題は軽減していると認識しております。また、国道6号については、慢性的な渋滞が発生し、事故も多発していることから、国道6号バイパスの千代田石岡インター以南の早期着工に向けて、国に働きかけを続けてまいります。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、行財政改革についてということでお尋ねしますが、私も一般質問のほうで少々触れさせていただきましたけれども、各種団体の補助金を削減するということが上程されましたけれども、その削減した費用対効果はどういう流れとして予算として処理されているのか、まず伺いたいと存じます。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

補助金の部分で5,000万円程度カットになっておりますが、その部分が直接ここへ行ったということではありませんが、そういった補助金、あるいは事業の見直し、人件費削減等を含めまして、先ほどの繰り返しになりますが、国保税の引き下げであるとか、あるいは予防接種の費用の市の負担分であるとか、そういったものが手厚くなっているわけでございます。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

その予算がどの予算に切りかわったかということではなくて、もう一步説明しますと、例えば、商工会さんであれば、今まで補助金を減らされる部分の形の中でいろいろ事業を行っていたわけです。その予算が減らされて、そうすると、予算がない分、仕事が、商工会が行っていた事業が空に浮いてしまうわけです。それをだれがなさるといふことにされたのか。金がなくてもやれということ商工会にお願いしているのか。さらには、市の環境経済部門のほうの所管でかわりに何か仕事を補うような形、すなわち、改革・合理化がなされているのか。これはシルバー人材センターの補助金についても同じです。シルバー人材センターの減額した部分、お金がないから事業が行えないわけですけれども、それを、お金がなくてもシルバー人材センターに努力してやれということか、それとも、当市の福祉部門のほうで何かうまい合理化の形の中で相殺できるような形があるのか。

ほかの国民健康保険とかにそういうお金を回したということではなくて、先方のほうの予算に対しての配慮がどういふふうに当市の事業として合理化・改革の中でうまく消化できているのか、費用対効果を手助けできるのかお伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

シルバー人材センターであるとか商工会の補助金は大幅に削減になっているわけでありましたが、その削減に至った経緯につきましては、補助金等審議会で、その団体が持っている繰越金であるとか、繰越金は使ってしまえばなくなってしまうものでありますが、繰越金の状況がどうであるとか、あるいは人件費部分がどうであるとか、人件費には給与水準であるとか定数管理の問題もあろうかと思いますが、また、そこで行っている事業が適正であるかどうかということも勘案して結論が出されたわけでありましたが、最終的に金額を決定したのは、私どもが決定しているわけでございます。もちろん、非常に厳しい運営を迫られるのは、かすみがうら市の運営もそうでありまして、補助金交付団体もそうでありまして、補助金を受け取っている側としても努力をしていただいて、何とかクリアできる範囲内の削減を行ったつもりでございます。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私はもっと、同じ市民ですから、同じ人間として、これは当然のことだと思うんですが、減ら

すにしてもフォローがほしいと思うんです。その前に、今回の予算は0.9%ふえているんです。水道は減ったのかもしれませんが、ふえているのに相手は減らしますよという、これは矛盾だと思うんですけれども。国民健康保険にお金を回すという考え方もありますけれども、それはさておきまして、うちの市としては、予算は前年比ふえています。しかしながら、先方の減らされる割合、向こうにも努力していただくという求める数字以上に、かなり厳しい減額だと思うんですけれども。

もう1点、一問一答でなくても結構ですけれども、こういう消極的な質問は私のポリシーとしてはしたくないんですけれども、商工会の事務局の一部分の人件費を削るような圧力を直接言ったとか言わないとか、私は、全然商工会の仕事を考えていない行財政改革で、非常に消極的に思ってしまうんですけれども、事務局の一部をやめれば済むことではないかみたいな、それが行財政改革なんですか、お伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

市の予算が多少ふえているわけでありますが、これは全体として多少ふえたということで、もちろん、市の予算の中には物すごく幅広い項目があるわけでありまして、部署によっては減ったところもありますし、ふえたところもあると。最終的に、トータルで多少ふえたということになります。

商工会とかシルバー人材センターにつきましては特に削減額の幅が大きいわけでありまして、個別に担当の者、あるいは会長さんが私のところへ見えるなり何なりして、こっちから伺うなり、お会いして、いろいろな相談には乗りながらお話を進めた経緯がございます。そういったことで、補助金交付団体のご理解を得たいと思っているわけでございます。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

市長は報酬を50%減らして、議会も25%減らしました。しかし、予算はいろいろあつて0.9%ふえてしまいました。これは、有権者・市民に対してなかなか筋が通しにくい上程だと思うんですけれども、市長の報酬も含めて、我々の削減も含めて、すべて国民健康保険、市民のおおむね3分の1の保険制度に充当してしまう。私は、応益の原則からすると非常に偏りがあるのではないかとthink思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

繰り返しになりますが、要は、ふえたところがあれば減ったところもあるのでありまして、例えば、一番身近なところで、議員さんに直接関係がある議会費についてであります。私は議会費は削減になったと思っておりますが、しかし、現実的に、数字的にはたしか上がっていたと思うんです。でも、それは、いわゆる義務経費と申しますか、議員年金の関係で、トータルとしては議会費は多少上がっておったかと思うんですが、しかし、議会の皆さんには大いに協力をして

いただきまして、定数が20%減っているわけでありますから、これは、議会経費は削減をしていただいたという認識であります。ただ、そういった事情が予算の中にはあるわけでありまして、商工会と直接議員さんに行っているお金を比較すると、いわゆる議会費、一般予算との関係で比較していただいたら、わけがわかっていたのではないかと思います。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

行財政改革の関連の中に、ここで申し上げたとおりスクラップ・アンド・ビルド、古参の先輩もよくおっしゃっていましたが、切り崩した分はほかに回すんですけれども、そういう言葉ですね。しかしながら、今回は借金体質を改めたい、行財政改革に強く取り組む、それでありながら、今回我々もおつき合いさせていただきながら、結局トータルの一般会計、特別会計の予算はふえてしまった。私も有権者に何やっているんだと怒られてしまう。ですから、本来この予算を組む予算編成方針として、宮嶋市長はどこに置いていたのか。初めから板橋区の交流事業等のほうに大分気持ちが偏っていて、そちらの費用が膨らんでしまったのではないですか。宮嶋市長の新しいアイデアをもとに、新しい税循環を生みたいということも理解はできますけれども、まずは、市長が第一に掲げられていたことと今回の数字が、フォーカスがずれてしまっている、このように訴えさせていただきます。長くなってしまいますので、ご答弁は結構です。

2点目の公債費、当初予算案における改革色の予算について2度目の再質問をさせていただきますけれども、公債費を、例えば、私は、財政計画を宮嶋市長となって新たにつくってはどうかということも申しましたけれども、いろいろお忙しいでしょうから、せめて、この償還に関しても、こういう形で借金体質を改めたいという、こういうことも施政方針に含めていただければ、私としては市長がやりたいということをもっと理解したいところだったんですが、そのあたりの借金を減らすということに関して、この施政方針には特段にうたわれておりませんが、市長公室とどういう考え方でご相談されているのか、お伺いいたします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

公債費を減らしていくということは、これは短期的にどうこうという、では、すぐ10%減らそうとかというのではなくて、もう前々のものがあるわけですから、年次計画に従って減らしているわけでありまして。私どもとして今できることは、とにかく新しい負債をつくっていかないと、そういう努力を極力していくと、それに尽きると思うんですが、そういう中で石岡斎場の問題とかがあるわけでごさいます、今後ともこういった大型建設事業というのはどこの自治体でも大いに問題になっているわけでありまして、10年前から始まった計画を見直す勇気を持っていただきたいということで、今石岡、小美玉両市に働きかけを強めているところでございます。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

行財政改革は、単に経費節減・節約だけではないというふうにも理解しております。まして、

今税収が非常に落ち込む中であっても前年よりもややふえたという、非常に奇怪な予算でもあるなという見方も申し上げておきたいと思うんですけれども、この施政方針に、行財政改革という部分からはフォーカスがややずれるんですけれども、地方交付税をいただいております。さらには、いろいろな補助金を得るために、私は宮嶋市長は比較的フットワークがよろしいかと思えますので、そういった面で国や県に要望を具体的にどのようなようにするか、これも行財政改革の仕事だと思うんです。宮嶋市長は、政党色は余り個人的には出されていないんですけれども、今民主党政権の中、茨城県においては橋本知事の中、この施政方針に書くべきような内容ではないんですけれども、どのように我々議会、市役所の職員等を含めて取り組んでいくか、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

いわゆる市の活性化、ひいては市の財政の改善につながるわけではありますが、新たな仕掛けというのは絶えず必要なわけです。新たな仕掛けをしていくためには、もちろんお金もかかるわけではありますが、なるべくお金をかけないで新たな仕掛けをしていく、すなわち、民間活力などをうまく使ってやっていくということが大事ではないかと思えます。

また、板橋ということも今出ておりますが、そういった、いわゆる板橋区民をこちらへ呼び込むというような努力も、そんなにお金がかかるわけではありませんので、その部分については、多少予算面でも対応をとらせていただきました。板橋については、私が新たに始めたわけではなくて、もう20年来やっているわけで、ただ、過去、合併以来、千代田の出島地区、霞ヶ浦地区がもともとでありましたから、やや細っていた面はありますが、これはせつかくの関係でありますから、やはりこの際、人口50万人以上という大きいところありますから、積極的にやっていく価値があるのではないかと思います。

また、国から、あるいは県からのお金を引っ張るとか、そういうことに関しまして、いわゆる国・県の政治家にお願いするというのも、これは大事かと思えますが、何せ相手も逼迫しているわけでありまして、もちろん言うだけのことは言わせていただきますが、現に、もういろいろお願いはしているわけではありますが、地方は、やはり自助努力が基本でありますから、特に今の時代、自助努力をしないととても対応できる時代ではなくなっておりますので、いわゆる中央の政治家に頼るだけではなく、みずからの努力をしていきたい。そういう中で、ぜひ今まで以上に議員さんたちの発想を生かしたいという思いから、今回3名の課長級を抜擢しまして、特に委員会活動を活発にさせていただいて市の振興策をみんなで考えようと、そういうことを今お願いをしているところでございます。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

国や県、上級庁に要望をするということ、市長の答弁からすると、市長は余りお好みではないのかもしれませんが、これは、首長たれば仕事として王道だと思うんですけれども。ですから、執行部とよく打ち合わせをしていただいて、その要望事項を地元とよく確認していただい

て、議会と打ち合わせをしていただいて、上級庁に補助金なり交付金等をお願いに行く、これは市民の代表の仕事として、首長の仕事として王道だと思うんですけども、この点につきましてお伺いいたします。いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

全く仰せのとおりでありまして、私が申したのは、国・県に言っても、どうせ金がないんだからだめだという話ではなくて、言うべきことはもちろん言うていきますけれども、自助努力も大事だということを申し上げております。

実際、今特に企画部門、先ほどお話しした3課長もそうではありますが、従来の前坪井市長の時代から引き継いでおりました企画部門にあっても、いろいろ担当課よりアイデアも出ておりますし、そうした中で、制度資金なんかの新しい活用の仕方も何点か取り入れて、今回予算にも多少反映しているところもあります。もちろん、これはあらゆる手を尽くして、制度的なものがあれば、それは国・県の資金を活用していく、これはもちろん言うまでもないことであります。議員おっしゃるとおりだと思います。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

今のご答弁をいただいたことで、2番に移らせていただきます。

道路環境について。㊦8459号線、県道上稲吉・馬場山線から霞ヶ浦環境科学センターにつながる道路でございます。この財源につきまして、半分は国からいただくということで、担当課長さんからお話は受けておりますけれども、県道と県の施設である霞ヶ浦環境科学センターをつなぐ道路ではありますけれども、単に市の要望で市道として整備している。そのことから、県からは1円たりともこの道路に対して財源として援助はないという。この路線の計画については前市長のときからの話かもしれませんけれども、宮嶋市長になってからも十二分行財政改革として県に相談する時間はあった、私はそう考えます。

地元の県会議員にこの点につきまして、県会議員の裁量が足りないのではないかみたいな、半分冗談のような電話をかけたんですけども、実態としては、地元から要望・陳情がない。市として、市道として整備しますということの協議だけであった。それに対して認可をただけであった。そういうところで、まず、市長のリーダーシップが欠けていたからこのような財源の事業となってしまったのかなというふうに思う次第でございます。先ほども申し上げましたけれども、その要望をもとに、県としてもメリットがある県道と県の施設の便利なアクセス道路として、十分ご相談する余地はあったのではないかとというふうに考える次第でございますけれども、この点につきましてお伺いいたします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

8459号線でございますが、これは私が聞いていることですが、私の認識では、もともと環境科学

センターは県の施設であります。旧霞ヶ浦町時代にあそこへ立地することで、霞ヶ浦町が当時協力したわけでありまして、この道路、こちらの進入路につきましては、県のほうも全面的にバックアップするという約束のもとにスタートした事業であります。昨年度当初では、県のほうとかすみがうら市でも、たしか55%の補助率で当初予算に計上してあったはずなんです、民主党政権に移ったこともありまして、いろいろごたごたした中でその予算が不透明になって、一たん打ち切られた形になったわけです。

そういう中で、打ち切られた後で私が就任したわけでありまして、これは私も大変心配をしております、就任早々、特に栗山議員等にもお世話になりまして県のほうへかけ合います、そのお骨折りもありまして、また復活したわけでありまして、今度は、前の制度が使えなくなって別制度になって、50%の補助率ということで、今事業が、今年度繰り越しになるわけですが、始まったという経緯がございます。今後とも、この道路については早期完成を目指して、また県のバックアップも得ながら、これは県のほうでも、一たんついたわけですから、あとは多分このまま早期着工を目指して県のほうがバックアップしてくれると思っておりますので、引き続き相談をしながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

この道路に関して、もう1点お伺いしたい点がございまして、さきに、総合病院の誘致に関しましては、宮嶋市長は時に熱烈なラブコールを起こしましたけれども、結果として、いろいろ厚生連の関係で、おおつ野のほうに決まるんじゃないかというような意向があらわれております。その関係と、土浦の沖宿のほうからも新たな道路も開通しまして、そのような流れの中で、道路も南のほうからは向いていますけれども、北のほうからは、まだまだアクセスが複雑な形の現状の道路になっております。そういう中で、今後市長が先ほど来答弁しているような上級庁と、国・県とコンスタントにご相談をできるような機会があれば、必ずそのいいチャンスが来ますし、その行財政改革の思いとしても、歩かれれば、必ずそれが実を結ぶというふうにも信じたいと考えております。そういう中で、かねての合併特例債の第1号としてうたっていたような跨線橋のような事業の形まで可能性が広がってくるわけでございます。

そういったことで、私としては、今回の施政方針に、各論的な事業の案内だけにとどまっておりますけれども、いろいろ企画などでやっていたかすみがうら市の中の交通を精査した結果も踏まえまして、市民にどのような道路環境がプラスになるのかということをもっと練っていただきたかったと考えております。

関連してお伺いするんですけれども、そういった要望を市長としては努めたいというふうに先ほどご答弁いただきましたけれども、先ほど石岡斎場の件がご答弁ありましたのでお伺いしますけれども、五輪堂橋の宙に浮いてしまった石岡の負担金の4,000万円、これは私もいろいろ議会の中の関係各位のネットワークからお話を聞いたところによりますと、石岡市さんとしては、今の段階においてもご協力したいというお話を伺っております。これまでの全協等々で市長のこの件に関してのご答弁は、先ほどの答弁とは全く逆方向で、一方的に言われたからそうなんだという非常に首長らしからぬ態度でございまして、今このお話を聞きまして、石岡市さんがご

協力するという、石岡地方斎場の件はさておきまして、この五輪堂橋に行財政改革の一つとして財源をお持ちになる意思があるのかどうかお伺いいたします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

何件か出ているわけですが、まず、おおつ野に今話に移っております協同病院についてですが、これは、354の北インターの開通で非常にアクセスがよくなったわけでありまして、このおおつ野への協同病院の移設というのは、まだまだ二転三転するというような話を伺っております。そうした中で、私が就任したときに、すぐ協同病院の現在地での建てかえ、中川ヒューム管のところの建てかえが難しいというような話が出たものですから名乗りを上げたわけですが、そのときにも思ったんでありますが、合併特例債事業の第一番目に挙がっていたかと思うのですが、常磐線をまたぐ跨線橋が、そのときにはもう没になっていたわけでありまして。なかなか今になっては復活ということも、こういう状況では難しいわけでありまして、しかし、将来的にはおおつ野ヒルズに協同病院が実際に立地するという事になった場合は、いわゆる内々から、一本石岡方面から石岡、小美玉方面からも、6号からおおつ野のほうへ行くのには、やはり跨線橋が必要だという話が出てくる可能性がありますので、そういった際には、別にすべての建設事業はだめだと言っているわけではありませんで、必要なものは必要で、やはり、そのときはそういった、これは今どうこうという話ではありませんが、そういう決断も必要になるのではないかと思います。

また、五輪堂橋の件であります。これは、先般全協でもお話ししましたが、私は、土木部と県の土木事務所のほうへもこの件で行っております。石岡市の側が完全にお金を出さないということを書いてきたんでありまして、これは、うちの土木部長と土木事務所の所長と私と3人で話をしております。間違いがございません。その後、担当部署からも、石岡市側から、こっちからの働きかけがあればお金をまた復活するという話は一切聞いておりません。土木事務所からもその話は一切聞いておりません。石岡市は、完全にこの件については、石岡市とは話はしておりますが、お金を出さずということは聞いておりません。そういう事情から、かすみがうら市で単独で負担分については出すという結論で、今いるわけでございます。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

では、ぜひいま一度、石岡市のほうに市長みずから確認をいただきたいというふうに思う次第でございます。議会関係者から聞いた話ですから、単なるうわさではないというふうに私も考えております。決して、そこに石岡地方斎場のエゴは持ち込まぬようお願いいたします。それも、市長が唱えられる行財政改革の観念に基づいてお願いしたいというふうに考える次第でございます。

続いて、次の交通安全対策の再質問も含めまして、再質問をさせていただきます。

先ほど壇上にて常磐自動車道の社会実験の現在の状況を申し上げました理由には、先ほど来申し上げますとおり、国道6号線が片側1車線で非常に慢性的な渋滞がある。私は、これは地域だけではなくて、茨城県にとりましても大きな損失であるというふうに考えております。我々も、南のほうに向かうときには非常に損失だというのは、当たり前でなくて、やはり、この損失を改

善するという考え方が改めて必要であり、そういったものも施政方針にあるべきかというふうに考えている次第でございます。

それで、高速道路の無料ということを申し上げた例は、千代田石岡バイパス、さらには土浦からつなぐバイパスについても、今のこのご時世の中では、行き先が全く見えないと言っても過言ではない。そのため、地元の情勢も、皆さんの市役所におけますバイパスに係る事務についても、そういう情勢が全くわからない。そういうことで、この早期完成を目指すということが非常に冷たく響くわけでございます。

そういったことで、まとまった財源が厳しい時代だからこそ、先ほどのような常磐自動車道として、これも多額の国の予算でありますけれども、民主党が国債をさらに増発してでもやっている事業ですけれども、その社会実験、こういう部分に地域としても着目して、先ほどのようなご答弁のような要望をやっていただきたいというふうに思う次第なんです。今現在国会の中で上程されている国土交通省の社会実験の案、特に国道6号が渋滞している一因として、大型車、この通行が目立っているというふうに、私も道路沿いに住んでいる人間として改めて実感しているところなんですけれども、せめて、この大型車の夜間通行が常磐自動車道を走っていただければ、交通安全としても、道路の環境としても、また違った流れが出てくるのではないかと考えております。

ちなみに、この夜間の大型車無料化社会実験区間というのが、地元の民主党の大畠大臣のもと、5つのうち北関東自動車道が選ばれているんです。しかし、これは区間が限られております。栃木都賀ジャンクションから水戸南までなんです。先ほど冒頭で申し上げたとおり、東日本高速道路株式会社としても走っていただいた分は国からもらわないと応じませんよということで、比較的予算の中で調整した限りで、このような北関東自動車道のごく一部分に至ったのかなと推察するんですけれども、しかしながら、青写真で見ますと、茨城空港やら、常陸那珂港というような絵があらわれているわけでございます。

話は戻りますけれども、本市としては、国道6号が片側1車線として慢性渋滞があるというこの課題に対しまして、やはり、市長としても、今回の施政方針には入りませんが、今後の取り組みとして、そういう着目も持っていただきたいというふうに思う次第でございます。この点につきまして、市長からご答弁をいただければ幸いに存じます。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

6号バイパスにつきましては、昨年暮れだったかと思うんですが、石岡市長、小美玉市長と当市3市で、私も行ったんですが、さいたま市にある関東地建のほうに陳情に行っております。そのときも強く申し入れをしたわけでありまして、当面、千代田石岡インター以北のほうに今のところ重点が注がれているようでありまして、以南につきましても、今議員ご指摘のように非常なる渋滞があるわけです。これは、私どもかすみがうら市だけではなくて、石岡、小美玉の首長も、こっちは早くということで強く言っているわけでありまして、当然石岡まで渋滞が続くわけでありまして、これを強く言っているわけでありまして、現状では、茨城空港の関係もありまして千代田インターから以北に重点が、今急ピッチで工事が進んでおりますが、以北に力が注がれていると。

そういう現状を踏まえて、今議員ご提案の、民主党政権で高速道路の一部無料化というのが、今実験区間みたいにあるわけではありますが、大体無料化区間というのは、要するに公団側の財政に余り響かない、ほとんど車が通らないようなところが重点的に無理化されているように思われます。ここの6号の渋滞解消に無料化区間をつくるとすれば、桜土浦から岩間インターあたりを無料化しないと、実際問題として解消になっていかないわけではありますが、仮に夜間だけとしても、岩間から桜土浦までということになりますと公団のほうでも減収が大きいということで、なかなか難しい話ではあると思います。しかし、6号の今の石岡、かすみがうら市内の混みぐあいというのは、まさに6号の中でも最大の混雑箇所でございますし、交通量も多いところですから、そういった事情も含めながら、地元国会議員等も通じまして、今後働きかけを強めていくのはいいかと、私も今伺って、なるほどそういう説得の仕方もあるなと思ったところでもありますので、今後そういうふうにしてまいりたいと思います。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

市長が改めてご自身の口からいろいろご答弁いただくと、市長自身いかがでしょう。やはり、近隣市町村、上級庁、国等々と協調性、信頼関係を持ちながらやるということが、市民の利益にもなり、市長が目指す行財政改革になるわけでございますから、市長ご自身の選挙のエゴに固執し過ぎるということは、市民の利益になりません。改めまして、私としては、その市長の選挙公約のエゴをほどほどの塩かげんにしていただきまして、バランスをとっていただきたい。古参議員からも味方半分、敵半分というお話もありましたとおり、100点満点はいかないんです。市長が汚れる部分も多少なりともあるんです。そういうことを胸に、ぜひ、この23年度の施政方針をもとに励んでいただければと思ひまして、私からの施政方針に対する質問を終わります。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私は、個人エゴを通してはおりません、市民の利益ということで、石岡斎場についてはそんなにお金をかける必要はないのではないかとということでお話しをしております。石岡市長と小美玉市長と話し合いをいたしておりますが、これは別にけんかをしているわけではありませんが、特に、小美玉市長は親戚でもありますし、年も同じで、昔から、若い時代から、20代からのつき合いがありまして、別に、個人的に遺恨の関係は全然ございません。言うべきは言う、一緒にやるところは、今もお話ししましたとおり、関東地方整備局には昨年暮れ行っておりますし、別に、全然個人的にけんかしているわけではありませんから、ご安心を賜りたいと思います。

ただ、そういう中でも、さっき答弁漏れしましたが、古橋議員の情報によりますと、一部市議の方が石岡で五輪堂橋についてお金を出してもいいという話をしているということではありますが、石岡からお金が出ないということで、既に、そういうことで県とかすみがうら市で石岡市とも話し合いを続けまして、協定を結んでおります。その協定はもう済んでしまっているんですが、この五輪堂橋については、費用負担は県とかすみがうら市でやるよと。石岡市とかすみがうら市と土木事務所においては、これも協定がありまして、石岡市に所属する道路が起点となりますので、

そこを工事することについての協定書というのもできております。そういう中で、全然石岡市のほうから、その前に再三復活してくれるようには土木事務所と私どもで話をしたわけでありますが、それがだめだったんで、石岡市側の土地を使うということで三者協定も結んでおりますので、多分それは済んでしまった話かと思うんですが、再度、石岡市長にお会いしたときに、復活できるのかどうかも聞いてはみようと思います。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君の質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時43分

再 開 午後 2時56分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

14番 栗山千勝君。

[14番 栗山千勝君登壇]

○14番（栗山千勝君）

大分皆さん疲れているのではないのかなというふうに推測いたします。

昨日の一般質問の中で1点忘れた点があるんです。これは60歳をちょっと過ぎた女性の方に、市長さんにくれぐれも話してくれと、私は隠れたところで支持していますので、機会があったらサインをいただきたいというようなことを言われたんで、この場をおかりして。その反面、もう少し皆さんが納得いくような行政運営をしてもらいたいというような話も承りましたんで、最初に申し伝えておきます。

私は23年間議員をやっておるんですが、施政方針も出島村の時代から比べると大分変わってきている。私らが議員になった当時は、市長のまちづくりの構想というか、そういうものを思い切って表に出しましてから歳入、歳出と入っていったわけですが、今度の施政方針を見ますと、歳出がメインでありまして、歳入面についてはさほど大したことが入っていないわけですが、そういう中で質問をさせていただきます。

最初に、都市交流の事業について。

これは板橋区の大山商店街のアンテナショップの参画ではないのかなというふうに思うわけですが、これについて、何年ぐらいでこれが安定して、このショップが運営できるようになるかお伺いしたいと思います。

ちなみに、2月24日に、市の職員、課長、課長補佐と私と前の議員、今の農業委員の圓城寺正道さんで秋田県の十文字のほうへ視察に行っていました。秋田県の十文字を選定したのは、うちの女房が秋田県だからというわけではなくて、新治広域でもって昨年の秋に小坂の精錬所を視察に行った帰りに、こういうところがあるというようなことで視察に参ったわけですが、

その後、私は何回かここへ行ってございまして、十文字の道の駅、道の駅そのものというのは国

土交通省の事業でありまして、国が全額負担ということで、その中に直売所がある。これは横手市が負担しているわけでございます。この事業は、十文字リーディングカンパニーという会社を設立いたしまして、合併前の十文字の町長が社長として運営しているわけでございます。聞くと、ころによれば、農産物、加工を除いて約3年で3億円まで伸ばしたと、加工品まで入れれば7億円だと、市には月150万円の税金を納めているんだと。これは消費税抜きです。そのかわり、この建物に対しての家賃は一切払っていないというような話もされておったわけございまして、そういう中で、かすみがうら市も、かすみがうら市のコーナーを設けるから、ぜひ生産物を出してほしいというような話がありまして、1人の方は、もう既に農産物を送っている方もおります。日曜日になれば、もう一人の方が、今度は水産物を向こうに送ることになっておりますが、非常に健全な経営をしているわけでございます。これはすばらしい企業でありまして、これから先も、かすみがうら市の議員が参加してくれるのであれば、視察等をしながら、こちらから物を送ったり、向こうからもらったりして、行政を抜きにして進めていきたいというふうに、私は個人的に思うわけでございます。

そういう中で、この大山商店街、これは自治体しか入れないというように聞いておるんですが、この近くにも、十文字の道の駅の直売所から相当荷物を送っているという話も聞いております。そういう中で、何年ぐらいでこれを立ち上げることができるのかお伺いしたいと思います。

次に、交通安全対策です。

これは古橋議員も質問をしておるわけでございますが、一つに、霞ヶ浦の354、土浦のほうバイパスが開通しまして、非常に交通量がふえております。特にあの道路の危険箇所というのは、霞ヶ浦の北中学校付近であります。これは歩道もない、非常に危険です。道路も悪い。前に私も県のほうへ行きまして、約束はとっておるんですが、これがなかなか進まない。測量とか、一部用買に入っておりますが、かすみがうら市として今までどのくらいこのところを県に陳情に行っているのかお伺いしたいと思います。

次に、国道6号、千代田石岡バイパスの早期完成というようなことで、古橋議員ともダブるような話になると思いますが、市長は、この施政方針の中で「早期完成を目指し、働きかけを続けてまいります」と、漠然としたような文言でございますが、今までにどのような働きかけをして、今後どんな働きかけをしていくのか。

先ほどの話では、さいたま市まで石岡、小美玉と陳情に行ったというような話を承りましたが、この千代田石岡バイパスに関しまして、坪井さんの時代に、ちょうど参議院の前の前の選挙ですか、たまたま私の知っている方が、国交省の事務次官をやった方が当選されまして、その方のところに陳情に行きましょうというようなことを坪井市長に申し入れました。それは9月です。なかなか行く気になれない。それが実現したのは翌年の2月。副市長に話したところ、ほかの議員に突き上げが行くから行かないほうがよかっぺ。この前も話しましたが、そんなばかな話はないですよ。動かなければ、物は何も進まない。動いて初めて何か事が起きるんですよ。陳情に行く前に関係資料を全部送りました。元事務次官も、道建のほうのナガタ課長も、すべてこの辺は把握しておりました。それから1週間、10日後に、石岡に5億円、土浦バイパスに5,000万円、補助金が補正でぽんと入ってきたんです。動かないからどうにもならない。

どう動くか、補助金を獲得するのか、さらには、このバイパス、ちょうど庁舎の裏のほ

うを通る計画があるそうですが、その件についてもどうされるのか。ただ年1回の市町村長と市議会議長の関係の文書での陳情では、事は進まない。積極的な陳情が必要ではないのかというふうに思うわけで、どんな働きかけをしていくのか具体的にお伺いしたいと思います。

次に、消防・防災の関係ですが、先ほど来の答弁で消防団を減らすような答弁をしましていましたが、私は減らすのもまずいいんではないのかなと。ただ、問題点があります。それはどういうことかと申しますと、火災が起きたときに、果たして、団員がすぐに消防詰所まで行って現場まで急行できるかということです。これは防災も全く同じです。消防団の団員のなり手がいない、これは日本全国どこでも同じらしいです。ところが、今はだれもが勤めに出ている。事が起きて、なかなか対応できないのが実情かと思えます。

そこで、私なりの提案でございますが、地元の建設業者はほとんど市内におります。その人たちに協力してもらえないのではないのかなと。働きかけなければ、これはどうにもならないけれども、建設業界と市では防災協定を結んでおる。そこで申し上げますが、私どもの市議会議員の告示日、雪が降りました。各所でスリップして事故が起きております。なぜ、朝一番でもって防災協定を結んでいる建設業界に連絡して融雪剤等をまいてもらわなかったのか。私は遊説車から総務部長のところへ電話して、何とかしたらいいんではないのと、それがやっと動き出したのはお昼近く。ちゃんとそういうシステムができていながら、なかなか活用しない。今後具体的にどうされていくかお伺いします。

次に、水産の振興の関係でございます。

水産業の振興につきまして、「水産資源の増大を図るため、ワカサギ孵化放流、ウナギの稚魚放流、外来魚の除去」というようなことで、大した振興策にはつながっていないわけです。生産するのもいいんですが、販売するのが一番難しい。ワカサギ放流、ワカサギ放流と言っているかもしれないけれども、今ワカサギの煮干しというのは、ほとんど若い連中は食べない。まず、お盆を過ぎたらほとんど食べないというのが実情なんですよ。放流事業もいいけれども、ワカサギをとったもの、あるいはほかの魚をとったものをどう販路を導いていくのかというのが行政の一番手助けのイロハのイではないのかなというふうに思うわけで、お伺いします。

次に、財源確保というようなことで、どうも、財源確保の関係で当市の施政方針を見れば、歳入面での施策というのは何もありません。どうすれば財源確保できるかということが、市長のこの施政方針にないんですよ。ただ単に職員の給料をカットするとか、補助金をカットするとか、そういう問題ではないと思うんです。歳出については、だれもがこんなものは書けるんです。歳入が一番大事なんです。

かすみがうら市合併以来、人口がどんどん減っている。住宅はふえている、空き家がふえている、どうすれば町が活性化するかと、これは非常に難しい話です。本当にこの市が住みやすいのにどうしなくてはならないかということが一番大事でありまして、人口がふえるような施策、これが一番大事だと思います。二、三日前の夜中だと思っておりますが、私は朝起きるのが早いですから、保育、それから介護を要する家庭の母の90%が働きに出たいというんです。実際に働いているお母さん方は44%しかいない。それには夫の理解が得られないということもあるそうなんです。でも、それは行政の手助けによってある程度解決できるのではないのかなというふうに思うわけでございます。そういうことによって、いろいろな前向きな施策でもって人が集りやすい状

況をつくる、それが持続可能な施策でなければならないと思うわけでございます。市長のお考えをお伺いしたいと思えます。

産業の振興については、「企業立地を積極的に推進しながら引き続き地場産業の振興に努めてまいります」というようなことを、具体的に答弁願いたいと思えます。

次に、国道354号沿線の監視カメラ設置についてというようなことで、ここに「建設系廃棄物の不法投棄もふえており」というような文言が入っておりますが、この建設系廃棄物というのはどういうものなのか。354号沿線の監視カメラ、これはどこに設置するのか。現在田伏集落、細かく言えば上根になろうかと思うんですが、あそこに茨城県警の監視カメラが、立派なのがついております。その点についてお伺いします。

先ほど1点、交通安全対策について質問漏れをしておるんですが、下大津地区の県道、あそこに歩道がなく、子どもたちが非常に困っているというような話を聞いております。これ、合併したときに、ちょうど横瀬部長が土木部長をやっておったときに、私ら、何人かで県のほうに陳情に行ったときにもこの場所は入っておるんですが、幾らかずつは歩道付きの工事をしているんですが、なかなかこれが進まない。市でどのくらい陳情をしておるのか、今後どうされるかお伺いしたいと思えます。さらには、これは稲吉の交差点から常陽銀行までの通り、これはかすみがうら市のメイン道路と言っても決しておかしくないわけですが、千代田町で何をやっているんだろうなど言いたくなるほど情けない道路である。これも早急にあそこを整備しなくてはいけないなというふうに思うわけでありまして、この点について、まずお伺いします。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

栗山議員の質問にお答えいたします。

1点目、施政方針につきましてお答えいたします。

1番の都市交流事業につきましては、私が市長に就任して以来、特に力を入れるべき事業と考えており、ご案内のとおり、既にこれまでも交流関係にあった東京都板橋区とは、交流を密にしているところであります。この3月12日には板橋区蓮根で開催されるれんこん祭りにも参画を予定しており、今後も市の特産品の消費拡大や観光客誘致など、地域の産業の活性化につながるような交流をしていきたいと考えております。具体的には、先般の一般質問の折にもお話しをしましたが、今春直売所開設を予定しておりまして、そこをある意味でかすみがうら市の東京事務所的な位置づけをして、かすみがうら市PRの情報発信の拠点にしていきたいと考えております。

1点目、2番の交通安全対策についてのご質問にお答えします。

本市は、国道6号や国道354号、または県道など、通過交通量の大変多い幹線道路を有しておりますが、整備のおくれている幹線道路については、引き続き国・県等関係機関に整備を要望してまいります。今具体的な指摘がありました北中の通学道路、県道354号線の歩道が抜けている部分、また、下大津小学校の県道の歩道が抜けている部分について、先般国道354号の開通を目前にしたときに、土木事務所へお礼かたがた新年のあいさつということであがったんですが、

その節も所長に、特に北中の歩道についても申し入れをしておりますし、また、下大津小学校のところも申し入れをしました。さらに、市内ではないんですが、354号の今度の北インターへの開通に伴いまして、戸崎原の子どもたちが通っている土浦五中の通学道路になるべきところの区間が、やはり歩道が抜けております。その点についても土木事務所へ、これは土浦市管内になるわけではありますが、戸崎原の子どもたちということで、特に所長にお願いをしたような経過がございます。

1点目、3番の国道6号千代田石岡バイパスにつきましては、平成9年3月に15.7キロメートルが都市計画決定がなされ、平成10年度に市内の市川地先から石岡市東大橋間の延長5.8キロ区間が事業化され、平成16年7月に起工式が行われ、現在に至っている状況であります。当市においては、現在整備が進んでいる区間が早期完了することにより千代田石岡インターチェンジから茨城空港へのアクセス道路としての機能が図られ、時間短縮になると考えます。さらには、事業化されていない土浦市から千代田石岡インターまでの整備がなされれば、渋滞延長の削減、事故減少に大きく寄与するものと考えますので、先ほどの古橋議員のお話にもございましたが、今後におきましても、国道6号千代田石岡バイパス建設促進期成会等により早期実現に向け働きかけを続けてまいりますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

1点目、4番の消防・防災についての消防についてであります。現在消防においては、1本部2署、職員81名、消防車4台、救急車3台、救助工作車1台にて消防業務を実施しております。消防団につきましては、10分団56部、団員643名、水槽つきポンプ自動車1台、ポンプ車16台、小型動力ポンプ車39台にて消防活動を実施しております。

次に、防災についてお答えいたします。

地震、火災、風水害などの災害に備え、防災体制の充実に努めてまいりましたが、今後も各種防災対策の拡充と広域的な連携による防災対策の一層の充実に図り、市民の安心・安全な生活を確保しているところでございます。お話にありました市の建設業協会との協力を仰いではというお話であります。これも消防長のほうに申し伝えまして、お話しをさせていただきたいと思っております。

1点目、5番の水産業の振興については、ワカサギが若い人が食離れしているというお話もございましたが、水産漁業の活性化を図るために、23年度においてもワカサギの人工孵化放流事業、ウナギの稚魚の放流事業、また、有害魚でありますブルーギルやアメリカナマズの除去事業への補助などを考えております。また、本市における水産加工の特産品の販路拡大、地場産業の活性化を目的として水産加工品キャンペーン事業等を推進したしまして、こういった中で若い人へのPRを含めて推進をしてまいります。そのほか、21年度から5年計画で行っております環境生態系保全対策事業として、ヨシ帯の整備を国・県とともに市としても補助を行ってまいります。

6番の自主財源確保についてお答えします。

財政基盤となる自主財源の確保に向けての方策として、コンビニ収納の導入とともに、引き続きインターネット公売に取り組んでまいります。地方自治体の財源確保については、国において税制改正や地方交付税の増額、補助金の一括交付金化など、地域の自主的な財政運営を目指し、税源、権限の移譲が推進されようとしています。そのような中、地域の自由裁量という面では地方税収入にまさるものはなく、市においても、市税収入の確保が最も重要となります。いずれの

施策も、このような考え方を踏まえ、市の行政改革の実施計画である集中改革プランに基づき実施するものです。コンビニ収納については、市税等の収納率の向上とあわせ、納付者の利便性の向上を目的に、いつでも、どこでも納付できる仕組みを目指し、収納方法の充実・強化の一環として導入するものです。また、インターネット公売についても、市税等の滞納者から差し押さえた物件をインターネットを通じた公売にかけて処分することで、収納率の向上につなげようとするものです。これらの市税等の確保対策とあわせて、未利用財産についても積極的に処分するなど、財源の確保に努めてまいります。

1点目、7番の企業立地に関しては、一昨年9月に設備投資や雇用促進に対する助成金制度を創設し、企業誘致に努めております。今年度は、大阪で参加企業80社及び名古屋で参加企業80社で開かれた産業立地セミナーに参加し、当市の制度を広くPRしてきたところでございます。今後とも、県の立地推進室並びに産業立地東京本部等と連携を図りながら、引き続き企業誘致に努めてまいりたいと考えております。

1点目、8番の国道354号沿線の監視カメラ設置についてのご質問にお答えします。

霞ヶ浦大橋が無料化されたことに伴い、事件・事故が増加傾向にあります。また、残土等建設系廃棄物の不法投棄もふえており、これらの対策が重要な課題となっております。こうしたことから、国道354号沿線田伏地内に4台の監視カメラを設置し、映像をNTT東日本の通信ネットワークを介し、千代田庁舎内にデータを送信、記録し、対応に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

市長、私の質問をよく聞いておいてくださいよ。聞いていないで、ただ自分でつくったものを読んでいただけでは何もならないでしょう。私が聞いていないことをべらべらしゃべったってどうしようもないでしょう。ちゃんと答弁してください。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

答弁漏れがもしあるとすれば、具体的にご指摘をいただいて、何度でも答弁できますので、もし漏れたものがあるとなればお話しをいただきたいと思います。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

答弁漏れて言っているけどね、聞いていて答弁するのは当たり前でしょう。まず、1つ試してみるね。

建設系廃棄物の不法投棄もふえているという中で、建設系廃棄物はどういうものがあるのかと聞いているんですよ。ほかにもの外れな答弁は大分あるんですよ。きちんと答弁してください。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

答弁の中では、建設系廃棄物については、残土等建設系廃棄物というふうに答弁させていただきましたが、その他、詳細につきましては、環境経済部長から答弁させていただきます。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 山口勝経君。

○環境経済部長（山口勝経君）

ただいま、栗山議員さんのご質問の中で環境経済部に関係したものが、漏れていましたらまたお願いしたいと思いますが、ご答弁を申し上げたいと思います。

まず、都市交流の中で直売所を何年ぐらいやれば立ち上げられるのかということでございますが、何年ぐらいたてば自主運営できるのかというようなことの趣旨だと思います。これにつきましては、平成23年度でございますが、緊急雇用対策事業で、かすみがうら市におきましてアンテナショップを立ち上げて、そこに入る、経営をしたいというような方を公募をいたしまして運営をお願いするというような形でございますが、助成につきましては1年限りでございます。2年目からは、出店者の努力で運営をお願いしてまいりたいと考えております。

それから、水産業の関係で、ワカサギの煮干しなんかにつきましては若い人は食べないという、その販路を誘導していくのが行政の仕事だというようなことだと思います。確かにそうであるとは思いますが、これにつきましては、先ほども市長の答弁の中にありました水産加工品の特産品のキャンペーン事業、そういったものに助成をいたしまして、水産加工品の組合の販路拡大の努力を支援してまいりたいと考えております。

それから、建設廃棄物とはどんなものかというようなことでございますが、当然、建築物を取り壊した後に残ったものでございます。例えば、コンクリート殻とか建築廃材とか、そういったものを指すものと認識しておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

都市交流の関係でございますが、アンテナショップ、1年目は官で2年目からは民だというような話ですが、あそこの大山商店街は、個人は入れるんですか。これは行政だけというように聞いておるんですが。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 山口勝経君。

○環境経済部長（山口勝経君）

お答え申し上げます。

大山商店街のとれたて村は、おっしゃるように行政、あるいは自治体の紹介によりましてでないといけないと解しております。私が先ほど申し上げましたのは、かすみがうら市で23年度アンテナショップを大山商店街のところに立ち上げるというような計画がございまして、そのことを

ご答弁申し上げたわけでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

このアンテナショップ、かすみがうら市では、最終的に何年ぐらいで立ち上げて、どのくらいの経費を投入していくのかお伺いします。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 山口勝徑君。

○環境経済部長（山口勝徑君）

ご答弁申し上げます。

先ほども申し上げましたように、かすみがうら市の支援は1年を計画してございます。その1年で、その中に公募をいたしまして、出店する方が営業していただきまして、その後は自助努力でお願いするような形になるかと思っております。23年度は、予算的には676万9000円を計上してございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

そうすると、それは1年きりですね。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 山口勝徑君。

○環境経済部長（山口勝徑君）

この676万9000円は、緊急雇用対策事業費を充当する予定でございますので、1年限りでございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

大山商店街とこのアンテナショップの関係で職員を2名派遣すると聞いているんですが、2名でよろしいですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

ちょっと話を整理させていただきますと、現在大山商店街でJA千代田が送っているところは、とれたて村というところでありまして。これは、いわゆる参加費は、今、市のほうで払っているわけなんです。いわゆる毎月の加入費、参加料は、4万2000円を払っております。JA土浦のほうから荷物は送っていただいております。

今度新たに、板橋の区役所に今派遣しております市の職員1人、派遣という形ではないんです

が、出張扱いになっておりますが、その職員を活用してというか、その職員が動いたことによりまして、かすみがうら市の、最終的には民間でやっていただくわけでありましたが、直売所を物色して、何カ所かあったんですが、そのうちの1カ所が適当ではないかということで、今、5月あたりからその場所を借りたいと、こういうことで話をしております。その直売所の部分については、いわゆる直売部門については、農協も含めて、あくまでも民間、今農協とも話をしておりますが、民間に運営をしてもらうわけでありまして。

職員2名というお話は、いずれにしても、板橋の今後を考えると、いろいろな情報収集をやるために、向こうに職員が行っていないことにはやはり話になりませんから、その直売所はとりあえずかすみがうら市単独の直売所になりますから、その場所をいわゆる民間部門と共用する形で、そこに職員を張りつかせると。直売の状況も把握する、売れ行きを把握する。さらには、かすみがうら市へ引っ張り込んでくる集客をどういうふうな戦略でやっていくかということ、大山商店街の運営事務局であるとか、板橋の区役所であるとか、あるいは周辺板橋区内を情報収集することによってリサーチをかけていくと。そのための職員を2名、これは4月1日からではないですが、店舗が借りられるのが5月以降になりますので、店舗を借りた後で、いわゆる民間と共用するような形をイメージしております。

民間の力もかりなくてはならないし、役所だけでやろうと思っても、役所だけで東京事務所をつくれればいいかといっても、これも難しいわけです。かといって、ある意味でかすみがうら市だけの利益になることでは、板橋の区役所の中へ机を置いてくれと言ってもなかなか長期的には難しい面もありますから、やはり、行っている職員の肩身も狭いということもあります。そういうことも踏まえて、やはり、直売所の中へデスクを置かせてもらって、費用分担をどうするかにつきましては今後いろいろ詰めていきたいと思っておりますが、なかなか理屈どおりにはいかない。応用をきかせながらやっていきたいと思っております。

そういう点につきまして、皆さん方の知恵をぜひともおかりして、さらに現場も頻繁に行っていただいて、市を挙げて販売、誘客ともに拡大をさせていきたいと、こういうふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

大分行政の力を注ぐというような話ですが、行政に何ができますかと私は言いたいです。私が道の駅の十文字に行ったときに、その社長は元十文字町長です。はっきり言っているの、行政がやっては絶対に失敗だ、時間から時間まで帰っていく人間にできないと。リーダーがどのくらいの力があるか。あそこの十文字の道の駅の社長は、今、夜の夜中でも雪おろしをやる、月の10日はあそこへ泊まるんだと。行政には力をかりたくない。行政はバックアップ、コマース程度でいいんだ、あとは我々でやるんだと。そのかわり、私らはもうかったら月150万円ずつ税金を払う。しかし、その建物は横手市がつくったものをただで貸せと。そういう意気込みでやっているんですよ。3年間で3億円、直売所、加工品が4億円、合計で7億円売り上げている。かすみがうら市もどんどん持ってきてください、物は代引きでお支払いしますよと。かすみがうら市でイベントがあれば、私どもはどんどん出て行きますよと、物すごく積極的なんです。私らが

行って、行政が介入してきて成功した例は一つもないと。

考えてみれば、職員を2人送れば500万円にしても1,000万円、これは市の税金から払わなくてはならない。出店者は全く関係ない。そんなばかなことをやっていて市民に理解が得られるかということ。これは大変な問題ですよ、長いこと続けた場合には、もっと見直す必要性があると思うんですが、考えをお伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私も、基本的には栗山議員がおっしゃるような考えであります。もちろん、役所の人間では、いわゆる販売関係はまず無理だと、こういうふうに判断をしております。しかし、そういう中で、やはり、役所が動かなければならない部分もあるわけでありまして、民間で独自にやっていただけるのが本当は一番いいわけでございます。今、大山のとれたて村のほうは農協のほうで協力をいただいておりますが、なかなか民間でやってもうまくいくとは限りませんで、農協の苦労談を聞きますと、今、スーパーバリューという都内のスーパーにJA土浦では物を送っているわけですが、都内8店舗に物を送っているんですが、なかなか農協として採算がとれないと、こういうこともございます。

ですから、やはり、スーパーにただ物を送ったんでは、スーパーにおいしいところを持っていかれてしまうのではないかというような気がいたします。やはり、自分でオリジナルのお店を持たないとうまくいかないのではないかと思いますので、農協とも今そういう話をしておりますが、農協でぜひやっていただければ一番いいのであります。議員お知り合いの中で、こういう、市でもバックアップするから、ある程度の家賃とか人件費補助まで考えているわけでありまして、もちろん、その十文字の会社が出店でやってくれるということであれば、農産物をこちらから送って提携してやっていくということも含めて、ぜひノウハウ等も教えていただいご指導を仰ぎながら進めていったら、もっとよりよい発想が出てくるのではないかと思いますので、なお一層のご協力を賜りたいと思います。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

十文字のあそこの小川社長というの。JAと組んだのではとてもじゃないが採算がとれない。JAはマージン取りなんですよ。もう一つ、余った農産物をどうしなくてはならないか。これが一番キーポイントだと。かすみがうら市でも、あるスーパーでは余った野菜を自分の漬け物にしたり、いろいろな加工をして、お惣菜として売っているところもある。そこまでやらなければ採算がとれないと、これははっきり言っているんです。しかしながら、「栗山さん、うちへ送ってきたものはすべて買い上げます。売れないから捨てるなんていうことは全くやらないです。だから交流を持ちたい」と。もう既に荷物を送っている方もいます。

そこまで現実には厳しいと思うんです。はっきり言って、役所の人間に何ができますかと私は言いたいんです。今、環境経済部長のほうから霞ヶ浦のワカサギ等のキャンペーン事業、これは、私が議員になった当時から、ずっとこの問題は質問もする、キャンペーンにも参加して手伝いもし

ている。一向に伸びない。ただ予算を消化しているだけ。これは全く無駄。

すべて、リーダーがしっかりすれば物事はうまくいくんですよ。1回あそこへ行ってごらんなさいよ、目の色が違いますから。山口部長が部下にどういう話を聞いたかわかりませんが、こんないい視察は初めてだと。残念だったのが、職員がメモ帳1冊も持っていかなかったこと。そういう職員で何ができるかというの。まず、職員教育が一番大事でしょうというの。その辺の考えをお伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

栗山議員はすばらしいノウハウを伝授されてきたようでありますので、今後とも議員のお話をよくよく伺いながら、ぜひ、民間でこの事業に参加してくれるようなところをご推薦いただきながら事業を進めてまいりたいと、こういうふうに思います。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

次に移ります。

交通安全対策の関係で、下大津地区、あるいは北中の話は要望したというふうな話は承っております。あと稲吉から常陽銀行までの県道、あれなんか道路として最低ですよ。そこで私が聞きたかったのは、今までどんな要望をして、これからどんな形でまた要望していくのか、今までの経過とこれからを具体的に説明してくださいとさっき言ったんだ。お願いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

具体的にどういうふうに進めるかということですが、とにかく早く危険解消を図ってほしいというようなことを立蔵所長にもお伝えをしておりますが、所長の話ですと、今までは、まず北インターからの、こっち方面でいいますと、あれに集中をしていったと。今年度、管内ではなくて、県南地方で3カ所、ああいう大きい開通道路が出たそうであります。今後も、土浦土木事務所としてもまだまだ課題のある道路を抱えているのだとは思いますが、特に霞ヶ浦地区に関しては、北インターからの大きい金食い虫が済んだということで、次は志戸崎バイパスですか、あそこに大分力を入れてくれるということで、ことし最後に、補正であそこに大分大きいお金が来まして、志戸崎バイパスは引き続き年度当初から工事が進むようでございます。

下大津小学校も戸崎も北中も、あるいは先般山内議員からお話が出ました上佐谷の県道歩道についても、一遍にというわけにはまいりませんが、県道路線についても、とにかく会うたびに所長なり担当の部長なりには話はしていきたいと思っております。ぜひ、栗山議員も県庁等に行ったときには、あわせて強力にバックアップをしていただきたいと思います。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

私が言うことは、やぶさかではないけれども、手弁当で、自分の車で県でもどこでも行きます。1 銭も出ないですよ、油代。そういうの全部行ってる、私。私、県に行ってケンカもしてるんですよ。これは横瀬部長もよく知っています。道建の課長。この要望は土浦土木事務所ですからって、ふざけたことを言ってんじゃないと。予算を組むのはこっちでしょうと。その仕事が、今いろいろやっているところなんです。1つは、役場下の交差点を改良しました。それから、今度北中のところも一応測量して、買収に入ったというふうに聞いております。だから、安易にお願いしますって言ったって、彼らはなかなか動いてくれない。霞ヶ浦大橋のあの信号だって、これは総務部長はよくご存じかもしれませんが、県警本部へ連絡しまして、電話一本ですよ。3 日目に現場へ来ているんですよ。来年やりますと言うの。昨年度できました。うちの安飾の木崎山のところだって、地すべりがひどくて危険な箇所、今工事をしていますけれども、やはり、動かなければ何も進まない。

ただ簡単に動いていても何もならない。やはり、県へ行っても、それなりのつながりを持たなければ、なかなか言うことを聞いてくれない。やはり、人間関係が一番大事だなというふうに思うわけでございまして、とにかく、今は一番大事なのは、交通量の多いところから先に手がけてもらいたい。これは志戸崎バイパスも、もう長年のあれだからね、これは必要でしょうよ。交通量がふえて一番危険なところは、霞ヶ浦地区では北中のところ。あるいは、千代田地区では常銀から稲吉の街道。なぜ交通量の多いところから先に手がけられないのかと強力に要望する。あとは、行っていれば人間関係ができますから、向こうも情もわく。行かなければ何もならない。ここで要望書を持っていけと言ったくらいでは、県の職員なんか動かないですよ。動くことが一番大事なんです。市長が動かなくても、関係部長、課長関係、あるいは公室長を何回も何回も行かせる。どんどん要望していく気があるのかないのかお伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

お話を聞いていると、栗山議員が動くのは私が動くより大層効率的なようでありますから、そういったことも踏まえて、今後大いに活躍してもらうのはいいわけでありまして。いや、これはまじめな話。そういう意味で、市の公用車等は、ぜひぜひ活用して使ってもらいたいと。場合によっては、議員の皆さん方が本当にフルに活動したいということであれば、私は何も車をみんなリース契約を解消してしまうのが目的ではありませんから。ただ、使わない車を置いておくのはもったいないということで今回リース解消をするわけでありまして、しかも、大きい車ではなくてもいいわけでありますから、公用車等はどんどん使っていただきまして、県へもどんどん行っていただきたいと。もちろん、私も行きますし、そういったことで、みんなで力を合わせて、こういう交通安全対策、あるいは道路の国・県での建設計画をどんどん進めてもらうようにしていいたら、なおいいんではないかと思えます。私も一生懸命やりますので、議員の皆様にも一生懸命働いていただきたいと。そういうことでのお金は、一切惜しむつもりはございません。

以上でございます。

[田谷文子議員退室]

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

黙ってても動くのは地震だけっていう有名な文言がうちのほうにあるんですよ。そういう中で、職員らは、県さ行っても、これは決まったギャラで毎月もらえるの。我々が幾ら行っても、ギャラをもらえないです。動いてくれって言うのであれば、報酬を倍くらいにふやしてもらいたい。そうすれば、私は専念してやりますよ。これは議員の皆さんも同じだと思うの。そういう中で、もう少し市長は積極的になって、決して安い給料ではないんですから、市長も言っているでしょう、一番高いんだって、だからカットするんだって。

これは参考までに申し上げますけれども、職員の給料カットで成功しているところもあるんですよ。川村さんの地元の姫島というところがあるんです。これ、職員の給料カットに成功しているんです。なぜかといったらば、島だから金の使い道がない。島根県に海士町ってあるんですが、これは市長の給料は50%、職員を16%、議員が40%で、これも成功しているんです。しかし、ここは、今若い人たちがどんどん入ってきている。それは、職員と市長の関係がうまくいっているのではないのかなと、議員の関係もううまくいっているのではないか。今、何の問題もない。町がものすごく活性化している。だから、一生懸命やればそういうふうにはできるですよ。そういう観点から、もう少し職員にも頑張ってもらいたい。

次に、石岡バイパスの早期完成。

関東地方整備局さ行くのも、それはいいでしょう。やはり、今は何だかんだいっても、国会議員のところへ行かなければ何ともならない。そんじゃいけないかもしれんが、現実には厳しいからね。何も金を持っていってお願いするわけではないんですから。お世話になれば、この前なんか「栗山さん、お世話になったら何を持っていけばいいか」というから、「乾燥芋のうまいものでも送っていただいたらよかっぺ」と言ったらば、向こうから電話がかかってきて、「栗山さん、おいしい乾燥芋ありがとうございました」と国会議員から電話がありましたよ。何だかんだいっても、地元で国交省の大臣もいるんだし、積極的に使えるものは何でも使ったほうがいいのではないかなと思うんで、市長、地元の国会議員には立派な方がいるんですから、そういうところまで陳情する気があるのかないのかお伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

先ほど関東地方整備局のお話だけ申し上げましたが、この日に、実は国会のほうにも行っておりました、地元の大泉議員に案内をしてもらったわけではありますが、あいにくその日が国交大臣が不信任案が出た日だったんです。国交省各部署にずっと陳情をやってきまして、玄関を出てきたら、後でわかったんですが、その日不信任案が通った、当時の馬淵大臣がちょうど玄関から入ってきました。そういうところへ行ってしまったものですから、肝心の幹事長には会えなかったんですが、そういったことがありまして、また、大泉議員は私も親しい間柄でありますから、会うたびにいろいろなお話はしておりますが、とにかく、栗山議員もいろいろな人間関係をお持ちですし、また、ほかの議員さんにあっても、そういういろいろな人間関係を持っているわけありますから……

○議長（小座野定信君）

市長、申し上げます。

質問は、今後そういう活動をどのように続けていくのかという点でございます。非常に長くなっておりますので、簡明にお願いします。

○市長（宮嶋光昭君）

そういうことで、ほかの議員さんにもぜひお力添えを賜りながら、かすみがうら市を挙げて陳情活動も続けていきたいと、こういうふうを考えておりますので、よろしくご協力をお願いいたします。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

先ほども申し上げましたが、陳情・要望にも方法がありまして、坪井市長と私が行ったときには、1週間、10日前には資料は全部送っておったんです。そうすることによって、この地域のことが一番わかる職員が対応してくれるんです。我々よりよく知っています。これは塚野公室長が行っていますからわかりますから。本当にわかる、隅から隅まで全部、今の工事の進捗状況から全部わかっています。前もってそういう資料を送らないで、ただ要望書を持ってこうだっているんでは、先も何が何だかわからない。ただ、残念だったのは、私ら、市長と担当土木部長と行きました。国会議員としゃべることができないんです。あとは国交省の担当課長としゃべることができないんです。それでは情けないと思って。おれはこういうふうだからね、先生何でもいいからこれだけつけてくれればいいと頼んできてしまいます。だから、職員も、もう少しずうずうしくなってお願ひするというような気持ちにならなければどうにもならない。そういうことを強く申し上げまして、皆さんお疲れでしょうから、この辺で終わりますから。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君の質問を終わります。

これにて、施政方針に対する質問を終了いたします。

日程第 2 発議第 2 号 石岡地方斎場建設に関する適切な措置を求める決議（案）

○議長（小座野定信君）

日程第 2、発議第 2 号 石岡地方斎場建設に関する適切な措置を求める決議（案）を議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

15番 山内庄兵衛君。

[15番 山内庄兵衛君登壇]

○15番（山内庄兵衛君）

石岡地方斎場建設に関する適切な措置を求める決議の提案の理由を申し上げます。

発議第 2 号 石岡地方斎場建設に関する適切な措置を求める決議について、提案理由の説明を行います。

この決議書は皆さんのところに配付し、10名の議員の皆さんの署名をいただいております。

石岡地方斎場組合が進めている石岡地方斎場の移転計画については、これまで長年の課題でありましたが、構成市の合意のもとに、やっと事業着手に至ったものであります。

一方、「石岡地方斎場移転計画の見直し」を公約として掲げる宮嶋市長は、石岡地方斎場組合の管理者に対し、次の3つを要請しております。1つには、斎場部分の削減、2つには、火葬炉8基を6基に、3つには、駐車場約300台の駐車スペースの縮減であります。

これらを受け、石岡市と小美玉市は、妥協案として、かすみがうら市に対し、火葬炉数を設置数6基と予備スペース2基とすることを提案されました。しかし、宮嶋市長は、これらに合意できないとして、火葬炉6基を主張し、現在でも平行線をたどっている状況であります。

さらには、本定例会に提案された「平成23年度かすみがうら市一般会計当初予算（案）」についても、石岡地方斎場整備負担金を4款の衛生費に計上せず、予備費に約1億6600万円を計上し、前代未聞の提案をしております。

老朽化した石岡地方斎場の建設は、千代田地区の市民にとって必要不可欠な整備であり、単独整備は到底考えられるものではありません。しかし、これら大多数の市民の考えとは裏腹に、宮嶋市長が見直しを強く求めていることから、千代田地区の市民にとっては大きな不安となっているところであります。

我々議会は、何よりもまず「組合からの離脱」という住民不安を解消し、あわせて、石岡市と小美玉市とかすみがうら市の3市、信頼を回復するためにも、市長にあっては、石岡地方斎場の建設を計画どおり推進するよう強く求めるものであります。

これらの議員諸侯の切なる思いを厳粛に受けとめ、次の3点について適切な措置を早急に講ずるよう強く求めるものであります。

1、かすみがうら市長は、石岡地方斎場の建設について、計画どおり推進すること。

2、かすみがうら市長は、平成23年度かすみがうら市一般会計当初予算については、地方自治法第216条の趣旨に従って、適切な予算措置を早急に講ずること。

3、かすみがうら市長は、石岡市、かすみがうら市、小美玉市との協議を行い、早急に合意形成を図ること。

以上、「石岡地方斎場建設に関する適切な措置を求める決議」の提案理由の説明といたします。

最後に、議員諸侯におかれましては、一人でも多くの同意を心よりお願いをします。

以上で終わります。

○議長（小座野定信君）

これより提案者に対する質疑を行います。

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

お尋ねいたします。

この適切な措置を求める決議の中で、先ほどのお話の中で市民の大多数の考えというようなお話がございましたけれども、これはどういう根拠からそういうお話があるのかお話し願いたい。

それから、我々議会は組合からの離脱という不安を解消ということですが、これは、どういう根拠でこの組合からの離脱というお話があるのかお尋ねをいたします。

○議長（小座野定信君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

私が一般質問で申し上げたとおり、千代田地区の住民の皆さん、私がいろいろ活動している間では、大多数の人が斎場の早期建設を求めているわけでありまして。さらには、離脱というのは、前々もって、どうしても応じなければ離脱するような行為に至ってはならないということでございますので、そういうことで申し上げました。

○議長（小座野定信君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

山内議員の歩いた感覚で、市民大多数というようなことをおっしゃるのは、非常に危険ではないかなというふうに思っております。また、今回の一般質問の中でも市長が答弁なさっておる内容からしても、市長は離脱する考えもありませんし、また、この事業をとめるとか、それから、3市での協議を合意をしないというようなお話ではないと思うんです。そういった中から、組合からの離脱なんていうことを市民にお話しすると、非常に混乱も招くし、その辺は市長の考えとは違うというふうに思います。その辺は、もし根拠があるならばきちんと、例えば、議会の中でそういう答弁等があったのであれば、お示しをいただきたいというふうに思います。

○議長（小座野定信君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

議員の皆さん方も、そのように今までも感じているわけでありまして、それ以上のことは申し上げられませんので、以上で終わります。

○議長（小座野定信君）

ほかに。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

記のところで、1の趣旨と3の趣旨がちょっと矛盾しているのではないかというふうに思います。

「市長は、石岡地方斎場の建設について、計画どおり推進すること」と言っておいて、「市長は、石岡市、かすみがうら市、小美玉市と協議を行い、早急に合意形成を図ること」、矛盾しているのではないですか。計画どおり進めろというふうに言っておいて合意形成を図れって、計画どおり進めるということになったら、合意形成ではないでしょう。話し合いは要らないということと同じなんではないですか。これは非常に矛盾している記です。どうですか、矛盾しているのではないですか。

○議長（小座野定信君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

市長は斎場部分だけを削減するというような話もあり、計画どおりではないところもあります

ので、そのようなことで提案したわけでありませう。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

計画どおりやれというのは、市長の本意と違おうでしょうと言っているの。一方で合意形成を凶れというのは、市長は、今言ったように、火葬炉は負担したくないと、その必要はないというふうと言っているわけでしょう。だから、矛盾しているのではないですか。議員、答えになっていませんよ。

○議長（小座野定信君）

15番 山内庄兵衛君。

申し上げます。矛盾しているか矛盾していないかの、イエスかノーで結構でございます。

○15番（山内庄兵衛君）

理由書のとおりであります。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

同じ内容の質問でしたら……

○8番（佐藤文雄君）

違います。

自治法第216条とは一体何でしょうか、お答え願います。

○議長（小座野定信君）

佐藤議員に申し上げます。

質問内容が逸脱しておりますので、その質問は取り下げさせていただきたいと思ひます。

[佐藤議員「どうして」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

質問の理由に対する説明でございます。

[佐藤議員「だって、地方自治法第216条の趣旨に沿ってとはどういうことかよくわからないから聞いているんですよ」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤議員に申し上げます。

議員である以上、ご自分でお調べください。

[佐藤議員「答えてくださいよ。それは逸脱だよ。そういう強権的なやり方はおかしいよ。ちゃんと答えてもらえばいいじゃないですか」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

ほかにご存じますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第2号については、かすみがうら市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

[加藤豊治議員退室]

次いで、発議第2号 石岡地方斎場建設に関する適切な措置を求める決議（案）の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

8番 佐藤文雄君。

[山本文雄議員退室]

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

石岡地方斎場建設に関する適切な措置を求める決議（案）への反対討論を行います。

私は、石岡地方斎場建設に関する適切な措置を求める決議（案）には反対であります。

かすみがうら市では、霞ヶ浦地区市民は鹿行広域組合の火葬場、いわゆる斎場を利用しております。そして、千代田地区は石岡地方斎場組合の斎場、火葬場を利用しております。いわゆる、葬祭場、式場に関しては、鹿行広域組合の運営する霞ヶ浦聖苑にはありません。霞ヶ浦地区市民は、すべて葬式は民間で賄っております。23億円もかけて移転建設する石岡地方組合の斎場は、当市は5億4000万円の負担金を予定しておりますが、石岡地方斎場組合事務局は、いまだに財政シミュレーションを公表しておりません。一体どのくらい使用料がかかるのか、はっきりしてないんです。建設費だけ負担する計画は問題であります。

今、財政的な面や市民負担のバランスは、千代田地区と霞ヶ浦地区では違ってくることは明らかであります。私は、これまで現在地での建てかえを主張し、多額の借金をして斎場を移転計画することは、霞ヶ浦地区住民の理解は得られないものと言いつけてまいりました。この借金も、当てのない合併特例債を充てるというものですが、合併特例債については基準財政需要額に算入するというだけであり、もらえるものではありません。そして、それが保証はされておるわけではありません。また、この特例債の趣旨についてであります。合併市町村の均衡ある発展に資する、これに反するおそれも十分あるわけであります。

昨年2月から3月にかけて、私が独自に市民アンケートを実施したところ、23億円もかける斎場移転建設については、「現在地の建てかえ」が43.4%、「計画どおり推進」は11.6%でした。「わからない」が29.6%もありましたが、圧倒的に、現在地の建てかえが当市市民の声であります。アンケートに寄せられた声には、「斎場は民間で、火葬場のみ改築すればよい」、「内容が不透明で判断できない」、「住民に情報の開示を求める」、こういう声がありました。昨年7月11日、参議院選挙と同時に行われた当市の市長選挙で斎場移転建設の見直しの公約を掲げた宮嶋光昭氏が市長に当選したことは、一つの民意のあらわれだと思います。宮嶋市長は、公約実現に向けて直ちに石岡地方斎場組合管理者に申し入れを行ったことは当然であり、高く評価されるも

のであります。さらに、5億4000万円の建設負担金について、これを1億5000万円の範囲でしか負担はしないとも明言しているわけであります。

重大な問題は、石岡地方斎場組合が、いわゆるたまご博事件で問題となった共有地である石岡市染谷中島山の萱山、5万8000平米という広大な土地面積を購入したことであります。特に、たまご博事件にかかわって、当時、平成3年だと思いますが、竹内 猛議員が国会の環境部会で2億3000万何がしの金が動いたという発言をしております。この金額は、今回の斎場移転地買収金額と同額であります。私は、2日の一般質問でも紹介しましたが、この土地は、平成2年にたまご博協会と共有地2地権者らと総額2億3370万円で売買契約がなされ、手付金として一たん地権者に1億6720万円が支払われているのであります。さらに問題は、今回の斎場組合が取得した用地は傾斜地も含むもので、購入価格は平米当たり3,700円、1反370万円であります。余りに高過ぎます。斎場組合の事業は斎場業務に限定されているのですから、不要地を無理やり買い取る必要はないのです。ですから、共有地である染谷中島山の土地購入にも問題があるわけであります。

火葬炉の基数についても、過大にしていることは問題です。斎場組合事務局が提出した資料に基づいて、私は皆さんにもご披露申し上げましたが、平成43年の日最大火葬件数を15.82件とし、1基当たりの日火葬件数を2.5回と計算し、6.32になるから7基が必要だとしております。しかし、火葬件数が2.5回とはあり得ません。火葬時間は、冷却時間を含めれば2時間で十分であり、1日最大火葬は1基当たり3回は十分に可能であります。特に、集中する場合は、3回は対応は可能であり、さらに、今の技術にして、3回は十分に可能であることは確信できます。したがって、計算結果では、3で割れば5.3で、必要火葬炉5基から6基で十分だということではないでしょうか。組合が提出した資料に基づいてもこういう結果ですから、過大な基数を積算し、設置するのは無駄遣いであることは明らかであります。死亡者数のピークを過ぎれば、この火葬炉は無用の長物であります。そのツケは、結果的には市民が負担することになるのであります。

葬祭場、いわゆる式場についても同様なことが言えます。一般質問でも明らかにしましたが、石岡斎場にあるこの式場、千代田地区住民の市民の利用率は多くても9.8%であり、8年間平均すると7.3%、ここは、かすみがうら市全体を考えると、平均利用率は3.4%になるわけでありませぬ。これでは霞ヶ浦地区の市民は納得しないのではないのでしょうか。式場を建設しても、利用できる市民はごく少数であり、死亡者数が多くなるに従って利用率の数値も低くなるわけでありませぬ。今、葬式のあり方も、家族葬など小規模になる傾向もあります。大規模な式場建設は税金の無駄遣いでありませぬ。

一昨年8月5日、斎場組合の構成市である3市の住民23人が原告となって水戸地方裁に石岡地方斎場組合斎場建設費支出差止請求住民訴訟を起こしました。私は原告団の一人ですが、しかし、新管理者となった久保田石岡市長は、裁判で係争中にもかかわらず、昨年2月の定例議会に土地取得の議案を提出し、強引に移転地先の共有地、石岡染谷中島山を買収しました。この買収の経過も問題ですが、今回は述べませぬ。

さらに問題なのは、副管理者である当市の市長の申し入れについても、協議に応じることなく拒み続け、歩み寄ろうとせず、移転建設を強行していることであります。逆に、私は現管理者に対して、真摯な態度で合意に向けた協議をすることを望むものであります。

地方公共団体がその事務を処理するに当たっては、「最少の経費で最大の効果を上げるように

しなければならない」、地方自治法第2条第14項とともに、「地方公共団体の経費はその目的を達成するための必要かつ最少の限度を超えてこれを支出してはならない」、地方財政法第4条1項というものであります。私は、今回の石岡地方斎場移転建設は、この法に反していると考えております。最近行った石岡市民へのアンケート結果からも、現在地に拡張して建てかえを望む回答が一番多く、42%であります。計画地への移転に賛成する回答は12%、計画を縮小して移転の回答が24%となっているわけであります。見直しすべきの声が圧倒的であることをつけ加えて、私の反対討論にかえたいと思います。

以上です。

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございますか。

5番 古橋智樹君。

[5番 古橋智樹君登壇]

○5番（古橋智樹君）

私は、石岡地方斎場建設に関する適切な措置を求める決議（案）に対しまして、賛成の立場から討論をいたします。

皆さんのご家族がお亡くなりになったときのことを思い出してください。佐藤議員がおっしゃるようなベルトコンベアのような火葬炉の稼働で、皆さん、いかがですか。家族の死に際して、そのような無機質な門送りがあるてよろしいのでしょうか。確かに、どこの地方斎場も決して稼働率が非常に高い形で運用しているわけではないと思います。私は、この非常に悲しい死に際して、なぜこのような無用なエゴを含めた論争が起きてしまったのか、非常に石岡、小美玉市に対して恥ずかしい限りでございます。ぜひ、いま一度死に接するというところに、議員の皆さんとしても根拠をよく考えていただき、この3市組合におけますすばらしい地方斎場ができますことをお願い申し上げまして、私からの賛成討論といたします。

（拍手する者あり）

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより、発議第2号の採決を行います。

異議があるため、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第 3 議案第3号ないし議案第30号

○議長（小座野定信君）

日程第3、議案第3号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定についてないし議案第30号 市道路線の認定についてまでの28件を、かすみがうら市議会会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

これより質疑を行います。

8番 佐藤文雄君からの質疑通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

お手元に発言通告一覧があると思います。時間が迫っておりますので簡潔に質問をいたしますので、簡潔によろしくお願いします。資料に基づいて説明なさる場合も、簡潔になさって結構でございます。

まず、議案第5号でございます。これは、本来ならば資料が提出されているのかと思って探しましたら、提出されていないんですね。私は3月1日にこの質問書を出しました。なぜ出していないんですか。今回の改定で、職員1人当たりの影響額は年間で幾らですか、総額は幾らですか、これを求めたんですよ。前はちゃんと出てましたよね。なぜ出ないんですか。これがまた問題なんです。ですから、栗山議員から職員はしっかりしろというふうに言われてしまうのではないですか。早速資料を配付してください。そして、人事院勧告については、職員団体と当局との交渉は必要ないという態度に問題がある。これは地方公務員法を無視したものだとして昨年12月の臨時会で市長にただしましたが、職員団体との交渉による妥結、そして協力はなかったのでしょうか。

議案第6号について、これは全員協議会でも話されました。簡潔でよろしいです。その組織改編の目的とその真意についてお伺いします。

議案第7号 かすみがうら市光をそそぐ交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてであります。この交付金は、政府の地域活性化交付金の一つのようであります。総務省が考えている中身だというふうに思いますが、その運用の具体的な説明を求めたいと思います。

議案第8号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。これについては新設に当たるのかというふうに考えますが、この改正のポイントについて説明をお願いします。

議案第10号 かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の期成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは一昨年から一貫して一般質問をし続けてまいりまして、今現在も係争中で、裁判まで至っております。そして、これが、今ようやく条例の改正というところまで来ております。この改正のポイントについて説明を求めたいと思います。

議案第14号 平成22年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）についてであります。石岡地方斎場組合にかかわる項目について、この内容を求めます。さらに、向原土地区画整理事業にかかわる債務負担行為の延長について、この根拠について説明を求めます。それから、具体的な内容なんですが、総務費について、公共施設整備の事業のうち、ネイチャーセンターの改修工事費の内容を伺います。商工費について、企業立地促進事業費についてお伺いします。そして、都市農村交流事業の土地借上料についてもお伺いをいたします。消防費については、たびたび私は入札問題を指摘しておりますが、この消防車両整備事業の消防自動車購入費について、入札方

法についてお尋ねをいたします。

議案第17号 平成22年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第5号）についてお伺いをいたしますが、流域下水道整備の繰越明許について説明を求めます。昨年も、たしかこの繰越明許があったのではないのでしょうか。たびたび繰り返される繰越明許、しっかりと答弁を求めます。

議案第20号 平成23年度かすみがうら市一般会計予算についてお伺いしますが、全般的に前年度と比較して新設した物件、いわゆる新規物件です。それと廃止した物件の一覧表がここにあります。そして、前年対比で100万円を超える差額となる予算項目も、きょう配付されました。この点について、簡単でいいです、この説明を求めます。平成23年度の地方債の状況、見込み、この一覧表は提出されておりますので、説明は結構でございます。

歳入についてお伺いをいたします。個人市民税の所得割の落ち込み傾向について、その要因などについての説明を求めます。法人市民税については前年同額であります。景気回復見込みがないという判断でありましょうか。固定資産税で土地及び家屋ともに、前年度より増収を見込んでおりますが、市の実態の説明を求めたいと思います。さらに、地方債においては、臨時財政対策債がいわゆる地方債の状況を見ますと大幅減になっております。その説明を求めたいと思います。

以上です。

○議長（小座野定信君）

お諮りいたします。

本日の会議時間は、あらかじめ午後6時まで1時間延長したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、会議時間を午後6時まで1時間延長することに決定いたしました。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 4時45分

再 開 午後 5時01分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

お答えをいたします。

資料が用意してございませんで、後から配付をさせていただきました。大変申しわけございませんでした。

総務部に関係する部分についてお答えをいたします。

最初に、議案第5号のかすみがうら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定

ということで、ただいまお手元にお配りをさせていただいたものでございます。簡単にご説明を申し上げますと、今回の改正の内容につきましては、前回提案をしました内容と同じでございます。給料月額0.1%カット、期末勤勉手当の0.2カ月分、さらに、55歳以上の職員の給料1.5%カットという内容でございます。これに伴います1人当たりの影響額につきましては、平均で8万2500円、職員全体で申し上げますと約3,820万円程度というふうな……

○議長（小座野定信君）

総務部長、それは年額ですか月額ですか、明確に。

○総務部長（山中修一君）

総額でございます。年額でございます。

また、もう一つのご質問の中で、職員組合との交渉の状況ということで、前回もご質問をいただいております。これまでに、市長が出席をしまして、2回組合との交渉を行っております。最初の折衝の中では正式な回答が得られておりませんでした。2回目の交渉によりまして、一定の理解をするということでのご返事をいただいている内容でございます。

続きまして、議案第6号の行政組織の改編に伴う関係条例の整備に関する条例の制定でございます。

これも全協の中でご説明をさせていただいております。大きく3つの点の組織の改編ということでお話しを申し上げております。その中では、1つには、政策審議室というのを設置をいたしました。また、それらの業務につきましては、市政の重点施策等の調整を行うというものでございます。また、総務課に設置しておりました行政推進室を企画課に設置するというものがございます。もう一つには、行政改革に伴う行政の組織のスリム化というようなものがございまして、職員数の削減に伴いまして、課及び係を統合いたす予定でございます。現在28課85係につきまして、これを26課82係に再編するものでございます。もう一つが、市民の要望等に効果的・機能的に対応するというようなことで、1つには、総務部の生活環境課を設置しまして、その中にスピード対応室という部署を新たに設置をいたします。これらにつきましては、市民要望に対して早期に対応できる体制を整えるものでございます。また、そのほか課の統廃合等、土木の関係でございますが、道路管理課と道路整備課の統合等々を行います。これは改編の目的ということになりますが、今回の改編につきましては、住民の方々本位の利便性のある組織づくりということで目指しまして、改編を行うものでございます。

続きまして、議案第8号の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

これにつきましては、新設ということでの内容でございます。市の附属機関の委員について、委嘱する際、市外に住所を有する方々をお願いをする機会が年々ふえております。この場合において、市内の委員と比較しまして費用負担が生じていることから、各担当部署から費用弁償の支給についての要望があったわけでございます。これらに対応するものとして、今回近隣市町村の状況も勘案しまして、費用弁償として、謝金及び鉄道賃を支給するという内容で改正をするものでございます。また、非常勤特別職のうち勤務時間が設定されている職員については、勤務形態が臨時職員と同様であることから、通勤に係る経費という内容で支給するものでございます。

続きまして、議案第14号になります。一般会計の補正予算の中で、消防費の消防自動車購入に

ついでの中で、入札の方法というようなことをご質問をいただいております。これにつきましては、毎年消防自動車の購入を行っております、消防自動車につきましては、物品購入ということになりますので、これまでどおり指名競争入札ということでの予定をさせていただいております。これらについては、平成21年、22年度の入札参加名簿に登録されているものということで、これまでは県内の事業所ということで行っております。また、その消防車両の装備の実績を有するというふうなことで、選考委員会の中で決定をさせていただいております。予定価格が、今回は予算が約5,200万円になりますので、これらについては議会の議決すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づきまして仮契約を行いまして、議会の議決を受けて契約を締結するという内容で考えている内容でございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 塚野 勇君。

○市長公室長（塚野 勇君）

議案質疑としまして何点かご質問をいただいております。

まず、3点目の議案第7号 かすみがうら市光をそそぐ交付金基金の関係でございます。これの運用の具体的な説明を求めるといような内容かと思っております。

本条例案につきましては、住民生活に光をそそぐ交付金を原資としまして基金積み立てを行いまして、平成23年度並びに24年度、2カ年事業の財源にしようということで、今回基金の制定を行うものでございます。ご案内のように、今回の交付金につきましては、国の補正予算につきまして、これまで住民生活にとって大事な分野でありながら光が十分に当てられてこなかった分野、いわゆる地方消費者行政、DV対策、自殺予防等の弱者対策、自立支援、知の地域づくり、こういうものに対する地方の取り組みを支援することを目的に創設された内容でございます。本市につきましては、DV対策及び知の地域づくりとして取り組む図書館関連事業に対しまして、2,650万円が交付限度額として提示をされております。この中で、配偶者に対する暴力等へのハートフル相談員の設置及び図書館司書の増員に係る費用の2年分を見込みまして、1,050万円を基金として積み立てる内容でございます。

続きまして、8点目の平成23年度一般会計予算に対するご質問でございます。

(1) としまして、前年対比での新規事業、廃止事業、いわゆる皆増、皆減となった科目の説明ということでございまして、これにつきましては、議会初日にお手元に資料ナンバー1から資料ナンバー4というようなことでお配りをしてございます。資料がたくさんあってわかりづらいかと思っておりますが、その中で、資料ナンバー4でざっとの説明を申し上げたいと思っております。この中では、ただいま申し上げましたように皆増と皆減がございますけれども、皆増の部分について抜粋して説明をしたいと思っております。資料ナンバー4がお手元にありますか。これに基づきまして説明いたします。

お聞きいただきまして、主なものとしまして、3ページになります。企画調整事業で委託料、事業仕分け支援業務委託というようなことで125万2000円ほどの計上でございます。さらに、その下になります公共交通対策事業ということで、負担金補助ですが、市公共交通会議負担金、これにつきましては、前後にあります乗り合いタクシーとコミュニティバスの制度を改善して、今

回市公共交通会議負担金というようなことで計上した内容でございます。

それから、ちょっとお開きいただきまして、4ページの上のほうになりますが、地域安全対策事業というようなことで、工事請負費で監視カメラ設置工事400万円というようなことで、これは一般質問等でも出ております国道354号の防犯カメラの内容でございます。

さらに、飛びまして、5ページ上のほうになります。あじさい館の管理事業で、工事請負費、トレーニングルーム改修工事というようなことで716万2000円ほど計上しております。これにつきましては、あじさい館の使い方等をいろいろ考えている中で、トレーニングルームの開始を予定している内容でございます。

それから、その次になりますが、ほかの事務的な経費で、選挙経費、統計経費というようなことでございまして、さらに、佐藤議員所属の文教厚生関係につきましては割愛をさせていただきます、次に16ページをお開きいただきたいと思います。

ちょっと飛びます16ページで、下のほうになります環境美化事業の関係で、地球温暖化対策実行計画の策定事業というようなことで125万円ほどの計上をしております。

さらに、17ページになりますが、農業振興事業の中ほどになります委託料、農業振興地域整備計画の業務委託というようなことで、250万円ほどを予定しております。これにつきましては、農振の用地等の計画の内容でございます。

続きまして、18ページの中ほどになります。農用地利用集積特別対策事業というようなことで、臨時職員賃金というようなことで304万7000円ほどございます。説明欄にございますように、農家台帳の整理及び耕作放棄地の確認業務等の内容でございます。

さらにそのほかの、18、19ページにまたがりまして、県単土地改良事業というようなことで、これにつきましては、事業の終了、新規事業等での事業費の計上でございます。

さらに、20ページになります。商工振興事業というようなことで、負担金補助及び交付金で住宅リフォーム補助金500万円の計上です。さらに、その下の観光PR推進事業というようなことで、地場産業振興支援事業委託752万4000円、これにつきましては、地場産業育成のための民間事業者の新たな起業家を支援する内容でございます。さらに、都市農村交流事業、アンテナショップ運営事業委託676万9000円というようなことで、これも一般質問等に出ている内容かと思えます。

そのほか、ほぼ一般質問等に出ている内容が、主たる新規事業というようなことで計上をさせていただきましたので、詳細につきましては後ほどごらんをいただきたいと思えます。

続きまして、ご質問の(2)でございます。100万円を超える差額の関係でございます。これにつきましても、資料ナンバー5というようなことで整理をさせていただきました。この中で説明欄に理由等を記載してございますので、ごらんをいただいて予算審議の参考にしていただければと思えますので、よろしくお願いをいたします。

さらに、(3)の地方債の一覧表につきましては、先ほどご質問の中でありましたように、お手元資料をごらんをいただきたいと思えます。

最後になりますが、地方債での臨時財政対策債を大幅に減額しているその理由というようなことでございます。ご案内のように、交付税につきましては、国税5税の一定割合がその原資になっております。地方財政計画等を見ますと、平成22年度と23年度を比較しますと、税収環境で4

兆円ほどの改善がされている見込みでございます。そういうことで、財源不足も4兆円ほど改善をされる、そういう判断の中で財源不足を充当する臨時財政対策債、平成23年度は22年度に比較しまして20.1%の減額を見込んでいますところでございます。これら国の地財計画に従いまして、本市としても23年度8億5200万円ということで減額での計上になったわけでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 山口勝徑君。

○環境経済部長（山口勝徑君）

それでは、議案第10号、残土条例についてご説明申し上げます。

まず、改正の要点でございますが、3点ほどございます。まず、1点目といたしましては、搬入できる土砂の搬入元を原則茨城県内に限定いたしました。それから、民間のストックヤードからの搬入の原則禁止、改良土の搬入禁止を記載してございます。続きまして、2点目といたしまして、実際に事業を施工するものだけでなく、その事業の事業主、つまり、土地を提供する者にも実効性のある指導が行えるよう、事業主及び事業施工者に改正してございます。続きまして、3点目でございますが、周辺関係者の定義を作成し、周辺住民等への理解を促すため、今まであいまだった説明会、同意書の範囲を明確にさせていただいたものでございます。

次に、議案第14号、（1）でございますが、石岡地方斎場組合に係る補正予算についてご説明申し上げます。

当初、委託料は6,216万円でしたが、埋蔵文化財発掘調査委託費などの不用額が3216万1000円、また、当初の工事請負費1億768万4000円でしたが、埋蔵文化財発掘調査のため用地の造成等ができませんでしたので、5616万2000円の不用額が発生し、委託料と工事費の合計8832万3000円が減額補正があり、かすみがうら市分の組合負担金2070万3000円が減額となったものでございます。

続きまして、ネイチャーセンターの改修工事内容についてお答え申し上げます。

雪入ふれあいの里公園のネイチャーセンターは、平成8年に建設されて15年が経過しております。これまでも木造施設のため部分的な補修をしておりますが、外壁やテラスなど、経年劣化と風雨の影響で腐食や漏水が発生して危険な状態になっておりました。そのため、今回の改修工事において、木材での全面的な外壁の張りかえ及び塗装、テラスの改修、玄関周りの腐食箇所補修などを予定してございます。

次に、商工費の企業立地促進事業についての補正でございますが、企業立地促進を目的とした助成金について増額補正するものでございます。この助成金は、事業所の新設・増設による設備投資並びに新規雇用に対するもので、当初2108万3000円を計上しておりましたが、このほどこの助成金の交付申請書の提出があり、設備投資額、新規雇用者数をもとに助成すべき金額が確定しましたので予算額に不足が生じたため、補正予算189万7000円を計上した次第でございます。

次に、都市農村交流事業の土地借上料についてでございますが、これは宍倉地内の活性化センターの用地として借り上げております土地の賃借料で、これを増額補正するものでございます。平成11年10月に地権者と賃貸借契約を締結し、賃借料を支払っておりますが、この土地の固定資産税の課税地目が変更になり固定資産税が増額となることから、この額を考慮した適正な賃借料を設定することが必要になりました。これによりまして所要額203万6000円を補正予算として計

上したものでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

それでは、ご質問の6番目、議案第14号の2番の向原土地区画整理事業にかかわる債務負担行為の延長についてお答えを申し上げます。

今回の一般質問の中でもお答えを申し上げたと思います。向原土地区画整理組合総会で議決され、その後県知事の認可を受けて、事業期間を3年間延長したことに伴いまして、債務負担行為を23年度から25年度までということで計上をさせていただいたものでございます。

それから、議案第17号 平成22年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第5号）についてご説明を申し上げます。

これにつきましては、流域下水道整備事業に係るかすみがうら市の負担分が繰り越しをされるものでございます。22年度の県の行う流域下水道事業の繰り越しが決定をしましたので、あわせて当市負担の1509万2000円が繰り越しをされるということで、計上をさせていただいたものでございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

佐藤議員の質疑中、ナンバー8の議案第20号 平成23年度かすみがうら市一般会計予算中、歳入の部分の（1）から（3）についてご答弁申し上げます。

まず、個人市民税の所得割の落ち込み傾向についてであります。平成23年度の予算は、均等割納税義務者数を22年度実績人数を踏まえ2万685人と見込み、1人3,000円、収納率96%で5,900万円、前年度100万円減ということ。それと、所得割額は納税義務者数を均等割納税義務者数の約9割と見込み、22年度の決算見込み調定額を参考とした上で18億3900万円と見込み、収納率96%で17億6000万円を計上したものであります。

次に、（2）の法人市民税についてであります。景気回復見込みがないという判断ではなく、依然として景気動向に不透明感があることなどから前年度同額を計上したものであり、景気回復には大いに期待をしているところであります。

次に、（3）の固定資産税についてであります。増収の理由といたしまして、土地については宅地等への課税地目の見直し、さらに、3年間で徐々に引き上げる負担調整等により、また、家屋については新築家屋約200棟に係る増収を見込んだものです。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

1つは給与の問題なんですけれども、今回ののは人事院勧告に基づくものですよね。5%のカッ

トとは違うと思うんです。それで、私が前に職員団体と交渉するのが筋だと、これまでは交渉なしでそのまますんなりだったのはおかしいというふうに言ったんです。今の答えでは、2回ほどその後やっただ。そうしたら一定の理解を得られたというふうにおっしゃいましたが、これは、今回の人事院勧告の問題に限って理解されたのか、それとも5%という内容なのか、これをお尋ねします。これは全部一括ですから、その都度ではなくていいです。

それから、議案第8号のほうは近隣市との比較をしたというふうに言っていますが、近隣市というのは土浦とか石岡だと思うんですけれども、例えば、土浦とはほとんど差異はないのでしょうか、それについてお伺いをいたします。

それと、土砂等のいわゆる残土条例については、県外からの持ち込み、これは禁止だというふうに言いましたけれども、この前の土砂の問題で大きな問題が、ストックヤードからの持ち込み、これについても指摘をしましたが、それだけではなくて、近くの石岡にある東洋製罐、あそこは掘ったやつをもってきたんですよね。そういうところからいうと、県内であっても、搬入というのは厳しく見なければいけないんですけれども、そういう監視についてが重要なのではないかなというふうに思いますが、そういう監視についての項目はないのかどうか、これについてお尋ねしたいと思います。

それから、事業主の責任についても、今明らかにするようになるといことになりましたので、この事業者の責任はどこまであるのか、その点をちょっとだけでいいですから、説明をしてもらいたいと思います。

それと、債務負担行為は質問しましたからいいです。

それから、企業立地促進の事業費について、これが増額になったのはどの企業なのかはわかりますでしょうか。それをお伺いをしたいと思います。

それから、消防自動車の問題なんですけれども、指摘したのは、同じ業者が何回もとっているというふうに前回指摘をしましたよね。今回も同じような業者がとったときにはどうなるかを、またとった場合は問題だというふうに思いますので、その点については気をつけてください。これはいいです。質問しなくてもよかったね。

それから、臨時財政対策債の件なんですけれども、今回地方交付税がふえましたよね。これは4兆円の改善が影響しているというふうにおっしゃったんですよね。それで、いわゆる基準財政需要額に算入して収入額に見合わない分は地方交付税を充てると。ところが、地方交付税の財源が少ないので臨時財政対策債で借りかえをしていくという、こういう繰り返しが行われているわけです。今回は、そういうこともあるけれども、いわゆる財源が4兆円ほど改善されたので、その分で今回の臨時財政対策債が減ったというふうにおっしゃるのかどうか、その点を確認したいと思います。

それから、個人市民税のほうについてなんですけれども、ずっと、特に所得割が減っておりますよね。平成20年、21年、そして22年、23年と、どんどん減っております。これは、人数についてはほとんど変わりなく、やはり、所得が減っているというふうに判断してよろしいのでしょうか。人数はほぼ変わらないのかどうか、その点を確認したいと思います。

それから、法人市民税は、回復見込みがないのではなくて、不透明であって、これは期待をしているんだというふうにおっしゃいましたが、平成20年のときと比べると大幅に減ってい

るんです。これは、全く回復を期待だけで、そのままこの計上をしたということによろしいのかどうか、それを確認したいと思います

それから、固定資産税の件なんですけれども、新たに200棟の想定をしているということは、これは千代田地区のほうで新たに家屋がふえたということなんですか。これについてお答え願います。それと、宅地の見直しによって、どちらかという増税傾向になるということでしょうか。その点を確認したいと思います。

以上です。

○議長（小座野定信君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

お答えをいたします。

最初に、議案第5号の職員の給与に関する件でございますが、交渉の段階で一定の理解を得たというふうな答弁をしております。これについては、先ほども申し上げましたが、市長が2回出ております。今回の一定の理解というのは、人事院勧告分でございます。5%の分については、まだ妥結には至っておりません。

また、議案第8号、近隣市町村の関係でございます。これにつきましては、21市ほどこういう規定がございます。土浦が1,600円で、私どもの今回出した金額に近いのが、牛久、鉾田という内容でございます。

以上でございます。

[佐藤議員「1,600円より高い」と呼ぶ]

○総務部長（山中修一君）

最高が板東市で1,666円、土浦が1,604円、私どもが1,250円ですので、土浦は高いほうの部類でございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 山口勝徑君。

○環境経済部長（山口勝徑君）

監視についてでございますが、目視するというような形では特に条文化してございませんが、搬入量の毎日の日報、そういったところで報告義務がありますので、そういったところから監視をしてみたいと思います。またさらに、職員による時々の監視、あるいは指導、そういったところを強力にしてみたいと考えております。またさらに、その残土の投入口に、毎日終了すれば、そこでかぎをかけて出入りできないというようなことも指導してみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

環境部長、答弁漏れがあります。

○環境経済部長（山口勝徑君）

大変失礼しました。

続きまして、事業主の責任でございますが、今までの条例は事業施工者だけが責任があったというようなことでございます。今回は、土地を提供する土地所有者についても責任を負わせるというようなことでございます。土地を提供して、埋め立て後の使用者について責任を負わせるというようなことで改正を行ってございます。

企業立地でございますが、企業立地の交付者名前はオートリブでございます。車のシートベルトなんかをつくっている会社でございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 塚野 勇君。

○市長公室長（塚野 勇君）

臨時財政対策債の関係でございますが、先ほど申し上げましたように地方交付税は国税5税の一定割合を原資としております。ただ、それだけでは財源不足が生じるわけでございます。この財源不足の補てんというようなことで、仕組み的に申し上げますと大変複雑な内容でございますが、財源対策債の発行とか、国の一般会計における加算措置、あるいは特別会計の余剰金の活用等がございます。さらに、この不足額の一部につきまして、国と地方で折半で借りる起債、いわゆる臨時財政対策債の発行が行われるわけでありまして、ここが、先ほど申し上げました国の税収の改善、さらに、国で今回臨時財政対策債の配分方式の見直し等を進めております。それらの影響に従いまして、23年度の臨時財政対策債の発行枠が、先ほど申し上げましたように20.1%圧縮をされております。これらを踏まえて、本市としても計上したというような内容でございます。

○議長（小座野定信君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

それでは、私のほうから、歳入3点について再質疑いただいておりますので、ご答弁申し上げます。

まず、第1番目の所得割が減っているのは所得そのものが減っていると判断してよいかということですが、そのとおりだと思います。所得割の課税対象額が減っているというふうに私も考えております。

次に、2番目の法人市民税であります。先ほど佐藤議員も申されましたが、平成20年度の決算額は確かに5億4000万円ほどあります。平成21年につきましては、それが一気に落ち込みまして3億5000万円弱ということで、ただ、平成22年、今年度なんですけれども、つい最近の状況でいきますと4億3000万円ほどで、昨年よりも8,000万円ほど増加の状況であります。ただ、先ほども申し上げましたように、景気動向に大変不透明感があることから過大な見込みを差し控えたというものでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、第3番目の家屋の200棟の分ですけれども、千代田地区かというご質問ですけれども、これは市全体で約200棟が新築されたということです。あと、宅地の見直しという話なんですけれども、通常ですと、宅地見込み地、あるいは雑種地のところ、あるいは畑のところ、あるいは畑のところに転用をかけて宅地になった場合に、畑・山林等ですと、現実的に評価額、あるいは課税標準額は上がりますけれども、宅地見込み地のような場合ですと、住宅が建ちますと評価額の6分の1まで課税が

落ちますので、実質的には税額は下がってこようかと思えます。

私のほうからは以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

私も質問漏れがありました。

議案第14号の総務費のネイチャーセンターの改修工事費のことについてなんですけれども、今、ネイチャーセンターは指定管理者ですよね。そうすると、この工事費なんかは指定管理者が請け負うような形になるのかどうか、それをお尋ねしたいと思います。

それと、残土条例の問題なんですけれども、しっかりと検査日報を出させるというふうに言ったんですけれども、これまでそれがあいまいだったわけですね。監視が徹底されていなかったんですよ、前回もね。戸田区長が徹底して監視をして、追跡調査でわかったんです。だから、これまであいまいだったというところの改善は、やはり担保されなければいけないんじゃないかというふうに思います。

それと、最後に200棟なんですけれども、全体はわかりますよ。ただ、千代田地区と霞ヶ浦地区で仕分けはしてないんですか。それは、今手元にわからなかったらわからないでいいです。後でご報告してもらえばよろしいです。

以上です。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 山口勝経君。

○環境経済部長（山口勝経君）

まず、ネイチャーセンターでございますが、指定管理者制度になってございます。しかしながら、建物については市の所有というようなことでございまして、その改修工事を市が行うものでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

部長、質問は、今管理している者が直接その者に渡すのか、他の業者に渡すのかという質問内容ですよ。

○環境経済部長（山口勝経君）

失礼いたしました。

これは、市のほうで指定管理者に渡すのかどうか、入札でやると思いまので、よろしく願いいたします。

○議長（小座野定信君）

部長、答弁です。確信を持ってお答えください。

暫時休憩します。

休 憩 午後 5時46分

再 開 午後 5時49分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

環境経済部長 山口勝徑君。

○環境経済部長（山口勝徑君）

大変失礼しました。

ネイチャーセンターの改修工事でございますが、これは私どものほうの市の工事で実施いたします。それで、私のほうでは工事を実施するよう手続をするわけでございますが、起案をいたしまして、工事の発注を総務部のほうに依頼をするわけでございます。

それから、監視でございますが、これは、許可をする段階で十二分に許可事業者に対して指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

ただいま山口部長からありましたように、総務費でございます。私のほうで担当課から出てまいりました入札願によりまして入札を行うということになります。

以上でございます。

[佐藤議員「指名か一般の入札か」と呼ぶ]

○総務部長（山中修一君）

金額的にいいますと、一般競争入札ということになろうかと思えます。

○議長（小座野定信君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

先ほどの再質問で、家屋200棟の霞ヶ浦と千代田のおのおの棟数はどういうご質問だったんですけれども、仕分けをしてございませんので、後でご提出させていただきたいと思えます。申しわけありません。よろしくお願ひします。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終了いたしました。

その他、質疑はありませんか。

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

簡単に二、三点お願ひします。

昨日の一般質問でもちょっと出しましたが、平成22年度の予算中、宍倉出張所の解体工事費、これが執行できるのか、減額するのか、繰り越すのか、これは非常に問題ですよ。これ、補正予算書に出てこないものだよ。

それに予備費の関係です。市長は、この予備費の中に石岡斎場の費用が入っているようなことを言っておりましたが、目的がしっかりしているものを果たして予備費に入れていいものか悪い

ものか、私はこれは欠陥予算書だというふうに思うわけでございまして、いかがでしょうか。

さらに、担当はおらのほうの委員会かと思うんですが、佐藤議員の質問に対して、直売所の関係で203万6000円とかの問題についてもお答え願います。

○議長（小座野定信君）

お諮りいたします。

本日の会議は、先ほど1時間延長いたし午後6時までといたしましたが、さらに1時間延長し、午後7時までとしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、会議時間を午後7時まで延長することに決定いたしました。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

予備費の件でございますが、石岡斎場につきましてはまだ合意に至っておりませんので、衛生費としての計上はしていないわけでございます。あくまでも、予備費は予備費であります。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 山口勝徑君。

○環境経済部長（山口勝徑君）

活性化センターの借地料でございますが、これは固定資産税と国民健康保険税が関係しております。固定資産税が5年間分遡及課税されるということでございます。また、さらに国民健康保険税は3年分遡及課税されるということでございますので、その相当分203万6000円を計上して土地所有者に支払うものでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

宍倉出張所の件につきましては、昨日も栗山議員よりご質問いただいておりますが、平成22年当初予算で計上した予算が、確かに議決を賜って残っているわけです。きのうもご答弁申し上げましたように、4月早々から地権者等との協議を重ねてまいりまして、現在もまだ地権者との合意が調っておりませんので、年度内、3月31日まで合意に向けて話し合い等を行い、最終的に、昨日も申し上げましたように、3月31日までに執行できなかった部分については、予算を不用額として残し、新たに23年度補正という形をお願いすることになるかと思っております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

活性化センターの関係なんですが、これは、市の怠慢によってこういう問題が発生したわけですか。担当委員会だけど、聞いてもいいですか。

○議長（小座野定信君）

担当委員会のものは、原則できないということになっておりますので、会議のルールに徹していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○14番（栗山千勝君）

議長さんの特段のお許しを得て。それでは、これはうちのほうの委員会でやります。

宍倉出張所の関係、これは昨年4月からことしの3月までに、契約は去年の3月で終わっているわけですよ。いまだにこれはそのままです。関係者に聞いたら、今年度中にこの問題は解決できるような話をしておりませんでした。その間に賃貸料がかかっている。これは払わなくてはならない。固定資産も払うんだからね。それで、これ1,100万円という数字、減額も繰り越しも、これえらいものなんです。市の職員の責任なんです。やる気があれば、幾らでもこんなものは解決するんです。年度内消化というのは原則ですから。市長どうですか、この点について。

それに予備費の関係ですが、市長は全協の席で補正とか衛生費にというようなことを言っているわけです。目的がはっきりしているものを予備費で組むこと自体が間違っていると思うんです。目的がはっきりしていれば、衛生費に組み込んでも何ら問題ない。執行するかしないかは市長の判断です。私どもには執行権はないですから。これは明らかに欠陥予算書ですよ。これはどうでしょうか。

先ほどの直売所関係は当委員会もあるけれども、税収のほうは当委員会ではないので、これを聞かせてもらいます。これは5年間さかのぼるといっても、あの直売所は、この宍倉出張所の関係の今の担当職員が当時担当しておいて、どういう形をとったかはわかりませんが、さかのぼって取れるのは5年間しか取れないわけですよ。その税額を市が負担するなんてとんでもない話ですよ。ほかの市民が知ったらどう思います。5年間しかさかのぼって取れないんだから、その間は時効になっているわけです。だれが責任とるんですか。明快な答えをお願いします。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 6時00分

再 開 午後 6時04分

○議長（小座野定信君）

休憩前に続き会議を開きます。

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

先ほど栗山議員からご質問をいただきました宍倉出張所の執行の関係ですけれども、あと残す1カ月を切っているわけですが、法などと照らし合わせながら、地権者の方と十分なるご協議を重ねていき、年内にある程度解決ができるよう努力を続けてまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

あと、先ほど山口部長のほうからご答弁のありました205万円ほどの税の分ということで、今回補正予算において固定資産税として680万円ほど歳入の予算計上を行っております。したがって、賃貸料として地権者にお支払いした金額につきましては、すべて税のほう、あるいは国税で地権者の方に納付書を発送して、同額をすべて市のほうへ納めていただくというやり方で

すので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

予備費の件であります、予備費で計上させていただいているということでもありますから、あくまでも予備費でありまして、石岡斎場が合意に達してないという事情もお話ししているとおりでございます。そのとおり読んでいただければよいと思います。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

予備費というのは、市長はよくわかってないよね。これは一般財源でしょう。石岡斎場は特例債事業なんですよ。特例債事業の予算を一般財源で充てる執行部はないでしょう、予算書へ。明らかにこれは欠陥予算でしょう。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

あくまでも、予算書のとおりであります。予備費は予備費で、それに見合うものを別に特例債とか何かで組んであるわけではないのであります。そういうことです。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

あんたはね、この予備費の中に石岡斎場の、まともれば向こうへ出すと言っているんですよ。これは一般財源でしょう。あそこは特例債事業なんですよ。特例債事業として議会で認定しているんですよ。そうした場合におかしいでしょうがな。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

何度も申しませんが、衛生費として出すことが決まっているわけではないんです。あくまでも予備費ですから、決まってないので予備費ということです。それでご理解をいただきたいと思いません。これは今のところ水かけ論かと思うんですが。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 塚野 勇君。

○市長公室長（塚野 勇君）

ただいま予備費の関係での議論がされているわけでございます。予備費の使い道等についてはご案内かと思えます。そういう中で、今回、先ほど来市長のほうからもありますように、広域議会の中でのやりとりの中で、まだ市長としても納得できないというようなことで、今回の当初予算には、予備費の中に留保財源というようなことで計上させていただいているところでございます。

さらに、特例債事業というようなことでの扱いでございますが、これにつきましては、今後衛生費に組み替えた中で、さらに事業内容が確定した上で、県のほうに特例債事業として内容を踏まえて協議をし許可を受ける、そういう考え方でございまして、現時点では、ただいまご質問のように、あくまで一般財源での扱い、計上になっております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

あの石岡斎場は、前にこの議会でもって既に認定しているんです。その事業なんですよ。これから認定するとかしないとかの問題ではないし、まず、予備費というのは目的が何もないんです。目的がはっきりしているものを予備費として計上するのは、これは大きな間違い。答弁は結構ですから、総務委員会でみっちり練ってもらって、私は総務委員長に聞きます。

以上。

○議長（小座野定信君）

以上で、各議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第3号ないし議案第30号までの各議案の審査につきましては、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

次いで、お諮りいたします。

ただいま付託いたしました案件につきましては、万一付託違いがある場合には議長において処理することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 4 選挙第7号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙

○議長（小座野定信君）

日程第4号、選挙第7号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によることとし、議長から指名したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とし、議長から指名することに決しました。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に6番 小松崎 誠君を指名いたします。

次いで、お諮りいたします。

ただいま議長が指名したとおり、当選人として定めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名しましたとおり、6番 小松崎 誠君が当選されました。

ただいま当選されました小松崎 誠君が議場におられますので、本席から会議規則第32条2項の規定により当選の告知をいたします。

日程第 5 休会について

○議長（小座野定信君）

日程第5、休会についてを議題といたします。

お諮りいたします。

常任委員会の開催及び議事整理のため、あす3月5日から3月23日までの19日間を休会にいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

○議長（小座野定信君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、3月24日午後2時から本会議を行います。

本日はこれにて散会いたします。

なお、この後、各常任委員会において会議を開く際は、総務委員会は会議室、文教厚生委員会は第1委員会室、産業建設委員会は第2委員会室でお願いいたします。

本日はご苦勞さまでございました。

散 会 午後6時13分

平成23年

かすみがうら市議会第1回定例会会議録 第5号

平成23年3月24日(木曜日)午前10時15分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
5番	古橋智樹君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	土木部長	松澤徳三君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	大塚隆君
市長公室長	塚野勇君	消防長	井坂沢守君
総務部長	山中修一君	教育部長	横瀬典生君
市民部長	川島祐司君	水道事務所長	仲川文男君
保健福祉部長	竹村篤君	農業委員会事務局長	中島邦之君
環境経済部長	山口勝徑君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	局長補佐	豊崎光彦
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子

議事日程第5号

日程第 1 議案第 3号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について
議案第 4号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について
議案第 5号 かすみがうら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第 6号 かすみがうら市行政組織改革に伴う関係条例の整備に関する条例の

- 制定について
- 議案第 7号 かすみがうら市光をそそぐ交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 議案第 8号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9号 かすみがうら市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第12号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第14号 平成22年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）
- 議案第15号 平成22年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第16号 平成22年度かすみがうら市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 議案第17号 平成22年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 議案第18号 平成22年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第19号 平成22年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第 4 議案第20号 平成23年度かすみがうら市一般会計予算
- 発議第 2号 議案第20号 平成23年度かすみがうら市一般会計予算に対する修正（案）
- 日程第 5 議案第21号 平成23年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
- 議案第22号 平成23年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第23号 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算
- 議案第24号 平成23年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第25号 平成23年度かすみがうら市介護保険特別会計予算
- 議案第26号 平成23年度かすみがうら市水道事業会計予算
- 議案第27号 土浦石岡地方広域市町村圏協議会の廃止について
- 議案第28号 市道路線の変更について
- 議案第29号 市道路線の認定について
- 議案第30号 市道路線の認定について
- 日程第 6 請願第 3号 T P P交渉参加反対に関する緊急請願
- 日程第 7 委員会発議第1号 環太平洋連携協定（T P P）への参加に関する意見書（案）
- 日程第 8 請願第 4号 建設業協会の経営改善に関する請願書

- 請願第 5号 かすみがうら市商工会市補助金に関する請願書
- 陳情第 2号 陳情書「補助金減額見直しのお願について」
- 日程第 9 選挙第 8号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合議会議員の選挙
- 日程第 10 委員会発議第2号 事務検査に関する決議(案)について
- 日程第 11 閉会中の継続審査について
- 日程第 12 閉会中の所管事務調査について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 3号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について
- 議案第 4号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について
- 議案第 5号 かすみがうら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6号 かすみがうら市行政組織改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 7号 かすみがうら市光をそそぐ交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 議案第 8号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9号 かすみがうら市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 10号 かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 11号 かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 13号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 12号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第 1 委員会発議第3号 議案第 12号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案に対する附帯決議(案)
- 日程第 3 議案第 14号 平成22年度かすみがうら市一般会計補正予算(第7号)
- 議案第 15号 平成22年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 議案第 16号 平成22年度かすみがうら市老人保健特別会計補正予算(第2号)
- 議案第 17号 平成22年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算(第5号)
- 議案第 18号 平成22年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 議案第 19号 平成22年度かすみがうら市水道事業会計補正予算(第2号)
- 追加日程第 2 緊急質問

- 日程第 4 議案第 20 号 平成 23 年度かすみがうら市一般会計予算
発議第 3 号 「議案第 20 号 平成 23 年度かすみがうら市一般会計予算」に対する修正（案）
- 日程第 5 議案第 21 号 平成 23 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
議案第 22 号 平成 23 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 23 号 平成 23 年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算
議案第 24 号 平成 23 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算
議案第 25 号 平成 23 年度かすみがうら市介護保険特別会計予算
議案第 26 号 平成 23 年度かすみがうら市水道事業会計予算
議案第 27 号 土浦石岡地方広域市町村圏協議会の廃止について
議案第 28 号 市道路線の変更について
議案第 29 号 市道路線の認定について
議案第 30 号 市道路線の認定について
- 日程第 6 請願第 3 号 T P P 交渉参加反対に関する緊急請願
- 日程第 7 委員会発議第 1 号 環太平洋連携協定（T P P）への参加に関する意見書（案）
- 日程第 8 請願第 4 号 建設業協会の経営改善に関する請願書
請願第 5 号 かすみがうら市商工会市補助金に関する請願書
陳情第 2 号 陳情書「補助金減額見直しのお願について」
- 追加日程第 3 議案第 31 号 かすみがうら市暴力団排除条例の制定について
- 追加日程第 4 議案第 32 号 市長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 33 号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について
- 追加日程第 5 諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
諮問第 2 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第 9 選挙第 8 号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合議会議員の選挙
- 日程第 10 委員会発議第 2 号 事務検査に関する決議（案）について
- 日程第 11 閉会中の継続審査について
- 日程第 12 閉会中の所管事務調査について

開 議 午前 10 時 15 分

○議長（小座野定信君）

おはようございます。

開会の前に、まず冒頭に、今回の東北地方太平洋沖地震でお亡くなりになられた方々に対し、かすみがうら市議会を代表いたしまして、心より追悼の意を表したいと思っております。

あわせまして、津波等により甚大な被害に見舞われた方々に対しましても、心よりお見舞いを申し上げます。

我がかすみがうら市におきましても被災地であり、議会として多くの人に支えられたことに感謝しつつ、地震の記憶を教訓とし、決して風化させてはならないと考えております。

ただいまの出席議員は16名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

会議に先立ち、本日、議会事務局職員により議場内の写真撮影を許可いたしますので、ご連絡申し上げます。

また、音響設備の関係で、市職員がマイクの受け渡しのため議場に入りますので、ご了承願いたいと思います。

傍聴人の方々に申し上げます。会議におきまして、傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されております。静粛に傍聴なされますようお願い申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

諸般の報告を行います。

かすみがうら市教育委員会委員長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定による、平成22年度教育委員会の運営及び教育委員会の所管する事務事業の点検・評価の報告書が提出され、その写しをお手元に配付しておきましたので、ごらんおき願いたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 1 議案第 3 号ないし議案第 1 1 号及び議案第 1 3 号

○議長（小座野定信君）

日程第 1、議案第 3 号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定についてないし議案第 11 号 かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第 13 号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての 10 件をかすみがうら市議会会議規則第 35 条の規定により一括議題といたします。

ただいまの議題につきましては、各常任委員会にそれぞれ付託をしております。

常任委員会委員長の報告を求めます。

初めに、総務委員会委員長 小松崎 誠君。

[総務委員会委員長 小松崎 誠君登壇]

○総務委員会委員長（小松崎 誠君）

かすみがうら市議会総務委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第 39 条第 1 項の規定によりご報告いたします。

ただいま議題となっている議案第 3 号ないし議案第 8 号について、3 月 4 日、8 日、9 日の 3 日間、会議を開催し、各担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第 5 号、議案第 7 号、議案第 8 号については可決すべきものと、議案第 3 号、議案第 4 号、議案第 6 号については否決すべきものと決しました。

審査の経過並びに概要については、別紙委員会概要報告書のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思います。

なお、委員会概要報告書は平成 23 年 3 月 23 日現在の整文前の原稿により配付しておりますので、数値等の相違、誤字脱字等がありますので、ご容赦願います。

会議録は完成後、次期定例会において配付予定でありますので、よろしくお願ひいたします。
以上で総務委員会委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

次いで、文教厚生委員会委員長 古橋智樹君。

[文教厚生委員会委員長 古橋智樹君登壇]

○文教厚生委員会委員長（古橋智樹君）

かすみがうら市議会文教厚生委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

ただいま議題となっている議案第9号、議案第11号、議案第13号につきましては、3月4日、8日、10日、11日、17日、18日の6日間、委員会を開催し、教育長並びに各担当部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第9号、議案第11号、議案第13号については可決すべきものと決しました。

審査の経過並びに概要については、別紙委員会概要報告書のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思ひます。

なお、委員会概要報告書は整文前の原稿、またその抜粋による報告であるため、数値等の相違、誤字脱字等がございましたら、ご容赦願ひます。

会議録は完成後、次期定例会において配付予定でありますので、よろしくお願ひいたします。

以上で文教厚生委員会の委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

次いで、産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

[産業建設委員会委員長 矢口龍人君登壇]

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

かすみがうら市議会産業建設委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

ただいま議題になっている議案第10号について、3月4日から17日までの間、6回の会議を開催し、市長並びに各担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

慎重な審査の結果、議案第10号は可決すべきものと決定いたしました。

審査の経過並びに概要については、別紙委員会概要報告書のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思ひます。

なお、委員会概要報告書は平成23年3月23日現在の整文前の原稿から作成し配付しております

ので、数値等の相違、誤字脱字等がありますので、ご容赦願いたいと思います。

なお、会議録は完成後、次期定例会において配付予定でありますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上で産業建設委員会の委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

以上で各常任委員会委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、議案第3号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定についての討論を行います。

本案に対する委員長の報告は否決であります。

佐藤文雄君から賛成討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第3号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について、賛成の立場で討論に参加します。

討論に先立ちまして、去る11日14時46分に発生した東北地方太平洋沖地震は、日本での観測史上最大の巨大地震とされ、地震と津波による被害は甚大なものとなっております。痛ましい犠牲となった方々に対し謹んで哀悼の意を表するとともに、被災者の皆さんに心からのお見舞いを申し上げます。

議案第3号の副市長の給料月額の特例に関する条例の制定についてであります。市長の政策的な判断として、副市長の給与月額10%削減については同意をいたします。

しかし、私は、今回の震災時における市当局の事態の対応や対策及び予算編成に当たって数々の問題点が指摘されております。より一層早急な副市長の選任が必要であると痛感しているところでもあります。ぜひ、市長の片腕として、調整能力を持ち、実務的にもたけた副市長を選任することを強く要請し、賛成といたします。

○議長（小座野定信君）

次いで、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

他に討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

本案に対する委員長報告は否決であります。

したがって、原案の採決を行います。

この採決は起立により行います。

議案第3号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立少数であります。

よって、議案第3号は否決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第4号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定についての討論を行います。

本案に対する委員長の報告は否決であります。

佐藤文雄君から賛成討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第4号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について、前議会に引き続き提案された条例の制定であります。宮嶋市長の政策的な判断、いわゆる給与月額10%削減を覚悟して、同意を前提に、9月議会に選任されて教育長となった菅澤氏の決意も、私は評価したいと思います。これはあくまでも宮嶋市長の在任期間の特例でありますので、同意をいたします。

○議長（小座野定信君）

次いで、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

本案に対する委員長の報告は否決であります。

したがって、原案の採決を行います。

この採決は起立により行います。

議案第4号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立少数であります。

よって、議案第4号は否決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第5号 かすみがうら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定

についての討論を行います。

佐藤文雄君から反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第5号 かすみがうら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論に参加します。

人事院勧告の給与削減については、市長みずから職員組合との交渉を行い、一定の理解を受けたという点は、これは評価をいたします。しかし、平成23年度予算における人事院勧告に伴う給与改定の影響額は、職員1人当たり年間で8万2500円、総額にして3820万円であります。

日本共産党は、公務員給与削減の民間労働者へ及ぼす影響は大きく、内需拡大に逆行し、地域経済を一層冷え込ませる賃金削減のマイナスの連鎖に拍車をかけるものとして、公務員の給与削減には反対の立場であります。

日本経済の最大の問題が、長年にわたって賃金が減り続けていることにあることは、今や立場の違いを超えて、共通の声となっております。昨年11月、連合主催の会合で、富士通総研のエコノミストが「来年の春闘は4%の賃金上げを目指せ」と題して講演を行いました。そこでは、「10年以上も賃金が下がり続ける国は、先進国の中で唯一日本だけである。その結果は、内需の低迷、勤労者の労働意欲の低下など、経営側にとっても好ましいものではない。企業は200兆円もの現金をため込みながら、成長のための投資や適切な分配は忘れられている」とずばり指摘し、経営と労働の真摯な議論を求めています。財界のシンクタンクが労組の集会で賃上げを訴える、これも大幅賃上げが日本経済全体の立て直しのための大義ある闘いであることを示す出来事だと思えます。

こんな異常な賃下げ社会でいいのかを国民的な大問題にし、正規も非正規も民間も公務も、すべての労働者、国民が連帯して大幅賃上げを目指す闘いが今求められていると考えております。

以上、討論とします。

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第5号の採決を行います。

本案は異議がございませんので、起立により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第6号 かすみがうら市行政組織改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての討論を行います。

本案に対する委員長の報告は否決であります。

よって、賛成の討論から行います。

初めに、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

本案に対する委員長の報告は否決であります。

したがって、原案の採決を行います。

この採決は起立により行います。

議案第6号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立少数であります。

よって、議案第6号は否決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第7号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第7号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第8号 かすみがうら市光をそそぐ交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第8号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第9号 かすみがうら市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

佐藤文雄君から反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第9号 かすみがうら市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

老人保健制度は、高齢者が国保、健康保険、健保など、それぞれの医療保険に加入したまま、医療の給付は住んでいる市町村から受ける制度であり、高齢者の医療を公費と各保険からの拠出金によって支え、高齢者の窓口負担を一般より低くするための仕組みであります。年齢だけで別の制度にする後期高齢者医療制度とは決定的に異なります。

日本共産党は、75歳という年齢で差別する医療制度、後期高齢者医療制度については、これを直ちに廃止し、もとの老人保健制度に戻すことを主張しております。

したがって、老人保健特別会計の、この閉鎖をすることについては反対をいたします。

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第9号の採決を行います。

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第10号 かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

本案に対しましては、会議規則第51条の規定により、通告のあった賛成討論から発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第10号 かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論をいたします。

今回の改正の大きな点は、事業に用いる土砂等、いわゆる残土について、これまで運用と称して容認していた民間のストックヤードからの搬入を原則禁止したこととあります。さらに、残土の搬入元を原則茨城県内に限定し、改良土の搬入禁止を記載したことは大いに評価されます。また、事業施工者だけではなく、土地の提供者、いわゆる所有者である事業主にも責務を負わせる。そして、周辺関係者の定義を決め、周辺住民等への理解を促すために、今まであいまいであった説明会、同意書の範囲を明確にしたこととあります。

約1年間に及ぶ千代田地区幕ノ内集落での残土問題は、幕ノ内区長を初め、そこで生活し営農する住民に多大な混乱と負担をかけました。事業施工者は、いまだに完了届を出しておらず、行方知らずという状況であり、いまだに全面的な解決には至っておりません。

今回の苦い経験を生かし、今後、市当局及び農業委員会の残土に対する厳格な対応を求めて、賛成討論といたします。

○議長（小座野定信君）

次いで、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第10号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

異議なしと認め、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第11号 かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第11号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第13号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第13号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第13号は原案のとおり可決されました。
暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時43分

再 開 午前10時51分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日程第 2 議案第12号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小座野定信君）

日程第2、議案第12号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

ただいまの議題につきましては、文教厚生委員会に付託しております。

委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 古橋智樹君。

[文教厚生委員会委員長 古橋智樹君登壇]

○文教厚生委員会委員長（古橋智樹君）

かすみがうら市議会文教厚生委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

ただいま議題となっている議案第12号につきましては、3月4日、8日、10日、11日、17日、18日の6日間、委員会を開催し、各担当部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第12号については可決すべきものと決しました。

続いて、3名の委員から議案第12号に対する附帯決議案の提出があり、直ちにこれを議題とし、提出者に趣旨説明を求めました。

採決の結果、賛成多数で附帯決議を付すことに決しました。

なお、ここに附帯決議を朗読いたします。

1つ、かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案は、一部の納税者の負担を軽減する反面、応能・応益の変更により、一部負担増となる。これらを踏まえ、改正の趣旨や制度の概要について、市民に対し徹底した周知を図ること、また、周知状況について当委員会に報告することを求める。

2つ、市当局は、制度改革の概要について執行者の責務として説明責任を果たすこと。

以上、決議する。

これで文教厚生委員会の委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

これより委員長に対し、議案審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

次いで、議案第12号の討論を行います。

佐藤文雄君から反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第12号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

今回の改正案は、世帯の国保加入者数に応じて計算される均等割を、医療分で22%、後期高齢者支援分で11%、介護保険分で25%と大幅に引き上げた結果、所得が少なく、固定資産税が賦課されていない世帯、また加入者数が多い世帯にとっては引き上げとなります。試算したモデルケースの結果でも明らかですが、問題は、引き下げられる世帯数と引き上げになる世帯数の割合はどのようになっているか、またその税額の平均はどれくらいかとの質問に、市民部長は、茨城計算センターに依頼したが、プログラム作成の必要性があり、ある程度の期間が必要、そのプログラム作成には経費がかかるため提示はできない、3月中は難しいと述べたことであります。このような初歩的なシミュレーションもせず、税制の改正を行うことは言語道断であります。本来であれば、すべての国保加入者が改正によってどのような結果になるのか明らかにすべきものであります。

宮嶋市長の公約である国保税の引き下げが、所得が少なく、固定資産税が賦課されていない世帯、また加入者が多い世帯にとって引き上げになることは、公約違反と非難されることは必至であります。引き上げになる大きな原因に、市当局が応能割と応益割の比率を、国の指導である50対50に意図的に近づけ、53.4対46.6にしたことにあります。国保加入者の多くは、収入の少ない方であります。ですから、多くの自治体でも応益割を低くしているのが実態です。ちなみに、土浦市は59.3対40.7と報告されております。

国保加入者、加入世帯7,435世帯、平成22年8月現在であります。この38.7%、2,878世帯が所得50万未満の世帯であり、次に多いのが所得100万から200万未満の世帯で23.5%、1,749世帯であります。実に所得200万未満の世帯が74.1%、世帯数でいうと5,509というのが現実です。さらに、所得50万未満世帯の滞納について、単年度では世帯全体の38.9%で、金額では12.3%であります。累計になると、世帯全体の61.2%で、金額は38.4%と膨れ上がっております。国保年金課長は、所得が少ない方は滞納解消がなかなか難しく、累計では割合が高くなる傾向があることを認めております。このような税制の改正では、所得の少ない加入世帯をさらに滞納に追い込むことになるのではないのでしょうか。

私は、均等割を現行のままにして引き下げる、金額の多少はあっても、このことを要請をいたします。さらに、負担限度額の引き上げについても、国ではまだ決まっておられません。国が決めるからといって、先取りすることは問題であります。いずれにしても、実質的な引き上げ世帯がないようにすることを求めて、反対討論といたします。

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時00分

再 開 午前11時02分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

ただいま文教厚生委員会委員長から、委員会発議第3号 議案第12号かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案に対する附帯決議（案）が提出されました。

直ちにこれを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認めます。

よって、委員会発議第3号を直ちに日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

議案の配付をお願いいたします。

[議案配付]

追加日程第 1 委員会発議第3号 議案第12号かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案に対する附帯決議（案）

○議長（小座野定信君）

追加日程第1、委員会発議第3号 議案第12号かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案に対する附帯決議（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

文教厚生委員会委員長 古橋智樹君。

[文教厚生委員会委員長 古橋智樹君登壇]

○文教厚生委員会委員長（古橋智樹君）

議案第12号かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案に対する附帯決議（案）の提案理由を申し上げます。

議案第12号かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案は、宮嶋市長が選挙公約として掲げる国保制度の改革であり、概要としては、応能・応益を変更し、税率を近隣市町村の水準にすることを目的とし、あわせて一般会計からの繰入金9561万8000円を増額措置するものであります。

文教厚生委員会の審議においても、本案は、一部の納税者の負担を軽減する反面、応能・応益の変更により、一部負担増となることが指摘されました。

市当局は、今般の少子高齢化社会における社会保障制度の課題を背景に、当市にとりまして国保制度の新たなスタートであり、これを十分認識し、改正概要について執行者の責務として説明責任を果たし、さらに改正の趣旨や制度概要について市民に対し徹底した周知を図り、あわせて周知状況について議会に報告することを求めるものでございます。

国民健康保険特別会計の財源の主な内訳は、1つに国民健康保険税、2つに国や県の国庫金、交付金、3つ目にほかの保険等の被用者保険からの拠入金、さらにそこに4つ目として一般会計からの繰入金加わるわけでございます。一般会計の繰入金は、市民すべての公金でございます。したがって、この繰入金につきましては、市民によりましては、国民健康保険に対し1つのご負担ではなく二重、三重のご負担をいただくこともございます。したがって、国民健康保険の税率と一般会計の繰入金は、大変慎重なる取り扱いを執行部には求めるものでございます。

私からは、これらを踏まえ、再三申し上げますが、国保制度の新たなスタートとして、執行部には重ねての慎重な運営をお願い申し上げます。

議員諸公のご賛同をお願い申し上げ、私からの提案理由とさせていただきます。

○議長（小座野定信君）

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております附帯決議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認めます。

これより委員会発議第3号の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

今回の附帯決議の中身であります。宮嶋市長は、国保制度のあり方、いわゆる改革という、これを選挙公約したわけではなく、他市町村と比較して極めて高い国保税を引き下げるといふこ

とがその趣旨ではなかったかと私は認識しております。この制度の変更の中身について、応益・応能まで手を加えるという結果、低所得者にとっては大変な負担がかかってしまいます。本来、低所得者層が多い国保加入者、その実態からいって問題であります。これを説明しろといっても、説明し切れるものではありません。加えて、議会としてどういうふうに対応したのかということも問われるのではないのでしょうか。今回の賛否については、議会にも重い責務が残っているものと私は考えております。

以上、この附帯決議については反対といたします。

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより委員会発議第3号の採決を行います。

本案は異議がございませんので、起立により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、委員会発議第3号は原案のとおり可決されました。

日程第 3 議案第 14 号ないし議案第 19 号

○議長（小座野定信君）

日程第3、議案第14号 平成22年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）ないし議案第19号 平成22年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第2号）までの6件をかすみがうら市議会会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ただいまの議題につきましては、各常任委員会にそれぞれ付託しております。

各常任委員会委員長の報告を求めます。

初めに、総務委員会委員長 小松崎 誠君。

[総務委員会委員長 小松崎 誠君登壇]

○総務委員会委員長（小松崎 誠君）

かすみがうら市議会総務委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

ただいま議題となっている議案第14号について、3月4日、8日、9日の3日間、会議を開催し、各担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第14号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の経過並びに概要については、別紙委員会概要報告書のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で総務委員会委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

これより委員長に対し、議案審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

次いで、文教厚生委員会委員長 古橋智樹君。

〔文教厚生委員会委員長 古橋智樹君登壇〕

○文教厚生委員会委員長（古橋智樹君）

かすみがうら市議会文教厚生委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

ただいま議題となっている議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第18号につきましては、3月4日、8日、10日、11日、17日、18日の6日間、委員会開催し、教育長並びに各担当部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第18号については可決すべきものと決しました。

以上で文教厚生委員会の委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

次いで、産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

〔産業建設委員会委員長 矢口龍人君登壇〕

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

かすみがうら市議会産業建設委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

ただいま議題になっております議案第14号、議案第17号、議案第19号については、3月4日から17日までの間、6回会議を開催し、市長並びに各担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

慎重な審査の結果、議案第14号、議案第17号、議案第19号は可決すべきものと決定いたしました。

審査の経過並びに概要については、別紙委員会概要報告書のとおりでございますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で産業建設委員会の委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

以上で常任委員会委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、議案第14号 平成22年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）の討論を行います。

佐藤文雄君から反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第14号 平成22年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）に反対の立場で討論いたします。

石岡地方斎場組合にかかわる補正について、私はこれまで石岡地方斎場組合議会議員として、新斎場建設については石岡市染谷中島山への移転建設の問題点を指摘し、移転建設ではなく、現斎場での改築を求めてきました。しかし、石岡市長である組合管理者は、再考することなく、石岡市染谷中島山の買収を強行し、移転建設を強引に推進しております。

残念ながら、組合議会もこれに同意しておりますが、今回の斎場移転建設は5万8000平米という広大な共有地を平米当たり3,700円という高額な価格で買い取り、さらに火葬炉を現在の4基から8基に増し、150人から200人収容可能な葬祭場を1室設けるといふ、まさにバブル的な発想であり、最少の経費で最大の効果を挙げようとしなければならないという地方自治法第2条第14項に違反する行為であります。

加えて、その建設負担の財源を合併特例債に求めることは、均衡ある発展という趣旨にも反するものであります。

また、第3表の向原土地区画整理事業にかかわる債務負担行為の延長、平成23年から25年度まで3年間延長するもの、いわゆる追加補正であります。一般質問でも明らかにしましたように、当初からの組合員が仮換地の売却を自粛し、保留地を最優先にして販売すれば、保留地はとっくに完売していたのではないのでしょうか。この追加補正を承認することは、仮換地の売却を優先した当初組合員のモラルハザードや市当局の対応のおくれ、さらにその問題点を免罪することになり、私は認めることはできません。

以上、反対といたします。

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

[山内議員「はい。賛成」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

ありますか。

15番 山内庄兵衛君。

登壇願います。

[15番 山内庄兵衛君登壇]

○15番（山内庄兵衛君）

賛成の立場から討論をいたします。

今回の14号につきましては、待ちに待っていた石岡斎場組合がやっと移転の運びとなったわけです。火葬場というのはなかなか大変な問題があって、反対やら何かで問題はあった土地ですけれども、そこに移転をするということになりました。今の火葬場は、私も前にも申し上げましたとおり、ずっと前の石岡の火葬場、特別な宗教の人たちと、それから法定伝染病の人たちの火葬場でありました。それは狭隘でどうしようもない、別なところに、たくさんの大きな駐車場を持った商社のところを借りての今、操業をやっているような状態で、火葬場も狭く、そしてひつぎを前にもって密葬という形でやっているのが現状であります。

やはりお葬式は、葬式場で花を入れて、そして見送るのが本当ではないかなと思います。「おくりびと」という映画が非常に受けたのは、今まではぐくんできた、その人が送るときには、やはりきちんと、あんなにすばらしく化粧までして送っていくんだということが生者に対する戒めであります。そして、死者に対して、それを送ってやるということが大変なすばらしいことだと私は思っております。

そういうことで、この予算を組み、それから向原のことについても、当時からずっとやっておりますけれども、これらについても、今、執行部でも大変な努力をしております。そういうことで、これらを見守ってやらなければならないのではないかなと思います。一日も早く販売できることをお願いして、賛成といたします。よろしく願いいたします。

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第14号の採決を行います。

本案は異議がございませんので、起立により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第15号 平成22年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第15号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第16号 平成22年度かすみがうら市老人保健特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第16号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第16号は原案のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第17号 平成22年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第5号）の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第17号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第18号 平成22年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第4号）の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第18号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第19号 平成22年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第2号）の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第19号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第19号は原案のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝議員。

○14番（栗山千勝君）

はい、わかりました。

ここで緊急質問を求めます。

○議長（小座野定信君）

先ほども申し上げましたが、緊急質問を行うには、緊急性が客観的に判断できるような件名を述べるよう求めます。

ご説明願います。

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

1つ、平成23年東日本大地震の対応について、2つ、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う対応について、3つ、かすみがうら市の災害対策について、以上3件の緊急質問をしたいので、追加日程として、直ちに発言することについて同意を求めます。

以上です。

[「賛成」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ただいま14番 栗山千勝君から、緊急質問に同意の上、日程の順序を変更して、直ちに発言を許されたいとの申し出がありました。

よって、14番 栗山千勝君の緊急質問の件を議題といたします。

念のために申し上げます。

緊急質問については、かすみがうら市議会会議規則第63条の規定により、質問が緊急を要するとき、その他の真にやむを得ないと認められるとき、議会の同意を得て質問することができるかとされております。

この採決は起立により行います。

本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、14番 栗山千勝君の緊急質問に同意の上、日程の順序を変更して、直ちに発言を許すことは可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時34分

再 開 午前11時44分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

追加日程第 2 緊急質問

○議長（小座野定信君）

追加日程第2、緊急質問を行います。

なお、緊急質問における質問の発言時間については、議会運営委員会の決定により、20分間といたします。

発言を許します。

14番 栗山千勝君。

[14番 栗山千勝君登壇]

○14番（栗山千勝君）

緊急質問を行います。

去る3月11日金曜日、午後2時46分、常任委員会審議中に、マグニチュード9の東日本大地震は、東北・関東地方を未曾有の大地震と大津波が襲い、我々に自然災害の恐ろしさを知らしめました。大震災の被害は、その規模の大きさから、いまだ全容を見ることができません。この甚大な災害によって、死者は8,800人、行方不明者は1万8000人に上り、合計で2万6000人も超えています。

今回の地震の津波によって、集落が、まちが跡形もなく消えてしまうとだれもが想像できたでしょうか。散り散りになった家族を捜し出そうと、瓦れきの山と化したまちを迷い歩く父親、行方のわからない母親を求めて「お母さん」と泣き叫ぶ少女、なぜ自分一人が助かってしまうのかとおのれを責め続ける母親、テレビが伝える厳しく悲しい現実には、どうか夢であってほしいと思った方も大勢いると思います。

一方で、9日ぶりに軌跡の生還を果たした祖母と孫のニュースは、今も救出活動をしている方々の大きな励みとなり、希望となりました。16歳の少年の祖母を思いやる優しさ、機転、そして強さに、日本じゅうが感動しました。同じように、行方不明の方々がお一人でも多く生還されることを願うばかりであります。

そして、この大震災で亡くなられた大勢の皆様のご冥福を心よりお祈りを申し上げます。あわせて、大地震と津波により甚大な被害に見舞われました方々に対して心よりお見舞いを申し上げ、緊急質問に入らせていただきます。

私は、この大震災を教訓として、決して風化させてはいけないとの憂いから、緊急質問を行うものであります。これまで、市は災害対策として各種の計画書や初動態勢を作成しておりますが、今回を振りかえると、それは実態に即したものであったのか、反省点が多々あるのではないかと思います。それらを踏まえ、質問をいたします。

1つ、平成23年東日本大地震の対策について。

かねてより、私は一般質問で災害については何回も質問をしております。さらには、職員の教育についても質問をしております。果たして、私の質問に対して即対応できたかと思うと、非常に疑問点が多々あります。

そういう中で、7月の市長選が終わった後に、こう言った方がいます。宮嶋市長が誕生して、また何かあるんじゃないのかなと予測した人が1人います。それは村長時代のころなんですが、

毎日毎日雨が降りまして、霞ヶ浦の堤防がいつ切れてもおかしくないような状態でありました。そのときに、新治郡の町村議会のソフトボール大会、玉里でありました。消防団、関係機関が心配している中、当時の宮嶋村長は、そのソフトボール大会に参加してしまいました。私は地元の区長でもある議員でもある立場で、さらには堤防が近いということで、到底行く気になれなかった。そういうことを思い出した方が、何かあるんじゃないのかなと言った方が1人いるんですよ。それはそれとして、じゃ今度のこの大地震でもって、これは議会の会期中です。

そこで、市長にお伺いしますが、あの議会の会期中に市長はどこにおられたか、まず第1点、これをお伺いします。

2番目に、東京電力株式会社のこの原発の関係なんですが、非常に最初から私は心配しておったわけですが、現実には大きな問題が発生しております。放射能問題で農産物が出荷できない、その対応を具体的に関係部署とどういう対応をされたかお伺いしたいと思います。

次に、かすみがうら市の災害対策について。

これは今後の課題としてどういうふうに市長は考えておられるか、まずお伺いします。

以上です。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

ご登壇願います。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいまの栗山議員のご質問にお答えいたします。

まず、11日ではありますが、私は自宅にちょっと自分の個人の用がありまして、自宅に戻っておりました。

あと、2点目の原発の農産物の対応であります。今、環境経済部を中心に、農産物の出荷体制等の対応についてはしっかりと対応するように指示をさせていただきます。

3番目が今後の対応ですか。今後の対応については、引き続き、災害対策本部を今立ち上げてありますので、その対策本部を中心に対応してまいりたいと思います。おかげさまで、市内の水道、電気等についてはもう完全に復旧しておりますので、今後は、先ほども全協等でお話をいたしました。福島、東北方面の避難民の受け入れ、そういったところに重点が移ってくるのではないかと考えておりますので、まだ余震も続いておる中、油断はできないわけではありますが、本震以上のものはないと考えておりますので、引き続き用心をしながら対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

ただいま市長は、会期中にもかかわらず、個人の用で自宅にいたというような発言でございましたが、当然会期中であり、議長からは出席要求も出ているはずだと思います。当然、待機して

いなければならない。個人の用であれば、個人の用だということで緊急性がある場合には、これはやむを得ない。やはり議会事務局に報告するのが当たり前だと私は思っています。そういう義務を怠っている。これは非常に無責任な行為じゃないのかと私は思います。その点についてどう思うか。

次に、即座に災害対策本部が設置されたということは、これはすばらしいことですよ。しかしながら、その災害対策本部、どういう災害対策本部かという、普通なら、大きなテーブルを囲んで、1室を借りて、かすみがうらの全図を置きまして、黒板を書きながら、本部長がいて、副本部長がいて、いろいろ対応していくというのが普通かと思えます。しかしながら、地図一枚ない。どういう指揮命令となっているか全くわからない。私が今まで防災についての質問が、今まで何だったのかと。そのたび、きれいごとで逃げていたわけですよ。それが市民に対して通るかというの。

職員の教育をきちんとしていけば、そういう機転をきかせて、どうしなければならないというのは即座に対応できるわけですよ。そこには消防長もいない。全くこれ市民のサービスになっていない。土浦市においてはね、インターネット、携帯電話のサイトにおいても、全部情報を提供しているんですよ。かすみがうら市はインターネットにも配信していない、携帯サイトにも出ていない、何だというような声が私の耳に入ってくるんですよ。その対応のおくれについて、具体的にご答弁をお願いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まず、第1点であります。たまたま議会の会期中ということで、大変、結果的に地震が発生したということで私もびっくりしまして、すぐ霞ヶ浦庁舎のほうに行きまして、電話で連絡をとりながら、すぐ対策本部を立ち上げたような次第であります。その後こちらの千代田庁舎のほうへすぐ向かいまして、対策本部の陣頭指揮をとらせていただきました。

また、当日、会期中ということではありましたが、私は特別職ということがあって土日も全然ありませんので、その都度、自分の用事等もありますから、それは適宜、1日抜けるようなことはないわけではありますが、特に平日においては適宜自分の用をなすようにしております。

さらに、対策本部についてであります。いろんな対応について多少不備なところもあるかと思うんですが、そういったことは今回反省材料として、今後の対応に生かしていきたいなど、こういうふうにしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

今、市長、特別職だからねというような話でもって、議会中はいかなることがあっても、これは病気で入院はしようがないでしょうけれども、何が何でもいなくちゃならない。特別職だから自分の用を足したということは、これは理由にならないですよ。いつ何とき、市長は委員会に呼ばれるかわからないんです。特別職だからって、議会は全く別ですよ。ふだんの日、これはいいでしょうよ。議会の会期中は、市長たるべき者は議案の提案者なんです。提出者なんです。

すから、何が何でもいなくちゃならない。それも議会にも、こういうわけだと理由をつけて自分の用を足しに行ったわけじゃないようなんで、その責任は所在というのは大きいと思うんですよ。もう一度、その考えについてお伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

確かに自分の用事でありましたけれども、担当の部署には、いつでも戻れる態勢であるということ伝えて、自宅にいるということも話しながら行ったわけでありまして、かなり遠くへ行っちゃったとかそういうことではありませんので、市内にとどまっております、そういうことは、常任委員会の開催中ではありますが、実際問題として何回かございます。たまたま、このときは自宅に行っておりましたが、公務で市内にちょっと出るときもありますし、そういったことはたびたびございます。しかし、その都度行き先等については明確にしておいて、少なくとも30分以上もかかるところには行ってないという状況でありますので、ご了解を賜りたいと思います。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

今、市長の話だと、さもすぐ帰ってこれるからいいんじゃないかというような答弁ですけども、議会にも全く話ないんですよ。私、事務局長に、市長はどうしたんだと、そうしたらわからないと、そんなばかな話がありますか。私、支持した一人として恥ずかしいですよ、そんなことは。少なくとも会期中なんだから、ふだんの日はまあよしとしても、議会の会期中だから何が何でもこれは本庁にいなくちゃならない。どうしても急用があるんならば、やはり議会にも、こういうわけで席を外すと言うことが当たり前だと思うんですが、どうも反省の色がない。もう一度、答弁。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今後については、もし出るような場合は、議会のほうにも通知をして出たいと思います。しかし、会期中であるから、全然この庁舎から出だめということにはならないと思いますので、そういうことになりますと、逆に公務にも支障も出ますし、これ議会というのは、いわゆる我がかすみがうら市は今、会期を定めてやっておりますが、通年議会ということもありますし、そういうことを考えれば、議会中であるから長が必ずしもそこにとどまっていなくてはならないということは私はないと思います。

しかし、今回、議会のほうに連絡しないで出ていったと。これは従来そういうふうにしておったことは何回もあるわけでありまして、今回だけじゃなくて。ちょっとその点については今後反省材料として、もし庁舎外に出る場合は、議会にもちょっと話をしてから行くと。状況を見きわめながら、特別委員会、常任委員会の場合は委員会の様子を聞きながら、当面、私がいなくても大丈夫かなという対応をその都度判断しながら、適宜対応しているところでございます。今後についても、そういったところ、議会に報告するというのをきちんと反省材料としながら対応して

まいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

市長、今までもそういうことがあるというようなことで、全く反省の色がない。議会には、いつ何ときに呼び出されるかわからないんですよ。事細かく言えば、職員も迷惑かかる方もいるから私は言いませんけれども、このことについてはいろんな方に、どこにいたんだと聞いておるんですよ。全く反省の色がないですよ。いつ何とき呼ばれるかわからない。その都度ね、自宅にいたから、じゃ保留と審議中断する、そういう事態になるんですよ。うちの委員会でも一回ありました。議長にちょっとお伺いしますけれども、会期中は、市長はよっぽどの緊急性がない限りはここにいるべきだと私は思うんですが、議長、どうでしょうか。

○議長（小座野定信君）

他の市議会、全国的に見ましても、当然市長が招集しているわけですから、市長が待機するのは当然だと私は認識しております。

これより昼食休憩に入ります。再開は午後1時30分からといたします。

休 憩 午後 0時07分

再 開 午後 1時33分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

災害というのは、非常に災害対策本部ができて指揮命令系統が行き届いていなければ、なかなか職員は動くことができないというふうに私は理解しているわけでございまして、これが機能していないですね、全くね。一人がやることは、これは微々たるものだけでも、一人一人が責任を持って微々たるものを重ねたときには大きな仕事ができるというようなことで、まず本部長の指揮命令、非常にこれ欠けていたんじゃないかと私は思います。今でも余震が続いていますので、いつ何ときこの前のような大きな地震が来るかもわからないし、そういう中で、対策本部に消防長もいなかった。本当に、あの対策本部へ入って行って、情けなかった、私。

一番情けなかったのは、結局、道路関係で担当部署でもって現場を調査して、議会にも調査報告がありました。私ども産業建設委員会でも現場を見て来ました。そこで、私、何回か地元の議員として、うちのほうの柏崎集落というのは、入り口で火災があったときには消防車が全く入れないんですよ。それと、何回も議会で質問して、西側の堤防を防災道路として何とか整備してくれというようなことで、それを整備しました。ところが、その中間でもって段差が50センチ以上できちゃって通行不可能なんです。そういうことが消防署に連絡が行っていない。東消防に聞いたら、そういう話は聞いていないと言うんです。本当に生ぬるい行政運営をしているわけですよ。その間、何回も防災についての質問をしているわけですから。

とにかく本部長はどんと座って、担当職員に命令していれば一番いいわけですよ。あとは、関

係専門家にアドバイスを受けて、いろんな形で市民が安心して生活できるように。それが全く機能していなかった。霞ヶ浦地区は幸いにして水道水は出ておりましたけれども、千代田地区については非常に不自由な思いをしておりました。それだって、私は千代田の水道、今回についても何とかしなくちゃならないなと何回も質問をしていた。ただ、議会だけ逃れればいいというような感覚でもって執行部がいたら大間違いです、これは。そういう中で、これからでも余震が想定されるんで、今からどうしなくちゃならないかということが一番大事なんで、その考えについて市長にお伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

災害対策本部の対応であります。私が本部長ということで、総務部長が副本部長ということでやっております。私も四六時中やれるわけではありませんので、どちらかはなるべくいるようにするというのでやっておりました。

消防長の件であります。消防署が本部がすぐ庁舎近いということで、消防長は立哨、歩哨、本部で指揮をとると。絶えず連絡員が行き来する形をとっておりました。また、水道等については、水道の霞ヶ浦地区にある水道事務所の本部のほうに本部長を置きまして、課長がこっこの災害対策本部に常駐する形で、絶えず連絡をとり合いながら、水道の状況がどうなっているかというのを、災害対策本部のほうで水道事務所の課長をパイプに、情報収集に当たっておりました。

また、極力、現場の対応もあるわけですが、各部長についてはなるべくそのまま、土木部長であるとか環境経済部長、教育部長等は、震災後数日間はこちらの本庁舎のほうになるべくするようにしまして、霞ヶ浦庁舎のほうにはこちらの本部から連絡を出す。しかし、そういう中でも震災後数日間のうちに何度か、霞ヶ浦庁舎と千代田庁舎の連絡が電話も携帯もつながらないような状況も何度か発生いたしまして、そういう際には車で走らせて連絡をとったり、そういうこともありました。何せ我々の経験上初めてという震災でありましたので、いろいろ対応等については反省すべき点多かろうとは思いますが、今後の糧にしたいと、こういうふうと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。あと3分となりました。

○14番（栗山千勝君）

今、話を聞いていても、これ発想も機転も何もない。水道課にしても本部にしても、全く話が通じていない。私はいち早く、うちにいい水槽があるから貸しますよと提案しても、それを使用するのに1日かかっているんですよ。そんなばかな話がありますかというの。

そこで、私は言いますが、建設業協会での関係、別におれは建設業協会につけるわけじゃないですが、防災協定も結んでいるんだから、建設業界の方々はいろんな重機も持っていれば、発電機も持っているんですよ。発電機を持っていれば、大概なことは対応できるの。自家水を持っている人は、電気がなければできないわけですから、発電機を持っていけば、自家水道を回せるんですよ。そうすることによって、幾らでも市民に心配をかけないで水の供給ができる。市で発電機を持った場合には負担が物すごくかかる。使わないときは機械もだめになっちゃう。業者の方

はそういう機械も持っているんですよ。そういう観点からも、やはり地元の建設業界も大事にしないでくれない。特別、私は仕事を多くやれとも言わない。

ただ、商工会にしても、ああいう形で大分もめましたけれども、商工会にお願いして、緊急車両のみ、ガソリンでも何とか供給してくれないかと、物も供給してくれないかとお願いすれば、商工会においても決して嫌とは言わない、積極的に対応してくれると思う。真藤会長にも、私が連絡していろいろ話を聞いてみた。できることは幾らでも努力すると言うんですよ。

だから、地元の企業をやはり一番大事にしないでくれないというのは、これ基本ですよ。また、かすみがうら市の市民がその企業へ行って働いているのがほとんどなんです。そういう観点から、やはり地元の企業、これ大事にしてもらって、行政運営に反映してもらえればなというふうに思うわけであります。

時間がないようですから、これはこの続きについては6月の定例会に質問したいと思います。以上です。

○議長（小座野定信君）

答弁はよろしいですか。

○14番（栗山千勝君）

結構です。

○議長（小座野定信君）

以上で14番 栗山千勝君の緊急質問を終わります。

日程第 4 議案第 20号並びに発議第 3号

○議長（小座野定信君）

次いで、日程第4、議案第20号 平成23年度かすみがうら市一般会計予算並びに発議第3号「議案第20号 平成23年度かすみがうら市一般会計予算」に対する修正（案）をかすみがうら市議会会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ただいま議題となっております議案第20号につきましては、各常任委員会にそれぞれ付託をしております。

常任委員会委員長の報告を求めます。

初めに、総務委員会委員長 小松崎 誠君。

[総務委員会委員長 小松崎 誠君登壇]

○総務委員会委員長（小松崎 誠君）

かすみがうら市議会総務委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

ただいま議題となっている議案第20号について、3月4日、8日、9日の3日間、会議を開催し、各担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第20号については否決すべきものと決しました。

なお、審査の経過並びに概要については、別紙委員会概要報告書のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で総務委員会委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

この報告書の中ではちょっと見出しできないんで、執行部に答弁をもらっても結構なんですけど、歳入面で地方債、継続費とか起債を起こすわけですが、当市は筑波銀行が指定金融機関であります。そういう中で、この借入金の集計表を見ますと、決して筑波銀行が借入金額が多くなくて、ほかの金融機関が多いわけですね。指定金融機関だから、当然安い金利で借りられるのではないのかなと私は思うわけですが、ほかの金融機関のほうが借入金が相当多いというような観点から、多い順から3行あたりのこの借り入れの金利についてご答弁願いたいと思います。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時48分

再 開 午後 1時49分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

答弁を求めます。

市長公室長 塚野 勇君。

○市長公室長（塚野 勇君）

ただいまの23年度の予算案の中で、ただいまございますように地方債とかの関連してのご質問でございます。

ご案内のように、23年度これから執行の中で具体的に決まるわけですが、通常、一般的に起債等を起こす場合に、借入期間とかいろいろな条件がございます。そういうことで、現在、諸条件を示しまして、金融機関から見積もり入札、そういう形をとっております。公平な形で、その中で市の条件に合ったところから借り入れする、そういう形をとっております。そういう中で、ご指摘のように、指定金融機関だけがそのような条件に合う場合もありますけれども、ほかの金融機関がその条件に合う場合もございます。その借入条件、時期、種々さまざまな中でそれぞれ対応していただいている内容でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

私の資料を見れば、借入先から見て、筑波銀行が3番目あたりかなというように思うわけですが、ほかの金融機関のほうが今、利子が安いのか。私は、指定金融機関だから当然、筑波銀行に安い金利で借りたほうがいいのではないのかなと思うわけですね。それで、最高責任者の市長に、その点についてお伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

借入れ等については、今、公室長が答弁したように、その都度見積もり入札等で決定をしております。それ以上のことはないんでありまして、指定金融機関をどこにするかということは、従来ずっと関東つくば銀行ということでやっております、そのままの形が続いているということでありまして、筑波銀行がやっぱりそのときの資金の状況等によって金利が安く提示できないということもあろうかと思えます。その結果が結果的に3番目だと、そういうことなのかなと思えます。

こういう状態がいつも続くということであれば、借入れのトップがどこであるかちょっと、もしかしたら常陽さんかもしれませんが、皆さんが1番のところがいいだろうということが、そういう意見が多く出されるようになれば、それは別にどこでも構わないと思えますので、今後の検討材料にしていきたいと思えます。

○議長（小座野定信君）

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

以上で質疑を終結いたします。

次いで、文教厚生委員会委員長 古橋智樹君。

[文教厚生委員会委員長 古橋智樹君登壇]

○文教厚生委員会委員長（古橋智樹君）

かすみがうら市議会文教厚生委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

ただいま議題となっております議案第20号につきましては、3月4日、8日、10日、11日、17日、18日の6日間、委員会を開催し、教育長並びに各担当部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

当議案に関連し、志筑小学校新築校舎建設の進捗状況の調査、今後、耐震補強工事が予定されている下稲吉東小学校の現況確認と、下稲吉中学校校舎耐震補強工事の進行状況の確認、以上3つとして3月4日の委員会において委員派遣を議決し、3月8日に現地調査を実施いたしました。

志筑小学校新築校舎建設の進捗状況の調査では、担当部課長、現場代理人等から工事の進捗及び来年度の予定について確認してまいりました。

また、今後、耐震補強工事が予定されている下稲吉東小学校の現況確認と、下稲吉中学校校舎耐震補強工事の竣工状況の確認では、担当部課長等から説明を受け、それぞれ確認をしました。

なお、審査の結果、議案第20号については可決すべきものと決しました。

続いて、3名の委員から議案第20号に対する附帯決議案の提出があり、直ちにこれを議題とし、提出者に趣旨説明を求めました。

採決の結果、全会一致で附帯決議を付すことに決しました。

なお、ここに附帯決議を朗読します。

1つ、行財政改革の推進は地方自治体にとって責務であると言っても過言でなく、かすみがう

ら市でも同様である。しかし、行財政改革の推進手法や削減額は、事業の実態を掌握した上で、さまざまな角度から検証し、削減影響を十分にかんがみ、推進すべきであることを留意すること。

2つに、かすみがうら市シルバー人材センターは、補助金の見直しに対し協力的な姿勢であるが、同センターの実態運営を踏まえ、シルバー人材センター補助金の急激な削減ではなく、自主的かつ自助努力のもとに年次的に運営改善を進められるよう、200万円の削減ではなく100万円の削減とすること。

以上、決議する。

これで文教厚生委員会の委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

これより委員長に対し、議案の審査経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

次いで、産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

[産業建設委員会委員長 矢口龍人君登壇]

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

かすみがうら市議会産業建設委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告を申し上げます。

ただいま議題となっている議案第20号について、3月4日から17日までの間、6回会議を開催し、市長並びに各担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

慎重な審査の結果、議案第20号は可決すべきものと決定いたしました。

また、委員より附帯決議案が提出され、委員会として議案第20号に附帯決議を付することに決定いたしました。

附帯決議の内容を報告申し上げます。

平成23年度かすみがうら市一般会計予算内の産業建設委員会の所管に関する歳入歳出予算中に、商工振興対策事業費補助金が2000万円計上されております。本補助金は、かすみがうら市補助金等審議会から縮減の答申がなされ、それらを受け、市は500万円減として提案したものであります。一方、かすみがうら市商工会から、一定期間は従前並みの補助を求める請願が提出され、産業建設委員会は、この請願について関係者から意見を聴取し、多面的な角度から審査を行いました。

また、石岡地方斎場組合の平成23年度当初予算では、本市の石岡地方斎場建設負担金が計上され、妥協案が示されているにもかかわらず、本市の平成23年度一般会計当初予算の衛生費には計上されていない。

これらの審査を踏まえ、次の事項に十分留意し、対処することを求める。

1、行財政改革の推進は地方自治体にとって責務であると言っても過言ではなく、かすみがうら市でも同様である。しかし、行財政改革の推進手法や削減額は、事業の実態を掌握した上で、さまざまな角度から検証し、削減影響を十分にかんがみ、推進すべきであることを留意すること。

2、かすみがうら市商工会は、補助金の見直しに対し協力的な姿勢であるが、同会の実態運営

を踏まえ、商工振興対策事業費補助金の急激な削減ではなく、自主的かつ自助努力のもとに年次的に運営改善を進められるよう、500万円の削減ではなく250万円の削減とすること。

3、平成23年度かすみがうら市一般会計予算の衛生費に石岡地方斎場の整備負担金を計上すること。

以上が決議の内容です。

次に、五輪堂橋の協定について、地方自治法第98条第1項の規定により、事務の検査を行うため、決議案を委員会提出することに決定しました。

審査の経過並びに概要については、別紙の委員会概要報告書のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思えます。

以上で産業建設委員会の委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

次いで、委員長に対し、議案の審査経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

以上で各常任委員会委員長に対する質疑を終結いたします。

本案に対しましては、小松崎 誠君外2名から修正案が提出されております。

提出者の説明を求めます。

6番 小松崎 誠君。

[6番 小松崎 誠君登壇]

○6番（小松崎 誠君）

「議案第20号 平成23年度かすみがうら市一般会計予算」に対する修正（案）の提案理由について申し上げます。

平成23年度一般会計予算（案）は、総務委員会で、副市長及び教育長の給与改正の特例、さらには予備費のあり方の関連により、否決となっております。また、文教厚生委員会においては、シルバー人材センター補助金、産業建設委員会においては、商工振興対策事業費補助金、石岡地方斎場建設負担金が、附帯決議としてそれぞれ委員長報告に付されております。これらの経緯を踏まえ、3常任委員会の委員長が修正すべきものとの意見が一致したため、提出したものであります。

修正項目については、副市長及び教育長の給与改正の予算措置、シルバー人材センター補助金、商工振興対策事業費補助金、石岡地方斎場建設負担金の予算措置であります。

次に、修正概要についてご説明いたします。

行財政改革の一環である補助金の見直しは、必要性を踏まえつつも、その手法は、事業の実態を掌握し推進すべきであることから、商工振興対策事業費補助金は250万円の削減、シルバー人材センター補助金は100万円の削減といたしました。また、石岡地方斎場建設負担金については、予備費内の1億6622万9000円が予見できる経費であるとの判断から、その目的に従って衛生費に計上いたしました。

なお、修正方法は、すべて予備費より組み替えを行い、提案された予算総額は変更しておりま

せん。

最後に、本会議において、既に石岡地方斎場建設に関する適切な措置を求める決議が議決され、さらには、産業建設委員会と文教厚生委員会における平成23年度の一般会計予算において、附帯決議が付された経緯を踏まえれば、市長みずから修正すべきところではありますが、そのような姿勢が全く見受けられないため、議会による修正に至ったものであります。

議員諸公におかれましては、これらの決議の経緯をご認識賜り、本発議案に一人でも多くのご賛同が得られますよう心よりお願い申し上げます、提案理由といたします。

○議長（小座野定信君）

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております修正案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、原案並びに修正案について一括して討論を行います。

本案に対しましては、会議規則第51条の規定により、通告のあった原案への反対討論から発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第20号 平成23年度かすみがうら市一般会計予算に対する討論を行います。

市長の、当市の厳しい財政をかんがみながら、みずからの給与を半減する、特別職報酬も減額するという決意をもって、行財政の改革を行いながら、市民の福祉向上を目指すという考え方には賛同をいたします。

また、市民に情報を公開して、市民とともに市政を運営するという立場から、補助金等審議会並びに政策推進戦略会議を立ち上げ、補助金の見直しとともに事業仕分けを実施し、財源の確保を努めてきた点についても評価できます。

加えて、石岡地方斎場建設見直しの立場を貫く市長の姿勢に賛同をいたします。

しかし、人件費カットに念頭を置く市長の考え方が余りにも強く押し出され、各種団体から補助金カットの見直し要請が出されていることは問題であります。

また、私は市職員の人事院勧告に伴う給与の削減にも反対の立場であります。

今回の予算案について評価される点は、商工振興事業における住宅リフォーム助成金500万円や民間事業の新たな起業化を支援する観光PR推進事業、地場産業振興支援事業委託752万4000円、都市農村交流事業、アンテナショップ運営事業委託676万9000円等々、地域産業の活性化に力点を置いたことであります。

特に住宅リフォーム助成制度を今回立ち上げたことによって、今回の震災に対しリフォーム助成で対応することが可能となることは、市民にとって朗報と言えます。私は、さらに一步進めて、屋根がわらの損壊やブロック塀の崩壊など、明らかに震災によるものと判断される住宅補修等については、補助率を2割程度に引き上げる措置を検討することを求めたいと思います。

国保会計のほうに一般会計からの繰り入れを増額することには評価いたしますが、その中身が問題であります。来年度予算の目玉と報道されている国保税の引き下げについては、世帯の国保加入者数に応じて計算される均等割を大幅に引き上げた結果、応益割の比率が高くなり、低所得者及び資産のない国保被保険者にとっては引き上げになることであります。これは明らかに市長の公約違反であり、私は反対せざるを得ません。

子育て支援策については、任意予防接種の拡充、放課後児童クラブ保育の時間延長や東小学校に新たに放課後児童クラブを設置するなど、評価されます。市長は、中学生までの医療費無料化は来年度の課題としましたので、今後に期待いたしますが、一方で、保育士と学童保育の指導員の雇用に関しては、臨時職員で対応する傾向にあることには反対であります。専門職として、正職員で対応することが望まれます。

教育費について、義務教育費に係る父母・保護者負担をできるだけ少なくするよう、市独自の支援策を講じるべきだと考えます。

また、福祉タクシーの利用料の問題についてであります。初乗り料金が上がった差額分については、来年度に見直すとの答えがありました。プラスアルファして予算を計上するべきだったと思います。

以上、平成23年度かすみがうら市一般会計予算に対する討論といたします。

さらに、今回の発議第3号「議案第20号 平成23年度かすみがうら市一般会計予算」に対する修正(案)についてであります。今、述べましたように、シルバー人材センター補助金100万円の復活及び商工振興対策補助金250万円の復活については賛同をいたします。

しかし、私は議案第3号及び4号に賛成し、議案第5号に反対した立場でもあります。

さらに、この最大の問題点は、予備費にある石岡地方斎場建設負担留保分1億6622万9000円、これを衛生費に組み入れる修正には反対であります。石岡地方斎場移転建設については、私は原告団の一人として、移設建設費の差しとめ請求訴訟を行い、現在係争中であります。石岡市長である管理者、久保田管理者は、副管理者である宮嶋市長の見直しの申し入れについては、この申し入れが行われているにもかかわらず、協議に応ずることをせず、一方的に組合議会に建設予算を提出、これを議会が議決をいたしました。私は、この移転建設は地方自治法第2条14項に違反する内容と考えております。市長は、見直しについては合意形成に全力を尽くすという立場で、この趣旨から予備費として計上したものと私は理解しております。ですから、この予備費の計上については私は支持する立場であり、この修正案については反対をいたします。

以上です。

○議長(小座野定信君)

次に、原案に対し賛成の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、原案並びに修正案に対し反対の討論を行います。
討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、原案に対し賛成の討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、修正案に対し賛成の討論を行います。
討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

他に討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより発議第3号「議案第20号 平成23年度かすみがうら市一般会計予算」に対する修正
(案)の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、本修正案は可決されました。

次いで、ただいま修正議決した部分を除く原案についての採決を行います。

この採決は起立により行います。

修正部分を除くその他の部分について賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、修正議決した部分を除くその他の部分は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま議案第20号については修正議決されましたが、議案第20号 平成23年度かすみがうら市一般会計予算の予備費、総務費、衛生費に、それぞれ計数の変更が生じます。その字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時17分

再 開 午後 2時29分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日程第 5 議案第21号ないし議案第30号

○議長（小座野定信君）

日程第5、議案第21号 平成23年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算ないし議案第30号 市道路線の認定についてまでの10件をかすみがうら市議会会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ただいまの議題につきましては、所管の常任委員会に付託しております。

委員長の報告を求めます。

初めに、文教厚生委員会委員長 古橋智樹君。

[文教厚生委員会委員長 古橋智樹君登壇]

○文教厚生委員会委員長（古橋智樹君）

かすみがうら市議会文教厚生委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

ただいま議題となっている議案第21号、議案第22号、議案第25号につきましては、3月4日、8日、10日、11日、17日、18日の6日間、委員会を開催し、教育長並びに各担当部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第21号、議案第22号、議案第25号については可決すべきものと決しました。

以上で文教厚生委員会の委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

これより委員長に対し、議案の審査経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

次いで、産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

[産業建設委員会委員長 矢口龍人君登壇]

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

かすみがうら市議会産業建設委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告申し上げます。

ただいまの議題になっている議案第23号、議案第24号、議案第26号、議案第28号ないし議案第30号について、3月4日から17日までの間、6回の会議を開催し、議案第28号ないし議案第30号については3月7日に現地調査を行い、市長並びに各担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を

行いました。

慎重な審査の結果、議案第23号、議案第24号、議案第26号、議案第28号ないし議案第30号については可決すべきものと決定いたしました。

審査の経過並びに概要については、別紙委員会概要報告書のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思ひます。

以上で産業建設委員会の委員長報告といたします。

○議長（小座野定信君）

総務委員会委員長 小松崎 誠君。

[総務委員会委員長 小松崎 誠君登壇]

○総務委員会委員長（小松崎 誠君）

かすみがうら市議会総務委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

ただいま議題となっている議案第27号について、3月4日、8日、9日の3日間、会議を開催し、各担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第27号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の経過並びに概要については、別紙委員会概要報告書のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思ひます。

以上で総務委員会委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

以上で委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、議案第21号 平成23年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算の討論を行います。

佐藤文雄君からの反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第21号 平成23年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算に対する反対の討論を行います。

今回の予算案の問題点は、国保税が引き下がる世帯、引き上がる世帯もわからない保険税の収入の積算であることとあります。所得が少なく、固定資産がない方、世帯人数が多い方は、国保税が引き上がることは確実であります。また、保険税の賦課の根拠となる来年度の療養給付費を今年度と比較して6.1%増と予測し、予算計上する点にも疑問が残ります。これでは賛成できません。

また、国保運営協議会のあり方にも問題があると考えます。私は、国保運営協議会の運営をより一層強化することが必要だと考えます。協議会の委員の数をふやす、会議の回数をふやすこと、

そして資料の質を高める、十分に審議した上で予算案を作成すべきだと思います。そうすれば、今回の事態を招くことはなかったのではないのでしょうか。

国保は自営業者のための医療保険というのは以前の話であります。今や、無業者、年金者、いわゆる高齢者が大半で、さらには被用者、サラリーマンや給与所得者も多くなっております。非正規雇用労働者の割合の増加など、近年の雇用、労働の情勢が色濃く反映しております。ほかの公的医療保険の対象にならない人、市民はすべて国保に入る仕組みとなっているため、国保は皆保険制度を下支えするセーフティーネット、いわゆる安全網の役割を担っているとも言えます。そのような意味からも、国保は当市の市民の命と健康を守る上で極めて大事なものであります。市政の根幹をなす一つであると考えます。

私は、国保加入者の負担能力に応じた国保税の引き下げを求めて、反対討論といたします。

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第21号の採決を行います。

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第22号 平成23年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

佐藤文雄君から反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第22号 平成23年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算について反対の立場で討論をします。

民主党政権は2013年度から、いわゆる新制度の移行の方針でありましたが、厚生労働省は後期高齢者医療制度にかわる新制度の実施時期等を当初の計画から実質1年おくらせる方針を明らかにし、それに向けたシステム改修経費を11年度予算に計上しませんでした。厚労省側は、ことしの春に法案が成立することを前提にして計上することは適当でない判断したと説明、法案成立後の11年度補正予算か12年度当初予算にシステム改修経費を盛り込み、2年弱の準備を経て、14年3月から新制度を実施する意向を示しております。民主党政権は、公約していた後期高齢者医

療制度廃止を先送りした上、高齢者差別の根幹を残す新制度実施も実質1年先延ばしすることとなり、後期高齢者医療制度をずるずる存続させている格好であります。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を若い世代と分離して別勘定の制度に囲い込み、重い負担を押しつける仕組みであります。高齢者の医療費と負担を直結させ、医療にかかりたいなら重い負担を我慢せよと迫る高齢者いじめの制度であり、一日でも早く廃止すべきだと考えます。そして、75歳以上は医療費は無料にすべきであります。

したがって、この予算に賛成をすることはできません。

以上です。

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

他に討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第22号の採決を行います。

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第23号 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算の討論を行います。

佐藤文雄君から反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第23号 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算に反対の立場で討論をします。

特定環境保全公共下水道整備事業費で、今回も加茂地区の工事請負費1億5100万円が計上されております。前回も反対を表明いたしましたが、費用対効果を検証した結果の上でこの事業が行われたものとは思えません。さきの一般質問でも明らかにしましたが、すべての対象世帯の加入が担保されていないだけでなく、先行投資といいながら、工業団地内企業の加入についてもいまだはっきりしていません。このような大型公共下水道事業は、市の借金をふやすばかりであり、とても環境保全のためとは言えません。

私は前回も、下水道を整備しているにもかかわらず加入が進まないのは、現状を無視した大型

公共下水道工事を推進した結果だと批判し、下水道事業で今すぐにでもやらなければならないことは、既に整備した区域における加入の促進であると提案して、反対しましたが、今回もその立場は変わりません。生活排水対策における公共下水道の全面的な見直しを求めて、討論いたします。

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第23号の採決を行います。

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第24号 平成23年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第24号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第24号は原案のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第25号 平成23年度かすみがうら市介護保険特別会計予算の討論を行います。
佐藤文雄君から反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第25号 平成23年度かすみがうら市介護保険特別会計予算に反対の立場の討論を行います。

議案質疑でも明らかにいたしました。介護保険給付費の予算について、第4期である平成21年度から23年度の3年間の総合計金額は約72億円であり、その1年平均額は約24億円であります。これは前期、いわゆる第3期であります。この実績と比較し25%も多い数値となっております。平成21年度決算の介護保険給付費は約20億7000万円でありました。今年度の予想額は約22億円とこのことであります。来年度の介護保険給付費予算は約24億5000万円となっております。この実績から考えて、給付費の積算がいかにも過大であり、実情に合っていないかは明らかであります。これは厚生労働省のマニュアルをうのみにして、給付等を実態からかけ離れた積算を行い、高く設定したことに原因があります。それが介護保険料を引き上げた要因にもなっていると考えます。

現在の介護保険制度では、1割負担によって、介護サービスを受けたくても受けられない方が結構多いのが現実ではないでしょうか。負担が余りにも大き過ぎる介護保険料は、今すぐにも引き上げていかないと、介護保険制度そのものが破綻するのではないのでしょうか。また、低所得者に対して市独自の保険料や利用料を減額・免除する制度を設けることを要請して、討論いたします。

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第25号の採決を行います。

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

議会途中ですが、皆様にお諮りいたします。

先ほど朝の冒頭で申し上げました今回の東北地方太平洋沖地震でお亡くなりになりました方々に対し、かすみがうら市議会といたしましても追悼の意をあらわし、黙禱をささげたいと思いますが、いかがでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご了解いただきましたので、1分間の黙祷をささげたいと思います。

ご起立願います。

黙祷。

[黙 祷]

○議長（小座野定信君）

直れ。

着席。

ありがとうございました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第26号 平成23年度かすみがうら市水道事業会計予算の討論を行います。

佐藤文雄君から反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第26号 平成23年度かすみがうら市水道事業会計予算に対して反対の立場で討論をいたします。

これまで市の水道会計には、一般会計から補助金として9000万円繰り入れをしておりました。その目的は、営業助成及び企業債償還のためとしておりました。特に旧霞ヶ浦町では、上水道事業における高料金対策として、資本費が167円以上、給水原価が263円以上であるため、繰り出し基準に基づいて、一般会計から繰り入れがなされておりました。その繰入金を活用して、企業債の繰上償還や借りかえによって、水道事業会計は年々改善されてきたわけであります。平成22年度の未処分利益余剰金は8983万6014円となっており、次の段階は市民への還元、すなわち水道料金引き下げの措置であります。

今回、私の一般質問で、水道料金の基本水量見直し及び引き下げについて、水道事務所長は「基本水量を現行の2分の1、いわゆる5立方にし、基本料金を約半額の1,000円とし、超過料金を210円で10立方まで使用したときの料金を試算しますと、5立方までは税込み1,050円で、現行料金より1,029円安くなり、9立方では189円安くなります。10立方以上は現行どおりといたしまして、10立方まででは年間3800万円の減収となります」と答弁しました。これが実施されれば、10立方以下の使用世帯が3割を超えているわけですから、大いに助かるわけであります。しかし、今回の補助金を4000万円削減したことによって、低廉な水道水の提供が難しくなったのではないのでしょうか。そのことが、今回の水道会計事業予算の最大の問題点であると考えます。

改めて、この措置について見直しを求めると同時に、水道料金の引き下げを求めて、討論いたします。

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございますか。

15番 山内庄兵衛君。

[1 5 番 山内庄兵衛君登壇]

○ 1 5 番 (山内庄兵衛君)

議案第26号については、賛成の立場で討論を行います。

かすみがうらの水道は、霞ヶ浦地区は中央用水、したがって那珂川の水と地下水で賄っております。千代田地区については県西用水と、それから地下水で賄っております。今回の災害から見ても、もう県西用水の大きな管が破れて、断水が行われましたけれども、水道課は、昼夜、天候を問わず、一睡もしないでこの事業の復興に携わりました。そして、幸いにして霞ヶ浦地区だけは中央用水のほうはとまりませんでした。いち早く復興をいたしました。さらに、本年度は9000万の補助金をカットでありました。しかし、このかすみがうら市については非常に安定な供給をされております。特に県西用水は、もう目いっぱいであります。中央用水だけが若干の余裕があるだけでありますけれども、そういうことでございますので、このいろいろな改善を図っている水道課の皆さんの努力を買っていただいて、この予算を通したいと思っておりますので、議員諸公の賛同をお願いいたします。

○議長 (小座野定信君)

ほかに討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 (小座野定信君)

討論を終結いたします。

本案は異議がございませんので、起立により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長 (小座野定信君)

起立多数であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

○議長 (小座野定信君)

次いで、議案第27号 土浦石岡地方広域市町村圏協議会の廃止についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 (小座野定信君)

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 (小座野定信君)

討論を終結いたします。

これより議案第27号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第27号は原案のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第28号 市道路線の変更についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第28号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第28号は原案のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第29号 市道路線の認定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第29号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第29号は原案のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第30号 市道路線の認定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第30号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第30号は原案のとおり可決されました。

日程第 6 請願第 3 号 TPP交渉参加反対に関する緊急請願

○議長（小座野定信君）

日程第6、請願第3号 TPP交渉参加反対に関する緊急請願を議題といたします。

ただいまの議題につきましては、産業建設委員会に付託しております。

これより委員長の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

[産業建設委員会委員長 矢口龍人君登壇]

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

かすみがうら市議会産業建設委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条の第1項の規定によりご報告いたします。

ただいま議題となっております請願第3号については、担当部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果につきましては、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

なお、請願第3号につきましては、全会一致の採択を受けましたので、地方自治法第109条第7項の規定により、委員会において議長あてに意見書案を提出することを決定いたしました。

審査の経過並びに概要につきましては、別紙委員会概要報告書のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で産業建設委員会の委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

これより委員長に対し、審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

以上で委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、請願第3号 TPP交渉参加反対に関する緊急請願の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより請願第3号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、請願第3号は委員長の報告のとおり採択されました。

日程第 7 委員会発議第 1 号 環太平洋連携協定（TPP）への参加に関する意見書（案）

○議長（小座野定信君）

日程第7、委員会発議第1号 環太平洋連携協定（TPP）への参加に関する意見書（案）を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件につきましては、委員会提案であります。

なお、発議案については、お手元に配付してあります委員会会議録において審査が終了しております。

以上のことから、会議規則第37条第2項及び第3項の規定により、提案説明、質疑並びに委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、委員会発議第1号の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより委員会発議第1号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、委員会発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第8 請願第4号、請願第5号並びに陳情第2号

○議長（小座野定信君）

日程第8、請願第4号 建設業協会の経営改善に関する請願書、請願第5号 かすみがうら市商工会市補助金に関する請願書、陳情第2号 陳情書「補助金減額見直しのお願について」、以上3件をかすみがうら市議会会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ただいまの議題につきましては、各常任委員会にそれぞれ付託をいたしております。

各常任委員会委員長の報告を求めます。

初めに、総務委員会委員長 小松崎 誠君。

[総務委員会委員長 小松崎 誠君登壇]

○総務委員会委員長（小松崎 誠君）

かすみがうら市議会総務委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、ただいま議題となっております請願第4号 建設業協会の経営改善に関する請願書について、3月4日、8日、9日の3日間、会議を開催し、請願提出者を参考人招致し、また請願紹介議員並びに担当部課長の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、請願第4号につきましては全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

また、採択された請願については執行機関に送付し、その処理の経過と結果の報告を平成23年3月31日までに報告するよう求めることを決定いたしました。

なお、審査の経過並びに概要については、別紙委員会概要報告書のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で総務委員会委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

これより委員長に対し、議案の審査経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

次いで、文教厚生委員会委員長 古橋智樹君。

[文教厚生委員会委員長 古橋智樹君登壇]

○文教厚生委員会委員長（古橋智樹君）

かすみがうら市議会文教厚生委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

ただいま議題となっている陳情第2号 陳情書「補助金減額見直しのお願について」を3月4日、8日、10日、11日、17日、18日の6日間、委員会を開催し、参考人の出席を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、陳情第2号につきましては趣旨採択をすべきものと決しました。

審査の経過並びに概要については、別紙委員会概要報告書のとおりでありますので、ごらんい

ただきたいと思います。

以上で文教厚生委員会の委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

次いで、産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

[産業建設委員会委員長 矢口龍人君登壇]

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

かすみがうら市議会産業建設委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告申し上げます。

ただいま議題となっている請願第5号については、参考人として商工会会長、事務局長並びに経営指導員の3名を招致し、さらに担当部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果につきましては、採決の結果、趣旨採択すべきものと決しました。

審査の経過並びに概要につきましては、別紙の委員会概要報告書のとおりでございますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で産業建設委員会の委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

委員長に質問いたします。

趣旨採択となると、採択よりは弱いんですけども、ここらのところはどのようにお考えでそのようにしたのかお伺いいたします。

○議長（小座野定信君）

委員長、よろしいですか。

産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

弱い、強いというよりも、意見をお聞きしました中で、その補助金の部分でございますけれども、先ほども私、委員長報告の中でお話ししたと思いますけれども、年度ごとにまたがって、できれば1回500万ということではなくて、250万、何年かに分けてひとつお願いしたいというような趣旨でございましたので、一応その辺で趣旨採択ということになったわけでございます。

[「休憩」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時10分

再 開 午後 3時12分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

大変失礼しました。

商工会から来ている請願は、500万円全額戻してくれというような請願でございました。そういった中で、全額戻すことはちょっと難しいだろうと、半分の250万円であれば認めざるを得ないかなということで、そういう趣旨で、趣旨としては採択をしたということでございます。

○議長（小座野定信君）

ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

以上で常任委員会委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、請願第4号 建設業協会の経営改善に関する請願書の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより請願第4号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、請願第4号は委員長の報告のとおり採択されました。

ただいま採択されました請願は執行機関に送付し、委員長の報告のとおり、平成23年3月31日までに、その処理の経過及び結果の報告をされるよう請求することといたします。

○議長（小座野定信君）

次いで、請願第5号 かすみがうら市商工会市補助金に関する請願書の討論を行います。

本請願に対する委員長の報告は趣旨採択であります。

よって、本請願を趣旨採択することについての討論を行います。

初めに、趣旨採択に対する反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、趣旨採択に賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより請願第5号の採決を行います。

本請願に対する委員長の報告は趣旨採択であります。

委員長の報告のとおり趣旨採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、請願第5号は委員長の報告のとおり趣旨採択することに決定いたしました。

○議長（小座野定信君）

次いで、陳情第2号 陳情書「補助金減額見直しのお願について」の討論を行います。

本陳情に対する委員長の報告は趣旨採択であります。

よって、本陳情を趣旨採択することについての討論を行います。

初めに、趣旨採択に対する反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより陳情第2号の採決を行います。

本陳情に対する委員長の報告は趣旨採択であります。

委員長の報告のとおり趣旨採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、陳情第2号は委員長の報告のとおり趣旨採択することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時16分

再 開 午後 3時31分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま市長から、議案第31号 かすみがうら市暴力団排除条例の制定についてが提出されました。

直ちにこれを日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号を直ちに日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定いたしました。

議案の配付をお願いいたします。

[議案配付]

追加日程第 3 議案第 31号 かすみがうら市暴力団排除条例の制定について

○議長（小座野定信君）

追加日程第3、議案第31号 かすみがうら市暴力団排除条例の制定についてを議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第31号 かすみがうら市暴力団排除条例の制定につきましては、暴力団を排除し、県民の安全な生活を確保し、健全な社会経済活動を実現するため、茨城県においても暴力団排除条例が今年4月1日から施行されるところでございます。暴力団排除に向けて、県だけではなく、市町村も一体となった取り組みが必要なことから、暴力団排除条例を制定するものでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第31号については、かすみがうら市議会会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、議案第31号 かすみがうら市暴力団排除条例の制定についての討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第31号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第31号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま市長から、議案第32号 市長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について並びに議案第33号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定についてが提出されました。

直ちにこの2件を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号並びに議案第33号を直ちに日程に追加し、追加日程第4として議題にすることに決定いたしました。

議案の配付をお願いいたします。

[議案配付]

追加日程第 4 議案第 3 2 号並びに議案第 3 3 号

○議長（小座野定信君）

追加日程第4、議案第32号 市長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について並びに議案第33号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定についての2件を一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第32号 市長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定並びに議案第33号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定につきましては、先般の職員の飲酒運転による不祥事を重く受けとめ、その責任を明らかにするため、市長の給料月額を平成23年4月1日から平成23年4月30日までの1カ月間、現行の50%削減に加え、さらに10%を削減するものでございます。

また、あわせて教育委員会教育長の給料月額を平成23年4月1日から平成23年4月30日までの1カ月間、10%を削減するものでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

これより一括して質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第32号並びに議案第33号については、かすみがうら市議会

会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、議案第32号 市長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第32号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第32号は原案のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第33号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第33号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第33号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま市長から、諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について並びに諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦についてが提出されました。

直ちにこの2件を日程に追加し、追加日程第5として日程の順序を変更し、議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号並びに諮問第2号を直ちに日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定いたしました。

議案の配付をお願いします。

[議案配付]

追加日程第 5 諮問第1号並びに諮問第2号

○議長（小座野定信君）

追加日程第5、諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について並びに諮問第2号 人権擁護委員の（同上）の2件を一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました諮問第1号並びに諮問第2号の人権擁護委員の（同上）につきまして、委員7名のうち2名の方が平成23年6月30日をもって任期満了となることに伴い、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、かすみがうら市下土田1424番地1、鈴木伊津子氏、かすみがうら市牛渡1832番地、宮本君代氏を新任の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時44分

再 開 午後 3時53分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして再開いたします。

これより一括して質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております諮問第1号並びに諮問第2号については、かすみがうら市議会会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、お諮りいたします。

ただいま議題となっておりますこの2件は、人事案件ですので、先例により討論を省略して採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、討論を省略して採決することに決定いたしました。

次いで、諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についての採決を行います。

本案は原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

○議長（小座野定信君）

次いで、諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦についての採決を行います。

本案は原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 9 選挙第8号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合議会議員の選挙

○議長（小座野定信君）

日程第9、選挙第8号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合議会議員の選挙を行います。

この選挙は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○議長（小座野定信君）

ただいまの出席議員数は16名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

[投票用紙配付]

○議長（小座野定信君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を改めさせます。

[投票箱点検]

○議長（小座野定信君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のために申し上げますが、投票は単記無記名です。

なお、無効の取り扱いについてあらかじめ申し上げます。

所定の用紙を用いないもの、その職につき得ない者の氏名を記載したもの、一投票中に2名以上の氏名を記載したもの、他事を記載したもの、被選挙人の氏名を自書しないもの、被選挙人のだれの氏名を記載したかを確認しがたいもの、以上の投票は、公職選挙法第68条第1項が準用されることから、無効とみなします。

また、白票についても無効投票とみなします。

職員が議席番号と氏名を点呼いたしますので、順次投票願います。投票は、議長席に向かい左側から登壇して、投票後、右側へおりてください。

それでは、点呼を命じます。

[事務局長補佐議席番号と氏名を点呼、投票]

○議長（小座野定信君）

投票漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（小座野定信君）

次いで、開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に7番 加固豊治君及び8番 佐藤文雄君を指名いたします。開票の立ち会いをお願いいたします。

演壇までお越しくください。

[開票、計算]

○議長（小座野定信君）

それでは、投票の結果を報告いたします。

投票総数16票。

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票16票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、

加 固 豊 治 君 5 票

栗 山 千 勝 君 3 票

鈴木良道君 3票
岡崎 勉君 3票
矢口龍人君 2票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は1票であります。

よって、加固豊治議員、栗山千勝議員、鈴木良道議員、岡崎 勉議員、以上4人が土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました加固豊治議員、栗山千勝議員、鈴木良道議員、岡崎 勉議員、以上4名が議場におられますので、本席から、かすみがうら市議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

日程第10 委員会発議第2号 事務検査に関する決議（案）について

○議長（小座野定信君）

日程第10、委員会発議第2号 事務検査に関する決議（案）を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

[産業建設委員会委員長 矢口龍人君登壇]

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

事務検査に関する決議（案）の提案理由を申し上げます。

五輪堂橋改修工事に関する整備負担金については、これまで茨城県と石岡市とかすみがうら市の三者負担により整備することで事前合意がなされ、協議が進められてまいりました。しかし、平成22年12月1日に、茨城県とかすみがうら市により二者協定が締結されたことにより、石岡市の負担分4427万6000円はかすみがうら市が負担することとなりました。

もとより、行政界の道路や橋梁等は、隣接する地方公共団体が相互に負担し合い、整備促進することが一般的であり、それはとりもなおさず行政運営を公正かつ効率的に推進することであり、また行政に要求されることでもあります。

以上のことから、五輪堂橋改修工事の協定の締結に至る経過及び負担のあり方について、地方自治法第98条第1項により、産業建設委員会で検査を行うというものであります。

以上です。

○議長（小座野定信君）

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております決議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認めます。

これより委員会発議第2号の討論を行います。

最初に、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより委員会発議第2号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、委員会発議第2号 事務検査に関する決議（案）、産業建設委員会に地方自治法第98条第1項の権限を委任し、五輪堂橋改修工事の協定に関する事項の検査が終了するまで、閉会中もなお検査を行うことができることとする決議は原案のとおり可決されました。

日程第11 閉会中の継続審査について

○議長（小座野定信君）

日程第11、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

文教厚生委員会委員長並びに産業建設委員会委員長より、お手元に配付したとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第12 閉会中の所管事務調査について

○議長（小座野定信君）

日程第12、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長より、お手元に配付したとおり、閉会中の所管事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定いたしました。

○議長（小座野定信君）

本日配付いたしました議事日程において、議案第7号と議案第8号の表記が入れかわっておりました。

また、日程第4において、発議第3号と記すべきところ、発議第2号と記載されておりました。つきましては、議長の議事整理権の範疇でありますので、議長において訂正し、念のため議事日程を差しかえさせますので、よろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 4時22分

再 開 午後 4時25分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

○議長（小座野定信君）

委員会審査報告書の訂正についてお諮りいたします。

先ほど、文教厚生委員会の委員会審査報告書の内容について訂正があるとの委員長からの申し出がありました。

なお、訂正箇所については配付いたしました正誤表のとおりであります。

これを許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、訂正を許可いたします。

○議長（小座野定信君）

これにて、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

それでは、これをもちまして平成23年かすみがうら市議会第1回定例会を閉会いたします。

会期24日間にわたる慎重なご審議、まことにご苦労さまでございました。

終わります。

閉 会 午後4時26分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

かすみがうら市議会議長 小座野 定 信

かすみがうら市議会議員 田 谷 文 子

かすみがうら市議会議員 古 橋 智 樹

かすみがうら市議会議員 小松崎 誠